

日本社会教育学会 第73回研究大会 報告・発表要旨集

日時：2026年9月5日（土）～7日（月）

会場：法政大学市ヶ谷キャンパス

後援：法政大学資格課程

≪ 目次 ≫

1. 会場校（法政大学市ヶ谷キャンパス）のご案内	…… 1
(1) ご案内（受付案内・参加費等・会場案内・その他・問い合わせ先） (2) 会場へのアクセス (3) 構内案内図 (4) 会場一覧 (5) 各校舎案内図	
2. 大会プログラム	…… 7
3. 報告・発表要旨	…… 25
◆第1日目（9月5日（土））	
プロジェクト研究「男女平等・ジェンダー公正をめぐる課題と社会教育の可能性」 社会教育士特別プロジェクト	
◆第2日目（9月6日（日））	
自由研究発表第1室～第9室 ポスターセッション 倫理研修	
◆第3日目（9月7日（月））	
プロジェクト研究「DX時代の社会教育・生涯学習の課題」	

(第73回研究大会タイムテーブル)

9月 5日 土	12:30 ~			13:00 ~ 16:00	16:15 ~ 18:45	19:00 ~ 20:30	
	受付			プロジェクト研究 「男女平等・ジェンダー公正をめぐる課題と社会教育の可能性」	社会教育士 特別プロジェクト	全国理事会 ／若手研究者の集い	
6日 日	8:30 ~ 受付	9:00 ~ 11:30	11:30 ~ 12:30	12:30 ~ 15:00	15:00 ~ 16:30	16:45 ~ 18:00	18:15 ~ 20:15
		自由研究発表	ポスターセッション／昼食	自由研究発表	倫理研修	総会	懇親会
7日 月	9:00 ~ 受付	9:30 ~ 12:30	昼食	13:30 ~ 16:00			
		プロジェクト研究 「DX時代の社会教育・生涯学習の課題」		ラウンドテーブル ①～⑥			

1. 会場校（法政大学市ヶ谷キャンパス）のご案内

(1) ご案内

1. 受付案内

受付場所は大内山校舎 1 階ロビースペースです。

2. 参加費等

研究大会への参加は、事前申込制です。

①参加費

一般(会員・非会員): 2,500 円(非会員の院生を含む)

大学院生(学会員で院生登録している者を対象とする): 1,500 円

大学生: 無料(学生証提示)

②懇親会費

一般: 5,000 円 大学院生・大学生: 3,500 円

③昼食

各自でご準備下さい。※会場でのお弁当販売はありません。

3. 会場案内

構内案内図は 3 頁、会場一覧は 4 頁、教室案内は 5-6 頁をご参照ください。

※敷地内禁煙です。

4. 当日配布資料

会場でのコピーはできませんので、発表者は各自ご用意下さい(約 50 部程度)

5. Wi-Fi 環境

会場校より学内 LAN のゲスト用アカウントが提供される予定です。ID・パスワードは当日会場の掲示等でご確認ください。なお、会場校は国際学術無線 LAN ローミング基盤(eduroam)に参加しています。

6. 合理的配慮

機能障害等のある方で大会時に合理的配慮を希望する方は、事前に事務局までお知らせください(参加申し込みフォームに記入欄があります)。

7. 会場校の連絡先

〒102-8160 東京都千代田区富士見 2-17-1

法政大学キャリアデザイン学部 久井英輔

Tel: 03(3264)9750 E-Mail: hisai@hosei.ac.jp

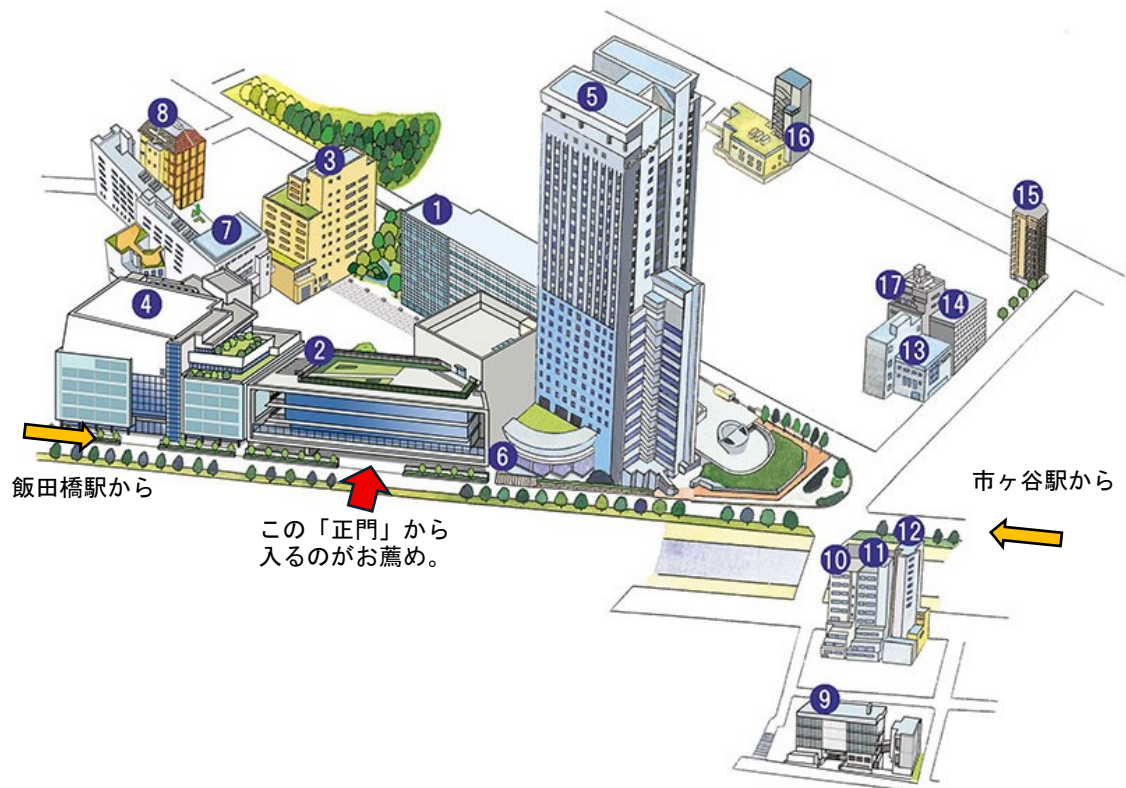
(2) 会場へのアクセス



市ヶ谷キャンパスは広範囲にわたって点在する建物を含みますが、研究大会会場となる校舎（大内山校舎、富士見ゲート、ボアソナード・タワー）はすべて、主要な校舎が集中している「富士見校地」内にあります。

市ヶ谷駅、飯田橋駅からそれぞれ外濠に沿って歩くと、富士見校地内の「富士見ゲート」の近くに大きな門（正門）がありますので、そこから入構するのが最もわかりやすいです。

(3) 構内案内図



市ヶ谷キャンパスのうち、①～⑧の校舎が集中する主要な敷地が「富士見校地」です。
今回の研究大会では、富士見校地の①大内山校舎、②富士見ゲート、⑤ボアソナード・タワーのみを使用します。

市ヶ谷駅、飯田橋駅からそれぞれ外濠に沿って歩き、上図の赤い矢印を記した場所にある門（正門）から入構していただければ、各校舎、教室にスムーズにたどり着けます。

■各校舎名（富士見校地内のみ）

①大内山校舎

- 1 階：受付、書籍販売、ポスターセッション
- 3 階：大会本部、三役控室
- 4 階～6 階：プロジェクト研究等打合せ室、会員控室、若手研究者の集い、自由研究発表各部会、ラウンドテーブル

②富士見ゲート

- 3 階：懇親会
- 5 階：プロジェクト研究、倫理研修、総会

⑤ボアソナード・タワー

- 26 階：全国理事会

(4) 会場一覧

9月5日(土)

プロジェクト研究	富士見ゲート 5 階 G503
特別プロジェクト	〃 5 階 G503
全国理事会	ボアソナード・タワー26 階 A 会議室
若手研究者の集い	大内山校舎 4 階 Y402

9月6日(日)

自由研究発表 第1室	大内山校舎 4 階 Y403
自由研究発表 第2室	〃 4 階 Y404
自由研究発表 第3室	〃 4 階 Y405
自由研究発表 第4室	〃 5 階 Y502
自由研究発表 第5室	〃 5 階 Y503
自由研究発表 第6室	〃 5 階 Y504
自由研究発表 第7室	〃 5 階 Y505
自由研究発表 第8室	〃 6 階 Y602
自由研究発表 第9室	〃 6 階 Y603
ポスターセッション	〃 1 階 ロビースペース
倫理研修	富士見ゲート 5 階 G503
総 会	〃 5 階 G503
懇親会	〃 3 階 カフェテリアつどひ

9月7日(月)

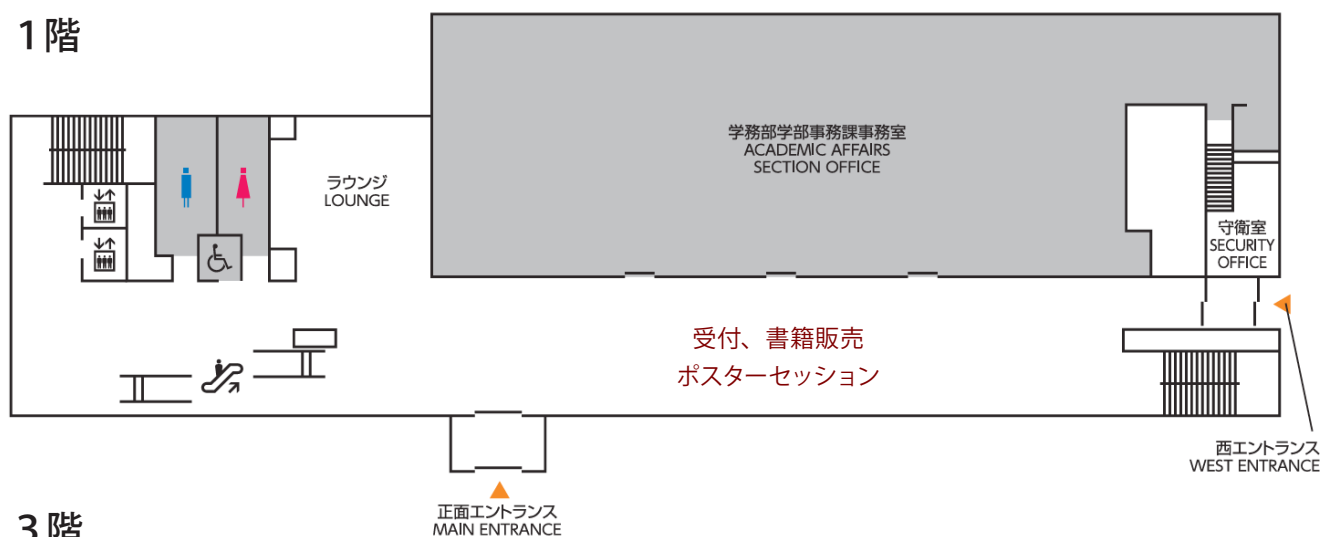
プロジェクト研究	富士見ゲート 5 階 G503
ラウンドテーブル (R T) ①	大内山校舎 4 階 Y403
ラウンドテーブル (R T) ②	〃 4 階 Y404
ラウンドテーブル (R T) ③	〃 4 階 Y405
ラウンドテーブル (R T) ④	〃 5 階 Y502
ラウンドテーブル (R T) ⑤	〃 5 階 Y503
ラウンドテーブル (R T) ⑥	〃 5 階 Y504

9月5～7日共通

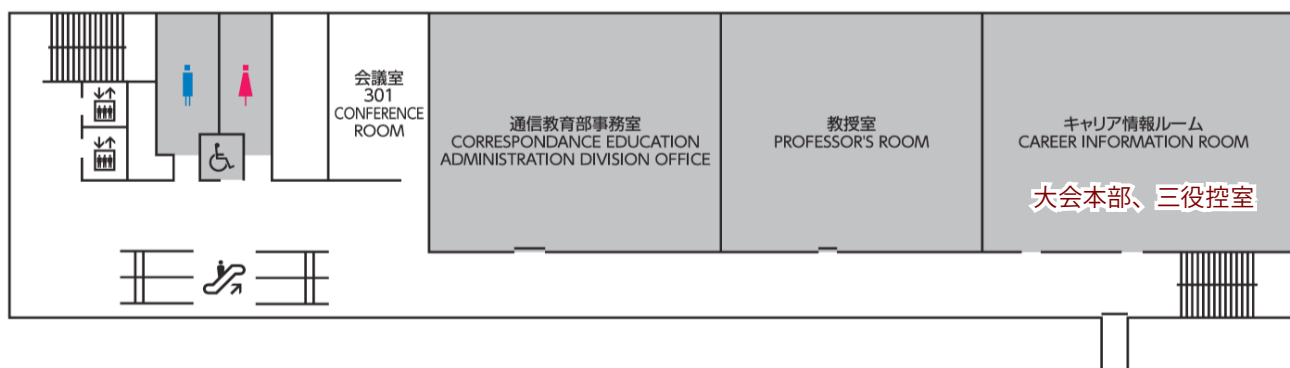
大会本部・三役控室	大内山校舎 3 階 キャリア情報ルーム
参加者控室	〃 4 階 Y402
受付・書籍販売	〃 1 階 ロビースペース

■大内山校舎（1～5階）案内図

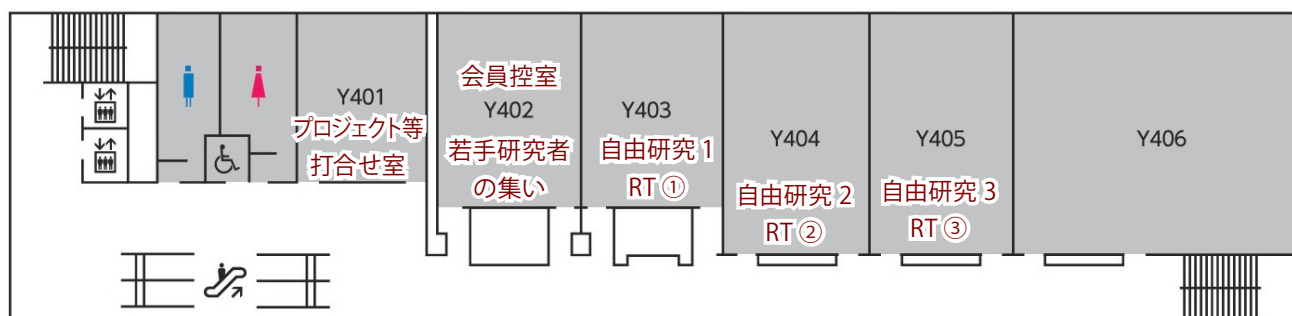
1階



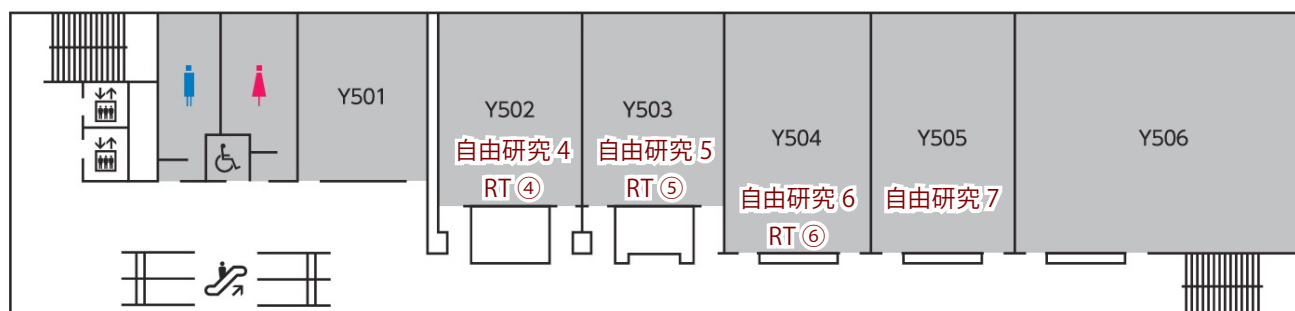
3階



4階



5階

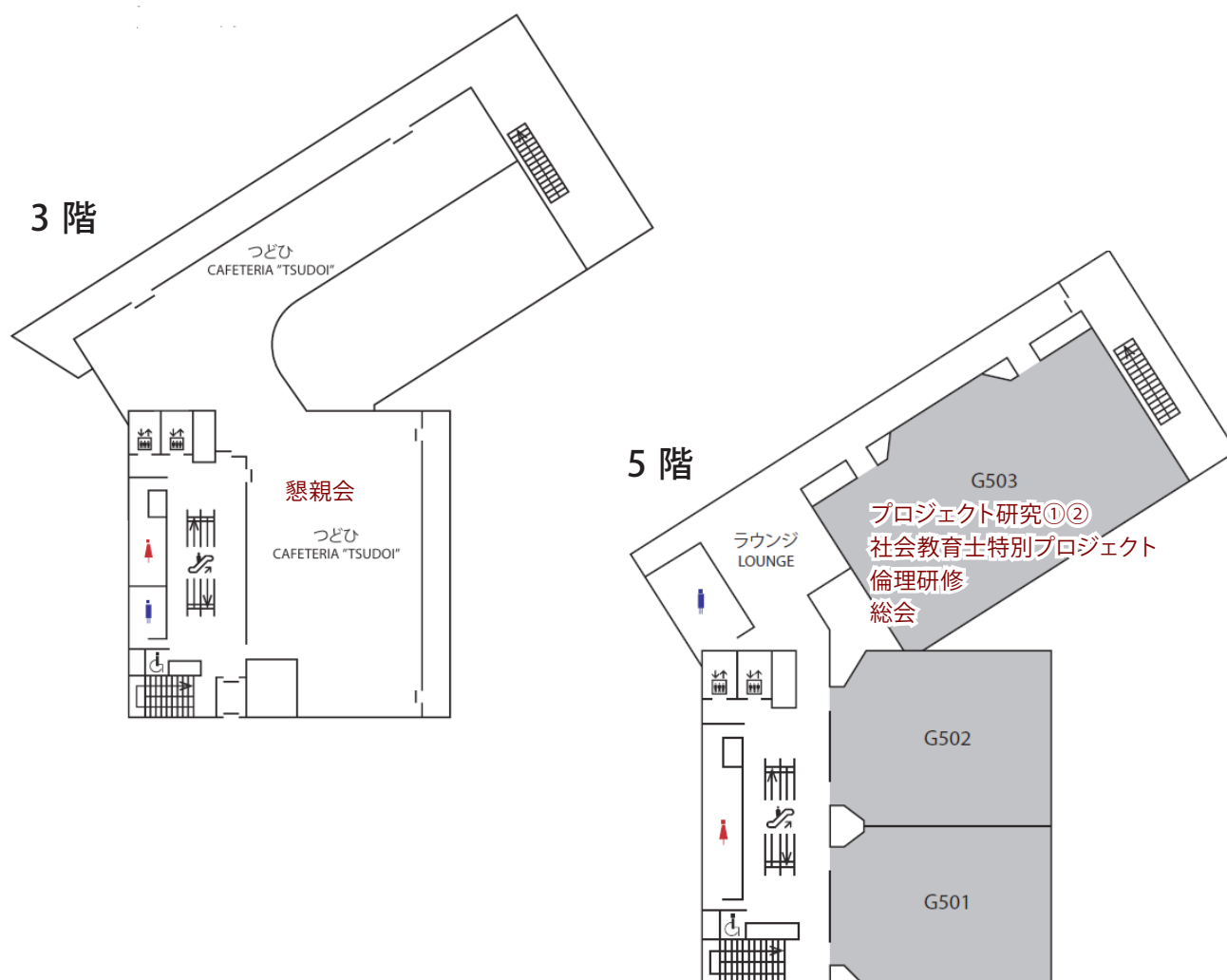


■大内山校舎（6階）案内図

6 階



■富士見ゲート案内図



■ボアソナード・タワー 26 階（平面図省略）→ A 会議室 9/5（土）、19:00～全国理事会

2. 大会プログラム

第1日目 9月5日(土)

プロジェクト研究

男女平等・ジェンダー公正をめぐる課題と社会教育の可能性

13:00~16:00 富士見ゲート5階 G503

- テーマ 男女平等・ジェンダー公正と社会教育(2) -社会教育の展望を探る
司 会 富永貴公(都留文科大学)、矢内琴江(早稲田大学)
報告Ⅰ 男女共同参画政策が問う／を問う社会教育：男女平等・ジェンダー公正に向けて
辻 智子(北海道大学)
報告Ⅱ 男性たちの／をめぐる学習を考える
中尾友香(中央大学大学院)・井口啓太郎(国立市公民館)
報告Ⅲ 社会事業的社会教育の史的展開とジェンダー
大村隆史(東海大学)

社会教育士特別プロジェクト

社会教育人材を中核とした今後の社会教育のあり方

～「社会教育士特別プロジェクト」最終報告～

16:15～18:45 富士見ゲート5階 G503

- 司 会 倉持伸江(東京学芸大学)・農中 至(鹿児島大学)
報告1：各部会からの提案
平川景子(明治大学)：養成課程部会
石井山竜平(東北大学)：主事講習部会
村田和子(和歌山大学名誉教授)：しくみ・計画部会
内田和浩(北海学園大学)：研修・組織化・キャリア部会
松田弥花(広島大学)：比較研究部会
報告2：社会教育士特別プロジェクトのまとめ
内田純一(高知大学)
コメンテーター：岩橋恵子(志学館大学名誉教授)・宮崎隆志(北海道文教大学)

全国理事会

19:00 ~ 20:30 ポアソナード・タワー26 階 A 会議室

若手研究者の集い

19:00 ~ 20:30 大内山校舎4階 Y402

第2日目 9月6日(日)

自由研究発表

午前 9:00 ~ 11:30 / 午後 12:30 ~ 15:00

(共同研究者は○印が登壇者)

第1室 午前 〈歴史〉

大内山校舎4階 Y403

司 会 田所祐史 (京都府立大学)

9:00 ~ 9:25 社会教育研究における文化原論の展開と課題

久保舜一郎 (北海道大学大学院)

9:25 ~ 9:50 戦後社会教育における演劇活動

—1940年代後半から1950年代の諸相—

小川 史 (横浜創英大学)

9:50 ~ 10:15 長野県八千穂村における健康学習の考察

高橋英明 (早稲田大学大学院)

10:15 ~ 10:40 大阪府吹田市における公民館制度の成立に関する一考察

松山鮎子 (早稲田大学)

10:40 ~ 11:05 経営学形成期における人材養成論の検討

—「労働管理」論の形成期に着目して—

倉知典弘 (吉備国際大学)

(討 論 11:05 ~ 11:25)

第1室 午後 〈歴史・若者〉

大内山校舎4階 Y403

司 会 山梨あや (慶應義塾大学)

12:30 ~ 12:55 大正期大阪市内青年団の組織化と活動の一考察

—日常と非日常の「公益事業」を中心に—

柴田昌美 (大阪教育大学大学院)

- 12:55 ～ 13:20 青年学校教員はいかに農村文化の向上を構想したか
 ―戦時期長野県における農業教育・拓殖・文化の結節点―
 大蔵真由美（松本大学）
- 13:20 ～ 14:00 占領期八重山群島の青年の学習と生活・労働の検討
 ―石垣島・竹富島・与那国島の青年団機関誌の比較分析を中心に―
 ○山城千秋（名桜大学）、○農中 至（鹿児島大学）
- 14:00 ～ 14:40 昭和戦後期における地方都市での青年期教育の展開
 ―福島県旧本宮町の状況、特に郡是製糸本宮工場の周辺に焦点化して―
 ○安藤耕己（山形大学）、○板橋孝幸（奈良教育大学）
 久井英輔（法政大学）、倉知典弘（吉備国際大学）
 大蔵真由美（松本大学）、栗山 究（法政大学・非常勤）
 竹淵真由（東京都教育庁）
- （ 討 論 14:40 ～ 15:00 ）

第2室 午前 〈歴史・女性／子ども〉

大内山校舎4階 Y404

司 会 千葉悦子（福島大学名誉教授）

- 9:00 ～ 9:40 1950 ～ 60 年代の宮城県における地域子ども会と非行防止論の遺産
 ―社会教育と地域福祉の視点から―
 ○竹原幸太（東京都立大学）、○江連崇（名寄市立大学）
- 9:40 ～ 10:05 療養所における女性の表現と記録
 ―多磨全生園を手がかりに―
 坂内夏子（早稲田大学）
- 10:05 ～ 10:30 戦後「母親教室」についての検討
 山梨あや（慶應義塾大学）
- 10:30 ～ 10:55 1950 ～ 60 年代における農村女性の自己教育の形成過程
 陳佳虹（東京農工大学大学院）
- 10:55 ～ 11:20 原水爆禁止署名運動の担い手の学習経験とその意義に関する考察
 ―東京都杉並区「杉の子会」で学んだ女性に着目して―
 平野叶大（所属なし）

（ 討 論 11:20 ～ 11:30 ）

第2室 午後 〈グローバルゼーション〉

大内山校舎4階 Y404

司 会 河野明日香（名古屋大学）

12:30 ～ 12:55 モンゴル民族の通過儀礼「ウルボー（断髪式）」の教育的役割

張妍俊（東京都立大学）

12:55 ～ 13:20 在日中国籍モンゴル族第二世代の言語継承をめぐる親の意識と実践

ーモンゴル語と中国語の継承に着目してー

朝木日洛格（東京都立大学）

13:20 ～ 13:45 在日中国人ニューカマーの日常生活における意識変容に関する研究

ー中国語を媒介とするネットワークへの参加を手がかりにー

李天睿（筑波大学大学院）

13:45 ～ 14:10 言語教育におけるクリティカル・シンキング・スキルの育成に関する一考察

ー海外の文化施設の取り組みに着目してー

永田祥子（学習院大学）

14:10 ～ 14:35 パレスチナにおける文化的抵抗運動

ーフリーダム・シアターの創設者ジュリアーノ・メール・ハミスの伝記ー

齋藤真哉（駒澤大学・非常勤）

（ 討 論 14:35 ～ 14:55 ）

第3室 午前 〈学習方法・支援者〉

大内山校舎4階 Y405

司 会 田中 雅文（日本女子大学名誉教授）

9:00 ～ 9:50 コロナ禍の韓国における識字・基礎教育現場の実態と対応

○金侖貞（東京都立大学）、○肥後耕生（豊岡短期大学）

○新矢麻紀子（大阪産業大学）

棚田洋平（（一社）部落解放・人権研究所）

添田祥史（福岡大学）、江口 怜（摂南大学）、横関理恵（旭川市立大学）

9:50 ～ 10:15 韓国・平生教育士の職能団体の現状と課題（その3）

内田和浩（北海学園大学）

10:15 ～ 10:40 地域住民組織化におけるエンパワーメントとリーダーシップ養成

：シカゴ市X学校の保護者主体NPOの事例研究

清水広平（北海道大学大学院）

10:40 ～ 11:05 こども支援における教育と福祉関係者の「視差」に関する予備的検討

入江優子（東京学芸大学）

（ 討 論 11:05 ～ 11:25 ）

第3室 午後 〈人権・理論（学習の組織化）〉

大内山校舎4階 Y405

司 会 松岡廣路（日本福祉大学）

12:30 ～ 12:55 識字・日本語教育における「解放」とは何か？

—権力関係から自由になるために ある事例をとおして考える—

○菅原智恵美（大阪公立大学 特別研究員）

森 実（大阪教育大学名誉教授）、上杉孝實（京都大学名誉教授）

棚田洋平（（一社）部落解放・人権研究所）

新矢麻紀子（大阪産業大学）

12:55 ～ 13:20 現代日本におけるパウロ・フレイレの語られ方に関する研究

—フレイレ教育思想の脱神話化に向けて—

酒井佑輔（鹿児島大学）

~~13:20 ～ 13:45 不定型教育に関する理論的考察~~

~~—地域文化創造・維持・継承との関連で—~~

~~鈴木健太（北海学園大学大学院）~~ 【発表辞退】

13:45 ～ 14:10 自己教育運動としての公害学習における市民性育成

—評価枠組構築に向けた考察—

二ノ宮リムさち（立教大学）

（ 討 論 14:10 ～ 14:30 ）

第4室 午前 〈専門職養成（学習支援者）〉

大内山校舎5階 Y502

司 会 石井山竜平（東北大学）

9:00 ～ 9:25 社会教育人材ネットワークに対する都道府県社会教育主事の意識と関与

越村康英（弘前大学）、○渋江かさね（静岡大学）

9:25 ～ 9:50 社会教育士の認知度—企業・自治体の人事担当への質問紙調査を基に

三宅隆史（立教大学）

9:50 ～ 10:40 公民館主事の力量形成における高校生・大学生との関わり

—飯田下伊那地域社会教育師の研究（3）—

○木下巨一（松本大学）、○朝岡幸彦（白梅学園大学）

○向井 健（松本大学）、○小島一人（飯田市役所）

○松田武雄（名古屋大学名誉教授）

10:40 ～ 11:05 教育基本法第13条に基づく社会教育行政のあり方

梶野光信（日本大学）

（ 討 論 11:05 ～ 11:25 ）

第4室 午後 〈地域課題・地域社会教育（学習方法）〉

大内山校舎5階 Y502

司 会 内田純一（高知大学）

12:30 ～ 12:55 地域的教養形成としての地域社会教育

—コミュニティ・ストーリーを媒介とした文化的記憶論の規範的展開批判—

宮崎隆志（北海道文教大学）

12:55 ～ 13:20 地域課題に向き合う住民の学びとコミュニティ

—東京都板橋区の住民活動に着目して—

上岡稀生子（東京大学大学院）

13:20 ～ 13:45 地域社会の再編と社会教育・生涯学習Ⅴ

—自治公民館活動と学習活動、特に活動の担い手に着目して—

植村秀人（南九州大学）

13:45 ～ 14:10 世代間の学習を通した「伝統文化」の選択的継承と生き方を問う学び

—自然・社会・人間の関係理解の現代的学習方法から—

小栗有子（鹿児島大学）

14:10 ～ 14:35 持続可能な消防団における教育・訓練システムの基礎的研究

—各地の消防団の取り組み事例から—

磯部孝之（所属なし）

（ 討 論 14:35 ～ 14:55 ）

第5室 午前 〈学習における経験（原理論・学習方法）〉

大内山校舎5階 Y503

司 会 古里貴士（東海大学）

9:00 ～ 9:25 AI 活用時代における暗黙知の非対称的移転がもたらす二重の喪失

コリー紀代（北海道大学大学院）

9:25 ～ 9:50 社会教育における評価論のアフェクト論的転回に関する一考察

佐藤智子（中央大学）

9:50 ～ 10:15 経験していない経験を理解する —聞き書きにおける実践知—

松本 大（放送大学）

10:15 ～ 10:40 経験をめぐる成人学習論の批判的検討

八木美華（東北大学大学院）

10:40 ～ 11:05 「学び合い」における経験の承認と意味形成：余暇研究の視点から

大磯恵子（東京大学大学院）

（ 討 論 11:05 ～ 11:25 ）

第5室 午後 〈学習主体〉

大内山校舎5階 Y503

司 会 手打明敏（筑波大学名誉教授）

12:30 ～ 12:55 内発的な地域づくりにおける高校コーディネーターの役割

—ソーシャル・イノベーションの視点から—

丸山智子（同志社大学大学院）

12:55 ～ 13:20 総合的な探究の時間を契機とした社会参画意識の形成過程に関する研究

—中等教育学校のプロジェクト学習における社会教育的支援の役割に着目して—

小見まいこ（筑波大学大学院／ NPO 法人みらいずworks）

13:20 ～ 13:45 社会教育研究における地域づくりの担い手論の再考

井上広夢（東北大学大学院）

13:45 ～ 14:10 「社会人の学び直し」を社会教育としてどのように捉えるか

村尾政樹（小樽商科大学）

14:10 ～ 14:35 からだ・性についての学びの場の構築 —他者との学びに着目して—

川上優貴（東洋大学大学院）

（ 討 論 14:35 ～ 14:55 ）

第6室 午前 〈学習方法・学習主体〉

大内山校舎5階 Y504

司 会 上野景三（西九州大学）

9:00 ～ 9:25 学習内容編成における住民参加と生涯学習政策

牛来 学（東北大学大学院）

9:25 ～ 10:05 住民主体の実行委員会がつくる地域の学び

：高知県室戸市「サマーセミナー」における成果と課題

○金亨善（中央大学）、○宝金実央（高知大学）

10:05 ～ 10:55 学習支援者の力量形成におけるフレーム・リフレクション

—多文化共生とジェンダーの視点から—

○平川景子（明治大学）、○何家其（明治大学大学院）

○杉山晋平（明治大学）、○楊迪（明治大学大学院）

10:55 ～ 11:20 大学生の流入による社会教育実践家の学びの再編

廣川祐司（北九州市立大学）

（ 討 論 11:20 ～ 11:30 ）

第6室 午後 〈若者と市民性（学習主体）〉

大内山校舎5階 Y504

司 会 井上大樹（札幌学院大学）

12:30 ～ 12:55 民主主義の危機と若者の政治参加

—ヨーロッパのシティズンシップ教育と社会運動に着目して—

秦 範子（都留文科大学・非常勤）

~~12:55 ～ 13:20 日本の人権教育政策の陥穽~~

~~—教育・啓発は2000 年以降のヘイトスピーチとアウトティングに応答し得るのか~~

~~阿久澤麻理子（大阪公立大学）【発表辞退】~~

13:20 ～ 13:45 ACEs のある若者のAgency 回復に寄与するユースワークの実践的方策に関するスコーピングレビュー

長岡若葉（大阪公立大学大学院）

13:45 ～ 14:10 青年期の移行における婚姻規範をめぐる葛藤と認識の変化

—都市に移住した若年女性を対象とする調査に向けて—

劉柳（北海道大学大学院）

14:10 ～ 14:35 社会教育における若者の地域参画について

金子晴信（岡山大学大学院）

（ 討 論 14:35 ～ 14:55 ）

第7室 午前 〈子ども・若者の学習論（学習方法）〉

大内山校舎5階 Y505

司 会 松浦崇（静岡県立大学短期大学部）

9:00 ～ 9:25 学校外の学びを経験した若者の進路形成と社会教育的支援

—オルタナティブスクール卒業生の記述資料を手がかりに—

宋美蘭（弘前大学）

9:25 ～ 9:50 地域に開くフリースクールの実践

—子ども・保護者・スタッフの協働による場の生成—

宇陀直紀（大阪公立大学大学院）

9:50 ～ 10:15 ユースの当事者性の変容を促すフォーマル教育とノンフォーマル教育の連関

後藤聡美（神戸大学）

10:15 ～ 10:40 「じゃあ今度一緒に読もう」：居場所スタッフによる「再会の取り付け」の会話分析

執行治平（東京大学大学院）

10:40 ～ 11:05 「子どもの居場所」づくりの実践を介した子どもと支援者の変容

—沖縄の居場所における人々の相互作用に着目して—

千野たみ（筑波大学大学院）

（ 討 論 11:05 ～ 11:25 ）

第7室 午後 〈ケアと共同性（学習主体・学習方法）〉

大内山校舎5階 Y505

司 会 吉岡亜希子（北海道文教大学）

- 12:30 ～ 12:55 学校用務員の実践にみる「見えないケア」とインフォーマルな学び
—学校の給食調理員から用務員へと転じたA氏のライフストーリーから—
佐々木敦（宮城県塩竈市立第二中学校）
- 12:55 ～ 13:20 保育園における保護者の〈共育で〉経験の変容過程
城田美好（早稲田大学大学院）
- 13:20 ～ 13:45 母親であることをめぐる拡張的な学習プロセス
—公民館における自主グループ活動から公開講座まで—
中尾友香（中央大学大学院）
- 13:45 ～ 14:10 カナダにおける成人女性の共同学習
—フェミニスト・クリスチャンの活動に着目して—
矢内琴江（早稲田大学）

（ 討 論 14:10 ～ 14:30 ）

第8室 午前 〈場の形成（学習主体、施設・団体・運動）〉

大内山校舎6階 Y602

司 会 大高研道（明治大学）

- 9:00 ～ 9:25 学生のスポーツ施設利用の現状と公共施設の課題
笹瀬雅史（山形大学）
- 9:25 ～ 9:50 公民館・小学校・大学の連携による子どもの居場所づくりと教員養成
：愛媛県松山市久米公民館「わくわくチャレンジサタデー」の実践より
高橋平徳（愛媛大学）
- 9:50 ～ 10:15 地域密着型の子育てNPOにおける活動と労働
—名古屋市における指定管理者制度・委託事業の展開のなかで—
船橋理仁（名古屋大学大学院）
- 10:15 ～ 10:40 障害者団体「わらじの会」の運動における集団的主体の形成過程
—埼玉県武里団地とその周辺の「場所」をめぐる政治—
長岡 甫（名古屋大学大学院）
- 10:40 ～ 11:05 障害のある成人の学習活動を支える「居場所」形成に関する研究
—地域活動支援センターにおける関係性構築に着目して—
楊以楽（広島大学）

（ 討 論 11:05 ～ 11:25 ）

第8室 午後〈文化・芸術活動（学習方法・学習過程、学習の組織化、実践分析）〉 大内山校舎6階 Y602

司 会 杉浦ちなみ（法政大学）

12:30 ～ 12:55 ドラムサークルへの参加・関与の生成過程とその背景

—参与観察と語りの質的分析から—

伊東美奈子（東京大学大学院）

12:55 ～ 13:20 創作折り紙における成人教育の可能性

—会報『折り紙通信』（1957-1989）を主軸にして—

松浦英子（所属なし）

13:20 ～ 13:45 「社会教育」する芸術家たち

鈴木理仁（仙台白百合女子大学）

13:45 ～ 14:10 〈母親〉となった人びとが子どもをあずけて自己表現にとりくむコミュニティの実践

分析研究：ケアする人をケアするフェミニスト・ペダゴジーはどのように始まるのか

齋藤梨津子（早稲田大学）

14:10 ～ 14:35 レッジョ・エミリア教育における創造性の自由を創る「関わりのシステム」

蔡越先（北海道大学大学院）

（ 討 論 14:35 ～ 14:55 ）

第9室 午後〈社会教育施設〉 ※第9室は午前なし 大内山校舎6階 Y603

司 会 田辺智子（早稲田大学）

12:30 ～ 12:55 東日本大震災・長野県北部地震を契機とした地域博物館の創造

：災害伝承を越えて

久保内加菜（鎌倉女子大学）

12:55 ～ 13:20 メトロポリタン美術館における専門職採用と職員の組織化

瀧端真理子（追手門学院大学）

13:20 ～ 13:45 公共図書館における英語多読支援の展開プロセス

—東海地方での広がりを中心に—

小川和子（筑波大学大学院）

13:45 ～ 14:10 公共図書館におけるイベント実践を通じた実践共同体形成の可能性

—図書館職員・大学教員の主体性変容を通して—

矢ヶ井那津（北九州市立大学）

14:10 ～ 14:35 高齢者や認知症者に配慮した図書館づくりへの試み

—ノルウェー・オスロの事例を中心に—

鈴木尚子（徳島大学）

（ 討 論 14:35 ～ 14:55 ）

ポスターセッション

11:30~12:30 大内山校舎1階 ロビースペース

(氏名*は非会員・共同研究者は○印が登壇者)

会場担当 研究担当理事：阿比留久美（早稲田大学）、木下卓弥（石巻専修大学）
(小栗有子（鹿児島大学）、金倫貞（東京都立大学）)

掲示1

芸術活動における「文化の翻訳」に関する予備的考察

—教育・福祉・矯正施設との連携・協働の実践から—

- 中山博晶（大阪公立大学）、○吉野さつき*（愛知大学）
○宮本聡*（九州大学）、長津結一郎*（東京藝術大学）

掲示2

公立図書館における高齢者の生涯学習活動と支援 —八王子千人塾を事例として—

- 久保田治助（早稲田大学）、○額田岳*（八王子市生涯学習スポーツ部図書館課）
○上海雄一郎*（八王子市生涯学習スポーツ部図書館課）
○若槻健一*（八王子千人塾 塾生の会）、○橋本直紀*（八王子千人塾 塾生の会）
○李薇*（早稲田大学大学院）

掲示3

地域博物館実践の展開と未完の理論 —2つのモデルの軌跡から
栗山究（法政大学・非常勤）

掲示4

ライフキャリア教育としての対話型職場体験の効果構造

—益田版・職場体験における仕事理解・地域認識・将来展望の変容—

- 林知里（東京大学大学院）、桐雅幸*（元・益田市教育委員会ひとづくり推進課）

掲示5

就職氷河期世代の「自分史」に関する質的研究—就職活動の実像を中心として—
川原健太郎（作新学院大学）

掲示6

美術館の教育プログラムにおける長期性の検討

—講座継続型・参加者継続型・場継続型の比較から—

- 弭書榛（東京大学大学院）

揭示7

自発的参加に基づく保護者コミュニティの形成と課題—PTA を持たない学校の事例から

○田中里実（北海道情報大学）、金銀珠（北海道情報大学）

揭示8

被災地の実践知をつなぐ地域定着型災害対策学習モデルの実践：実践者と研究者の協働

○吉田和樹（岩手保健医療大学）、本田文徳*（いわき市総合政策部）

前口憲幸*（中日新聞社）、小林智之*（関西学院大学）、大葉隆*（福島県立医科大学）

岩谷舟真*（関西学院大学）、尾無徹*（岩手県立大学）、増谷順子*（武蔵野大学）

菊池真弓*（佐久大学）、黒田美香*（獨協医科大学）

近藤日名子*（町田市立小山中学校）、黒川信*（東京都立大学）、飯塚哲子（東京都立大学）

揭示9

在日モンゴルコミュニティにおける言語・文化活動の継承

—「太陽のゲル—多文化子育てコミュニティスペース」を事例として—

○ハスゲレル（東京都立大学）、○ゲレルサイハン アリュナー*（「太陽のゲル」代表）

揭示10

生成AI との対話は「わかったつもり」をどのように揺さぶるのか

—説明深度の錯覚からみた成人学習の再検討—

○金銀珠（北海道情報大学）、田中里実（北海道情報大学）

揭示11

「アイヌの知」の形成に関する萌芽的研究 —春の植物採集と食の利用に着目して—

久野亜希子（東京都立大学大学院）

揭示12

希望創発による新たな公共性の形成—地域実践から社会実装へ—

○大島俊一郎（高知大学）、宝金実央（高知大学）、渡辺茂*（高知大学）

揭示13

優生思想は「終わった」のか？ —旧優生保護法廃止運動と生殖医療の現在—

橋田慈子（千葉大学）

揭示14

社会教育研究の展開 ―1970-80 年代レビュー

- 吉田弥生（北海道大学）、辻智子（北海道大学）、伊藤愛沙子*（北海道大学大学院）
- 井上みのり（北海道大学大学院）、大石千秋*（北海道大学大学院）
- 久保舜一郎（北海道大学大学院）、佐藤奈々恵*（北海道大学大学院）
- 田中あかり*（北海道大学大学院）、田中佑斗*（北海道大学大学院）
- 竹内優斗*（北海道大学大学院）、趙ハントン*（北海道大学大学院）、劉柳（北海道大学大学院）

揭示15

ユースワーカーとは何か？（定義と養成のあり方）

- 水野篤夫（ユースワーカー協議会）

揭示16

公共ホールの整備過程における学習活動―川崎市における3 つの事例から―

- 堀本暁洋（愛知教育大学）

揭示17

探究的学習における学生の学びと教員のかかわり

- ―高専における地域をフィールドとした学習活動の経験から―
- 辻智子（北海道大学）、○佐藤奈々恵*（北海道大学大学院）

揭示18

アカデミーにおける社会教育実践研究者への抑圧・排除問題と対抗戦略

- ―「労働運動教育研究実践センター構想」研究運動と労働運動の接合と展望―
- 出川真也（NPO 法人里の自然文化共育研究所）
- 岡山茂*（早稲田大学名誉教授・日仏教育学会会長・大学評価学会顧問）
- 志賀千秋*（労働組合東京ユニオン）
- 柏木宏*（大阪市立大学名誉教授・米国の草の根社会運動の情報サイトGAIN 編集委員会代表）

揭示19

新自由主義にあらがうユースワーク実践の葛藤

- 両角達平（日本福祉大学）、○山本晃史*（一般社団法人with youth）
- 櫻井龍太郎*（NPO 法人こおりやま子ども若者ネットワーク）、阿比留久美（早稲田大学）
- 片岡一樹*（特定非営利活動法人ブレーンヒューマニティー）、小川祐喜子*（立正大学）
- 津富宏（立教大学）、田中亨（園田学園大学）

倫 理 研 修

言論の自由とヘイトスピーチ

15:00 ~ 16:30 富士見ゲート5F G503

報告者 森 実（大阪教育大学名誉教授）

総 会

16:45 ~ 18:00 富士見ゲート5F G503

懇 親 会

18:15 ~ 20:15 富士見ゲート3F カフェテリアつどひ

第3日目 9月7日(月)

プロジェクト研究

DX時代の社会教育・生涯学習の課題

9:30~12:30 富士見ゲート5階 G503

テーマ デジタル時代と社会教育

司会 飯田優美（京都女子大学非常勤）・堀 薫夫（大阪教育大学名誉教授）

報告Ⅰ 松本恭幸（摂南大学）

報告Ⅱ 宮本聖二（立教大学）

報告Ⅲ 尾高 泉（教育とメディアのコモンズ・ラボ代表、日本NIE 学会常任理事、
元日本新聞博物館館長）

コメンテーター 坂本 旬（法政大学）・佐野敦子（静岡大学）

ラウンドテーブル

13:30~16:30

ラウンドテーブル①

大内山校舎4階 Y403

テーマ：社会教育主事養成課程での学び

——卒業を控えた学生へのグループインタビューを基に（その3）

コーディネーター 渋江かさね（静岡大学）

杉山晋平（明治大学）

報告 若園雄志郎（宇都宮大学）

倉持伸江（東京学芸大学）

ラウンドテーブル②

大内山校舎4階 Y404

テーマ：経験の社会教育学 ―経験と社会教育との関係性を捉え直す―

コーディネーター 松本 大（放送大学）

安藤耕己（山形大学）

農中 至（鹿児島大学）

報 告 松本 大（放送大学）

ラウンドテーブル③

大内山校舎4階 Y405

テーマ：社会教育現場における差別事象と学習（その2）

コーディネーター 岩槻知也（京都女子大学）

報 告 上杉孝實（京都大学名誉教授）

棚田洋平（（一社）部落解放・人権研究所）

ラウンドテーブル④

大内山校舎5階 Y502

テーマ：人口減少社会における「高等教育と生涯学習」再考4

―社会人学生の本音から探る、学び直しへの期待と現実、職場の文化―

コーディネーター 出相泰裕（大阪教育大学）

鈴木尚子（徳島大学）

報 告 市山綾乃（法政大学大学院キャリアデザイン学研究科修士課程2年）

寺田南津衣（法政大学大学院キャリアデザイン学研究科修士課程1年）

大庭美代子（早稲田大学大学院文学研究科修士課程1年）

今井敏之助（東洋大学大学院文学研究科博士後期課程1年）

ラウンドテーブル⑤

大内山校舎5階 Y503

テーマ：子ども・若者世代と地域コミュニティの社会教育的接面をどう構想するか

—子ども・若者支援に携わる専門職の力量形成と研修等のあり方（10）—

コーディネーター 生田周二（奈良教育大学名誉教授）

水野篤夫（ユースワーカー協議会）

川野麻衣子（北摂こども文化協会）

南出吉祥（岐阜大学）

井上大樹（札幌学院大学）

報告 宮崎隆志（北海道文教大学）

竹田明子（京都市ユースサービス協会）

小浦明生（NPO 法人じっくらあと、わじまティーンラボ館長）

ラウンドテーブル⑥

大内山校舎5階 Y504

テーマ：抵抗の知性、連帯の知

——社会教育研究におけるアカデミアのガバナンスと倫理を問う

コーディネーター 出川真也（NPO 法人里の自然文化共育研究所）

報告 岡山 茂（早稲田大学名誉教授・日仏教育学会会長・大学評価学会顧問）

田村優介（弁護士・城北法律事務所）

関根秀一郎（労働組合東京ユニオン執行委員長・派遣ユニオン書記長）

柏木 宏（大阪市立大学名誉教授・

米国の草の根社会運動の情報サイトGAIN 編集委員会代表）

田中圭太郎（ジャーナリスト）

萩原寿夫（生涯学習団体 としま案内人駒込・巣鴨）

報告・発表要旨

第1日目 9月5日(土)

男女平等・ジェンダー公正をめぐる課題と社会教育の可能性

男女平等・ジェンダー公正と社会教育(2)—社会教育の展望を探る

報告Ⅰ 男女共同参画政策が問う/を問う社会教育：男女平等・ジェンダー公正に向けて

辻智子（北海道大学）

1 はじめに

(1) プロジェクト研究最終年度にあたって

本プロジェクト研究では、1 年目(2024 年度)において、年報『ジェンダーと社会教育』(2001 年、日本の社会教育第 45 集)以降の動向に関連する社会状況とともに洗い出し、男女平等・ジェンダー公正をめぐる問題及び問題設定の仕方において何が変わったのか、あるいは変わっていないのかを整理した上で、広い視野からジェンダー/セクシュアリティにかかわる学習実践の展望を見すえた。これは、人びと、特に女性たちが、具体的な経験の中から「性別役割」「セクシュアル・ハラスメント」「ドメスティック・バイオレンス」「セクシュアル・ヘルス/ライツ」「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」といった概念を自分自身の解放とエンパワーメントによって自らのものとし他者と共有する場を生み出してきた 2000 年頃までの動向に対して、その後、特に男女共同参画社会基本法成立(1999 年)を境に、諸概念が所与のものとして政策に組み込まれる中で、どのようにそれらと出会うのか、その状況によって社会教育実践のありようも大きく変容したのではないかとの問題認識による¹。男女平等・ジェンダー公正という思想・理想やそれが展望する未来とは、それをいかに現実の生活の中に実現していくかという変革的な活動や運動と不可分であり、その過程で生起する学習の契機をいかに広げるかという関心に駆動されてきた。だとすれば、2000 年代以降の変化を単に「後退」ととらえることに終始せず、所与の概念をもって、あるいはそれを土台として、さらなる新たな概念や議論を積み重ねるいとなみを可能性ととらえる必要がある。そこにおいて社会教育の実践と研究をどのようにとらえ直してゆくのかを問うことを本プロジェクト研究の出発点としてあらためて確認した²。

それを受けて、プロジェクト研究 2 年目(2025 年度)は、「労働・ケア・家族」をめぐる議論と社会教育とのかかわりに焦点化した。問題枠組みをめぐる議論(2025 年度六月集会)では、女性運動による「ケアの社会化」の歴史的評価の再考、女性の就労支援の現場からの「就労」「自立」の問い直し、「ひきこもり」が浮き彫りにする規範や構造にジェンダー視点からの再検討を行い、差異を連帯の契機としながら社会を変容させてゆく社会教育実践をいかに展望するかという課題を共有した。その際、マイノリティ間の対立や分断、様々な人が集う場(社会)における複数の権力関係の交差を、いかに引き受けてゆくかが焦点となることも確認した。また、検討の軸を「労働」に据えて行った議論(2025 年度研究大会)では、首都圏以外の地域の実情と地域間の差異も視野に入れて、「標準的」な労働者像と実像が乖離する中でケアを組み込む法制度や場の転換が社会の軋轢を深刻化させる危うさから、あらためて社会教育実践の位置づけと責任が問われることを認識した。ただ、そこで中核的存在となるはずの地方自治体における社会教育職員の労働は「非正規専門職員」に凝縮される脆弱さの中にあり、何よりもそれ自体が、従来のジェンダー構造によって根深く規定されていた。

以上を踏まえ、最終年度の 3 年目(2026 年度)は、どのように社会教育実践および研究を切りひらいてゆくのか、今後の展望を探ることを課題とした。六月集会では、地域社会におけるジェンダー秩序と対峙して展開される社会教育実践と研究の課題に着目した。(六月集会 2026(駒澤大学)配布資料より)

(2) 現状と課題

男女平等・ジェンダー公正だけでなく、セクシュ

¹ 2000 年代のいわゆるバックラッシュ(ジェンダーフリー/性教育バッシングを含む)にとどまらず、女性活用・女性活躍・少子化・子育て支援などの諸政策の動向、行政における教育・福祉等にかかわる公共的な事業の NPO 等への民間委託、ソーシャル・ネットワーク・サービス(SNS)の急速な浸透といった状況がかかわっている。労働・ケア・家族については、2025 年度の六月集会・研

究大会とその報告(ジャーナル)を参照。

² 2024 年度の研究大会において、LGBTQ、パートナーシップ、クィア・ペダゴジー、包括的性教育、インターセクショナルリティといった概念を手がかりとする学習実践にいかなる展望を見出しうるかを検討した(ジャーナル参照)。

アリティ、階層、エスニシティ、障害など複数のマイノリティ性が重なり交差する場をインターセクショナルリティとして自覚しながら、私たちは、今、それによる軋轢や分断と紙一重の状況にいる。異なる立場や見方を突き合わせて対話を重ね、いかに合意を形成してゆくことができるのか、現在直面している最も大きな課題は、そのような意味での困難さである。

ここで社会教育が引き受けるべき課題とはなにか。六月集会では2つの論点を設定した。

一つは、「声を聴く」ことはいかにして可能か、「声を聴く」とはどういうことか、「声にならなかった声」はどのようにして拾えるか、声を発することが難しい状況でどのようにして声は聴かれてきたのか、聴くことができるか、異なる立場や意見さらには無関心や傍観といった装いの中でどのようにして「問い」を共有し対話することができるのか、である。

もう一つは、事柄（イシュー）への自由闊達な議論や検討が相手への信頼関係の形成とともに展開されること、それが緩やかなネットワークを形成していくことは、いかに可能か、である。対話による合意形成のプロセスはその先にしか見えてこない。六月集会では、地域社会におけるジェンダー秩序と社会教育実践との関係、それを踏まえた社会教育研究の展開を検討するとともに社会教育実践や研究にも浸透しているジェンダー秩序をあらためて見すえた。本研究大会では、具体的な課題とのかかわりの中で男女平等・ジェンダー公正の内実を探究し、そこから現実を生み出していくいとなみを実践ととらえるならば、それを支える環境や条件を、地方自治体と社会教育活動・事業・施設・行政の関係も含めて検討してゆく。具体的には、男女共同参画政策は社会教育をどのように位置づけているのか、社会教育は男女共同参画政策とどう向き合っているか、という二つの問いを交差させ、学習の場としての男女共同参画施設、社会教育施設/活動における、学習を支える環境や条件の課題と展望を探る。男女共同参画政策を問う学習や活動の展開とそれを支える場としての社会教育の可能性を展望したい。

2 男女共同参画政策と社会教育

先行研究をレビューした後、現在の男女共同参画政策を対象に、そこにおいて社会教育がどのように

位置づけられているか、男女共同参画政策と社会教育との関係をどのように見るかを検討する。具体的には、国及び地方自治体を対象とし、そこでの男女共同参画社会基本計画や行動計画（プラン）及び男女共同参画施設（センター）の現状を確認する。

かつて報告者は、女性行動計画等（男女共同参画基本計画）が学習・教育を「意識変革」「啓発・普及」の一環として位置づけていること、「行政」事業と「教育」事業が混同されていること、教育を「啓発」に読みかえ「意識是正」推進を社会教育ととらえていること、学習・教育を「矮小化」していることを指摘した（拙稿 2001）。これを基点としながら現在の状況を検討する。

3 男女共同参画政策を問う社会教育

男女共同参画政策を問う人びとの学習や活動を支える環境（社会教育）について、その現状と課題を検討する。

施設の事業（講座等）における目的と内容に整合性・一貫性が見られないという事実から、私たちは何を読みとるべきだろうか。そこには、例えば「～家の嫁」から自由ではない女性が「家の外」で学ぶことが許容されず、「自由な発言」が地域社会で筒抜けになるため「自由にものが言えない」、といった性差別・ジェンダー問題の現実が読みとれる。だとすれば、目的と内容の齟齬は、むしろ学習や教育を組み立ててゆく手がかりとして読みかえることも可能なのではないだろうか。

また、そうした現実とは、一見すると別の問題に見える事柄（例えば過疎化・高齢化・少子化等）の中にジェンダー秩序が埋め込まれていることを浮き彫りにし、ジェンダーという力の作用が不可視化されている事実を突きつける。社会教育における日常とは、そうした現実と地続きのところにある。

このように見てくると、差別や抑圧からの解放、男女平等・ジェンダー公正に向けて、社会教育が有する意味と可能性は、そのような現実の只中にあること、そのものであると言える。輻輳する現実の只中にありながら、それを解きほぐし、読み解き、対象化する場面を、あえて差し挟むことに意味がある。知と対話を駆使しながら、解きほぐし読み解く過程を共にすることで、それが日常の実践を支える関係をつくることにもつながってゆくのではないか。

男女平等・ジェンダー公正をめぐる課題と社会教育の可能性

報告Ⅱ「男性たちの／をめぐる学習を考える」

中尾 友香（中央大学大学院）・井口 啓太郎（国立市公民館）

1. 本報告の目的

本報告は、男性たちの働きかた・生きかたに関わる公民館講座を取り上げ、そこでの男性に関わる講座事業の運営や多様な男性たちの学びを検討し、これを踏まえた男性たちの学習をめぐる展望や課題を提起することを目的とする。具体的には、3 年間にわたって開催された国立市公民館主催の連続講座である「男のワーク・ライフ・バランスを考える」(2011 年度)、「男性のワークとライフの見直し講座」(2012 年度)、「男性のライフキャリア講座:ワーク・ライフ・バランスの生き方デザイン」(2013 年度)を取り上げる。

公民館や男女共同参画関連施設の一部では、男性を対象とする啓発・学習事業が取り組まれてきた。代表的な事例としては、たとえば、神奈川県川崎市の高津市民館と菅生こども文化センターが共同で企画および実施した父親学級(1982 年開催)をきっかけとする「親父の会・いたか」の実践や足立区女性総合センターが1990 年から1999 年に実施した「男性改造講座」などがあげられる。しかし、これ以降ジェンダーの視点から男性を捉える学習事業は必ずしも多くはない。

一方、1991 年の「メンズリブ研究会」を契機とする伊藤公雄らによる男性学の展開は、男性が抱えるジェンダー問題を究明する道を拓いてきた。とりわけ、日本における男性学は2000 年代には、男性内部の差異への着目(田中俊之『男性学の新展開』青弓社、2009 年)から、2020 年代に入ると「非モテ」(西井開『「非モテ」からはじめる男性学』集英社、2021 年)、「トランスジェンダー男性」(周司あきら『トランス男性によるトランスジェンダー男性学』(大月書店、2021 年)をキーワードにした男性内部の差異をより精緻に検討する男性学が展開されている。

このような男性学の知見は、草創期の男性学と同様

に男女平等・ジェンダー公正に向けた学問であることを継承しながらも、それらが措定した男性(性)や男性間の差異を問い直す。たとえば、西井開は、「集団で周縁化された男性」と「性差別的ふるまいをした男性」はいずれも「コミュニティごとに設定される基準から逸脱していると他者から判断され、見下され、排除されることに怯え、必死で抵抗する経験」、「転落の恐怖」を共有している、とする(西井開『転落男性論』金剛出版、2026 年、229-230 頁)。つまり西井は、優越・所有・権力・上昇を志向する男性(性)とそうではない男性(性)の差異よりもむしろ、それらが共通して、今のここを失う不安を有しているのだと言う。しかし、今のここを失う不安を抱きながら、生活や労働に関して他者と語り得る場は実際には多くはない。

男性であることに付随して求められ／自らも求めてしまうような、働いて働いてまた働いている状態／状況を社会教育実践のなかで問い直すことはできないだろうか。より具体的に述べれば、社会教育施設がワーク・ライフ・バランスの観点から生活や労働を他者と捉え返す学びの場になる期待を持てないだろうか。ひいてはそうした学びに、男性像を問い直す学びへとつながる可能性を見いだせないだろうか。さらに労働が激化し、生活における困難が増している今日だからこそ、そうした学びの場での経験を再検討していく意味があるだろう。

2. 国立市公民館の男性たちの／をめぐる学習

それまでの女性たちの学びの蓄積に比して、「ジェンダー化された存在」としての男性たちの／をめぐる学習が圧倒的に不足している状況と、2007 年に政労使合意で成立した「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」を受け、国立市公民館では、その主催講座として男性たちにとってのワーク・ライフ・バランスをめぐる連続講座を開催した。この講座は、参加者が男性に限定されておらず、男性をめぐる学習が展開されている

という特徴がある。それぞれの講座名と概要は以下の通りである。

●2011 年度〈連続講座〉男のワーク・ライフ・バランスを考える:2012 年 1 月から 3 月のあいだ、全 6 回で開催した。「これまで仕事一辺倒になりがちだった男性が育児や家事でも活躍する姿が目立つようになったものの、「長時間労働や業務上の責任などで仕事と生活の両立が困難な場合も多くある」現状に対して「男性も女性も、仕事と生活を共に担いあい、自分らしく生きるためにどんな課題があるか、昔と今は何が変わったのか、より豊かな家族関係とは」を「自身もワーク・ライフ・バランスの課題を抱える研究者の方々と共に」考えることを目指した。申込者 33 名,延べ参加者 75 名。

●2012 年度 男性のワークとライフの見直し講座:2012 年 12 月から 2013 年 3 月のあいだに全 6 回で開催した。前年度の趣旨を継承しながら、より、「既婚者も独身者も、男性も女性も、自分らしく生きるために、家族や働き方等の問題」を考えるとし、婚姻状況や形態を問わずに労働と生活の諸問題・構造を考えることを目指した。申込者 27 名,延べ参加者 84 名。

●2013 年度 男性のライフキャリア講座-ワーク・ライフ・バランスの生き方デザイン-:2013 年 11 月から 2014 年 2 月にかけて、全 7 回で開催した。これまでの趣旨を継続しながらも、より「参加者の視点から」「忙しい毎日」を「一度立ち止まって一緒に」考えることを目指した。申込者 28 名,延べ参加者 103 名。

いずれの年度も社会教育を専門とする研究者と公民館職員が共同で企画・運営した。また土曜日の午前 10 ~12 時に開催し、公民館保育を並行して実施した。

3. 国立市公民館の男性たちの／をめぐる学習の意義

講座担当者、およびそれに協力した社会教育研究者の当事者性をもとに成立した、以上のような社会教育実践には、以下のような意義が確認できる。

●職場と家庭を切り離さずライフ(生活・人生)を把握する学び:講座内容は、「ワーク・ライフ・バランス」の視座のもと、回ごとに生活に関連する内容や、労働に関連する内容が展開された。しかし、そのことは回ごとに領

域をまたがる内容が展開されなかったわけではない。むしろ、職場や家庭の問題それぞれに焦点化することなく、職場の問題と家庭、および私生活全般とを関連させて捉える学習が展開された。

●他者がその場に存在することで可能になった関係的な学び:いずれの講座も、男性たちの／をめぐる学習ではありながら、参加者を男性に限定していない。このことによって、男性と女性、子どもの有無、法律上の既婚か未婚、非婚、さらには正規雇用か非正規かという違いを超え、誰かを加害者／被害者とすることもなく、他者の視点が持ち込まれる学びが成立した。

●労働と生活の場とは異なる公民館での学び:そもそも多様な背景や状況を有する人々が、それぞれの職場・家庭でそのことを共有していくことは難しい。しかしながら本発表が対象とした都市部公民館では、日常生活を共有していないからこそ、労働や生活の場での困難から一歩距離を置き自らの労働や生活に関して、自分と異なる他者と共に学習する場となったと捉えることができよう。

4. 課題と展望

2010 年代前半における国立公民館の男性たちの／をめぐる学びは確かに、上記のような意義を持ち得た。しかしながら、それらには課題も残る。

●個々の生活再編に閉じてしまう:今回の講座では、各人が自身の生活を振り返り構成し直そうとする、そうした日常を組み替えていく可能性をもたらししていた。しかし、自らの親密圏を越え、労働と生活を共に再編するような動きはどれほど創出することができたのだろうか。

●多様な生活状況の人々のつながりをどのように結んでいくのか:本講座は三年間にわたる実践で幕を閉じている。上記の課題とも関連するが、多様な人々との緩やかなつながり、あるいはつながり続けることのできる拠点としての持続的な場の創出が求められるのではない。生活や労働において困難が増しているのにも関わらず個人化が加速する現代において、そうした場は今後さらに必要になってくるのではないだろうか。

男女平等・ジェンダー公正をめぐる課題と社会教育の可能性

報告Ⅲ「社会事業的社会教育の史的展開とジェンダー」

大村 隆史（東海大学）

研究の目的と先行研究

本報告では、社会教育史研究の一環である「社会政策的あるいは社会事業的社会教育論」¹（以下、会事業的社会教育とする）の史的展開と女性の包摂のありようについて考察をする。

社会事業的社会教育研究の展開を踏まえた研究視角については、辻（1995）による整理が最も詳しい²。すなわち、「社会教育概念の検討と社会事業」、「児童の保護・育成と感化教育・校外教育」、「児童の修学督促と特別学級・貧民学校」、「窮民の自立援助とセツルメント・方面委員制度」が対象化される。なかでも本報告のテーマと関連しているのが四つめの研究視角に含まれている「方面委員制度」であり、今回は 1920 年代に登場した「婦人方面委員」という制度枠組みに注目していく。

そもそも方面委員制度とは、岡山県や大阪府が先行しておこなった社会事業の取り組みで、知事などの地方長官による委嘱を受けた地域住民が、担当区域内の地域住民の生活状況の調査と改善のための支援・指導をおこなう社会事業実践であった。

方面委員制度における女性任用の実態と変容過程について分析した海保（2012）は、婦人方面委員制度の導入によって、女性任用は段階的に拡大したが、方面委員制度が無給・名誉職・男性中心であることや報酬・地位・訓練体系の欠如などにより専門職化は進まず、戦時期には軍事援護へ役割転換したことを指摘する³。また、山田（2022）は、婦人方面委員という制度によって女性の社会進出が促進されたよ

うにみえても、実際の道筋は戦時体制に移行する中で児童保護や母子保護の名のもとに集団的に動員されていたことなどを指摘する⁴。

本報告では、こうした評価をうける婦人方面委員を担った女性たちの語りに注目し、本人たちにとって地域での実践がどのような意味合いを持っていたのかについて考察していく。

研究の方法と結果、考察

本報告では、石川県社会事業協会の機関誌『石川県之社会改良』に掲載された「方面ノートの一章」から、婦人方面委員による寄稿文に注目し、本人たちの自己認識や地域実践あるいは生活史にかんする記録として考察をおこなう。

寄稿文の数や著者数は決して多くないものの、婦人方面委員制度が始まって間もない時期から寄稿文は掲載されていた。彼女たちが自らの活動を振り返る際には、国家主義的な価値観や制度的に期待されたジェンダー規範に基づく役割機能を内面化したような記述がみられた。その一方で、方面委員としての働きが他人のためではなく自身の修業の機会であると再認識したり、人びとの救済のあり方について気づきを得たりするなど、婦人方面委員の活動を自己教育の機会としてとらえる記述が注目された。

当日は、母子保護等の婦人方面委員制度の導入背景や、感情労働的な活動の性質などの側面と併せて、当事者の言葉から包摂のありようを考察しつつ、意義と限界について報告する。

¹ 小川利夫が提起した社会教育論の系譜の一つ。他に、「文部官僚的社会教育論（官僚的社会教育行政論）」、「翻訳的社会教育論（成人教育論）」、「社会教育の『科学化』論（科学としての社会教育論）」、「社会教育批判論」がある[小川利夫（1977）「現代社会教育思想の生成-日本社会教育思想史序説-」小川利夫編『講座現代社会教育Ⅰ 現代社会教育の理論』亜紀書房、100-101 頁]。

² 辻浩（1995）「社会事業的社会教育史研究の課題と展望」日本教育史研究会『日本教育史研究』第 14 号、113-123 頁。

³ 海保洋子（2012）「戦前期方面委員の女性任用問題に関する一考察」総合女性史研究会『総合女性史研究』第 29 号、78-103 頁。

⁴ 山田知子（2022）「方面委員制度における女性の位置-女性は排除されたのか」『放送大学研究年報』第 40 号、35-52 頁。

社会教育士特別プロジェクトの2年間の取り組みが終わる時に、中央教育審議会 社会教育主事・社会教育士養成等の改善・充実に関するワーキンググループが「社会教育主事・社会教育士の養成の在り方について」（2026年7月）を提出した。この文書の7章立てのうち、2～5が主事講習、6のみが大学における養成課程にあてられており、主事講習中心、現職者・実践者中心の養成にふり切ったように認められる。さらに、戦後一貫して、教職・司書・学芸員と同様に社会教育主事を教育専門職として高等教育機関で養成してきた制度から転換し、今後は誰でも「社会教育関係人材」を「養成」することになるのだろうか。

しかし18～22歳の若年層が大学で社会教育について学ぶことの意味はこれまでほとんど議論されておらず、今回もまた不問に付されているとみるべきではないか。本養成部会において「課程担当者や授業担当教員が個人で苦悩しながら、限られた個人的ネットワークでの情報交換がされるのみで、他大学の養成課程の運営に関する情報や課題認識は公に共有されてこなかった」（上田・農中 本学会『社会教育学研究』61巻2号）ということが活動の動機であり、大学における養成の現実、学生の学びの動態は、今後さらに調査される必要がある。

1. 「大学・短期大学における社会教育主事養成課程に関するアンケート調査」

以下①～③に加え、④実習に関すること、⑤履修者に関すること、⑥自由記述の6項目を調査。

成部会の成果物のデータ ↓
養成部会 資料(報告用)

① 大学・短大の基本事項 2024年当時、調査対象校116校のうち、回答数は68校(58.6%)であった。本アンケートへの回答を作成する余裕もない教育現場の状況があったのだろうか。2025年の養成科目開設大学の実数は、国立31校、公立6校、私立73校、短期大学2校である。国立大学の一部では主事講習を担い、一部では養成課程から撤退するという政策的配分が進められている。一方、私立大学では、大学自体が市場化の波にさらされるなか、社会教育主事課程は資格取得による受験者呼び込みにつながるか、大学経営への負担ととらえられるかというせめぎ合いのさなかにある。そのような状況において、中教審WGが養成課程の見直しとして「社会教育士の質的・量的な抜本的拡充を図る必要がある」とする量的拡大の展望を、大学や教員が受け止めていくには大きな困難があると言わざるを得ない。

② しくみ、運営方法に関すること 「アンケート調査」では、担当する専任・非常勤の教員が専門外の科目をも担い、近隣の経験豊かな職員を非常勤講師に迎えて、かろうじて新設科目・実習必修化に対応しようとしている現状を読み取ることができた。

また、社会教育実習の経費について「徴収している金額は、20,000円～8,000円」「徴収している23大学についてみると、私立が21校、国立・公立が各1校」であった。大学経営や課程運営の慣習にかかわる問題であるが、学生の立場からすれば不透明な実習費の徴収は納得できないことである。また指定管理者などの実習先から実習費を求める声が上がっており、大学間に共通した履習費・実習費のルールづくりが求められる。

③ 科目に関すること 「社会教育経営論」について考えるとき、教員は学生について、地域やおとなたちと関わる機会が少なく、社会経験が少ないこと、学生の多くは必ずしも社会教育主事への就職を目的としているわけではないことを意識している。これに対してWGでは、社会教育主事と社会教育士の「2階建て」カリキュラム論の中で、社会教育経営論は社会教育士よりも社会教育主事が学ぶべきとする考えが示されている。「経営」の中身について、課程の教員が＜実践にかかわるマネジメント＞ととらえているのに対し、講習を想定するWGでは＜施設や自治体社会教育のマネジメント＞というとらえ方の違いがある。

「生涯学習支援論」では、現場の実践面、理論面のどちらを深めていくかという問題意識が拮抗しており、さらに「実践面を担当する教員」＝「非常勤講師」とする傾向や、「専任教員－非常勤講師」の2名分担制をとる

回答が複数みられた。養成部会では「担当教員間の相互交流等（実践面での情報交換等）の機会が構築されてくことで、課題解決の道が」展望できるのではないかと（農中）とする提起を行っている。

2. 学生による実習報告の分析（京都女子大学・明治大学）

養成部会では、「アンケート調査」の分析を重ねた後、学生に実習報告の提出を求めている大学の教員が5～20年間分の実習報告を読んで学生が何を学んでいると思うかを報告し、話し合う研究会をもった。

京都女子大学では、長年にわたり京都市ユースサービス協会をはじめとする団体との協力関係をつくり、実習の前後の授業や「実習反省会」に職員が参加し、学生の学びが紹介された。

明治大学では、首都圏を超えて通学している学生たちが、居住する場所、あるいはまったく異なる地域の実習先で学ぶという、広域での実習をしている。また、実習で認識したことは、ときには学生自身の子ども時代にさかのぼるような、また将来自分が働きたいイメージへと展開するような、時間の経過と切り離して考えることができない。「改めて振り返ると、私は小学校入学前から高校生に至るまで、住んでいた地区の学習センターを頻繁に利用していた。特に、小学生向けの講座を毎回楽しみにしていたことを覚えている。」教員は、そのような広域にわたる、時間の流れを語ってほしいと考え、実習に行った学生が報告する〈明大ラウンドテーブル〉、近隣自治体の職員に呼びかけて実践を語ってもらう〈ラウンドテーブル〉に取り組んでいる。

社会教育実習に取り組んでいる大学では、上述の「実習反省会」や〈ラウンドテーブル〉のような、学生・職員・教員が実践について語る〈学びあうコミュニティ〉を、大学が中心となって形作っていることが少なくない。そのような場で、学生は改めて実習の経験を意味づけなおしたり、職員が日常的に当たり前のことと考えていたことを初学者のまなざしから問われたりすることに、信念を問い直す（デューイ）ような学びの可能性がある。つまり実習において「ファシリテーション能力」のような「能力」が、実践から切り離されて獲得されることはないであって、長い時間をかけた文脈が人々によって繰り返し繰り返られ、他者と交流していくことのなかで「意識化」や「変容」が見いだされることがあると考えられるのである。

3. 学生アンケートから

学生アンケートの結果からは、大学における社会教育主事課程の履修を通じて社会教育の役割やその意義を学ぶことで、社会での学びを作るために必要な存在」というイメージや、地域課題解決や地域づくりを支援する「つなぐ」「協働」「伴走」などのキーワードが見られた。（上田）

4. 課題と展望

「社会教育実習」からこのような取り組みが生まれていることを踏まえれば、今後の政策は、大学・教員の負担を増す科目の新設よりも、大学間・教員間の相互協力、すなわち単位の交流や教員のネットワーク形成などを支えていくことが求められているのではないかと。中教審WGの「養成課程の科目・単位数に係る改正イメージ」のなかで、「社会教育総合実践演習」の新設が提案されたが、「実習」の必修化のときに社会教育主事課程を閉講に追い込まれた大学があったように、科目新設が大学の負担になるのではないかと懸念される。

さらに、日本社会教育学会が本プロジェクトの「後継」として提案している内容に、学部段階の養成についてまったく触れられていないことにも強い不安を感じる。本プロジェクトの比較部会が繰り返し提起するとおり、諸外国の例を見るまでもなく、大学に社会教育の研究者がいなくなることは、学部段階の養成ができなくなるだけでなく、社会教育の研究と実践の危機ととらえなければならないからである。

社会教育士特別プロジェクト 「主事講習部会」からの提案

部会長 石井山竜平(東北大学)

1. 規程改正後の社会教育主事講習の現状把握（アンケート、資料調査）に基づく示唆

本部会の調査研究の成果としては、すでに『社会教育学研究』61巻2号にアンケート調査、及び各大学主事講習の研究集録等を用いた資料調査に基づく考察が掲載されている(石井山竜平、岡幸江、久井英輔、山口香苗「規程改正・コロナ禍後の社会教育主事講習の現状—講習開催大学等へのアンケート調査・資料調査に基づく分析・考察—」)。以下、その概略である。

規程改正及びコロナ禍後には、講習内容の質的変化が現れている。講習内容の比率でみた場合、明らかに高まったのが、①ファシリテーションに関する機会、②実践に触れる機会、③オンラインの活用による講師・実践の多彩性、である。逆に、相対的に縮小しているのが、自治体や公務労働への理解を促す科目群である。

実際の講習において、講師・受講者双方のエネルギーが最も注がれる科目は社会教育演習であるといえるが、この科目の規程改正の前後での時間数の変化をみると、17大学のうち、社会教育演習の実質時間が変わらない大学は3校、短縮した大学は10校、時間数を増加させた大学は4校であった。総じて、省令改正（とコロナ禍）を経て、社会教育演習に費やす実時間が45時間を下回る大学が急増した。実時間だけでみた比較ではあるが、社会教育演習における大学間「格差」は明らかに拡大している。

オンラインの活用については、講習における活用は全体の85.9%と相当な普及に至っている。ただし、オンデマンドの授業数には限定傾向があるなど、オンラインを最大限活用するというよりも、学習効果や学習者の関係形成といった対面のメリットを残したいとの判断とのあいだで、折り合いがつけられている様子である。

教育委員会との関係をめぐっては、本アンケート調査からは、講習に関する事後研修の開催が確認できたのは3例のみであった。2018年公布の省令改正による履修科目のスリム化にともない、社会教育人材部会等では、講習修了後の多様な研修機会の充実によって、社会教育人材の資質向上を目指すことが議論されているが、そこに向けた講習実施機関と教委の連携はこれからの課題であるといえる。

総じて、今日の主事講習には、教育委員会から主事として発令される可能性から切り離された、新たなタイプの人材が受講することをめぐる内容編成の工夫が迫られている。そしてその「工夫」のされかたによっては、講習の質を低める恐れもはらんでいることを注視し、講習の質の担保につながる策が講じられなければならない。

※アンケート調査、資料調査の詳細については下記フォルダ参照

https://drive.google.com/drive/folders/1bcNKhBmm_HRqm4ZICBbSI4pNvuFL1bRN?usp=sharing

2. 新たな講習スキームの誕生と矛盾

加えて本部会では、特徴的な主事講習を展開していると思われた開催機関(宇都宮大学、島根大学、福井大学、新潟産業大学)に対し質的調査を行った。それらから見てきたの

は、いわゆる「委嘱」講習への対応をめぐり、各機関それぞれの経験則と問題意識から、かなり異なる対応がなされていること、いずれにせよ、この「委嘱」講習の登場が、社会教育「人材」養成に新たな環境と課題をもたらしつつある、ということであった。

「社会教育士」称号を登場させた規程改正にあたっては、「社会教育経営論」「生涯学習支援論」の2科目が新設された。それ以前の任用資格取得者が社会教育士称号を得るには、この2科目を改めて受講する必要があるとされたため、従前からの主事講習（国の委託費による講習）とは別に、大学側が受講料を設定して実施する「委嘱」講習（国の委託費によらない講習）の仕組みが用意された。その後、2024年度からは、「概論」「演習」を含んだ4科目すべての開設が「委嘱」講習として開講可能とされた。2026年度現在、「国の委託費に拠らない講習」を4科目全てで実施している教育機関は、5機関（宇都宮大学、社会構想大学院大学、新潟青陵大学短期大学部、新潟産業大学、放送大学）である。

つまり、主事資格取得には、従来からの①学部養成課程での単位取得、②国の委託費による社会教育主事講習に加え、③「委嘱」講習という第三の道が誕生したことになる。そしてこの「委嘱」講習は、その大部分が、複数年に分けての受講が可能とされている。

さらに国は、2024年度より、大学や自治体のみならず、「法人」が行なっている「学修」事業を、社会教育主事講習のなんらかの科目に相当するという認定を開始した（2025年度からは、全国子ども会連合会が実施する研修が「生涯学習支援論」相当と認定）。

つまり政策的には、従来の主事講習が集中日程で4科目のフルセット受講を標準としてきたところに対し、あらたに「分割」された枠組みが用意され始めている。ここで拓かれつつある「分割」は、同一機関内での受講期間の分割に留まらない。複数の機関で受講したものを積み上げて社会教育主事任用資格・社会教育士称号を取得することが可能であるとされている。すなわち、今後の主事講習は、科目ごとに分割され、大学に限定されないさまざまな機関が提供するそれを、学び手側がインテグレート（統合）しやすい仕組みに切り替えられようとしているように見受けられる。

ここに生まれる新たな可能性は否定できない。新たな講習の枠組みは、社会人が資格や称号を得られる筋道を拓くものとなるだろうし、講習実施主体として新たな主体が参入することで、質的にもより新たなかたちが開拓されていく可能性もあるだろう。

一方で、課題も指摘せざるを得ない。一つに、この拓かれた第三の道の学修のボリュームは、標準であるはずの学部養成課程のそれではなく、現在はその3分の1でしかない主事講習のボリュームであった。二つに、従来からの講習実施校は、そのような限られた単位数・時間数に制約されつつも学習効果を最大化すべく、4つの科目の内容・構成、学ぶ順序、バランスの調整や、共に学ぶ集団の形成とそのなかでの対話による学習の定着等を講じてきた。しかし今後、「分割」を学習者が統合するかたちでの資格取得が主流になった場合、そうした、従来の講習の主催者が行なってきた調整や統合がないかたちで履修が進められていく。果たしてそれで質の担保ができるのか。三つに、仕組み上、「委嘱」講習を行なう者は、社会教育主事を任用する行政側と対話する必要はない。となると、行政との協議を重ねながら組まれてきた従来の主事講習とは異なる方向での「発展」がなされていくと思われる。

こうした「委嘱」講習という、新たな受講者層の受講しやすさに順応する枠組みが、既存の養成システムに何をもたらすのかの検討、検証が急がれる。

社会教育士特別プロジェクト「しくみ・計画部会」からの提言

村田和子(和歌山大学名誉教授)

はじめに

本部会では、社会教育主事・社会教育士の「しくみ・計画」の実態把握を行うため、都道府県教育委員会の教育計画における社会教育主事並びに社会教育士の記載の有無、内容を確認し、表記がみられる県を特定した。次に、県教委を対象としたアンケートを実施するとともに、特徴がみられた県に対して質的調査(インタビュー調査)を実施した。

以下、明らかになった結果の分析をふまえ、若干の考察を加えたものをジャーナル 62 巻-1 に掲載した。ここでは、その後新たに質的調査を行った北海道、山口県調査結果を加えて、分析し、2026 年六月集会まとめに向けて(内田純一 PJ 代表)において、提起された下記の視点(4 つの再定位)則して、考察を進めた。以下、結果の概要である。

(1) 専門的教育職員としての社会教育主事の再構築

①都道府県(広域)社会教育主事の教育行政職の専門家としての役割

コーディネーター、ファシリテーター、オーガナイザーといった社会教育士にも共通する役割ではない、教育行政職としての独自の役割が改めて確認できる。具体的には、社会教育主事・社会教育士に関する教育計画化とその推進に関して、ここには予算の確保や、財政部局・首長へのプレゼンスと承認といった行政職の役割がある。また、養成校・大学との組織的連携を計画化の段階から進めることは、講習のみならず、研修や社会教育主事・社会教育士のネットワーク構築においても重要である。一方で、県の社会教育主事の多くは学校籍であり、教育委員会配置後に主事講習で資格取得し、発令されるケースが多い。短期間での異動が常であり、必ずしも行政の専門家になるための力量形成が十分であるとは言えない環境にあり、役割に応じた専門職の採用、任用といった人事配置計画の条件整備が求められる。

②教育専門職としての役割

社会教育士のフォローアップとネットワーク形成(実践との往還、成人継続教育、学びなおし等)に県の社会教育主事の「オーガナイザー」としての役割があるのではないか。すなわち、入門(事前)研修→講習→フォローアップ(事後研修)→ネットワーク形成というしくみの立案、調整、計画化をいかに進めるか、社会教育行政におかれる教育専門職の固有の役割である。

③「大学を巻き込む」広域社会教育主事

【北海道】【島根県と島根大学】

北海道の社会教育主事講習は、行政主体だが、大学を巻き込み、企画段階での大学の役割の大きさを感じる。政策とのかかわりで広域社会教育主事にできることは限界がある。その際に、大学を巻き込むことで限界をこえようとしている。

④ニーズ(資格取得者のニーズ)とシーズ(大学等の知的資源)を結びつけていく県社会教育主事の役割。併せて、大学にも地域とつなぐ社会教育士の配置、専門部局の設置を進めるこ

とができないか(韓国の平生教育士、大学の平生教育振興院に配置される平生教育士)。こうしたいずれのプロセスにおいても、大学との連携が求められる。

(2) 市町村の社会教育職員を支える制度の重層性とそれを支えるしくみの今日的検討

①教育事務所(管内・特定域内の社会教育主事を配置)、県の生涯学習センター(研修などの力量形成に資するプログラムの開発と実施)

かつて中央集権的な制度として批判的な検討が加えられてきた派遣社会教育主事制度であるが、今日、改めて実態に即した、検証・検討が課題である。

【島根県】島根県では県の施策として「管内・特定域内の社会教育主事」を配置している。ほか、県内2か所(東部・西部)に県立社会教育研修センターを設置している。

②社会教育主事・社会教育士を活かすしくみ・計画の必要性

長野県では、生涯学習センターの研修プログラム、自治体社会教育主事、公民館主事経験者を県の生涯学習センター職員に配置し、学校籍の社会教育主事配置によらない施策を実施。こうしたシステムはいかにして可能となるのか。

(3) 学校教育・教職課程と社会教育(行政)の立ち位置の検証

①地域学校協働やコミュニティスクールといった政策を生かした県独自の推進計画と具体的な推進

【島根県】「高校魅力化」の先進事例として知られる隠岐島前高校の事例では、高校に県の社会教育主事が高校に配置された。社会教育士の学校配置という独自性があり、有用性が指摘されている。

【島根県・山口県】県独自の社会教育の推進、派遣社会教育主事制度の活用が図られているが、検証は今後の課題となる。

(4) 大学の役割の再定位

大学は、「学びあうコミュニティ」の形成にいかにかかわり、寄与するのか。そのための仕方は、どうあったらよいのか。引き続き、実証的研究が求められる。その際、大学(研究者)は、個別事案の相談や審議会等の委員としての役割といった次元を超えた、コーディネーターのコーディネーターとなり、学びあうコミュニティの形成者としての社会的使命をはたしていくことが求められる。その際、学内はもとより、県社会教育行政をはじめ、学の内外の連携の具体的方策、社会教育主事・社会教育士の力量形成を支える仕組みの開発が鍵となる。

実際、九州大学では、主事講習とその後の力量形成を支える仕組みが、九州の研究者のネットワークによって探求され、そのプロセスが現場の公民館等の職員たちとの共同実践として展開されている事例などは社会教育主事・社会教育士の制度的基盤を強化する意味においても参照すべきものである。

「研修・組織化・キャリア部会」からの提案

部会長 内田和浩(北海学園大学)

1、「社会教育士の称号取得後の職務や活動に関するアンケート調査」から

- ・分析からは、称号取得者は**3つのグループ**に分けることができた。

1〔職務〕志向グループ=社会教育主事としての発令が見込まれる、または、職務上、社会教育の専門性を獲得することを目的とする。40、50代の比率が高い。

2〔地域〕志向グループ=称号取得の動機として「ボランティアで社会教育活動に参加した」「地域学校協働活動推進員を受けた」「社会教育委員など、社会教育・生涯学習に関わる委員の委嘱を受けた」を選択。全体の7割近くが50代以上。

3〔学習〕志向グループ=回答数としてはそれほど多くないが、「その他」に「将来役に立つと思った」「社会教育に興味・関心があった」「単純に資格としてほしかった」「今後の可能性と必要性を感じたため」「仲間がいた」「リカレント教育」と記入。他に比べて大きな年代差はない。

- ・結果を踏まえた**考察**

1点目=職務として社会教育・生涯学習についての専門性が活かされている場が、社会教育行政部局や社会教育関連施設だけではないということ。職務として、従来型の社会教育行政部局や社会教育関係施設に関わってきた比率はそれほど高くなく、称号取得後に社会教育主事として発令されたという回答も期待するほどではなかった。一方で、社会教育主事としてではないが社会教育に関わる仕事に採用や異動になったことが見られた。社会教育行政以外の部局において、社会教育を担当する業務上の必要や関心から、称号の取得を目指すルートがつくられてきていること、また獲得した専門性が活かされてきていると見ることができそう。

2点目=新制度により、〔地域〕志向グループや〔学習〕志向グループに称号の門戸が開かれたこと。〔地域〕志向グループは、地域でのボランティア活動の経験を動機とし、行政とは異なる立場で主体的に地域づくりや社会教育の担い手として実行力が期待されるグループ。〔学習〕志向グループは、現在教職や教育関係職に就いているというだけでなく、過去の教員養成課程や社会教育主事課程の履修の経験から、社会教育への潜在的関心を持っていた。

3点目=上記の2点をふまえて、教育委員会に配置される社会教育主事について、その職務とはなにか、またそれを遂行する専門性や資格をどこで獲得するか、改めて問われる。新制度により、社会教育士の称号は従来の社会教育主事の任用資格であることに加えて、社会教育行政以外の部局や、行政の外部から社会教育活動や地域づくりに関わろうとする実践者にも付与されるようになった。社会教育士が行政内外で、または専門職および実践者として活動する中で、社会教育行政に置かれる社会教育主事の「社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を行う」という職務は、一層高度かつ多様な意味を持つ。

2、キャリアに関わって

①社会教育士は職業なのか

〔地域〕志向グループや〔学習〕志向グループが増加する中、ボランティアであるこれらの人々にとっては、社会教育士の称号取得自体が自らの地域活動におけるキャリア形成という側面を持っている。また、この傾向は〔地域〕志向グループに強い。〔学習〕志向グループは、資格・称号への希求が強く、教職課程とも親和性がある。このように、社会教育士の称号取得によって、職業ではない地域の「社会教育人材」としての社会教育士も多く誕生している。

②社会教育士から社会教育主事へのキャリアアップ

一方、〔職務〕志向グループでは、社会教育主事としての発令のみならず、自治体職員として、社会教育関連施設職員（民間やNPO職員も含む）としての社会教育士称号取得が増加しており、自治体職員にとっては、そこから社会教育主事へのキャリアアップを望めるかが課題となる。今後の可能性として、民間やNPO職員（社会教育関連施設職員）から社会教育主事へのキャリアアップ（転職）の可能性を考えて行きたい。

3、組織化に関わって

①ネットワークは、交流だけでいいのか

ネットワーク組織としては、地域毎や称号取得毎のネットワーク組織の形成が多く行われ、主に交流が中心に行われている。しかし、職業ではない〔地域〕志向や〔学習〕志向の社会教育士にとっても、ネットワークを通じての力量形成が望まれ、交流だけではなくネットワークでの研修による力量形成も望まれる。

②職能団体の必要性和問題点

社会教育士の職能団体としての組織化では、日本社会教育士会や北海道社会教育士会等、職能団体を目的に掲げた組織は多くない。その理由として、・職業ではない〔地域〕志向や〔学習〕志向の社会教育士が多く誕生していること、・社会教育士として働く場が増えていないこと、があげられる。地域の「社会教育専門職」である社会教育士として働く場を制度的にも実践的にも増やしていくために、職能団体の組織化と全国的なネットワーク化は必要である。

4、研修に関わって

①任命権者が行う研修

現行法では、社会教育主事の研修については任命権者が行うことが規定されている。社会教育士にはその規定はない。少なくとも自治体行政や社会教育関連施設で働く社会教育士の研修機会は、都道府県・市町村の教育委員会等が保障すべき。

②職能団体が行う研修

社会教育士の力量形成という点からも、職能団体が行う研修は重要である。

③ネットワークが行う研修 上記、「組織化に関わって」のとおり。

5、残された課題

〔学習〕志向や〔地域〕志向のボランティア型社会教育士が増加する中、はたして社会教育主事をめざす〔職務〕志向の専門職型社会教育士と同様に研修・組織化・キャリアについて論じていくことは可能なのか。

松田弥花（広島大学）

かつて日本社会教育学会において、学会による中心的企画に部会が立ち上がるほど、比較研究が明確に位置づけられたことは多くなかったのではないだろうか。本プロジェクトにおける比較研究部会の役割は、様々な国（具体的には韓国、タイ、ウズベキスタン、オーストラリア、フランス、スウェーデン、アメリカ）における学びをコーディネートする担い手のあり方を、多面的な視点で捉え情報を共有し、日本の状況と照らし合わせながら、今後の社会教育主事・社会教育士（以下、主事・士）をめぐる論点を浮き彫りにすることであったと認識している。本部会の成果がどれほど本特別プロジェクトや学会に貢献したか確証はないが、部会が成立したこと自体が画期的であったと思われる。

本部会がこれまで行ってきた活動は、①本学会における海外研究の文献整理、②部会メンバーの研究対象国に関する部会での研究会、③「社会教育関連専門職国際比較表（比較表）」の作成である。2023年度の研究大会では①について報告し、2024年度の研究大会では②と③を踏まえ、社会教育関連専門職の国際的潮流及びそれら専門職の社会的位置づけについて、韓国、タイ、フランスの事例を紹介しつつ、日本における課題と照らし合わせた問題提起を行った。問題提起の一つは、主事・士の身分や職との関連についてである。地域を支える専門職が世界的に注目されるなかで、国際的には、身分保障への取り組みが進んでおり就職にもつながる傾向がある点が日本とは異なっていることがみえた。その背景として、諸外国では、社会的ニーズが先行し社会教育関連専門職が制度化されたため、養成課程と職が接続されている。対し、日本では制度が先行したが故に、例えば社会教育主事は講習によって早急に有資格者を確保することが求められる一方、社会教育士は称号であるため身分保障がなされているわけではない点に課題が残る。関連してもう一点取り上げると、大学における養成課程の意義についてである。日本とは異なり各機関で中長期間養成することが国際的には主流であり、上述のように、国際的には社会的ニーズを受けて養成課程が設置されるため、養成課程修了者は関連職に就くことが自然な流れである。しかし日本においては、養成課程修了者を積極的に雇用する構造にはなっていない。

以上を踏まえ、2025年度は特に文部科学省における議論も踏まえ、大学における養成課程と修了後の身分保障／雇用に本部会としての焦点を絞り、改めて各国の状況について適宜、追加調査も行いつつ整理してきた。その成果は「社会教育学研究」第62巻第2号に掲載されるため、ぜひ参照いただきたい。

本報告では、以上の本部会の3年間の歩みを概観すると共に、部会で得られた知見を踏まえた、今後の主事・士のあり方をめぐる論点を共有する。特に、プロジェクト後半に取り組んできた養成課程と身分保障／雇用の点については、充実した養成課程、資格／ディプロム取得後の多様なセクターにおける活躍、地域に寄り添う存在としての専門職のあり

方などが論点に挙げられてきた。その発端は、日本における大学の養成課程修了者が雇用につながらないという課題にある。雇用につながらないため学生は資格取得の意義を見出せず、養成課程修了者数は社会教育主事講習修了者数を下回り、大学における養成課程設置の意義が問われてくる。それは大学における社会教育担当教員のポストにも関わる問題であり、社会教育研究者の存続、ひいては本学会の存続にもつながる課題ではないだろうか。その根幹となる、社会教育の公共性に関する論点は、本学会における永続的な研究課題の一つであり、主事・士をめぐって、今まさに議論を深める必要があるのではないだろうか。

I. 学会の研究蓄積を踏まえた本プロジェクトの課題設定

本学会の英語名称である Adult and Community Education に象徴されるように、社会教育は、成人の学習を支える専門的教育者の存在を不可欠とし、個人の成長と地域社会の発展との相互関連性を旨とする営みである。そこでは、学習者が既存の社会に適応することを支援するだけでなく、学習者自身が自らの学びを豊かに発展させる地域社会や人間関係をつくり出す主体として、相互に成長し合う過程をどう支えるかが問われてきた。その意味からも日本社会教育学会では、社会教育関係職員の力量形成の課題を、実践と省察の往還、異なる実践の語り合い、地域における〈学び合うコミュニティ〉の形成と結びつけて研究を行ってきた。社会教育士特別プロジェクトは、そうした研究蓄積を継承しつつ、5つの部会（「養成課程部会」「主事講習部会」「しくみ・計画部会」「研修・組織化・キャリア部会」「比較研究部会」）を設け、社会教育士をめぐる現状と課題を多面的に検討してきた。2026年6月集会では、本研究大会に向けた前段として、各部会の調査研究の概要を確認しつつ、「専門的教育職員としての社会教育主事」「社会教育士が学び続けるうえでの社会教育施設（公民館）」「学校教育・教職課程と社会教育の立ち位置」「社会教育推進体制を実質化するうえでの大学」の4つの視点から横断的な論点整理を行った。

II. 政策動向の可能性と危うさ～各部会の成果から見えてきた課題の両義性～

6月集会後の2026年7月、社会教育主事・社会教育士養成等の改善・充実に関するワーキング・グループより『社会教育主事・社会教育士の養成の在り方について（案）』（以下、『在り方案』）が示された。『在り方案』は、社会教育士と社会教育主事の講習を分割せず、両者が共に8単位を学ぶ共通講習とする方向性を提示し、名称についても「社会教育講習」が示唆された。講習では、多様な受講者が協働して学び、相互のネットワークを形成することを重視するとともに、知識や技術の習得にとどまらず、実践と省察を往還しながら、主体性を育み、人との関係をつくり、地域課題の解決につなげる力を養う。社会教育主事に必要な行政実務や地域全体を組織する力は、発令後の研修と実務経験を通じて高めることとしている。

そして社会教育人材の裾野を広げるため、オンラインや土日・夜間開講、分割履修、他の研修との単位互換を進めるほか、地域活動経験などを受講資格として認めることや、短期間の「導入的講習」を設けることを検討している。修了後についても、都道府県と大学が連携して継続研修や人材ネットワークを整備し、公民館をはじめとする多様な場での社会教育士の活躍を促進する。さらに大学の養成課程についても、社会教育主事・社会教育士共通の課程として実践力を強化する。「社会教育実習」を2単位に増やし、「社会教育総合実践演習（仮称）」を新設し、あわせて「社会教育特講」を縮減、総単位数24単位を22単位程度に見直すとともに、教職課程との連携を進めるとしている。

一方で、『在り方案』が示す方向には慎重に検討すべき課題もある。主事講習が科目ごとに分割され、大学に限定されない多様な機関が提供する科目を学び手自身が選択し、取得単位を積み上げていく仕組みへの方向が強まっていることである。これは受講機会の柔軟化に資する一方、社会教育の理念、制度、方法、実践、省察を一体的に学ぶ機会を断片化する危険を伴う。異なる機関で取得された単位をどのような条件で認めるのか、質保証や学修成果の統合を誰が担うのかもなお曖昧である。社会教育の専門性は、個別科目の知識や汎用的スキルの単純な足し算によって形成されるものではないだろう。

各部会の成果も、こうした政策動向の可能性と危うさの両義性を示す課題を提起している。科目の分割化と実施主体の多様化に関わる懸念は全体に見られるが、とりわけ「主事講習部会」において提起がなされている。また「養成課程部会」では、大学養成が主事講習中心・現職者中心の政策動向の中で後景化しつつあること、18～22歳の若年層が大学で社会教育を学ぶ意味が十分に論じられていない課題を強調している。「しくみ・計画部会」は、都道府県社会教育主事に、計画化、予算確保、首長部局や大学との連携、講習後のフォローアップとネットワーク形成を構想する教育行政職としての固有の役割について明らかにしている。「研修・組織化・キャリア部会」は、社会教育士を職務志向、地域志向、学習志向に整理し、ネットワークが交流だけでなく力量形成を支える場となる必要を提起した。そして「比較研究部会」からは、諸外国では養成課程と身分保障・雇用が結びつく傾向があるのに対し、日本では称号が雇用や職と十分に接続していないことを特に問題化している。この点については、制度設計上の全体的な課題でもあり、後述の学会の役割と関連してくる事柄でもある。

Ⅲ. 大学と学会の役割—公共的知の拠点と批判的検証の場として

大学は、単なる資格・称号取得の入口ではなく、それぞれの土地に根ざした社会教育の歴史と実践を掘り起こし、自治体、公民館等社会教育施設、NPO、学校、住民組織等と協働しながら、養成、講習、現職研修、実践研究をつなぐ公共的知の拠点である。社会教育の養成は、全国一律の標準的知識や汎用的スキルの習得にとどまらない。地域に固有の歴史、暮らし、自治体行政、住民活動、社会教育施設の蓄積に根ざして、地域課題を住民自身の学習課題へと組み替える力を育てるもので、地域における大学の役割は多大である。

しかし現在の大学は、少子化、経営不安、教員削減、課程再編、研究時間の圧迫等の危機の中にあり、個々の担当教員の努力によって養成が支えられている現実も少なくない。だからこそ、大学間・教員間の研究交流、実習・演習・講習の質保証、地域に根ざした養成を支える仕組みが不可欠である。大学は、政策的要請に従属するだけでなく、社会教育の公共性を批判的に支え、現場と制度を媒介する公共的知の拠点として再定位されなければならない。

同時に、日本社会教育学会には、こうした大学の営みを孤立させず、政策動向を社会教育の本質に照らして検証する役割が求められる。とくに政策課題の両義性を踏まえるならば、学会は、科目構成や分割履修、実務経験の評価などを学修の統合性、専門性の質保証、実践と省察の保障という視点から再検討する必要がある。さらに学会は、住民の学習権保障、自治、民主主義を支える社会教育法制を構想する「法創造の主体」として、現場の実践知と研究成果に基づく論点提示を行う運動的役割も担っている。加えて〈学び合うコミュニティ〉形成を支える中間支援機能の研究と、社会教育行財政研究の現代的再構築も重要である。中間支援機能とは、人材をつなぎ事例を共有する連絡調整機能ではなく、実践を省察し、地域課題を住民自身の学習課題へと組み替える力量を支える教育的支援機能である。また、社会教育行財政研究は、教育委員会と首長部局、都道府県と市町村、社会教育施設の運営形態、指定管理や委託、予算・人員・研修保障などを含め、社会教育の量と質を支える制度条件を問うものである。

なお、本企画のタイトルには「社会教育人材」という語が用いられているが、この言葉は一定の留保を付して受け止める必要がある。多様な分野で活動する人々を社会教育につなぐ可能性を持つ一方で、社会教育固有の専門性や公的責任を曖昧にし、人材活用や行政課題達成の用語へと転化する危険も含むからである。本報告では、「社会教育人材」を無批判に受け入れるのではなく、成人の学習を支え、〈学び合うコミュニティ〉を形成し、学習権保障と住民自治を担う公共的職能として、その内実を問い直すものとして位置づけたい。

報告・発表要旨

第2日目 9月6日(日)

第 1 室

午前〈歴史〉

午後〈歴史・若者〉

社会教育研究における文化原論の展開と課題

久保舜一郎(北海道大学大学院)

1. 問題の所在

社会教育研究は、文化を「抵抗」原理によって把握してきた(新藤 2019)。さらに、個人の自己形成の場が断片化・多数化しバーチャル化・市場化する現社会においては、「暮らしの思想に根差した民衆の知」としての世界観構成の役割が切実に期待されている(宮崎 2019)。これらの視点を統一する社会教育の文化原論はいかに可能であるか。

2. 社会教育文化論の独自性

社会教育研究において文化への関が盛んになるのは、生活の場の市場化による荒廃が進行した高度成長期半ばであった。すなわち、抽象的かつ無媒介に文化とは何かを討究したのではなく、地域生活を構成する根本的な要素として認め、文化を媒介に地域生活を把握する文化的地域論として展開したといえる。

文化は既成物として協働行為を媒介する役割を有するが、この観点において社会教育の課題は望ましい協働行為を生成する文化の創造となる。

他方、「自己形成へと導く社会過程を根本的に宗教的なものとみなすことができる」と指摘する宗教社会学者の T. ルックマンは、かつて宗教が担っていた人間に生きる拠り所を与える役割も、現代では文化に移行したという(ルックマン 1976)。

この観点を有していたのが北田耕也の民衆文化論であろう。文化は、倫理的要請として創造されるもの以前に、生きる拠り所として要求され、執着されるもの、さらには、「私」の共同的出来と一体のものである。宮崎(2019)が地域社会教育の最小分析単位を〈諸個人の協働によって構成されるコミュニティ〉に特定しているのは同根の関心に依るといえる。

3. 文化の対抗性と集団性

啓蒙的理性という外圧に対し民族固有の精神や歴史を対置したヘルダーの“Kultur”以来、文化とは対抗性と集団性を有するものと理解されてきた。社会教育研究に即すとき、北田が大衆文化の支配への抵抗として民衆文化創造を価値化したことや、碓井正久が科学的思考の陶冶過程に集団治療的活動を内在させたことなどにみることができる。

集団的抵抗として生み出されることで個人を存立させつつ、個人の存立によって(集団的抵抗として)創造され続けるものを文化と規定するとき、日常意識の目的意識的編成と関わる「社会教育実践」(藤岡貞彦)は、文化として把握可能である。北田の民衆文化論は、この観点から提起されたものとして再検討されなければならない。

4. 文化原論の課題

以上より、社会教育の立場から文化の原理を考える際、以下の視点が重要であると提起する。

文化とはまずもって、自然状態としてのあるがままの存在に抵抗し、主体として共同的に出来るための傾向性である。すなわち、共有されることで有意味となる傾向性とともに個人は世界に場を持つ。傾向性の有意味化の過程は集団的=共同的であり、ここに必然的な教育の過程がある。

このような根源的把握によって、文化に主体の生成と教育的過程を内在させ、文化活動をオプションのようにみる立場を退けることができる。

〈参照〉新藤浩伸(2019)「地域文化をめぐる社会教育研究の成果と課題」『地域づくりと社会教育的価値の創造』(東洋館出版社)、宮崎隆志(2019)「暮らしの思想の生成論理」(同上)、ルックマン・トーマス(1976)『見えない宗教』(赤池憲昭、ヤン・スィングドー訳、ヨルダン社)

戦後社会教育における演劇活動

－1940 年代後半から 1950 年代の諸相－

横浜創英大学 小川史

誰かが他の人の前で何かを演じる——それを、劇団による上演のような集団的な行為として捉えるとき、歴史的に見て誰もがそのような経験を持ったわけではなかった。それはほぼ職業的にか、あるいは祭祀的に行う場合に限定され、そうでなければ余興として楽しまれるに過ぎなかった。だが、新劇運動の影響で、各地に劇団が作られるようになり、学校でも教育方法の一つとして演劇が取り入れられた。近代劇は演じることを意味を大きく広げた。本発表は、近代劇形式の演劇が単に観られるものとしてではなく演じられるものとしてどのように社会に広がっていったのか、またそれはどのような時代的特性を帯びているのかを探る研究の一環である。

本発表では、敗戦後全国各地で行われた演劇活動が展開されるにあたり、その場を形成した社会教育の動向について、実態を明らかにする。具体的には、雑誌『教育と社会』・『社会教育』に掲載された脚本および演劇の活動報告、青少年演劇研究会の活動、青少年演劇指導者講習会の実態、青年団と日本青年団協議会の動向について取り上げ、当時の演劇活動に関わる社会教育関係者の取り組みについて大局的な見通しを得ることを目的とする。取り上げる時期は 1940 年代後半から 1950 年代（1945 年から 1959 年）とする。1960 年代以降は農村社会の変容が顕著になり青年の動向が大きく変わってくるため、50 年代までを対象としている。

敗戦後の演劇活動を振興する取り組みは、かなり早い時期から為された。1946 年には文部省社会教育局芸術課内に青少年演劇研究会が設けられ、1947 年までの間に『脚本シリーズ』を第 5 集まで発行した。同会は 1953 年以降にも新たに『脚本シリーズ』を第 7 集まで発行した。雑誌『教育と社会』には 1946 年からすでに演劇活動の報告や脚本が掲載されていた。1947 年には北村寿夫『公民館シリーズ第 4 集 素人演劇脚本集』が発行された。1950 年からは青少年演劇指導者講習会が文部省により毎年開催され、1953 年には各県の代表者による第 1 回全国青年演劇会議が同時開催された。1952 年からは日本青年団協議会の青年大会で演劇コンクールが開催され、全国各地の演劇団体が参加した。雑誌『社会教育』では 1950 年から演劇に関する記事を掲載し、1952 年からは毎号のように脚本を掲載した。このほか、社会教育とは別の文脈で、演劇関係者による演劇入門書の発行やコンクール、脚本集の発行なども検討されねばならないし、地域の実践や疎開演劇人の動向も合わせて検討対象としなければならぬ。いずれにしろ、それまでの新劇運動での劇作や上演の蓄積がなければ、戦後の演劇活動の展開もあり得なかったであろう。脚本の提供や選択、コンクールの審査、青年に対する直接的な指導など、既存の近代劇文化の経験の蓄積が青年たちに大々的に投入されたのである。

このように、社会教育の関係者は、演劇関係者と並んで当時の演劇活動を支え、強く後押しした存在であった。戦後初期の演劇活動が社会教育史の文脈でこれほど大きな位置付けを与えられていたにもかかわらず、現在ではそのことはほとんど忘れられている。演劇がこれほどクローズアップされた時代は他になかったと言ってもよいが、本発表ではその一端を明らかにしたい。

1. 研究背景

若月俊一（1910 - 2006）は、1941 年に工場における労働災害の研究を行った。この研究が治安維持法違反とみなされ、1944 年 1 月に逮捕・拘留されることとなる。そして同年 12 月に釈放された若月は 1945 年 3 月に、指導教官である大槻菊男（1887-1977）の勧めを受け、長野県白田町（現 長野県佐久市）の佐久病院に自らも希望し赴任することとなった。

このような実践を基盤として、1959 年長野県八千穂村において若月が院長を務める佐久病院主体のもと、全村健康管理活動が開始された。そして、その一環として、村民に対する健康学習が展開された。本研究は、ここでの八千穂村における村民主体の健康学習を中心に据えたものである。本稿では、1945 年に若月が佐久病院へ赴任した契機に焦点を当てるものである。

2. 研究目的

本稿は、1910 年若月の生誕時から、1945 年若月の佐久病院赴任へ至るまでの思想形成の過程を追った上で、1939 年石川県小松市での労働災害研究に関与した時期以降に展開された若月の活動実践を中心に検討する。この考察を通して、若月が 1945 年に農村に入ったことに対し、社会的上層の職業的地位を放棄してまで農村に入るに至った思想的・理念的背景について、若月の意図がいかなる点にあったのか、また、その内容がいかなるものであったのかを明らかにすることを目的とする。

3. 先行研究

南木佳士（1994）は、「信州に上医あり」において、若月俊一の生涯と実践を描いている。ここで南木は、戦後まもなく農村に入り、「農民とともに」という姿勢で、貧しい農村の医療問題に取り組む若月の姿を描くことで、「上医」とは、患者個人の病態のみならず、その人を取り巻く生活環境や地域社会全体の健康維持に寄与する存在であることを示している。また、南木は若月を過度に美化することなく、彼の持つ強烈な個性や影の部分も含めて描いている。一方で南木は、若月が 1945 年に佐久病院に赴任した経緯について、事実関係は描いているが、若月が、農村に入るに至った思想的・理念的背景については十分に言及していない。

4. 結果と考察

若月が農村へ赴いた背景には、大槻が戦時国家医療体制の中で抱いた自己否定的認識の影響と、若月自身の治安維持法による弾圧経験、工場災害研究体験に起因する国家への不信感が存在した。また、農村における相互扶助、共同作業、生活の自律性は戦時下においても維持されており、若月は民衆の生活改善から戦後社会を再建する医療活動のために、これらが重要な要因であると考えた。そして、国家の枠内では自らの理念を具現化できないという認識に至った若月は、自己の理念を実践する場として、国家の関与や介入が希薄な農村を選んだのである。

大阪府吹田市における公民館制度の成立に関する一考察

松山鮎子（早稲田大学）

本論では、吹田市において校区単位の地区公民館制度がどのような歴史的背景のもとで形成され、その特徴がいかなる社会教育の理念に支えられてきたのかを検討する。

吹田市は、1960年代以降、日本初の大規模ニュータウンである千里ニュータウンの建設と、1970（昭和45）年の大阪万博を契機として、急速な都市化が進行した地域である。

同市では、1961（昭和36）年の吹一地区公民館および山二公民館の開設以来、一小学校区に一地区館を目標に公民館の整備が進められてきた。現在では、各校区に29地区公民館と1分館の計30館が設置され⁽¹⁾、地域住民の方々の「普段着の学習」⁽²⁾の拠点となっている。地区公民館の管理運営は、地元の連合自治会（または町会）に委託されている。また、現在の地区公民館事業は、趣味・教養、環境問題、国際交流など、各館平均60事業程度の講座が実施されており⁽³⁾、こうした活動は、公共施設の統廃合などの動きに大きな影響を受けることなく今日に至っている⁽⁴⁾。

公民館の分館に関する先行研究において、1960年代から70年代は、都市化の進行に伴って公民館の地域配置の計画が進んだ時期である⁽⁵⁾。長野県では、この時期に分館を核とした地区公民館システムが普及し、自治会と密接に結びつきながらも、社会教育の独自性を保つかたちで活動が維持されてきたことが指摘されている⁽⁶⁾。また、吹田市と同じ中核市である豊中市では、戦後初期から地区の小学校に配置された公民分館を拠点とした活動が重視され、「学校教育を契機として、地域のコミュニティに密着した社会教育活動を存続してきた」⁽⁷⁾ことが明らかにされている。

このように、公民館分館、地区公民館に関

する研究は、長野県、豊中市を対象に蓄積されてきたが、吹田市の地区公民館制度の成立過程を歴史的に検討した研究は十分ではない。

そこで本論では、長野県および豊中市との比較を手がかりとして、急激な都市化のなかで、吹田市における校区単位の地区公民館制度がいかに構想され成立したのか、その過程と特徴について歴史的な考察を試みることとする。

〔注〕

(1) 市内の35校区中、千里ニュータウン地区のみ、集会施設が他にあるため8小学校区に2館となっている（吹田市教育委員会『平成30年7月吹田市公民館運営審議会議事要約』吹田市教育委員会,2018,p.1）。

(2) 吹田市「地区公民館一覧」吹田市ホームページ,<https://www.city.suita.osaka.jp/kosodate/1018359/1020183/1013488.html>（参照2026.7.31）

(3) 吹田市教育委員会『令和6年7月吹田市公民館運営審議会議事要約』吹田市教育委員会,2024,p.1.

(4) 2022（令和4）年、北千里地区では、小学校の廃校後、その跡地に指定管理者による複合施設「まちなかりビング北千里」が開設された。これに伴い、北千里のみ教育委員会の委嘱から外れるが、他の公民館では、現在まで「吹田方式」が維持されている。

(5) 佐藤一子・上原直人・大島英樹「地域公民館システムにおける分館の普及：長野県における公民分館をめぐる実態と課題」『生涯学習・社会教育学研究』No.23,東京大学大学院教育学研究科生涯教育計画講座社会教育学研究室紀要編集委員会,1-19,1998,p.3.

(6) 同上,p.16.

(7) 松山鮎子「大阪府豊中市における公民分館制度の成立と普及—学校教育との関係に注目して—」『日本公民館学会年報』No.23（J-STAGE 早期公開記事）,日本公民館学会,1-11,2026,p.10.

経営学形成期における人材養成論の検討

－「労働管理」論の形成期に着目して

倉知典弘（吉備国際大学）

【本報告の意図】

労務管理とは企業が経営目的達成のために行う、人事・福利厚生・教育等を含む管理である。「労務管理（初期は労働管理）」論やその基礎となる「経営学」は明治末から大正期に形成され、指導者養成の教育課程で教授された。

最初期の経営学を分析し、当時の管理者がどのような知識・認識で現場を捉えていたか、また教育がどう位置づけられていたかを解明することは、現場での学びを明らかにする一助となる。以上を踏まえ、本報告では最初期の「労働管理」言説を確認し、初期経営学の著作を検討する。

【最初期「労働管理」「労務管理」言説】

香川（1984）によれば、「労働管理」という言葉の初出は神田孝一の連載「孟子より見たる労働管理論」（1914-1916）とされる。その後、園乾治「労働管理問題（一）（二・完）」（1922）や蒲生俊文「労働管理人の重要」（1924）等の論考を経て、蒲生俊文『労務管理』（1926）という労務管理を用いた著作が出版され、人材養成に関する言説も位置付けられた。

【経営学の形成】

一方で、経営学の形成は明治末の海外文献の翻訳中心の時期から始まり、大正から昭和初期には「能率の経営学」「合理化の経営学」へと進展した（裴, 2012, p. 74）。そして、1926年には上田貞次郎らにより日本経営学会が設立され日本独自の理論体の構築を目指すようになる。

日本の経営学のバックボーンには実学的・技術論的側面が強い「アメリカ経営管理論の系譜」と学術的志向が強い「ドイツ経営経済論の系譜」が存在する（片岡, 2017 等）。この両者において「労務管理」や教育がどのように位置づけられ、統合が図られたのであろうか。本報告においては、先行研究で経営管理論と位置づけられる著作と経営経済論の系譜と位置づけられる著作を比較検討することで、「日本独自の経営学」における教育の位置づけを報告する。

【参考文献】

- ・小笠原英司「経営経済学と経営管理学－骨はドイツ、肉はアメリカ」経営史学会監修小笠原英司編著『日本の経営学説Ⅰ』文眞堂, 2013, p. 1-14
- ・香川孝三「労働用語ことはじめ（三）」同志社大学人文学会『評論・社会科学』25 巻, 1984, p. 83-92 頁
- 片岡, 信之「日本における経営学の歴史と現在」『経営論集』64 巻第 4 号, 明治大学経営学研究所, 2017, 46-47 頁
- ・裴富吉「経営学の生誕－大正期」経営史学会編『経営学史事典』文眞堂, 2012, p. 74-75.

※なお、本研究は JSPS 科研費 JP20H01624, JP24K05674 の助成を受けたものがある。

大正期大阪市内青年団の組織化と活動の一考察

― 日常と非日常の「公益事業」を中心に ―

柴田昌美（大阪教育大学大学院）

1. 大阪市内青年団組織化の経緯

大都市社会教育行政の一環として、第一次世界大戦を契機とする社会変動を背景に着手された大正期大阪市内の青年団組織化の経緯と活動の特徴を考察する。

市域拡張前的大阪市内では、若者宿等に起源を持つ1次集団的な青年団体は掌握されておらず、地方改良運動期にも行政補助組織的な青年会等は組織されなかった。一方、都市化による健康状態の悪化や「精神方面」の個別化などへの教育者の問題意識に加え、第一次世界大戦勃発期のヨーロッパ、特にドイツの青年団組織に着目した田中義一の軍事的視点を加味した「青年義勇団」構想が浮上した。(1914年)

同構想は大阪市の大正天皇即位大典記念事業の候補とされたが、具体的な担い手の基盤を欠いたまま「上から」作り出そうとする机上の構想であったため最終的に見送られた。それに代わり、市当局(学務課)では、「商工都市タル本市ノ実情」に即して、現に存在していた「会社、工場、商店、同業組合等」での青年従業員の団体内組織に着目し訪問調査を重ねる一方、国の第1次「青年団ニ関スル訓令」等を受け、上記各団体を中心とする「大阪市青年聯合団」を発足させた。(1917年)

2. 「学区本位青年団」中心への転換

この間、「青年義勇団」構想から「青年聯合団」まで一貫して青年団組織化を提唱し実務を推進したのが、天王寺師範体操教諭から大阪市視学、教育部青年教育課長、同社会教育課長を歴任した兼田嘉蔵であった。また1916年に学務課長(20年から教育部長)に就任した福士末之助の青年団論には、①青年の自発性尊重、②軍事面より都市の産業面を新たに担い得る人材育成重視、③国による組織統一よりも各地方の実情に応じた自治的運営と国費によるサポートの要請などが見られ、青年団に期待される「修養」の内実も、都市に基盤を置く自由主義的な方向性が見られた。

1919年以降、大阪市の青年団政策は地域網羅的な「学区本位青年団」の組織化に転換し、団数と人員数が急速に拡大する。この転換は、直接には会員層が限定される事業者団体中心から全青年の組織化には地域単位が不可欠とされたためであるが、さらにその背景として次の点が考えられる。

① 前年1918年の米騒動への対応を契機に方面委員

が学区を基礎に配置されるなど、都市社会問題の焦点の「地域化」が社会的に認識されてきたこと。

② 「地域化」の側面もともないつつ、未組織青年労働者を主たるターゲットとする「セツルメント」の必要性が認識されはじめたこと。

③ 青年団が主たるターゲットとした尋常小学校卒業後から徴兵年齢までの青年労働者の一部が、大経営を中心に労働運動の影響を受け「修養」の枠に収まらない動きを始めたこと。

この「都市型・自由主義的」な組織から、「地域網羅的」組織への重点移行が、昭和期に入って、内務・文部省の行政事務分担の仕分けを経、「教化総動員」型側面が前面に出る契機となったと思われる。

3. 地域における青年団活動の特色

地域の青年を幅広く巻き込んだ青年団の日常活動において、学習面では「修養講話」も過度な精神主義に流れることなく、実用的な側面が強い「短期講習」と合わせて、時事問題から幅広い一般教養も含めた多様なテーマが自由闊達に取り上げられていた。また、講習となれば「補習学校入学奨励」も市内の学習資源を積極的に活用していた。「体育施設」(スポーツ)「娯楽」(レクリエーション)等とも相まって、総じて地域や事業所の青年層のニーズに即した活動が展開されていた。これらの点に学区本位青年団の急速な組織化が進んだ内在的な背景がうかがえる。

「公益事業」面では、日常活動として①地域の日常生活を安定して支える共同業務的な活動、②時の政策や国策の可視化につながる国家意識涵養的な活動がなされており、非日常的な活動では③突発的な大規模災害(関東大震災)や社会問題の発生(米騒動、市電争議)への対応が行われていた。これらは青年団員の自発性を伴いながら、米騒動を契機に青年団が地域秩序の一翼を担うことが期待されたことを示しており、学区本位青年団中心主義への外在的な背景がうかがえる。

その過程で、社会問題への対応において、とりわけ1924年の「市電争議」を契機に「市民観」の亀裂が生じた。この後、1926年に国の制度で軍事的要素を備えた青年訓練所が発足し、青年団員の入学が奨励されるようになるなど、初期青年団活動にも転機が訪れることとなった。

青年学校教員はいかに農村文化の向上を構想したか
——戦時期長野県における農業教育・拓殖・文化の結節点——

大蔵 真由美(松本大学)

1. 問題の所在と目的

戦時期は「教化動員期」と呼ばれ、ファシズム体制の下に社会教育行政が再編されていく時期として位置づけられる。昭和恐慌や不作などの影響により、農村の生活は苦しいものであった。さらに、国策としての満蒙開拓が地方からの後押しによって進められていった。

青年学校は青年訓練所と実業補習学校とを統一して設立された学校形態である。教育の特徴として修身及公民科や教練科などを取り上げて言及されることが多く、軍事教育の側面が強調されてきた。本研究では教科としての職業科の教育内容や、職業科教員の調査研究報告の分析を通じて、青年学校の教員たちが地域の実情に応じた青年教育をいかに構想したのかを明らかにする。そのなかで農村文化、拓殖などの論点がいかにして提起されてきたかについても注目する。

2. 対象と方法

分析対象として、諏訪教育博物館蔵の「農村振興根本方策関連資料」（1937～1940年）及び関連する資料を用いる。本研究では同資料の研究報告の言説を分析し、彼らが直面していた農村の課題と実践の構想を読み解く。加えて、当時の長野県は満蒙開拓の最大の推進県であったが、拓殖に対する教育会の姿勢についても読み解いていく。

3. 農業科教育課程の構想

第一の論点は学校という枠を超えた実務的な生活・生産の管理と拓殖への接続であ

る。職業科における農業教育の中心は家庭実習であるとされた。これは教育課程上の時数不足を補う側面があったことが推測される一方で、家庭や集落における農家経営そのものを教育の場とする意図があった。さらに、深刻化する離村問題への対応として、地域内定着を図るだけでなく、満蒙での分村建設構想に象徴されるような農業移民への積極的な接続が図られていた。青年学校は疲弊する農村を維持しつつ、植民地への労働力を動員する実務的な装置として機能していたことが確認できる。

4. 農村振興方策の研究

第二の論点は農村振興の議論に包含された文化への着目である。「都会文化の洪水」への危機感から「農村文化の再建」を掲げるなど、農業科の目標は技能教育のみならず、人格形成や協同自治など村落秩序の維持にまで拡張されていた。青年学校教員は地域の文化的指導者としても期待されていたため、宗教・哲学・芸術等の総合的な素養が求められた。

5. 結論と今後の課題

社会教育行政の再編期における地域の生産の問題解決や農村文化の向上は、国策を十分に受容した上で、農業教育や拓殖の実務的要請を媒介として現場教員により独自に構想・実質化されていた。今後は、この現場レベルの構想がマクロな文化政策論とどう交錯したかを分析することが課題である。

占領期八重山群島の青年の学習と生活・労働の検討

—石垣島・竹富島・与那国島の青年団機関誌の比較分析を中心に—

○山城 千秋（名桜大学）

○農中 至（鹿児島大学）

本報告は、米軍占領期（1945-1972）の八重山群島の青年団が発行した機関誌の比較分析を通して、当時の青年たちが直面していた生活と労働の実態と学習過程の諸相を解明・検討することを目的とする。

報告者らはこれまで、占領期八重山における復帰運動や開拓移民と地域社会の関係構造、および読谷村の字青年会における機関誌を対象に、占領期青年団運動の多様な側面をとらえ、同時代の青年が置かれた実態の解明を進めてきた。本報告ではこれらの先行研究を踏まえつつ、これまで十分に扱われてこなかった八重山群島の機関誌とその記述内容に着目する。そのうえで、石垣島・竹富島・与那国島を比較しながら、地域ごとの青年団運動および青年の置かれた実態の固有の文脈性を検証する。

従来、占領期沖縄の青年運動史研究では、沖縄群島における沖縄青年連合会を中心とした組織運動や復帰運動の文脈から論じられることが多かった。これに対し本報告は、八重山群島における基層の字青年会とその機関誌の比較分析によって、地域的多様性や文脈依存的な日常的営みの解明を試みる。

こうした離島間の比較検討を可能にする機関誌は、字青年会の活動の一端を知ることのできる貴重な史料であり、部分的に参照可能な原本（複写）が現存している。その存在自体は知られていたものの、その具体的な内容分析にはこれまで至っていなかった。本報告は、石垣島、竹富島、与那国島の3島の機関誌記述を比較検討することで、

一元的に解釈されがちであった占領期八重山の青年会活動の差異と地域固有の歴史的文脈、学習過程の諸相を明らかにする。本報告が分析対象とする字青年会の機関誌は表1のとおりである。

表1 占領期八重山群島の青年会機関誌

誌名	発行年	数	青年会名
団報	1945-46	4	竹富村竹富青年団
燈台	1947-48	2	石垣市石垣青年会
ながれ	1950	2	与那国町与那国青年会
多幸座	1964,1969	2	石垣市真栄里青年団

竹富村竹富青年団の『団報』は、終戦直後の混乱期において、自治的・相互扶助的な活動や生活再建に向けた労働・学習が中心的な関心事となっている。現存するものは、第1-3号および種子取特集号の4冊である。石垣市の石垣青年会『燈台』と真栄里青年会『多幸座』からは、発行時期が異なるものの、地域差や時代経過に伴う青年会活動の変化を読み取ることができる。与那国町与那国青年会『ながれ』は、国境に位置する島ならではの地理的・社会的環境を背景に発行されており、当時、青年会関係者によって『与那国新聞』（1949-1951）も同時に発行されていた。

占領下において、機関誌の発刊が青年たちの自律的な言論・学習の場としてどのように機能していたのか。また、八重山群島の中心地（石垣）、伝統的共同体（竹富）、国境の島（与那国）というそれぞれの社会的・経済的条件の違いが、青年の抱える生活・労働上の課題や学習課題をどのように規定していたのかにも注目していく。本報告は占領期八重山における基層の青年期教育史に対して新たな視座を提供するものである。

昭和戦後期における地方都市での青年期教育の展開

—福島県日本宮町の状況、特に郡是製糸本宮工場の周辺に焦点化して—

○安藤耕己（山形大学）、○板橋孝幸（奈良教育大学）、久井英輔（法政大学）、倉知典弘（吉備国際大学）、大蔵真由美（松本大学）、栗山究（法政大学・非）、竹淵真由（東京都教育庁）

1. はじめに—これまでの研究成果—

本研究グループは、科研費基盤研究（B）「昭和期日本における青年期教育の地域史—エリート育成／ノン・エリート教育の帰結—」（研究課題番号：20H01624、2020年度～2023年度）により、第67回～第70回研究大会において4回の報告を行った。

同研究課題の目的は、昭和期日本、特に戦後の青年期教育の実態を明らかにすることであった。そこでは、地方都市や農村地域の初等・中等教育の位置づけや性格、青年階層別の教育支援の実態、指導層の違いに着目し考察した。また、学校教育と社会教育の連携や断絶が、地域社会の後継者養成戦略にどのような意味を持つかを検証した。同研究課題では、上記の課題を大正期より「教育県」と称されることが多かった長野県と山形県を対象とし、その内実に視座を置きつつ検証することを目指した。

同研究課題のこれまでの研究成果は、主に以下の3点となる。①青年期教育に関する文献レビュー、②長野県諏訪地域における、主に製糸工場を舞台とした青年期教育に関する実態研究、③青年補習教育から定時制高校へと至る学校教育と勤労青年教育の間にあるマージナルな領域に関する制度的考察と実態研究、である（安藤編、2024）。

特に、上記②は、同研究課題において、特に重要な成果となった。近代～昭和期における諏訪地域の青年期教育においては、義務教育修了後の勤労青（少）年層を対象とし、就労先選択に際して「インセンティブとなる教育」という性格が通底していることを明らかにしたのであった（安藤編、前掲）。

そして一昨年度より本研究グループは、前研究課題を継承する科研費基盤研究（B）「昭和期青年期教育の地域的展開と後継者養成戦略：学校教育と社会教育の一体的検討から」（研究課題

番号：24K00365、2024年度～2028年度（予定））に採択されている。今次研究課題では、前課題では果たせなかった山形県研究に着手した。

今次研究課題では、比較対象先となる山形県の中でも岡谷市と同様に近代に製糸業の繁栄から都市が形成され、戦後に弱電産業と機械製造業で工業都市として栄えた山形県長井市域をその対象とした。一昨年度より研究対象としたのが、長井市域の発展を支えた郡是製糸長井工場（1920年発足、1976年に肌着製造に業態転換、2021年完全閉業）での主に昭和期における工場内教育、特に女子寄宿舎における教育の実態とその展開についてであった。そしてその機能が上述の長野県岡谷市における青年期教育に貫徹されてきた、主に学歴取得や家政的教養・素養の習得という、就労先選択に際して「インセンティブとなる教育」の性格が強いものであったのかを比較しつつ考察すること課題とした。

一昨年度の第71回研究大会においては、「昭和期における製糸工場内女子教育の展開—山形県・郡是製糸長井工場の事例を中心に—」と題して発表を行った。同発表では、まず郡是製糸における、若年女性社員を対象とした工場内教育の概要と特色とを整理した。キリスト教精神に基づく寄宿舎生活と職業訓練および修養、さらには家政に関わる素養・技術等の習得をねらいとした工場内教育がその特色として挙げられる。次に検討した長井工場における工場内教育については、本社と同じ教育体制が採られており、先行研究や関係者のナラティブからは、キリスト教精神に基づくモラルの希求が工場で働くインセンティブとして働いていたことがうかがわれた。なお、本発表の内容は、後に研究ノートとして再整理して発表した（安藤、2025）。

続いて昨年度の第72回研究大会においては、「昭和戦後期における地方工業都市での青年期教育の展開—山形県長井市の状況、特に郡是製

糸長井工場の周辺に着目して一」と題して発表を行った。

昨年度の発表では、郡是製糸長井工場の工場内（寄宿舍）教育と主に戦後の長井市における社会教育としての青年期教育（主に勤労青年教育）の実態、長井高等女学校の系譜を引く長井北高校（1964年閉校。同年、長井南高校と統合して長井高校新設）定時制課程等に着眼して、昭和戦後期における長井市域の青年期教育の展開を多面的に理解することを試みた。

前回発表では、まず、昭和戦前期の郡是製糸長井工場の教育への評価について、当時の郷土教育資料から考察を行った。長井工場の寄宿舍生活の厳格さは、学校教員や年頃の娘を持つ親の目からは望まれるものとなっていたことは、改めてうかがい知れた。前々回、前回の発表内容から重ねても、工場内で生活と教育とが完結する長井工場の寄宿舍生活と教育は、周囲から憧憬や「安心感」で以て見られていたことが理解された。

ただし、前々回・前回発表でも述べたように、近代における郡是製糸の地方工場での教育は、工場内に開設された郡是女学院（戦時期には青年学校、戦後は各種学校）において、寄宿舍生活と相まって「閉じた」かたちで行われており、戦後も長くこの形式は続いた。しかし、戦後に至ると、そのあり方は、立地する自治体で展開していく社会教育や勤労青少年対象事業、戦後に開設されていく高校定時制課程での学びの展開を狭めた可能性があることが推察された。

こうして、昭和戦後期、特に1960年代以降、高校進学率が急上昇する過程において、郡是製糸の工場内教育が、職場選択に際してのインセンティブとしての性格を失っていったことが仮説として浮かび上がってきたのであった。なお、本発表内容は、昨年度末に研究ノートして再整理して発表した（安藤・板橋・倉知、2026）。

2. 今次発表について

今次研究では、上記の「閉じた」教育形態が、全社的に統一的教育方針を保っていた郡是製糸各工場においても共通するものであったのか、それとも各工場それぞれに異なるものであった

のかを考察する端緒とするため、長井工場から最も近く、同程度の規模を持つ工場であった、福島県・本宮工場における教育実態を比較のために検討することとした。

本宮工場は1933年に操業を開始し、1989年に閉業した。本発表では、同工場の戦前からの工場内（寄宿舍）教育の実態、戦後の公民館や高校定時制課程等との関係とを素描する。特に現時点において、1960年代以降、同工場では近隣の高校定時制課程、定時制課程単独校への通学支援がなされていたことが判明している。

本宮工場の承継事業所である、福島プラスチック株式会社（グンゼ株式会社子会社）に所蔵されている旧郡是製糸本宮工場および同じく福島県内に所在した桑折工場（1931年操業開始、1961年に本宮工場に併合）関係資料、グンゼ株式会社綾部本社所蔵資料、本宮市教育委員会所蔵資料に加えて、本宮工場元従業員らのナラティブをもとに発表を構成していく予定である。

詳細は当日の発表時に示す。

【文献】

安藤耕己編・発行『昭和期日本における青年期教育の地域史：エリート育成／ノン・エリート教育の帰結』（課題番号：20H01624 2020年～2023年度研究成果報告書）、2024（<https://yamagata.repo.nii.ac.jp/records/2001000>）。

安藤耕己「近代期の郡是製糸における工場内教育の概要と特色：本社および長井工場の若年女性社員教育を中心に」、『山形大学教職・教育実践研究』19、2025。

安藤耕己・板橋孝幸・倉知典弘「昭和戦前・戦後期の地方製糸工場における教育の実態とその機能：山形県置賜地方の状況、特に郡是製糸長井工場に着目して」、『山形大学教職・教育実践研究』20、2026。

庄司吉之助『近代福島県養蚕・製糸業史』歴史春秋社、1986。

長井淳太郎編『私達の自分史 娘時代グンゼに勤務した業生・教婦・教育係の記録』私家本、1988。

第2室

午前 〈歴史・女性／子ども〉

午後 〈グローバル化セッション〉

1950～60 年代の宮城県における地域子ども会と非行防止論の遺産－社会教育と地域福祉の視点から

○竹原幸太（東京都立大学） ○江連崇（名寄市立大学）

課題設定

1990 年代後半以降、少年事件が生じる度に青少年の規範意識の低下が叫ばれ、非行の未然防止として家庭・学校・地域で「健全育成」が説かれてきた。他方、非行背景を十分に検討しないまま、あるべき健全像に基づいた徳育論に過ぎないとの批判もなされてきた。

2020 年代の今、闇バイト、所謂トクリュウ等で非行のサイバー化が進み、もはや非行は地域社会の問題として語られなくなりつつある。しかし、非行臨床では、かかる少年の多くは家庭や学校等で困難を抱え、早期にサポートを必要としていたのにもかかわらず、地域に包摂されず、犯行に至ったことが知られている。したがって、本来、居場所や福祉コミュニティづくりの文脈において、非行防止を包含する議論が求められるが、少年法改正に象徴されるように、非行は社会秩序を揺るがす治安問題対策と認識されている。

先行研究をみても、1980 年代の第 3 の非行の波の時期には、本学会年報でも、非行防止の基盤として地域社会づくりが論じられ（南里 1984）、月刊『社会教育』でも学校で不良と見なされた少年が幼少期の居場所たる少年団との継続的関わりで、非行が克服されたレポート等が見られた（老沼 1981）。非行克服事例も射程として、増山均が地域子ども組織論を展開したのもこの時期であるが（増山 1986, 1989）、以降はこうした議論は下火となり、子ども・若者の移行期支援・ユースワーク研究においても非行問題の言及は乏しいのが実情である（生田 2021）。

もっとも、2020 年代に増山らが生活綴方教師であった鈴木道太の共同研究を通じ、戦後直後、第一の非行の波を受け、1950～60 年代に宮城地方青少年問題対策協議会（1953 年に宮城県青少年問題協議会へ改称）において非行防止活動から、ボトムアップ型で地域子ども会が展開された教訓を描いている点（増山 2021、竹原 2021）、地方自治との関連で衰退化している子ども会論が再注目されている今、興味深い（三浦 2025）。もっとも、増山らは鈴木の人物研究として展開しているため、児童福祉司・宮城県母子福祉課職員として、鈴木が青少年問題協議会で取り組んだ詳細な活動実態は検討されていない。

そこで、本研究では 1950～60 年代の宮城県青少年問題協議会の非行防止活動の発展で展開された地域子ども会を焦点化し、地域福祉と社会教育の連携によるボトムアップ型の非行防止論の掘り起こしを目的とする。研究方法は、第一に、鈴木道太の一次資料が保管される白石図書館「鈴木道太文庫」所収資料及び鈴木著書と宮城県青少年問題協議会が 1950～59 年まで発行した『青少年指導指針 1～10 集』を照合し、同協議会における鈴木役割と鈴木の子どもの会論の到達点について検討する（竹原）。第二に、宮城県全域で展開された子ども会が社会教育と地域福祉を架橋しながら、コミュニティオーガニゼーションとして展開されていた側面について検討する（江連）。以上より、2021 年少年法改正で 18・19 歳の特定少年が虞犯規定から外れたことにも鑑み、今日の居場所・福祉コミュニティづくりの文脈に改めて非行問題を位置づけ直していく視点を明らかにする。

1. 宮城県青少年問題協議会の先駆性と鈴木道太の子どもの会論

戦後直後、政府は 1948（昭和 23）年 9 月に「浮浪児根絶緊急対策要綱」を閣議決定し、翌年には地域社会での非行防止を進めるために青少年問題協議会を設置した（1950 年、総理府の附属機関として中央青少年問題協議会へ改称）。宮城県最初の児童福祉司に抜擢された鈴木道太は、宮城地方青少年問題協議

会で非行防止に取り組んだ。同協議会では、1950 年よりその活動を『青少年指導指針』にまとめ、52 年には米軍基地が置かれ、性道徳が混乱して非行が増加していた矢本町を青少年問題対策の中心モデル地区に指定し、自治体をあげて非行原因調査を実施した。そして、その調査結果を「よい子、よい家庭の表彰事業」を通じた家庭教育の振興を通じた非行防止論として高め、『青少年白書』（1956）を発行した。中央青少年問題協議会編『青少年白書』の発行が『青少年児童白書』を経た 1957 年である点を踏まえれば、非行原因調査、調査結果の分析・教訓化、調査に基づくボトムアップ型の非行防止サイクルは先駆的であった。『青少年指導指針』の作成に関与した鈴木はその成果を著書にした。注目されるのは、同指針 6 集（1955）のタイトルが子ども会であり、鈴木は健やかな発達を地域社会全体で保障することで非行を防止していく視点を高め、同年、著書『子ども会』を出版した点である。以降、問題行動を規制する健全性のみに力点を置く子ども会を批判し、子どもの発達過程に即した遊びの欲求に目を向け、時に非行と見える遊びを子ども同士でわきまえ、規律を育み、社会化を図っていく地域子ども会のあり方を説いた。

2. 宮城県での子ども会論の展開とコミュニティオーガニゼーション

地域での非行防止活動は 50 年代終盤より 60 年代にかけて中央青少年問題協議会や地域における青少年問題協議会主導で地域での非行防止活動が推進され、地域での青少年健全育成について社会教育関係者・社会福祉関係者において議論が活発になっていた。この際、注目された概念がコミュニティオーガニゼーションである。牧賢一は「公的施策の行われぬ問題に対する地域住民の自主的活動」の 1 つとして「カギっ子や一般児童の非行化防止・事故防止のための子ども会の育成」を位置付けている。この地域住民の自主活動として実際に非行防止の「成果」を挙げている自治体の記録も散見することができる。しかし、一方で行政や警察が「連携」を図り、統治手段としての「官製子ども会」になることの危険性について指摘もされている。

宮城県内における実践については、非行少年が激減した理由について「①各町村青年協を中心とした地域ぐるみの体制がととのい、問題少年の早期発見、早期対策が進んだこと②学校福祉主任者と児童委員の連携が強まったこと③子ども会の育成指導による少年相互の非行防止運動が進んだこと」が要因とする記録が確認できる（河北新聞 1961 年 8 月 17 日付）。鈴木は『地域子ども会』（1961）において「わたくしの目ざしている子ども会は、第一に『地域子ども会』として、町ぐるみ・村ぐるみの子ども会のこと」と述べる。まず前提として「地域子ども会」では、「町ぐるみ・村ぐるみ」で行われるため、従来の子ども会のように一部の子どものみ参加可能な組織ではなく、地域すべての子どもが参加することが前提であり、それと同時に「地域の大人」全体にも関心を持ってもらうことが重要と主張する。

「地域ぐるみの体制」を推進することが、地域におけるニーズを住民が主体性を持って協力しながら解決することを指すのであれば、宮城県内の実践はコミュニティオーガニゼーションの一環と位置付けることが可能であろう。このように、「子ども会」が非行防止活動の一環として位置付けられていること、そして「子ども会」をコミュニティオーガニゼーションとして捉えていることが確認できる。

3. まとめと今後の課題

1950～60 年代と現代で社会意識や制度政策が異なる限界はあるものの、実態に即したボトムアップ型非行防止論は示唆に富む。とりわけ、先行研究では青少年問題協議会の非行防止活動・健全育成論は、警察等による「統治手段としての地域組織化」として描かれてきたのに対し（保田 1975）、宮城では生活綴方教師を経て児童福祉司となった鈴木を通じて、官製に見える得る非行防止論が民主的に力強く展開されていた史実は注目され、この点は「上」か「下」かの二元論的な非行防止論の転換を迫るものであろう。

本報告の目的は、ハンセン病療養所における文化活動を女性の営みに焦点を当てて再検討し、表現・記録編集・交流という三つの層から、文化活動が生活世界と社会との関係をどのように紡ぎ直してきたのかを捉える視点を提示することである。とりわけ、多磨全生園では入所者と東村山市民が長い時間をかけて交流を重ねてきた歴史があり、その歩みは「いのちとところの人権の森宣言」（2009年）において「百年の交流をとおり、いのちとところの人権の学びの場となった」と記されている。本報告は、この長期的な交流の蓄積を手がかりに、療養所における女性の表現と記録の営みを、地域の学びや関係形成を支える実践として社会教育の観点から読み解く試みである。多磨以外の療養所における女性の実践も参照しながら、療養所文化の多層性を立体的に把握する視点を探る。こうした横断的な検討により、女性の営みが生活世界を支え、地域との関係を紡ぎ直してきた過程を理解するための枠組みを提示する。

療養所の文化活動や入所者の表現に関する研究は蓄積されてきたが、女性の営みに焦点を当て、表現・記録編集・交流に関連づけて検討する試みは十分ではなかった。また、文化活動が地域社会との接続を生み出してきた過程についても、学びの場の形成という観点からの検討は限定的であった。本報告は、こうした研究史の課題を踏まえ、療養所を「隔離の場」として描くだけでは捉えきれない、生きがいとしての表現活動、生き抜くための実践としての文化活動に着目する。女性たちが紡いだ言葉や記録の営みを、生活世界の再構成として捉える視点を提示することも、本報告の意義である。

第一に、絶望のなかで経験を言葉にし、自己を再構成していった表現の営みについて、その特徴を検討する。言葉を紡ぐことは自己の存在を確かめ、他者との関係を取り戻す営みとして重要であり、女性たちは日々の経験を綴ることを通して生きている意味を確かめようとしていた。第二に、療養所の内外で記録編集を担った女性の営みに着目し、表現を読み取り、編み、未来へ手渡す「アーカイブのケア」としての記録編集の意味を考察する。第三に、交流の領域では、文化活動が地域の学びとどのように接続していったのかを検討する。公民館講座を契機として生まれたサークル活動や展示の取り組みは、文化活動が地域の学びと接続していく過程を示す事例である。

以上の検討を通して、女性の文化活動がもつ多層性と、そこから社会との接続が生み出されていった過程を再構成するための視点を提示した。そのうえで、断片的な資料をどのように読み解き、歴史として再構成していくのか、また記録編集の営みを「アーカイブのケア」として捉えたとき、学びや記録の継承にどのような意味をもつのが今後の課題となる。さらに、療養所文化の歴史的経験を、社会教育の実践にどのように位置づけなおすことができるのかという問いも残されている。女性たちの営みが示す生活世界のケアの蓄積を、現代の学びや記録の継承の実践にどのように接続しうるのかを探ることが求められる。

戦後「母親教室」についての検討

山梨 あや(慶應義塾大学)

本発表の目的は、1940年代後半から50年代にかけて、小学校等を中心に展開された「母親教室」の様態を検討することである。「母親教室」は婦人学級などとは異なり、戦後新教育（主に子どもの学習内容）に関する母親の理解を深めるべく、小学校教員が中心となって自生的・自発的に展開された活動と考えられるが、活動が必ずしも組織的ではなかったこともあり、その実態は明らかにされてはいない。しかしながら、発表者がこれまで研究対象としてきた長野県下伊那地方の小学校では、小学校教員が小学校における「新しい」教育方針や内容について母親たちを対象とした学習会を開催したり¹、創立されたばかりのPTA活動の一環として「新しい」教育について教員が母親に対して解説をする「母親教室」を開催する²などの事例が散見される。新教育に対する母親たちの理解の不十分さや不安は農村部に限定されず、当該時期の新聞では、都市部の小学校において、小学校教員が「母親教室」を自主的に開催する事例が散発的に紹介されている。

「母親教室」の多くは、戦前の教育を受けた母親たちの「新教育」（主に、子どもの学習内容、学習方法）に対する理解促進を主眼としていること、さらに行政主導の組織的な活動でなかったこともあり、母親の理解が一定程度に到達したと教員が判断した時点で自然消滅する、あるいは「消えていく」という特徴を持つ。この特徴ゆえに、「母親教室」の消長を辿ることは、こ

の活動を展開した教員たちが、何を「新教育」理解の対象としたのか、そして何をもって「新教育の理解」が一定程度に達したと判断したのかを知る手がかりとなるだろう。本発表で「母親教室」に着目する第一の理由はここにある。

本発表で「母親教室」に着目する第二の理由は、1950年代以降、母親向けの学習雑誌が発行されることである。『母親教室』（小学館、1950年）、『母親教室1年生』（学習研究社、1951年）、『子どものしあわせ』（日本子どもを守る会、1955年）、『母と子』（蒼生社、1956年）などがこれに該当するが、いずれも教育学者をはじめとする「専門家」が新教育や教育問題について論じるという特徴がある。したがって、「母親教室」の検討は、婦人学級や家庭教育学級のような、行政に後押しされた組織的でもなく、さらに学習雑誌にみられる「専門家」の指導によるものとも異なる、1940～50年代にかけての母親向けの教育・学習活動の一形態を明らかにする一助となると考えられる。

発表では、当該時期の新聞記事などから「母親教室」の開催状況を確認した上で、「母親教室」に関して継続的な情報が確認できる『教育じほう』（東京都新教育研究会）などから「母親教室」の実態を明らかにしていく。

※ 本発表は科研費基盤研究(B)

(M01KF23096)、基盤研究(C)(25K05931)及び2026年度慶應義塾学事振興資金(研究科枠)による研究成果の一部である。

¹ 拙稿「上郷国民学校における戦後の出発」学校資料にみる「学校と家庭の連絡への取り組み」『生涯学習・社会教育研究ジャーナル』第11号、2017年、43～60頁。

² たとえば下久堅公民館『ひさかた』第17号、1952年、3頁、『ひさかた』第19号、1952年、3頁など。

1950～1960年代における農村女性の自己教育過程の展開 —生活記録『伊那谷につづる—かあちゃん文集—』を中心に—

陳 佳虹（東京農工大学大学院）

1. 問題関心

本研究は、1950～1960年代の農村女性が残した生活記録文集を対象に、その内容と表現形式に着目し、農村女性が生活・労働経験をどのように意味づけ、自己教育を展開していったのかを明らかにすることを目的とする。また、文集の成立過程や社会教育関係者の関わりも視野に入れつつ、自己教育過程と社会教育実践との関連を考察する。

戦後農村女性の社会教育をめぐるのは、千野陽一(1967)は、社会教育行政の枠内に位置づく活動に限らず、農協婦人部や生活改善実行グループなど、その枠外の教育・普及活動にも注目し、農村女性にとっての実質的な学習の場を広く捉える視点を示している。これを踏まえ、千葉悦子(1995)は、農村女性の自己教育主体の形成過程を捉えるためには、学級・講座など組織的学習だけでなく、生活・生産・地域における様々な学習・実践活動＝自己教育活動をも位置づける必要があり、さらに両者の関連を捉える必要があると論じた。また、日常生活の中で感じた不安や矛盾を学習によって捉え直し、それを実践的課題として解決に向けて実践することを一つのプロセスと見なし、学習と生活実践を統合して把握する視点を提示している。もっとも、千葉は学習活動を学習者の全生活過程に位置づけて捉えることの重要性を指摘しているものの、その過程が当事者の表現に即してどのように展開するのかについては必ずしも明らかにされていない。

2. 研究対象・方法

そこで本研究が着目するのが、農村女性の生活記録文集である。生活記録は、生活・労働経験を当事者自身が言語化し、その過程で経験を意味づけ直していく営みを読み取ることのできる資料である。宮崎隆志

(2007)は、生活記録における自己認識の発展を捉えるためには、表現内容のみならず表現形式にも着目する必要があることを指摘している。

本研究では、この過程を捉えるための資料として、1950～1960年代の長野県下伊那地方の農村女性文集を集成した『伊那谷につづる—かあちゃん文集—』(1965年)を取り上げる。本書を分析材料とする理由は、第一に、1950～1960年代の伊那谷地方において、農村女性が自らの生活経験を言語化した大規模かつ継続的な記録群であり、当事者の視点に接近するための厚みを備えているからである。第二に、これらの文章が社会教育実践と密接に結びついて成立しているため、農村女性の自己教育過程と社会教育との関係を検討するうえで適切な資料だからである。

本研究では、まず本書が収録した生活記録を一つの集合として、全体傾向を把握したうえで、自己教育過程の展開が確認できる生活記録を抽出し、詳細な質的分析を行う。分析にあたっては、生活記録に表れる①生活経験や生活課題の把握、②経験の意味づけと自己認識の変化、③他者との関係性を通じた認識形成、④実践への展開という観点から検討し、農村女性が生活・労働経験を捉え直しながら新たな主体を形成していく自己教育の過程を考察する。

参考・引用文献

- 千野陽一(1967)「農村社会教育の課題と展望」『現代日本の社会教育』法政大学出版局、140-205。
千葉悦子(1995)「生涯学習政策下の農村女性の自己教育活動」『行政社会論集』第7巻第2・3号、156-184。
宮崎隆志(2007)「成人学習論における記録分析の課題と方法—生活記録を手がかりに—」『日本社会教育学会紀要』第43巻、61-70。

原水爆禁止署名運動の担い手の学習経験とその意義に関する考察

東京都杉並区「杉の子会」で学んだ女性に着目して

平野 叶大（無所属、元早稲田大学文学研究科教育学コース修士課程）

1. 発表目的と研究背景

1954年3月、ビキニ環礁でのアメリカの水爆実験による日本の漁船などの被害状況を受けて、全国各地で原水爆禁止署名運動が展開されたことは周知の事実である。本発表の目的は、同運動発信の地ともされる東京都杉並区の杉並公民館に活動拠点を置き、運動の担い手となった社会科学書の読書サークル「杉の子会」の活動に着目し、会員の女性たちの学習経験や背景にある問題意識、内面上の変化などを読み解き、その活動意義を考察することにある。

杉並公民館の初代館長で、国際法学者の安井郁が講師を務めた杉の子会については、機関紙をはじめとする膨大な一次資料が保存されており、これまでの社会教育学研究においても小林文人が2003年から2009年にかけて、原水禁運動（安井家）資料研究会として同資料群の整理、目録化を行うなど、注目されてきた。近年これらの資料が杉並区立郷土博物館に寄贈され、2026年の春には同館で企画展「原水爆禁止署名運動への道」が開かれるなど、資料の普及・活用が広く期待されている。

その一方、同会の活動を論じたものには長岡弘芳(1976)や園田教子(1983)、天野正子(2005)、丸浜江里子(2011)の研究があるものの、会に参加した女性たちがどのような問題意識を持って学習や原水爆禁止署名運動の実践の場へと主体的に関与していったのかという点や、各会員の活動経験とその受け止め方については十分に検討されていないなど、判然としない点が多かった。これを明らかにするためには、会の活動に参加する前後での会員の考え方や行動様式、講師の安井や会員同士の関係性における変容プロセスという視点で記録を読み直す作業、ならびにライフストーリー的観点から同会での活動経験を経た会員たちの「その後」を明らかにし、そこでは同会での経験がどのように位置づけられ、生かされているかといった視点からの検討

が必要不可欠であると考ええる。

2. 方法

主に杉の子会の機関誌『杉の子』（全13号、杉並区立郷土博物館所蔵）の他、会の活動の様子を窺える折々の雑誌や新聞記事、さらには会員らが後年に当時の活動を振り返った回想をまとめた文献資料を検討対象とした。

3. 結果

杉の子会に多くの女性が集まった背景には戦争体験に基づく反省・問題意識があったこと、ならびに多くの会員にとって同会の活動が「家庭」の「主婦」「母親」という自分自身の立場や役割をとらえ直す機会として、家庭外の社会での自分自身の生き方や考え方を模索できる場として位置づけられていたことを明らかにした。また、1964年の杉の子会の定期活動終了後の各会員の動向も整理し、各会員が杉の子会での活動経験を通して社会の見方や他社との関係性のとらえ方における自分自身の内面上の変化を見出し、その上で各自の関心や問題意識にしたがって新たなフィールドでも行動主体になり得たところに杉の子会活動の意義を読み取った。

※主な参考文献

- 天野正子『「つきあい」の戦後史—サークル・ネットワークの拓く地平』吉川弘文館,2005年。
園田教子「都市公民館研究—東京都杉並区立杉並公民館『安井構想』の展開過程」『教育学研究年報』2,東京学芸大学,1983年,30-50。
長岡弘芳「杉の子会」思想の科学研究会『共同研究集団』平凡社,1976年。
丸浜江里子『原水禁署名運動の誕生—東京・杉並の住民パワーと水脈』凱風社,2011年。

モンゴル民族の通過儀礼「ウルボー（断髪式）」の教育的役割

東京都立大学大学院 張妍俊

本報告では、日本における子育て習俗研究が示してきた知見を踏まえつつ、中国内モンゴル自治区で今日でも行われているモンゴル民族の通過儀礼の一つである「ウルボー」儀礼¹⁾を対象とする。それでその儀礼の実際を描き出し、「ウルボー」儀礼がどのような非定型的教育（生活の中での人間形成の営み）としての役割を果たしているのかを明らかにする。その際主に、田嶋（1979）が示した3つの視点、①子どもがいかに社会的に承認されるのか、②「ウルボー」儀礼の実施を通じて地域社会のつながりが形成されるのか、③そこでモンゴル民族文化の継承されているのかを軸に分析を行う。

調査ではシリングル盟における4つの家族に協力を依頼し、「ウルボー」儀礼の参与観察を行った。調査意図を説明した上で同意を得て録画した。分析は観察ノート及びイベント後に文字化したデータを用いた。なお、本調査は、筆者が所属している大学の研究倫理審査の承認を受けている。

調査結果、四つの事例いずれも、「ウルボー」アブフ（髪を切る）と複数の競技行事が組み合わされており、参加者はほぼ200人以上であった。第一、「ウルボー」アブフにおいて、家族や親戚、地域の人々が髪を切ることによる外見の変化を通して、子どもが新たな成長段階に達したことを確認していた。また、参加者は食事を共にし、子どもの健康と無事な成長を願う祝福語が述べ、親戚から子どもへ贈り物が渡されていた。これらの実践から、子どもの成長を共同体の中で社会的承認する機能が見られた。第二、儀礼の準備や運営には、子どもの家族や親族だけではなく、その周辺にいる近隣の人々、知人、競技関係者など多様な人々が関わっていた。このような共同作業を通して、参加者間の関係が形成、再確認されており、コミュニティの形成・維持する機能が見られた。第三、儀礼の作法、進行、会場設営、料理の準備などに関する知識が、実践を通して年長者から若い世代へ伝えられていた。競馬、ブフ、スリハリブ、シャガといった伝統的な競技や遊びも、「ウルボー」儀礼の場で実践され、次世代へ継承されていた。

以上から、本儀礼には社会的承認、コミュニティの形成、文化継承という三つの機能があると考えられる。それらは、子どもの成長を共同体で見守るという子ども観や共同体における参加者自身の役割、儀礼に関する知識や文化的価値観を学び、共有や再確認を促す非定型的教育的役割を担っている。このように、本儀礼は、学校教育と異なり、実践への参加を通して学びが形成されるインフォーマル教育の場として位置付けことができる。

＊本要旨では概要のみを記す、詳細は当時の発表および配布資料にて提示する。

1) 本報告では特に注目するのは、調査地域における「ウルボー」儀礼が、単に子どもの髪を切る行為として行われるのではなく、競馬や相撲などの競技と結びついたかたちで実施されているという点である。そのため、本報告では、髪を切る行為自体を「ウルボー」アブフ（切る）と呼び、儀礼全体については「ウルボー」儀礼という表現を用いる。また、「ウルボー」を括弧付きで表記するのは、当該儀礼の呼称に複数の異同がみられるなかで、調査地域における実際の呼称に即して記述するためである。

在日中国籍モンゴル族第二世代の言語継承をめぐる親の意識と実践

ーモンゴル語と中国語の継承に着目して

【課題】

在日中国籍モンゴル族第二世代は、日本語を生活言語として成長する一方で、家庭ではモンゴル語と中国語という二つの言語に接しながら育っている。しかし、この二つの言語は社会的な位置づけや将来的な実用性が大きく異なる。

モンゴル語は保護者の母語であるため、民族文化や民族アイデンティティを継承するうえで重要な言語である。一方、中国語は保護者の母国語でありながら、中国との往来や進学・就職など将来的な実用性が高い言語として位置づけられている。そのため、保護者は両言語を同じ目的で継承しようとしているのではなく、それぞれに異なる役割や価値を見出しながら子どもの言語教育を行っていることが考えられる。

継承語教育に関する研究では、家庭やコミュニティが言語継承に果たす役割について多くの知見が蓄積されている。しかし、社会的価値や役割の異なる複数の言語を継承する家庭を対象とし、保護者がそれぞれの言語をどのように位置づけ、その認識が家庭内での言語使用や教育実践にどのように反映されているのかについては、十分に明らかにされていない。

【目的】

本研究は、在日中国籍モンゴル族第二世代の言語継承をめぐる保護者の意識と実践を明らかにすることを目的とする。特に、保護者がモンゴル語と中国語をそれぞれどのような価値を有する言語として認識し、その認識が家庭内での言語使用や子どもの言語教育にどのように反映されているのかを検討する。

【研究方法】

東京都内のモンゴル語教室に通う子どもの保護者を対象に半構造化インタビューを実施する。インタビューでは、モンゴル語と中国語に対する認識、家庭内での言語使用、子どもに期待する言語能力、言語教育に関する具体的な実践について聞き取りを行い、質的に分析する。また、筆者が同教室でモンゴル語教師として継続的に行っている参与観察の結果もあわせて考察する。

【結果と展望】

現時点での参与観察では、多くの子どもがモンゴル語教室に通う一方で、中国語学習にも取り組んでおり、中国語能力がモンゴル語能力を上回る子どもも少なくないことが確認されている。一方、その背景にある保護者の意識や家庭での言語実践については十分に明らかになっていない。今後のインタビューを通して、保護者がモンゴル語と中国語をどのように位置づけ、その認識が家庭内での言語使用や子どもの言語教育にどのように反映されているのかを明らかにしたい。

在日中国人ニューカマーの日常生活における意識変容に関する研究

—中国語を媒介とするネットワークへの参加を手がかりに—

李 天睿 (筑波大学 大学院)

1. 問題の所在と研究目的

近年、日本では外国人住民の定住化が進み、外国人は地域社会を構成する生活者として位置づけられるようになってきている。また、SNS の普及により、在日中国人ニューカマーは、中国語を媒介とするネットワーク（以下中国語ネットワーク）を通して、日本での生活に必要な情報や支援を得ている。

先行研究では、中国語ネットワークが生活情報の取得や社会関係の形成に果たす役割（杜、2023）、来日初期の生活を支える一方で日本社会との接点を限定する側面（Liu-Farrer、2008）、同胞間の交流とアイデンティティ形成との関係（巴、2012）が指摘されてきた。これらの研究は、日本に形成された中国人社会内部の交流や関係形成を明らかにしてきた。

しかし、在日中国人は、中国語ネットワークを利用しながらも、就労、子育て、制度利用、地域活動、日本人との交流などを通して、日本社会と直接関わりながら生活している。こうした生活経験が、日本社会や日本人に対する認識をどのように変化させるのかは、十分に検討されていない。

そこで本研究は、中国語ネットワークへの関わり方が異なる在日中国人ニューカマーを対象に、日本社会での生活、地域における活動への参加、日本人との交流を通して、日本社会および日本人に対する認識がどのように変化したのかを明らかにする。本研究では、こうした認識の変化を「意識変容」と捉える。

2. 研究対象ならびに方法

日本で長期間生活する中国人ニューカマー3名を対象に、中国語による半構造化インタビューを実施した。A氏は家族関係を生活基盤とし、妊娠・出産や子育てに関する情報を得る際に中国語ネットワークを選択的に利用している。B氏は中国語ネットワークへの関与が限定的であり、就労、子育て、学校や自治会との関わりを通して日本社会との接点を形成している。C氏は自ら中国語ネットワークを形成・運営し、生活相談や地域支援活動を通して日本社会との関係を築いている。分析では、中国語ネットワークへの関わり、日本社会での生活経験、地域における活動や他者との交流、中国社会との違いの理解、日本社会および日本人に対する認識の変化に着目した。

3. 分析結果

対象者は、中国語ネットワークへの関わり方や生活上の支援基盤が異なる一方、地域社会における活動や生活経験、他者との関わりを通して、日本の制度、生活慣習、人間関係を具体的に理解するようになっていた。

日本社会や日本人に対する認識は、抽象的・一般的理解から、日常生活における実践や他者との交流を通して得た経験を踏まえ、状況や関係ごとに判断するものへと変化していた。こうした経験は、日本社会への理解を深めるとともに、自らの経験を振り返り、日本社会との関わり方を捉え直す学びの契機となっていた。

以上から、在日中国人ニューカマーの意識変容は、日本社会および日本人に対する理解を具体化するとともに、中国での経験や文化的背景を参照しながら、地域社会における自らの関わり方を捉え直していく過程として現れていた。この結果は、中国語ネットワークにおける交流と、日本社会での生活実践や他者との関わりを通して得られる経験の双方から、意識変容の形成過程を検討する必要性を示している。

【引用・参考文献】

杜妍（2023）「デジタルメディア環境における在日中国人向けエスニックメディアの変容—母国メディアからの影響を中心に」『人間と社会の探究』第102号、pp. 163-182。

Liu-Farrer, G. (2008) “The Burden of Social Capital: Visa Overstaying among Fujian Chinese Students in Japan,” *Social Science Japan Journal*, 11 (2) , pp. 241-257.

巴芳（2012）「在日中国人社会におけるネットワークとアイデンティティの変容—若者たちのサッカークラブを事例として—」『日中社会学研究』20、pp. 95-104。

（承認番号：筑 2025—130A）

言語教育におけるクリティカル・シンキング・スキルの育成に関する一考察

—海外の文化施設の取り組みに着目して—

永田祥子（学習院大学）

海外の文化施設における言語教育プログラムは、主に図書館・美術館・博物館の題材を中心に学びが形成されており、受講者は今までの知識や経験と照らし合わせ、言語化して伝えることが求められる。母語とは異なる言語である英語を用いて思考し、その内容を他者に伝える学習活動は、クリティカル・シンキング・スキルに関わる能力の向上も重要となってくる。このような学びをどのように進化させていくのか、この学習活動を今後の言語教育にどのように活かすことができるかを検討する。

文化施設での教育プログラムは多岐にわたり、その時代の社会的背景と人々のニーズに関係している。本発表では、イギリスにおける言語教育プログラムや地域連携プログラムの取り組みを紹介する。近年、文化施設である美術館・博物館は、従来の観客に限らず、これまではこれらの施設を利用したことのない人々にもサービスを行うことが求められており、地域コミュニティとの関係を深めることも文化施設の役割の一つになっている。

本発表で文化施設におけるアートを使った実践に着目する理由としては、UNESCO (2020) が記した異文化間対話 (Intercultural Dialogue) を促進する方法の一つとしてアートと文化を挙げていることとも関連している。この報告書のなかで、美術館・博物館は様々な文化背景を持つ人々が対話を行うための空間や機会を提供し、参加者が相互に尊重し、共感し、積極的に関わりを持つことによって、ものの見方についてこれまでの視点に捉われないようにサポートを行うことが重要だと述べている。本発表において、実際にどのようなサポートが求められているのかについて考察する。

さらに、イギリス国内では様々な団体が多様化する文化背景を持つ人々に学びの機会を提供していることから、これらのプログラムについても紹介する。言語に特化しているプログラムではなくても、どのプログラムも学習者が目の前のアートや課題にどう向き合うか、自分の言葉で考え、他者にどう伝えるかについて考えるプロセスを重視している。このことから、本発表においては、どのような実践を行うことによって学びを深めることができるかについて検討する。

日本においても「主体的・対話的で深い学び」やアクティブラーニングなど、さまざまな学びを深める試みが行われていることから、海外における展示やアートを使った取り組みから、クリティカルシンキングと語学力向上を目指す学びについて検討を行う。

参考文献

Hein, G. E. (1998). *Learning in the Museum*. New York: Routledge.

Hooper-Greenhill, E. (1994). *The Educational Role of the Museum*. New York: Routledge.

UNESCO. (2020). *Measuring Intercultural Dialogue: A Conceptual and Technical Framework*.

<https://unesdoc.unesco.org/ark:/48223/pf0000373442>.

本報告では、パレスチナにおける文化・芸術による抵抗運動をフリーダム・シアターの創設者であるジュリアーノ・メール・ハミス(以下、ジュリアーノとする)の伝記研究により示す。報告者は2009年から難民キャンプを訪問し、教育・文化・芸術関係者との対話を行ってきた。ジュリアーノは、イスラエルの占領・抑圧の構造に対する批判であると同時にパレスチナ社会の家父長制、権威主義、武装闘争という内面的な抑圧を可視化した。そして、その運動の象徴であったジュリアーノが2011年に暗殺されたことにより、暗殺の理由を明らかにすることが研究の動機となった。

本報告では、彼の母方のユダヤ人としてのメール家の家系を遡り、イスラエル建国前のリトアニア及びイスラエル・パレスチナ紛争の歴史と重ねて、彼の曾祖父からジュリアーノに至る四代の来し方を個人史と近現代史の双方から読み解き、それをシオニズムの関係から明らかにする。

メール家四世代の歩みを人道主義、シオニズム、社会的正義に至る思想及び実践の変遷からたどる。曾祖父アハロンはリトアニアで歯科医として貧しいユダヤ人を支援し、慈善活動に尽力した。祖父ギデオンはポグロムを背景にシオニストとしてパレスチナへ移住し、マラリア研究の第一人者としてユダヤ人・アラブ人双方の公衆衛生向上に貢献する一方、終生シオニストとしてイスラエル国家の建設に係わった。母親のアルナはギデオンの人道主義を継承しながらも、占領の不正義を認識してシオニズムと決別し、パレスチナの子どもの教育・福祉に生涯を捧げた。ジュリアーノはユダヤ人とアラブ人双方の出自を持ち、民族主義を超えた「自由と正義」という普遍的価値を追求した。彼は芸術と教育を抑圧への抵抗手段と位置づけ、暴力の連鎖を断ち切るには文化と教育が不可欠であると主張した。四世代に共通するのは、弱者への支援と社会的不正義への問題意識であるが、その対象はユダヤ人からアラブ人、さらに民族を超えた普遍的な人間へと広がっていった。また、ギデオンの植民と医療支援の両立、アルナの加害者意識とシオニズムへの抵抗、ジュリアーノの民族を超えた立場には、それぞれ矛盾と葛藤が存在した。このような変遷から、シオニズムを近代ヨーロッパの民族主義・植民地主義に由来する政治運動として捉え直し、メール家の歴史を通してイスラエル・パレスチナ問題を近代政治と社会正義の課題として示すことができる。

ジュリアーノは、民族的差別の中で育ち、自らのユダヤ性を証明するためイスラエル軍に入隊したが、軍務や投獄中の経験を通じて、人間性を基盤とする新たなアイデンティティを獲得し、武力ではなく文化による抵抗を志向するようになる。母の活動を継承し、フリーダム・シアターを通して、演劇・芸術・教育を抑圧からの解放と主体性の回復の手段と位置付けた。彼は、イスラエルによる占領だけでなく、パレスチナ社会の腐敗や保守主義、国外パレスチナ社会、イスラエル左派も批判し、民衆自身が主体となる文化的抵抗を訴えた。また、自らを「100%ユダヤ人であり 100%パレスチナ人」と表現し、民族主義を超えた自由と正義の実現を目指した。最終的には、ユダヤ人・イスラム教徒・キリスト教徒が共存する一国家構想を掲げ、芸術を通して社会変革を促すことを生涯の理念とした。彼の実践は欧米社会及びその支援を受けるパレスチナ人からの評価は高かったが、イスラエル及びパレスチナの民衆からは忌諱された。

第3室

午前〈学習方法・支援者〉

午後〈人権・理論（学習の組織化）〉

コロナ禍の韓国における識字・基礎教育現場の実態と対応

○金侖貞（東京都立大学）、○肥後耕生（豊岡短期大学）、
○新矢麻紀子（大阪産業大学）、棚田洋平（一般社団法人部落解放・人権研究所）、
添田祥史（福岡大学）、江口怜（摂南大学）、横関理恵（旭川市立大学）

新型コロナウイルス感染症流行下の韓国における識字・基礎教育現場の研究や調査がほとんど行われていない中で、日本で実施された識字関連調査を参考にしながら、韓国の全国文解・基礎教育協議会と協力して現場での実態とその対応に関するアンケート調査を実施した。

本報告では、学びの空白をもたらした新型コロナウイルス感染症（COVID-19）が、識字・基礎教育現場にどのような影響を及ぼしたのか、この困難にどのように対応したのか、そして、何を学んだのかを明らかにすることを目的とする。

1. 調査実施の概要

アンケート調査は韓国の「全国文解・基礎教育協議会」（全文協）に委託して行った。調査実施にあたっては、全文協の会員機関だけでなく、識字関連団体や自治体関連機関などにも調査協力を呼び掛け、行政から支援を受けている機関や3つの識字教育関連団体の会員機関、社会福祉館など、計400機関を対象に2025年11月21日から12月19日までの1か月間Googleフォームを用いて、各機関の運営責任者や識字教育担当者などから回答を得た。同一機関からの重複回答を整理するとともに、新型コロナウイルス感染症下の状況を調査するために2020年以降に設置された19機関を除外し、最終的に169機関からの回答となった（回答率42.3%）。

調査票は、韓国の状況を反映した選択肢を入れた項目はあるものの、日本との比較のために、調査項目は基本的に日本のアンケート調査（2026年1月から2月まで実施）と同じ構成で設定した。なお、今回の調査は東京都立大学の研究倫理審査（H7-089）を受けて実施したものである。

2. 調査結果の分析

169機関は、自治体直営から教育庁などの関連機関、民間団体などで設置主体は多様であった。感染症拡大期（2020年3月から2022年3月まで）における状況に関しては、学習者やプログラム数が「やや減少した」という回答数が最も多く、スタッフの数においては、「ほぼ変化なし」が最も多かった。新型コロナウイルス感染症による活動への影響（複数回答）は、①一定期間休講した、②非対面授業（オンラインや電話、郵便など）に変更した、③感染状況に応じて対面／非対面授業を並行した、④学習パッケージ⁽¹⁾を配布した、の4項目が上位を占めた。

新型コロナウイルス感染症への対応（複数回答）では、マスク着用や消毒、体温測定、飲食禁止などで、感染予防とともに、学習の中断や学習機会の空白をできるだけ防ぐために、電話や対面、郵便、Zoomなどの様々な方法を工夫しながら、学習者の学びを支援していた。新型コロナウイルス感染症が発生する前から、韓国ではYouTubeやネットを使った学習コンテンツは存在していたが、日本と同様、新型コロナウイルス感染症をきっかけとして非対面授業でICT機器を取り入れた学習が、識字・基礎教育の現場でも拡散した。しかし、今回の調査では、半数以上の機

関が ICT 機器を活用したオンライン学習を導入していなかったと回答している。その理由としては、学習者がオンライン学習のできる環境やツールを持っておらず、使うこともできないためであった。もちろん現場では、それを補う方法として、携帯の SNS やスマホ・電話の音声機能を使った方法などを探し出し、対応していた。2025 年現在の授業や活動の実施形態に関しては、ほとんどの機関で対面に戻している結果となったが、次いで多かったのは対面とオンラインを併用しているとの回答であった。

そして、識字機関の役割は、学習だけで済まされない。一人暮らしの高齢者が多い韓国の識字学習者の特性を考えると、識字教室に行けない状況は地域や社会からの孤立を意味し、情報からの排除をもたらしていた。

また、韓国の場合、識字教育政策が本格化する以前から、地域団体や市民団体が牽引してきた歴史があった。日本における自主夜間中学や地域日本語教室などが、教室の時間だけ公共施設の一部を借りて開いている状況とは違って、こういった団体では専任職員や空間を独立して持っている場合が多い。自治体や国からの補助金で運営しているこれらの団体は、新型コロナウイルス感染症で教室が中断されることにより、経営上の問題にも直面していた。この点は、日本との大きな相違点の一つである。

以上が調査結果の概略である。より詳しい調査内容は、報告で取り上げる予定である。

3. コロナ禍以降の識字教育政策の動き

韓国で識字教室は、映画館と同様に不特定多数が利用する「多衆利用施設」とみなされ、学校とは異なり、再開するまでにいくつか困難を抱えていた。しかし、こういった現場の問題・課題を踏まえながら、新型コロナウイルス感染症をきっかけに韓国の識字・基礎教育で最も大きく変わったのは、デジタル識字が現場および政策の両面において定着・拡大したことである。

もちろん以前から、情報識字をめぐる動きはあり、2002 年から科学技術情報通信部らによって「情報格差実態調査」（現在は「デジタル情報格差実態調査」）を毎年実施してきた。一般市民と高齢者、結婚移住女性などとの間にどの程度の格差が存在するのかを明らかにし、その格差を縮めるために取り組んできた。国の政策においても、2020 年 6 月に「デジタル包摂推進計画」を発表し、2025 年 1 月には「デジタル包摂法」が制定された。

識字教育政策に目を向けると、2023 年から基礎識字とともにデジタル識字が政策概念となり、基礎識字・生活識字・デジタル識字が政策の三本柱となった。そして、2014 年から 3 年ごとに行われている「成人文解能力調査」に加え、2024 年からは「成人デジタル文解能力調査」が始まり、デジタル識字の状況把握にも乗り出している。コロナ禍以降の韓国識字教育政策の展開から、日本の識字・基礎教育現場は何を学ぶことができるのか、皆さんと一緒に考えたい。

(1) 学習パッケージ (학습패키지) とは、識字教室が対面で実施できない状況のなかで、識字学習者が、学びが中断されることなく家庭で継続して学習できるように、本や学習シート、学用品などが自宅まで送付されていた。学習パッケージの内容は地域によって異なり、電話を使った学習支援をした地域もあった。

※本研究は JSPS 科研費 JP24K00373 の助成を受けたものである。

韓国・平生教育士の職能団体の現状と課題(その3)

北海学園大学 内田和浩

1、はじめに

報告者は、2024 度の研究大会で「韓国における平生教育士の職能団体の現状と課題（その1）」として、2025 年度の研究大会で「韓国における平生教育士の職能団体の現状と課題（その2）」として、韓国における平生教育士の職能団体の現状と課題を報告した。

本報告では、引き続き（その3）として、その後の研究成果について報告したい。

2、全国レベルの職能団体「韓国平生教育士協会」のあゆみ

（その2）では、韓国平生教育士協会のあゆみを設立期(2002 年 5 月～) 始動期(2008 年 10 月～) 転換期(2015 年 4 月～) 拡充期(2019 年 3 月～現在)の4 期のうち設立期と転換期について、当時会長を務めた人物からの聞き取り調査をもとに、当時の思いや課題を整理した。（その3）では、転換期(2015 年 4 月～)についての追加報告と拡充期(2019 年 3 月～現在)について第5 代会長の聞き取り調査をもとに報告したい。

（1）**転換期**(2015 年 4 月～(2019 年 2 月) 第4 代会長 シン・ミンソンさん

（2）**拡充期**(2019 年 3 月～現在) 第5 代会長 ジョン・ハヨンさん

3、地域レベルの職能団体の現状（3）

本報告では、忠北支部（広域自治体）とソウル広域市の支会である東大門支会（基礎自治体）を紹介する。

（1）忠北支部（広域自治体）

（2）東大門支会（基礎自治体）

以下、次のような分析を行い報告する予定である。

4、全国組織と地域組織(支部・支会)の関係 5、職能団体としての課題

6、まとめと残された課題

7、おわりに

本報告は、日本学術研究助成基金基盤研究（C）（一般）（R5～R7）「社会教育専門職の職能団体に関する日韓比較研究」（代表・内田和浩）の研究成果の一つである。（本研究は JSPS 科研費 JP 23K02141 の助成をうけたものです。）

韓国・平生教育士の職能団体の現状と課題（その1）

<http://hokuga.hgu.jp/dspace/bitstream/123456789/4956/1/02.%e5%86%85%e7%94%b0%e5%85%88%e7%94%9f.pdf> *北海学園大学『経済論集』第 72 巻第 3 号（2025. 3）掲載

韓国・平生教育士の職能団体の現状と課題（その2）

*北海学園大学『経済論集』第 74 巻第 1 号（2026. 7）掲載 8 月中旬 Web 公開予定

地域住民組織化におけるエンパワーメントとリーダーシップ養成
ーシカゴ市 X 学校の保護者主体 NPO の事例研究ー

清水広平（北海道大学大学院）

本研究は、米国シカゴ市のラテン系コミュニティに位置する学校拠点型の NPO における成人学習のプロセスを、オーガナイザーの語りに基づき描き、そこに現出するエンパワーメントとリーダーシップの創出を支える構造を明らかにすることを目的とする。

米国の住民組織化の文脈におけるコミュニティ・オーガナイズ（以下、CO）では、パワーレスな存在とみなされてきた人々のエンパワーメントとリーダーシップの涵養は重要な関心事である。例えば Hong (2011)は、同じくシカゴ市のラテン系コミュニティの CO の実践を保護者の語りに依拠しつつ、彼女ら／彼らがリーダーシップを発揮する主体へと変容する過程を描いている。地域事情と CO の実践研究という点で、本研究と密接に関わる先行研究であるが、焦点は保護者であり成人学習の組織化を主導するオーガナイザーの関与に関する記述は限定的である。対して本研究は、オーガナイザーの語りに基づき、エンパワーメントとリーダーシップが CO の実践内で現出する構造の描出を目的としている。

本研究が対象とするのは、シカゴ市の南西部に位置する X 学校に設置される NPO の住民組織化の実践である。この NPO は、地域に対して社会福祉的な役割を果たしつつ、地域住民のニーズに基づいて成人学習の場を組織してきた。この実践に対する聞き取りとして、長年オーガナイザーを務めてきた方への半構造化インタビューを複数回実施してきた。得られた語りをもとに、筆者が実践を再構成し分析した。また地域住民を対象とする成人学習という観点から、「裁縫」と「スペイン語文学」の事例を分析対象として選定した。

両プログラムは、オーガナイザーの一貫した関与によって成立している。両者は地域住民あるいは実践の担い手自身のニーズを起点として立ち上がり、その担い手がしばしば実践未経験のままこれを引き受ける点で共通する。この実践の展開を支えていたのが、オーガナイザーと担い手による反復的な振り返りの場である。オーガナイザーはこの場で、担い手の抱える不安や葛藤を丁寧に聞き取り、必要に応じて自身のネットワークを活用し、同じ地域内の多様な専門性を持つ人々へと接続する役割を担っていた。この過程を通じて、担い手は同様のアイデンティティを持つ地域住民の学習を組織する主体としてリーダーシップを発揮し、自己認識の変容や就労機会の獲得などに結実していく。

米国社会で人種的にも経済的にも周縁化されやすい人々が集住する地域において、社会福祉的役割を担う NPO が実践する住民組織化は、地域に内在するニーズを地域住民自らの力で満たすことによって成立している。その実践を支えているのは、振り返りの場で丁寧に実践者の声に耳を傾け、自身のネットワークを活用して実践者のエンパワーメントとリーダーシップの養成を目指すオーガナイザーの関与である。

《参考文献》

Hong, S. (2011). Acts of leadership. In M. R. Warren & K. L. Mapp (Eds.), *A match on dry grass: Community organizing as a catalyst for school reform* (pp.168-196). Oxford University Press.

こども支援における教育と福祉関係者の「視差」に関する予備的検討

入江優子（東京学芸大学）

1. 教育と福祉の関係構造を巡る課題

教育と福祉は、互いに折り重なる機能を持ちながらも、近代以降、制度的には異なる法体系や行政機構によってそれぞれの領域を形成してきた。福祉国家の形成の下では、それまで血縁・地縁が果たしてきた生活保障の機能を国家が代替する制度が整えられ、教育もまた共同体の内にあった営みから国民形成の役割を与えられ、国による制度整備の下で行われるようになる。こうした中で従来人々を包摂してきた共同体の機能は弱体化しながら種々の営みの機能分化が進行してきた。本来地続きの人間の生存・生活の内にあるはずの教育と福祉が切り分けられ、統合的な保障が課題となるのは、こうした制度的な形成に起因するところが大きく、教育と福祉は宿命的に取り結ぶことを希求する性質を持つ。

しかし、両者の関係構造がそう単純なものではないことは歴史的な研究の蓄積が示している。教育と福祉は制度政策を越えた理念的な志向性としては共通性や統合性を持ちつつも、制度的あるいは方法論も含めた実践的な側面では、「教育における福祉的機能」「福祉における教育的機能」と言われるように、互いが互いの目的を果たすための「手段」として位置づく特徴も持つ。その関係性は、並立的な補完性のみならず、両者の実践が依拠する制度・政策的枠組みを伴って「入れ子」や「代替」の構造を形成したり、反作用的に一方の拡張が他方の機能の減退を招いたり、両者に葛藤や緊張関係をもたらしたりし、結果的に総体としての機能や連携・結びつきを困難にすることも少なくない。

近年、こども支援における教育と福祉の実践が、様々な場や主体による多面的な展開を見せる中、両者がもつ志向性や機能の差異が踏まえられないままに連携・協働が目指されることは、支援者の葛藤を招き、かえって連携を妨げる可

能性にもつながる。他方で「差異」の積極的な理解は、多面的なこども理解や、多職種・多機関の強みや専門性を生かした総体的で中長期的な支援を可能にしていく重要な要素ともなる。

2. 研究の目的と課題設定

こうしたことから、本研究では、こども支援における教育と福祉の志向性や機能的違いを仮に「視差」と呼び、これを立体的に捉えるための、構造軸を検討した。

そのための手順として、まず、これまでの様々な立場からの教育福祉論による言説、両者の差異性を捉えながら相互認識に基づく連携の視座を探究した近年の研究（吉田敦彦 2012、2017、2020、森直人・金子良事 2024 など）の整理を行いながら、こども支援に関わる教育と福祉の原理的な「視差」を検討した。

また、実践の展開場面での教育福祉関係者の支援目標や見取り、手法の違いといった実践的「視差」も検討した。その中で、原理的な「視差」と実践的な「視差」が交錯する施策展開場面（学校と居場所の連携や、協働的な支援目標の形成など）を取り上げながら、立体的な「視差」の構造軸を提示することを試みた。

3. 予備的検討の位置

本研究は、教育と福祉の「視差」を積極的に生かした複眼的/協働的な支援の共通言語となる理論的基盤を構築していくための予備的検討に位置付くものである。本知見を踏まえながら、こどもの居場所づくりが全県的に進む沖縄県内の自治体・校区をフィールドとして、教職員、スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）、社会教育/社会福祉関係者、居場所支援に関わる関係者を調査対象とする質的調査及び参与観察調査を行い、実証的な検討をあわせて進めていくこととしている。

識字・日本語教育における「解放」とは何か？ ～権力関係から自由になるために ある事例をとおして考える～

上杉孝實（京都大学名誉教授）、新矢麻紀子（大阪産業大学）

○菅原智恵美（大阪公立大学人権問題研究センター特別研究員）

棚田洋平（（一社）部落解放・人権研究所）、森 実（大阪教育大学名誉教授）

1. 研究の背景と目的

被差別部落の識字教育、とりわけ大阪を中心とした地域の実践は、単なる文字や言語の習得にとどまらず、社会的な差別や排除からの「人間解放」を理念として掲げてきた。1960年代以降本格化した被差別部落における識字運動は、文字を奪われてきた当事者が自らの生活を語り、差別社会に問題を提起し、主体性を取り戻すための闘いの場であった。この精神は、現代の多文化共生社会における外国人住民を対象とした地域識字・日本語教育の現場にも、多かれ少なかれ受け継がれている。しかし、識字・日本語教室のなかには、そのような考え方から離れた教室が広がっている。まず、日本語を身につけることが第一だと考えて、とにかく日本語学習を優先する教室である。その中には、N1やN2などの日本語能力試験の受験勉強支援を活動の中心とするような例もある。また、とにかく日本語を身につけることが重要だとして、『みんなの日本語』などの本を使って学習を積み上げようとしている教室もある。さらに、「人

間解放」や学習者の権利保障を理念に掲げているはずの教室においても、支援者が運営の中心となってしまう、学習者の経験や思いが十分に活かされない教室も出てきている。いずれの教室においても、仮に学習者が定着しなかったとしても新しい学習者がどんどんと来るため、問題が明瞭にならないことが多い。以上のような教室に共通するのは、学習者の被差別体験や生いたちのなかの思いなどが生かされていないことである。日本社会で暮らすうちに部落差別の意識を身につけ、差別する側にまわってしまう例もある。

本研究の目的は、大阪の識字・日本語教室における複数の具体的事例をとおして、学習場面に潜在するみえざる権力関係を可視化することである。そして、支援者と学習者の関係性を問い直し、識字・日本語教育における「解放」のあり方を考察する。

2. 複数の教室事例にみる権力関係

本研究では、大阪市内の被差別部落における識字・日本語教室から、顕著な権力

関係が作動した複数の事例を抽出し、比較分析を行った。

事例A：支援者が学習の計画を立て、学習を進行する。その過程で学習者が日本に来てからの被差別体験を話しても、とりあげることなく次に進む。

事例B：「日本社会への適応」をしたほうがよいという親切心から支援者の態度が、学習者の母文化や独自の生活実態を軽視する結果となった。

事例C：自分の体験などはこの教室で出してはいけないと思った学習者が、10年たってようやく自分の体験を話した。しかし、そのことは教室に活かされなかった。

これらの事例に共通するのは、主観的には支援者側に悪意や差別としての意識がない点である。

3. 権力関係が再生産される要因の考察

なぜこのような権力関係の構図が生まれるのか。本研究では以下の3つの要因を導き出した。

第一に、教え込みの教育観である。「持てる者（支援者）」が、知らない「持たざる者（学習者）」を啓蒙するという構図自体が、原理的に権力を内包している。支援者がこの非対称性に無自覚であるとき、教室は容易に支配の場となる。

第二に、支援者が抱く学習者へのステレオタイプである。そこからこぼれ落ちる生身の学習者の多様な声や葛藤が排除される。

第三に、運営体制の問題である。学習者を含めた運営体制がない教室では、支援者の言動が学習者に与える心理的抑圧について見直す契機が失われがちである。

4. 識字・日本語教育における「解放」の

再定義

識字・日本語教育における真の「解放」とは、単に「文字を奪われた状態」や「日本語が話せない状態」からの脱却（能力の獲得）だけを意味するのではない。それは、教育の場そのものに埋め込まれている「支援者と学習者のあいだの非対称な権力関係」から、双方が自由になるプロセスである。人間解放をめざすためには、支援者自身が「自分は教育を通じて権力を行使する存在である」という加害可能性を常に自覚し、自らの特権性を手放していく「自己変革」が不可欠である。学習者を「教えられる客体」ではなく、共に社会のあり方を対話によって探究する「変革の主体」として位置づけ直すこと。教室を「正しさ」で支配する場所から、支援者と学習者が互いの脆さや限界を認め合いながら対等に言葉を紡ぎ出す「対話の空間」へと開き直すことであろう。

現代日本におけるパウロ・フレイレの語られ方に関する研究 —フレイレ教育思想の脱神話化に向けて—

酒井 佑輔（鹿児島大学）

本研究は、2000 年代以降の日本語文献を対象に、ブラジルの教育思想家パウロ・フレイレ (Paulo Freire) がいかなる人物像・概念とともに引用・紹介されてきたか、社会教育分野のみならず他領域まで横断的に整理し、その受容の特徴と限界を批判的に検討するものである。

日本におけるフレイレ教育論の受容を整理した代表的な先行研究の一つに野元 (2020) がある。野元は、2000 年以降に刊行された論文・著作を中心に、日本におけるフレイレ教育論の受容と展開を、①フレイレ教育論の紹介・理解、②批判的検討や再評価、③実践への応用、という三つの視角から整理した。その上でフレイレの教育論と方法が、①社会福祉、医療、ソーシャルワークなど教育学以外の多様な領域でも受容されていること、②依然としてフレイレを識字教育者や成人教育者として捉える傾向が強いこと、③近年では翻訳書や二次文献のみに依拠せず、原著に直接あたる研究者が増加していること、を指摘した。また野元 (2019) は、日本においてフレイレ教育論が必ずしも広く受容されてこなかった背景の一つとして、日本の教育実践における「政治教育学的視点」の欠如も挙げている。

しかし、一連の研究からすでに5年以上が経過し、新たな議論の蓄積や実践研究の蓄積も見られる。加えて、野元 (2019、2020) の整理には、社会教育研究における Miyazaki (2017) や阿知良 (2012)、環境教育研究におけるフィエン (2001) や朝岡 (2005)、ワークショップ研究における高田 (2001) や中野 (2001)、木下 (2007)、識字教育の大沢 (2003) など、フレイレの思想や実践に関わる一部の議論が十分に位置づけられていない。さらに勝野 (2016) は、「教師の職務の公共性と専門家としての責任」を論じるなかでフレイレに言及し、教師による政治的コミットメントの重要性を検討しているが、こうした学校教育研究における議論も、先述した研究では十分扱われていない。

2020 年以降には、社会福祉・ソーシャルワーク領域において、フレイレの思想的影響を受けて生じた反抑圧的实践 (Anti-Oppressive Practice) をめぐる議論が、坂本 (2021、2026) を中心に国内でも展開されるようになった。また江口 (2022) は、大沢 (2003) の実践に「自己回復」という観点から着目し、フレイレの人間解放・人間性の回復の議論との連続性を見いだしている。

本発表では、野元 (2019、2020) の研究を橋頭堡としつつ、その後の研究動向を社会教育や他領域の研究も横断して整理する。その際、各領域においてフレイレがどのような人物として表象され、どの概念が用いられてきたのかを分析する。これにより、日本におけるフレイレ像の複数性とその偏りを明らかにするとともに、フレイレ理解を相対化し、今後の社会教育研究における批判的な参照可能性を示したい。

発表辞退

要旨取り下げ

自己教育運動としての公害学習における市民性育成—評価枠組構築に向けた考察

二ノ宮リム さち（立教大学）

■本研究・発表の目的

本研究は、自己教育運動としての公害学習に着目し、多様な他者との衝突・対話を通じて必要な力を主体的に得る過程を通じた「能動的で力を与えられた市民」の育成が、「社会・情緒・行動」の側面を含む個人のエンパワメントとしての学習と、組織・地域の持続可能性へ向けた変革への取組が連関するサイクルとして実現することを実証的に検討し、支援の方策を検討することを目指すものである。本発表では、そうした市民のあり方（市民性）の育成に関する評価枠組構築について、検討の過程を報告する。

■自己教育運動としての公害学習

社会教育研究においては、かつて千野（1976）が「社会教育が『国民相互において行なわれる自主的な自己教育活動』だとするならば、市民運動そのものが社会教育ではないにしても、そのなかで展開される生活現実 に即した生き生きした学習活動こそ、市町村の社会教育活動の中心軸としておさえられてよいはずである」と述べたように、市民が暮らしの中で課題に向き合う学びに自主的に連帯して取り組む自己教育運動こそが、社会教育の主軸を形成するという認識が蓄積されてきた。

1960年代以降、日本各地で展開されてきた公害学習・教育（安藤 2015）だが、60年余りが経過した今、グローバル資本等によるデータセンター、メガソーラー、物流センターなどの現代的インフラを建設する大型開発事業が全国各地で進み、それに伴う地域の生活環境の破壊という「現代的公害問題」としての対立・紛争に直面する住民らの運動と学習が立ち上がっている。岩松（2019）がいうように、「公害をめぐる市民運動のなかにある学習や教育を、自己教育運動としての公害教育としてとらえかえし、あらためて振り返る必要」がある。

少子高齢化、人口減少、コロナ禍で加速する地域社会におけるコミュニティの衰退と変化、それに伴う人々の政治的疎外意識拡大のなかで、

いまこそ、対立・紛争を伴う公共的課題に向き合う主体的な市民の運動と学習の中にある自己教育運動と市民性育成の理論を明らかにし、これからの持続可能な社会づくりにおける市民参画と社会変革へとつなげていかなばならない。

■市民性育成の評価枠組構築

本研究の第一の目標は、自己教育運動における市民性育成の要素と段階から成る評価枠組を構築することとなる。

ESD研究において、近年、認知面だけでなく「社会・情緒・行動」の側面を含む個人の学習と、組織・地域全体の取組を連関させ、学習者・社会の持続可能性へ向けた変容・変革サイクルとしてつなげること、それを通じ「能動的で力を与えられた市民」を支え育てることの重要性が指摘され、その過程を検討する試みが広がっている（UNESCO 2020, Education for Sustainable Development: A Roadmap等）。

また、シティズンシップ教育研究における米国の第一人者ボイト（2020）は、市民性を所与の社会への動員という意味でとらえる見方を批判し、人々が「自分たちが暮らす世界の共同創造者として、世の中の発展、いわば『アレント主義』型のもう一つの政治の創造に取り組める機会を提供」し、「市民の体力」、「市民的エージェンシー」の獲得を支えることを重視する。寺島（2009）は、市民性の具体的な資質を「他者感覚」「開かれた態度」「正義感覚」「対等な関係性」「非暴力の態度と規範」として整理する。

こうした議論を土台にしつつ、足がかりとなる評価枠組を構築する過程を報告する。

（参考資料・文献）

安藤聡彦（2015）「公害教育を問うことの意味」、環境教育、vol.25-1, pp.4-13.

岩松真紀（2019）「自己教育運動としての公害教育についての考察」明治大学社会教育主事課程年報, pp. 17-31.

寺島俊穂（2009）「市民活動とシティズンシップ」、関西大学法学論集, Vol.58, No.6, 1015-1066.

ボイト, ハリー（2020）民主主義を創り出すスーパーブック・アチーブメントの教育、東海大学出版部。

第4室

午前〈専門職養成（学習支援者）〉

午後〈地域課題・地域社会教育
（学習方法）〉

越村康英（弘前大学） ○ 渋江かさね（静岡大学）

1. 問題の所在と研究目的

社会教育主事講習等規程の一部改正（2018）により、社会教育主事の資格を汎用化させる形で、社会教育士制度が創設された。社会教育主事制度の転換期にある中で、筆者らは社会教育主事と社会教育士の関係に着目して、社会教育主事の役割・専門性の再構築に向けた研究を進めてきた。

社会教育士の数は、2024年時点で9,693人にのぼり、社会教育士の会を立ち上げて活動する人びとも出てきている。文部科学省では、社会教育を推進するための指導者の資質向上等事業を通して、2024年度より社会教育士を含めた社会教育人材が、「個々の活動の幅を広げ質を高めていくため、社会教育人材同士のつながりづくりを促進するとともに、そのネットワークを活用した地域課題解決を推進」してきている。

社会教育士をはじめとした社会教育人材と社会教育主事の関係については、中央教育審議会生涯学習分科会社会教育人材部会「社会教育人材の養成及び活躍促進の在り方について（最終まとめ）」（2024）に示された図（「社会教育の裾野の広がり」と社会教育人材が果たすべき役割）がある。この図に関し、文部科学省の社会教育士noteでは「社会教育行政の主たる担い手である社会教育主事が、地域の各分野で活躍する社会教育士をはじめとする社会教育人材をネットワーク化することによって、『人材』をハブにした社会教育の振興を図っていく様子を描いています」と説明されている。

こうした社会教育人材ネットワークの構築に関わる議論に先駆け、日本社会教育学会の社会教育・生涯学習関連職員問題特別委員会では、社会教育主事の養成・研修に

向けた提言をまとめた（「知識基盤社会における社会教育の役割—職員問題特別委員会議論のまとめ—」2008）。本提言では、「21世紀の知識基盤社会の形成において求められる〈学びあうコミュニティ〉を展望」して、「学びあうコミュニティをネットワークで支えるシステム」のイメージが図示されている。本図では、「地域における住民の主体的な学習活動を支え、〈学びあうコミュニティ〉をコーディネートし、学びのネットワークをつくる役割」を担う「〈学びあうコミュニティ〉のコーディネーターと、社会教育主事（コーディネーターのコーディネーター）」とが区別されて描かれている。社会教育士制度が創設される以前の議論ではあるが、今日状況に照らしてみれば、前者を社会教育士とし、社会教育主事と社会教育士の関係を描き出したイメージとして解釈することもできよう。

これら2つの図では、①都道府県と市町村の社会教育主事が区別されておらず、②社会教育主事がネットワークをコーディネートすることが前提とされているが、その妥当性・現実性が十分吟味されているとは言いがたい。そこで本発表では、都道府県の社会教育主事自身が社会教育人材ネットワークや社会教育士との関係をどのように捉えているかについて、アンケート調査およびインタビュー調査を行い、明らかにする。

2. 研究方法

（1）アンケート調査の概要

- ・対象：2025年度に都道府県教育委員会から発令を受けている社会教育主事
- ・方法：Web アンケート（Microsoft Forms）

- ・ 期間：2025 年 6 月 23 日～7 月 31 日
（その後、8 月 26 日までに到着した回答も含めて集計）
- ・ 回答件数：389 件
- ・ 主な調査項目：①社会教育主事としての担当業務、②社会教育主事の仕事に対する意識、③社会教育主事と社会教育士の関係（社会教育人材ネットワークの構築・活性化）に関する認識

（２）インタビュー調査の概要

- ・ 対象：先のアンケート調査において、インタビュー調査についても協力可能と回答した者（42 名）に、メールにて再度調査依頼を行った結果、協力可能との回答があった者 10 名
- ・ 方法：Web 会議システム（Zoom）による半構造化インタビュー（約 1 時間。インタビュアーは筆者ら 2 名）
- ・ 期間：2026 年 4 月 20 日～7 月 6 日
- ・ 質問項目の概要
下記 5 点について、社会教育主事個人としての考えを聞いた。
 - ・ 社会教育士制度創設下で都道府県社会教育主事に求められる役割・能力
 - ・ 当該地域の社会教育士ネットワークの状況と社会教育主事としての関与
 - ・ 社会教育士ネットワークは、必要か否か。必要な場合、何のために必要か
 - ・ 当該地域に有効に作用すると考えられる、社会教育士ネットワーク
 - ・ 都道府県の社会教育主事と社会教育士の望ましい関係性

なお各調査共に、弘前大学教育学部研究倫理審査委員会からの承認を得て実施した。

3. 結果と考察の概要

アンケート調査では、都道府県社会教育

主事の 59.6%が、地域の社会教育人材ネットワークを構築・活性化する役割を担うことができると回答した。望ましい社会教育主事と社会教育士の関係としては、「役割分担と連携」（14 件）や「相互理解・相互補完」（8 件）が多く挙げられた。

インタビュー調査からは、社会教育主事に求められる役割として、地域における社会教育士の認知拡大や活躍機会の創出、そのためのコーディネートなどが重視されていることが見出された。また、社会教育士を地域における実践の担い手（プレーヤー）、社会教育主事をその活動を支援し活躍を後押しする存在として捉える見方も確認された。

以上から、都道府県社会教育主事の多くが社会教育人材ネットワークの必要性を認識し、その構築・活性化への関与にも前向きであることがうかがえた。一方で、その関与は社会教育士の認知向上や活躍支援に重点が置かれる傾向がみられ、ネットワークを地域の社会教育施設の機能強化や社会教育行政施策の推進に結びつけて捉える視点は相対的に弱かった。なお、本調査結果の詳細や、社会教育士との関係についての考察は、当日報告予定である。

主要参考文献

日本社会教育学会編『学びあうコミュニティを培う—社会教育が提案する新しい専門職像』東洋館出版社、2009 年。
 斉藤雅洋・村田和子・佐藤祐介・向井健・石山雄貴「都道府県における社会教育主事・社会教育士施策の現状」『社会教育学研究』61（2）、2025 年、108－122 頁。

付記：本研究は JSPS 科研費 24K05593 の助成を受けて実施した。

社会教育士の認知度
－企業・自治体の人事担当への質問紙調査を基に－
三宅 隆史(立教大学)

1. 研究の背景と目的

本研究は、社会教育士の主な進路として想定される「人材開発企業」「社会教育施設の指定管理者企業」および「自治体(行政職・事務職)」の人事担当者を対象に、その認知度や採用における実態を明らかにすることを目的として実施された。

2. 調査の概要

- 調査時期：2025 年 11 月。
- 調査方法：Google サーベイを用いた質問紙調査
- 調査対象：
 - 企業：人材開発企業および指定管理者企業 89 社(有効回答 18 社、回収率 20.0%)。
 - 自治体：東京都内の特別区および市の人事担当部署 50 箇所(有効回答 10 部署、回収率 20.0%)。
- 補足調査：立教大学の社会教育主事課程修了予定者へのアンケート調査(2026 年 1 月実施)。

3. 調査結果

- 認知度の現状：「よく知っている」または「少し知っている」と回答した割合は、企業で 27.8%、自治体で 30.0%と共に低水準に留まっている。業種別では、自治体から社会教育士等の配置を義務付けられるケースがある「指定管理者企業」において、人材開発企業よりも認知度が高い傾向が見られた。
- 採用における社会教育士という称号の考慮の有無：
 - 現状：「とても考慮される」または「やや考慮される」と答えた企業は 27.8%であったのに対し、自治体は 0%であった。
 - 今後：企業では 44.4%が「考慮されるようになる」と回答し、将来的な期待が高まっている。一方、自治体では「考慮される」と回答したのはわずか 1 団体に留まった。
 - 自治体の考慮する割合が低いのは、回答を得られなかった自治体の人事担当者からは、採用基準に関する質問には回答できない主旨の連絡があったことが背景にある。
- 重視される能力：企業・自治体ともに、3 つの能力のうち「コーディネート能力」を最も重視(企業 55.6%、自治体 70.0%)している。これは、多様なステークホルダーとの協働や、業務推進における調整力が不可欠であるという現場のニーズを反映している。
- 学生の就職活動：課程修了予定者の 38.3%が採用面接で社会教育士について質問を受け、資格の内容や実務への活かし方について人事担当者から一定の関心が寄せられている実態が示された。

4. 今後の課題：

- 理解促進の取り組み：文部科学省と大学が連携し、社会教育実習がインターンシップに準ずる経験であることなどを企業・自治体へ周知する必要がある。
- 能力の可視化：3 つの能力を客観的に測定するための尺度の開発が、学生の自己理解を促し、採用側が評価を行う際の有効な指標になると考えられる。

公民館主事の力量形成における 高校生・大学生との関わり

——飯田下伊那地域社会教育史の研究（3）——

○朝岡幸彦（白梅学園大学）・○向井 健（松本大学）・○松田武雄（名古屋大学名誉教授）

○小島一人（飯田市役所）・○木下巨一（松本大学）

I 研究の背景と経緯

本研究グループは、長野県飯田市を主な対象に、公民館主事の配置政策・主事会活動・若手主事の力量形成という問題を中心に一連の研究を展開してきた。その経緯は以下の通りである。

記号	発表・集会タイトル	開催日	主な論点
A	公民館への主事配置と自治体職員の力量形成（研究(1)）	2024.9.7	若手職員の公民館配置政策と、職務経験が自治体職員の力量形成・組織風土醸成につながるメカニズムを分析。
B	主事会の活動と力量形成の深化（研究(2)）	2025.9.13	飯田市公民館主事会の活動構造を解明し、「地域と学校を結ぶプロジェクト」を事例に集団的力量形成のプロセスを考察。
C	フォーラム「下伊那テーゼはどう生きてきたか」	2026.3.15	下伊那テーゼ 60 周年を機に、「教育専門職員」「自治体労働者」という二つの性格の今日的意義を議論。
D	飯田下伊那地域社会教育史の研究（松田）	2026.5.6	松田武雄の 2 論文（飯田市 M 主事の専門性形成、塩尻市若手主事の実践）を通じ、主事会と住民関係性の役割を論述。
E	高校生・大学生との関わり（研究(3)）【本発表】	2026.9.6（予定）	高校生主体の公民館事業・講座に若手主事がどう関わってきたかを明らかにし、力量形成の実態と可能性を考察する。

II 問題の所在と研究課題

研究 A(1)B(2)および松田（研究 D）を通じ、①若手職員への主事配置は市役所全体に「公民館的な組織風土」を根づかせる機能を果たすこと、②主事会は住民協働実践の補完に留まらず「自治体を学び合う組織としていくための訓練所」（木下、2012）であること、③若手主事の力量形成の核には住民との関係性構築と主事会での相互学習の二軸があること（松田、2026）、が明らかにされてきた。他方、飯田市公民館が継続的に展開してきた高校生主体の事業・講座が若手主事の力量形成にいかなる機能を果たしてきたか、また高校生・大学生との関わりが上記二軸とどう連関するかは、十分に検討されてこなかった。

飯田市では「学輪 IIDA」に代表される大学連携による地域づくりが顕著であり、大学生と高校生の交流を柱とする共通カリキュラムが定着している。その背景には公民館の高校生事業・講座の蓄積があるが、そこへの主事の関わりと力量形成の関係は体系的に検討されていない。あわせて松本市等他市との比較を通じた普遍的意義の検討も課題である。

- ・目的①：飯田市民館における高校生主体の事業・講座の歴史的展開と社会教育行政上の位置づけを明らかにする。
- ・目的②：高校生事業・講座への公民館主事の関与を通じた力量形成の実態を解明し、可能性と課題を考察する。あわせて松本市等県内他地域の事例との比較参照を通じ、その今日的意義を検討する。

Ⅲ 報告の構成と各報告の論点

本発表は以下の5パートから構成される。

パート・担当者	論点の焦点	内容と方法
1 研究（3）の目的 （朝岡幸彦）	問題の設定と研究の位置づけ	研究(1)(2)等の到達点を整理し、本研究（3）の問題意識・目的・意義を明確化する。
2 公民館主事の力量形成の要因 （松田武雄）	公民館主事の力量形成の要因に関する論点	住民との関係構築や主事会での相互研修を通しての学びによる主事の力量形成および高校生の活動への関わりについて実証的に考察する。
3 高校生・大学生（若者）公民館事業の社会教育的意義 （向井 健）	事業の意義の理論化	松本市等の事例も参照し、高校生・大学生（若者）が主体的に参加する公民館事業の意義を、成長と力量形成の両視点から論じる。
4 公民館主事の成長と高校生事業・講座 （小島 一人）	主事の経験知の語りと分析	高校生事業に関与した自らの経験から、公民館主事が何を学び成長するかを事例に即して論じる。
5 飯田市民館における高校生講座と主事の力量形成 （木下巨一）	飯田市の歴史的文脈と主事の力量形成のまとめ	高校生主体の事業・講座の歴史的展開を整理し、「学輪 IIDA」との関係や社会教育行政（次世代育成）の文脈での位置づけを示す。

Ⅳ 本研究の学術的意義と今後の課題

学術的意義は、①力量形成研究における「住民との協働」「主事会での相互学習」の二軸に加え「高校生・大学生との関わり」という第三の軸の意義を実証的に示すこと、②専門職化されない一般行政職による公民館主事が地域に根ざした専門性をいかに形成しうるかという今日的課題に応答すること（上杉、2011；荻野、2011；松田、2026）、③下伊那テーゼの「教育専門職員」「自治体労働者」という二つの性格の今日的継承を、高校生・大学生事業という具体的実践の場から考察する視座を提供すること、の3点にある。今後の課題として、松本市・塩尻市等他自治体との比較研究による一般化、高校生・大学生側の視点からの事業評価、「社会教育士」制度の拡充を踏まえた養成・研修制度への含意の検討が挙げられる。

【主な引用・参考文献】

上杉孝實「公民館職員研究の到達点と課題を探る」『日本公民館学会年報』第8号、2011年
 木下巨一「公民館主事たちをどう育てるか」『日本公民館学会年報』第9号、2012年
 松田武雄「地域に根づく公民館主事と主事会」『生涯学習・キャリア教育研究』第22号、2026年
 松田武雄「地域の中で悩み成長する若手公民館主事」『社会教育研究年報』第40号、2026年

教育基本法第13条に基づく社会教育行政の研究

梶野光信(日本大学)

本報告は、2006(平成18)年12月に教育基本法が全部改正され、第13条として、(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)が盛り込まれたことが、社会教育行政にどのようなインパクトを与えたのかを考察することを目的としている。

教育基本法第13条の趣旨は、2008(平成20)年6月の社会教育法一部改正に反映されることとなった。主な内容は、社会教育法第3条第3項(国及び地方公共団体が社会教育に関する任務を行うことにあつての配慮事項として、社会教育が学校、家庭及び地域住民その他関係者相互間の連携及び協力の促進に資すること)及び第9条の3第2項(社会教育主事は、学校が社会教育関係団体等の関係者の協力を得て教育活動を行う場合には、その求めに応じて助言を行うことができること)が新設されたことである。

東京都教育庁は、2003(平成15)年3月に提出された中教審答申『新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について』を受け、教育基本法改正時に「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」盛り込まれることを想定し、それを先取りする形で、同年5月に第5期東京都生涯学習審議会を立ち上げ、「子ども・若者の『次代を担う力』を育むための教育施策のあり方について～社会教育行政の再構築に向けて～」を諮問した。2005(平成17)年1月には答申が出され、「地域教育プラットフォーム構想」を核に、①学校教育支援、②家庭教育支援、③学校外教育を施策の3本柱に据えた社会教育行政の推進に乗り出すこととなった。この転換は、東京都の教育行政の在り方にも大きな影響を与え、生涯学習施策により、マージナルな位置に置かれていた社会教育主事が施策形成のアリーナに登場し、重要な役割を果たすこととなった。

従来の社会教育行政研究は「一般行政から独立した行政委員会である教育委員会制度のもと、地方教育行政法・社会教育法その他関連法令に基づき執行され、教育委員会事務局の内部組織は当該教育委員会組織において定められている」(長澤 2012:224右)ことを前提に展開されてきた。しかし、近年では、「今日的な地域を土台に創発する学習を視野に収める必要があり、社会教育を狭く教育行政の範疇に限定しない…」(農中 2024:142)という指摘も出てきている。社会教育行政を教育委員会制度の枠組みの中で論ずるか否かの境界が不明確になってきたというのが現状であろう。要するに社会教育行政研究の枠組み自体を現代的文脈でどのように再定位するかが課題となっていると考える。

本報告では、東京都の社会教育行政の再構築過程をベースに、「教育基本法第13条に基づく社会教育行政研究」という観点から、教育委員会制度における社会教育行政が担う役割について、考察を行うものである。

【参考文献】

- 梶野光信(2025)『ユースソーシャルワーク 社会教育行政の新たな役割』生活書院
長澤成次(2012)「社会教育行政」社会教育・生涯学習辞典編集委員会編『社会教育・生涯学習辞典』朝倉書店
農中 至(2024)「コモンズのマネジメント」日本社会教育学会編『現代社会教育学事典』東洋館出版社

地域的教養形成としての地域社会教育

ーコミュニティ・ストーリーを媒介とした文化的記憶論の規範的展開批判ー

宮崎隆志（北海道文教大学）

1. 民主主義の危機と社会教育

1990年代以後、あらゆる人文・社会科学は混迷の時期に突入したが、その最大の要因は民主主義の危機である。法制度としての民主主義は自らを正当化できないが（E. W. ベッケンフェルデ）、正当性を付与する思想としての民主主義は、人間の本質の理解のありようによってその方向性と体系性が規定される。したがって民主主義の危機は、現代に即した人間の本質理解（＝人文・社会科学の前提）の再考を迫っている。

教育は「平和で民主的な国家及び社会の形成者としての資質を備える国民」を形成するという基本課題を担うが、教育の独立性を前提にする限り、その課題に内在する規範性は人間の本質理解に基づくとされていた。本質理解が揺らぐとすれば、教育学には教育がその基本課題を担う可能性と条件の再考が迫られている。地域社会教育学においてもそれは同様である。

2. 文化的記憶論の規範的展開

集合的記憶論や文化的記憶論が脚光を浴びる背景の一つは、戦争体験の継承に関わる歴史意識の形成に対する関心の高まりであるが、そこには未来を構想する際の方向性と規範性の規定要因を解明するという関心が含まれている。文化的記憶論は記憶の構造を解明することにより、構造を規定する要因の析出に成功したが、構造を変化させる実践の論理にまでは踏み込めていない。アライダ&ヤン・アスマンの『GEMEINSINN』（2024）

は、人間性の次元にまで遡り共通感覚を備えた存在としての人間像を抽出することによって、民主主義の危機に応答する研究であるが、依然として共通感覚を彫琢しつつ未来の方向性と規範性を見出す実践の論理は課題として残されている。

この点に関しては、民主主義に対する同様の危機意識から「記憶の共同体」（R.ベラー他）の形成を対抗的な実践とする提起が規範性の内在化の観点からは示唆的であるが、それが排外主義的ナショナリズムに回収される閉じたコミュニティにならない保障は不明確である。コミュニティを形成する活動（意識経験）を通して美德が形成されることを指摘するA.マッキンタイヤーの議論も同様の限界を有する。

3. 地域的教養形成論の可能性

過去と未来に開かれたコミュニティの形成条件は、死者との対話にある（上原専祿・R.サイモン）。非対称性を伴う対話はケアの要素（人間の尊厳、非決定、共同探求）を必須とするが、そのような対話が成り立つ条件は、現在の日常生活実践に埋め込まれた矛盾の意識化である。矛盾を連続的に解決する集団的な意識経験の過程は、地域的な陶冶過程と呼んでよい。地域社会教育はその陶冶過程を編成する実践であり、その評価においては現在の矛盾を媒介としたコミュニティ・ストーリー（過去と現在と未来の統合の語り）の形成が指標となるであろう。

1. 問題の所在

近年、地域づくり及び地域課題解決において、地域社会の担い手となる人材の育成や地域コミュニティの基盤を支えるものとしての社会教育の役割への注目が高まっている。地域課題に向き合う社会教育実践において、取り上げられてきた実践には、その地域において共通に認識できる課題や、日常生活に密着した地域活動への参加の仕組みがあるものが多い。

しかし、地域づくりが再考される背景に、地域課題の多様化や地域の人間関係の希薄化等があることを考えると、地域の中で、人々が他者との関係性をどのように見出し、課題を共同のものとして捉えていくことができるのかについて、その過程を詳しく検討する必要がある。住民が課題を捉える上での共通の基盤が乏しい中においても、社会教育が人々をつなぐものとしてあるには、社会教育における学習の営みの役割を明確にすることが重要である。

2. 本研究の目的

本報告では、これまでの社会教育研究における共同を生み出す学習のあり方を整理した上で、多様化する地域課題に対し、住民が地域課題を共同のものとして捉える関わりを生み出していくには、どのような学習が求められるのかを検討する。

3. 本研究の方法・対象

本報告では、東京都板橋区で、複数の NPO 法人とその関係者が関わり合いながら続けられてきた住民活動を取り上げる。この実践は、障害福祉の活動から始まり、当事者とその周りの人々をつなげようとする中で、社会教育の事業と出会い、学習の重要性を活動の中心に置くようになった。学

習を中心におくからこそ、多様な課題を取り上げながら活動が展開され、その中で参加者の課題意識は深められてきた。

ここでは、長年活動に関わってきた住民へのインタビュー調査を通して、活動への参加・継続過程と、住民自身が学習・学び合いについてどう捉えているのかを分析した。

4. 考察

自分/自分たちの生活課題の感覚を出発点として、学習によって課題を深く共有・探究し、変革に向けてともに動く力を養うということが、社会教育が本質としてきた、共同を生み出す学習のあり方であった。しかし、個人の生活の共通基盤や関係性が乏しい中では、個人の感覚を理解し合い、互いの課題を共同の課題として捉えていく学習のプロセスが、より重要となる。

住民の活動への参画過程の語りからは、その出発点を個人の課題意識におきつつ、共に取り組む他者の存在を通して、ある課題の解決に取り組むことと、自らがより強く意識する課題の解決はつながるという感覚の中で、最初の関心に縛られない活動参加の意義を獲得する姿が見出された。また、住民にとっての学習・学び合いの概念の分析からは、他者と率直に価値観を共有する集団的な学習の中で、学習を通じて他者と関わることで、自らの生き方をよくするものとして価値づけられていることが見出され、自他肯定による共同性が構築されていた。

人間としての生き方という普遍的な感覚を土台としながら、多様な関心・生き方を有する他者と共に学習することで、日常生活の舞台を共有する地域という関係性を見えるようにしていくことが、学習の役割として重要である。

地域社会の再編と社会教育・生涯学習Ⅴ

―自治公民館活動と学習活動、特に活動の担い手に着目して

植村秀人（南九州大学）

1. はじめに

報告者は、日本における地域社会の弱体化に対して、地域住民の学習がその解決に寄与すると仮定して研究を行ってきた。特に、学校区単位における地域住民組織と学校の連携を通じた学習活動に着目してきた。この学習活動は、学校教育の充実だけでなく、地域住民の学習が充実することを指摘ができ、そこから地域社会の再形成に発展する可能性を検討してきた。

近年では、本研究から発展させる形で、宮崎県都城市における地区公民館を対象とし研究を行ってきた。都城市は、市内に 16 か所の地区公民館（地区公民館に準じた運営を行っている施設を含む）を設置している。そして、地区公民館ごとに「地区社会教育協議会」や「地区まちづくり協議会」を設置して地区ごとの生涯学習を展開している。これに対して報告者は、研究の中で、自治公民館の役割の重要性に気づき前回大会から自治公民館に着目した研究報告を行っている。

2. 対象地域

都城市は、宮崎県第 2 位の人口 159,975 人（2026 年 7 月 1 日時点）の宮崎県南西部に位置する中心的な自治体であり、宮崎県と熊本・鹿児島両県との交通の要所でもある。産業・経済では、農業が盛んな地域であり、農業を中心とした産業をアピールする中でふるさと納税日本一を獲得し、それらを背景とした施策が展開され、特に子育て支援策などの結果として、人口増加などの成果もあげている。また、市域が広いことも特徴となっている。

このこともあり、都城市では、中心部においては分譲マンションや大型商業施設・ロードサイド店舗が充実している。一方で、農山間地域においては人口減少などの課題を抱えた地区も存在している。当然の事として、生活様式も二極化しており、地域の抱える課題も複雑化している。

3. 研究課題

本報告では、都城市の自治公民館に着目をする。自治公民館は、一般的な町内会と地域住民の学習場としての公民館を併せ持った組織となる。このため、自治公民館は住民自治的な活動のみならず、

住民の学習活動も重要となる。また、充実した住民自治を行うためには、住民の学習の充実も必要となる。つまり、自治公民館の意義は、学習が地域住民の活動の中核に位置づくものと思われる。

都城市の地区公民館・自治公民館の課題を検討すると次のような事項が指摘できる。

- ① 自治公民館の加入率が低い。
- ② 自治公民館の活動の中心層の高齢化が進んでいる（世代交代が進んでいない）。
- ③ 地区公民館の施設は充実しているが各地区公民館の管轄域が広い。
- ④ 地区公民館を活かした自治公民館の加入促進ができていない。
- ⑤ 自治公民館の担い手に必要な資質が不明である。

都城市は、これら課題に対応する形で、都城市自治公民館加入及び活動参加を促進する条例（平成 29 年）や自治公民館加入促進検討会（令和 7 年度）等により対策を行ってきた。

4. 今回の主たる研究課題

本報告においては、上記課題の中で自治公民館の活動を支える人々や逆に参加していない人々に着目する。自治公民館を支えている人々に関しては、活動に関してどのような課題意識を感じているか。新会員の加入促進や役員などの世代交代をどのように実施しているか。構成員への学習がどのように展開されているか。また、加入していない人々では、自治公民館に未加入・参加しない理由が何であるのか。

特に都城市では、地域のありように大きな差異があり、自治公民館のありかたも異なるものと考えられる。こういった観点も研究課題となる。

5. まとめ

本報告では、宮崎県都城市における自治公民館に着目し、自治公民館における活動を通してどのように住民の繋がりを形成するかについて報告する。自治公民館が、単なる自治組織としてだけでなく、学習活動の拠点となることが重要であることを明らかにする。これによって、現代地域社会の抱える課題の解消につながることを明らかにする。

世代間の学習を通した「伝統文化」の選択的継承と生き方を問う学び
—自然－社会－人間の関係理解の現代的学习方法から—

小栗有子（鹿児島大学）

【報告の目的】

本報告は、報告者が2024年度より奄美群島・与論町をフィールドに、高齢者が身体的に獲得してきた「土地に根ざした知(土着知)」を見える化し、世代間継承を可能とする教育方法の開発、すなわち、世代を超えて追体験可能な学びの空間創出に取り組むアクションリサーチの成果に基づき行うものである。報告では、主に次の2つについて提起する。一つは、「伝統文化」概念の問い直しである。二つめに、伝統文化を継承する側の主体的な学びを通して、暮らしの再建に結びつく学習法の可能性と課題についてである。

前者の「伝統文化」は、社会教育研究において用いられてきた伝統芸能や伝承文化などの表現も含めて再考の対象にする。例えば、沖縄における「伝統芸能」の研究で渡邊(2008)は、「伝承文化」とは基本的に、時代を経て世代間で引き継がれてきた地域の祭紀、年中行事、習俗、これらに関わる文化的な営みを指すが、伝統芸能はとりわけ、社会文化的風土に根ざして生成され、共有され、伝承・継承のプロセスの中で精錬されてきた総合性をもった文化活動と捉えられる」と述べている。基本的なとらえ方としては同意するものの、今回提起することは、「自然的風土」が欠落していることの問題性であり、「伝統文化」をその土地に生きる／生きた者の心性・人間関係、生活・生産手段等を含む民俗知・技術の総体としてとらえなすことだ。

一方、渡邊(2010)は、「グローバリゼーション下の地域文化」という文脈では、地域文化をローカルアイデンティティと結びつけて「地域の文化的基盤＝「共有知」を自らのものとして継承・享受・再創造・伝承し続ける主体」を問題にしており、末本(2013)の沖縄のシマ社会の社会教育的研究で詳述するように、「伝統文化」をめぐる主体的な学びについては、知見の蓄積は厚い。これらの研究に対して本報告では、「自然的風土」ないし「自然的環境」の観点を加

えることにより、身近な自然と人・社会の関係の在り方について批判的に問い直し、暮らしの再建に結びつけていく学習方法について説く。

【背景：自然－社会－人間の関係理解の意味】

報告者は、過去に次の二点について繰り返し提起してきた。一つは、宮原誠一(2015)の教育本質論に依拠しつつ、社会教育の研究・実践において、社会的環境の重要性は注視されるものの、自然的環境は軽視、ないし、自然・風土が人間形成に重要な影響を持つことはしばしば無視されるということだ。もう一つは、安藤聡彦(2013)の「環境及び社会との関連で教育を統合的に把握しなおす営み」もしくは、「環境－社会－教育」の学としての環境教育学の提唱である。両者は、一方は社会教育学研究、他方は環境教育学研究とアプローチは異なるものの、再生医療や生成AIの登場にみられる昨今の科学・技術の発展は、人間形成における自然的環境の自明性を脅かし、唯一無二の人格をもつ人間存在そのものを否定しかねない同一の問題状況下にある。

そこで、本報告は、「生活世界」と「生の三契機」の理論(上柿 2015)を参考にして、社会教育の諸実践を支えてきた基盤の底抜けが始まっている現代に求められる「自然－社会－人間」の関係理解を可能とする学習方法の枠組みとして提示したい。

安藤聡彦「公害問題を伝える－環境教育学からのアプローチのために－」日本社会教育学会 60 周年記念出版部会編『希望の社会教育』東京館出版社、2013、138-154. 上柿崇英・尾崎周二編『環境哲学と人間学の架橋』世界書房、2015、171-200. 渡邊洋子「沖縄における「伝統芸能」と生涯学習／社会教育」生涯教育学図書館情報学研究、7、2008. 渡邊洋子「地域主権と「共有知」としての地域文化の振興」学習社会研究、1、2010. 沖縄における「伝統芸能」と生涯学習／社会教育」2008.

持続可能な消防団の教育・訓練システムに関する基礎的研究

—各地の消防団の取り組み事例から—

磯部 孝之（元東北大学大学院）

1. 研究の背景・目的

消防団は地域防災力の中核を担う組織であるが、少子高齢化、人口減少、地域コミュニティの希薄化に伴い団員数は減少を続けている。令和8年4月1日現在の消防団員数は717,214人で、前年より15,009人減少しており、持続可能な消防団の構築が喫緊の課題となっている。従来の消防団研究は、防災体制や組織運営に焦点を当てたものが多く、団員が教育・訓練を通じて主体性を形成する過程を社会教育学の視点から分析した研究は十分ではない。本研究では、東松島市消防団及び新宿消防団を対象として、教育・訓練を通じた学習過程の特徴を整理し、「持続可能な消防団教育・訓練システム」の構築に資する知見を得ることを目的とした。

2. 研究方法

文献調査、参与観察、半構造化インタビュー、質問紙調査を組み合わせた質的事例研究を実施した。エージェンシー、レジリエンス、集合的効力感、エンパワメントの4つの教育学的概念をデータ整理の視点として、両消防団に共通する学習過程と相違点を整理した。

3. 主な結果

東松島市消防団では、東日本大震災の教訓を基盤として、消防団・行政・常備消防が連携した教育・訓練システムが構築されていた。春季講習会の成果をPOC（Proof of Concept）として検証し、PDPC（Process Decision Program Chart）を活用して秋季講習へ改善を反映する教育改善サイクルが機能していた。また、質問紙調査では回答者全員が集合的効力感を有し、多くの団員がエージェンシー及びエンパワメントを実感していた。一方、新宿消防団では、学生消防団員を含めた体系的教育が実践されていた。K団員への継続調査から、入団当初は組織への適応を重視する受動的段階であったものが、主体的な課題発見、失敗経験の省察、自主練習、役割意識、地域貢献意識を通して、4つの教育学

的概念の視点から整理すると、エージェンシーからレジリエンス、集合的効力感、エンパワメントへと発達する過程が確認された。さらに操法大会後には、自らの動きだけでなく隊全体を考慮して行動を調整する主体的判断や、操法で習得した知識・技能を地域活動や安全管理へ応用しようとする姿勢が認められた。また、入賞経験を通して「自分たちならできる」という集団への信頼を獲得するとともに、課題発見・改善・実践という学習方法を消防団活動以外にも活用できるとの認識へ発展していた。さらに、昇任、表彰、期待役割の付与、序列・立場の明確化といった総括的評価は、形成的評価で得られた学習成果を承認するとともに、新たな責任感や主体的実践への動機付けへ機能していた。

4. 考察

両消防団とも教育・訓練は単なる技術伝達ではなく、主体形成を伴う学習過程を支える社会教育実践として機能していた。東松島市消防団では、震災経験を契機とした学習と地域協働を通じて組織レジリエンスが形成されていた。一方、新宿消防団では、制度的教育、操法大会、地域活動、役割付与、振り返りを通して主体性が形成されていた。特にK団員の事例では、形成的評価が自己省察と主体形成を促し、総括的評価が成長の意味付けと責任感を高めることで、「地域に支えられる存在」から「地域を支える主体」への変容が確認された。操法大会後には、チーム全体を踏まえた主体的判断や操法で獲得した学びを地域活動へ応用する姿勢が認められ、消防団教育が主体性・協働性・地域貢献意識を育成する教育的実践の場として示唆された。

5. まとめ

4つの教育学的概念から学習過程を整理した結果、消防団教育・訓練は主体形成を促す社会教育的学習であった。今後は、学習の応用や協働的判断にも着目し、形成的評価と総括的評価を統合した教育・訓練モデルの構築を目指す。

第5室

午前 〈学習における経験（原理論・
学習方法）〉

午後 〈学習主体〉

日本社会教育学会第 73 回研究大会 2026 年 9 月 5-7 日、法政大学市ヶ谷キャンパス

AI 活用時代における暗黙知の非対称的移転がもたらす二重の喪失

北海道大学大学院保健科学研究所 コリー紀代

1. 研究の背景：

EU AI Act では、看護判断支援 AI を含む医療領域の AI が「高リスク (High-Risk)」に分類されている。しかし、2024～2026 年にかけて、欧州議会と EU 理事会は、技術標準の未整備や産業界の準備不足を理由に、これら高リスク AI の規制適用を 2027～2028 年へ延期することを正式に決定した。この延期は、暗黙知の扱われ方に関する社会的合意形成が追いつかないまま、技術化が先行する状況を示している。

2. 善意の相互作用に基づく構造的非対称

看護師とエンジニアの協働においては、医療効率化を目指した両者の善意が強く働く。エンジニアは効率化や安全性向上を目的として看護師の暗黙知を抽出し、看護師は患者の利益や現場改善のために自らの経験知を提供する。しかし、この「善意の相互作用」は、結果として暗黙知が一方向的に技術側へ移転する**構造的非対称**を生み出す。ここでは、悪意や強制ではなく、むしろ善意が構造的な偏りを不可視化する点に特徴がある。

3. 暗黙知の非対称的移転がもたらす二重の喪失

「暗黙知の移転」は技術進歩に寄与する一方、その裏側で以下の二重の喪失が生じる。

(1) 個人レベルの喪失：専門職のスキル喪失と脆弱化

暗黙知が AI に吸収されることで、看護師の判断力や状況解釈能力が弱体化し、技術依存が進む。結果として、専門職としての自律性が損なわれ、スキルの陳腐化や失業リスクの増大といった個人レベルの脆弱性が生じる。

(2) 社会レベルの喪失：看護学の集合知の消失

暗黙知が技術に取り込まれると、現場での経験知が更新されず、専門職コミュニティが知識を蓄積する循環が途絶える。これは、社会全体としてのケアの質が長期的に低下するリスクであり、看護学の集合知が不可逆的に失われる可能性を意味する。

4. 事例：看護 XR シミュレータ共同開発における暗黙知可視化のメリットとデメリット

看護教育用 XR シミュレータの共同開発では、熟練看護師の身体感覚・判断基準・状況解釈といった暗黙知が技術的記述へ翻訳される過程が確認された。暗黙知の可視化は教育技術の高度化に寄与する一方、可視化された知識の利用主体が技術側に偏ると、専門職コミュニティの知識更新が弱まり、看護専門職の集合知の縮小や専門職集団の弱体化につながる危険性がある。具体的には、可視化された暗黙知を基盤とする看護判断支援 AI の指示に若い世代の看護師が盲目的に従うことで、判断力の弱体化や技術依存が進むリスクがある。本事例は、暗黙知の可視化そのものではなく、可視化された暗黙知の扱われ方が専門職教育の持続性に影響するという課題を示している。技術開発における構造的非対称性を是正し、暗黙知の保全・共有・更新を支える倫理的枠組みを構築することが求められる。

社会教育における評価論のアフェクト論的転回に関する一考察

佐藤智子（中央大学）

1. アフェクト論的転回（Affective Turn）とは

個人の意識や行動を、言語・文化・制度を成り立たせる関係の体系という「構造」から理解しようとする立場が、構造主義である。これを批判的に継承したポスト構造主義は、その構造や意味を固定的・普遍的なものとみなさず、言説と権力の作用によって主体そのものが形成されると論じた。たとえば「主体的な学習者」という理想像は、人の内面に自然に備わった性質ではなく、政策や評価制度、教育専門職員の言葉などによって作られる規範的な主体像として分析され得る。

アフェクト論的転回は、こうしたポスト構造主義の成果を引き継ぎながらも、それらが人間や社会を言語・言説・表象の側から説明することに偏り、身体や物質の働きを十分に捉えてこなかったのではないかという問題提起から生じた。Clough（2008）によれば、アフェクト論的転回は、ポスト構造主義による批判を継承しつつ、言説中心の分析から身体的物質へと視野を広げる転換である。ここでの「アフェクト（情動）」とは、意識化された感情ではなく、身体の行為能力を増減させる前個体的な力とされる。Clough（2008）は、このような身体的な力が、社会や技術の外部にある純粋なものではないことにも注意を向ける。デジタル技術やバイオテクノロジーの発達で、身体の実験や遺伝情報などがデータとして測定・利用されるようになり、それらが商品開発や人々の管理に用いられている。この視点に立つと、学習者の変化は、意識的に語られた感情や達成された成果だけでなく、身体感覚、関係性、場の雰囲気などの変化を含めて捉える必要がある。

2. 社会教育における評価論

社会教育における評価論は、これまで行政機関による事業評価の文脈に強く規定されてきた一方、社会教育実践の固有性に即した評価の必要性も指摘されてきた。そこでは、実践記録や学習者による振り返りを評価資料として位置づけるとともに、所与の目標に基づく達成度評価から、実践の省察を通じて目標やミッションそのものを問い直す循環的な評価への転換が提起されている。また、他者評価から自己評価を基礎とする相互評価へ、客観的・一般的指標から地域性や実践の固有性を踏まえた評価へと、評価の枠組みを再構成する視点が示されてきた（日本社会教育学会 2012）。

一方、これまでの社会教育研究において、教育評価に関する研究が十分に蓄積されてきたとは言いがたい。学校教育分野には教育評価研究の豊富な蓄積があるものの、その知見を参照し、社会教育実践に応用しようとする研究は限定的である。そのため、実践後に成果を判定する総括的評価に比べて、実践の途上で状況を捉え、改善につなげる形成的アセスメントの視点は、十分に検討されてこなかった。

本発表では、社会教育実践における形成的アセスメントのあり方を検討し、そこに、実践の場で生じる感情、身体感覚、関係性、場の雰囲気などに着目するアフェクト論的視点を導入する。そのうえで、情動的な変化や関係性の動態を把握することが、実践の進行過程を捉え、その方向性を継続的に調整していく評価に、どのような可能性をもたらすのかを考察する。

参考文献

Clough, P. T. (2008) "The Affective Turn: Political Economy, Biomedicine and Bodies," *Theory, Culture & Society*, 25(1), pp. 1-22.

日本社会教育学会編（2012）『社会教育における評価』東洋館出版社

経験していない経験を理解する—聞き書きにおける実践知—

松本大（放送大学）

本研究は、聞き書きという実践が、経験していない他者の人生経験を理解する学習として成立し、その学習がコミュニティ形成へと拡張する条件を明らかにする。聞き書きとは、話を聞き、その人の言葉で書いて本にする営みであり（小田、2018）、語り手・聞き手・書き手・読み手が学び合う実践である。

事例として、東日本大震災の被災地である宮城県亘理町における NPO を取り上げる。被災経験という、語ること自体が困難な人生の経験が、聞き書きをとおして共有されている。

2025 年度の研究大会では、この団体を対象に、聞き書き実践の学習論的特徴を整理した。すなわち、①複数の視点からの語りの蓄積を可能にする活動の歴史性、②語り手の物語の尊重、③一人称での記録という方法論、④他者の物語に反応する方法論的態度、⑤語り手の人生の協働的な再構成という方法論を基盤に、想像と記憶のコミュニティが形成されていることを示した。

しかしながら、昨年度の報告では、聞き手個人の学習に焦点をあてた一方、聞き書きされた個人の人生経験が他者に共有され地域コミュニティに影響を与えていくという、コミュニティを単位とした分析は十分ではなかった。

なぜ、コミュニティ形成への視点の拡張が必要なのか。それはこの団体が、聞き書きによって「地域にやさしい風が吹く」と主張しているからである。ここには、聞き書きが、聞き手個人の学習を超え、地域コミュニティに変化をもたらす学習であること、そしてそれが価値づけられていることが示されている。

そこで本研究は、次の 2 点に注目しながら、聞き書きをとおしたコミュニティ形成における実践知を分析する。

第一に、そもそも経験していない他者の経験は理解可能なのだろうか。人は他者の主観的意

味を完全に理解することはできない（シュッツ & ルックマン、2015）。聞き書きとは、他者理解の困難さを前提としながらも、それでもなお他者の人生経験を理解したとを感じるような学習であると言える。こうした他者理解を可能とする実践知とはいかなるものだろうか。

第二に、聞き書きが他者に受容され地域コミュニティに広がる条件とは何だろうか。他者の語りをとおしてその人生から学ぶこと自体は、聞き書きでなくとも生じる学習であると言える。しかし本事例では、個人が学ぶだけではなく、「地域にやさしい風が吹く」と形容されるような社会的広がりが生まれている。聞き書きをとおして、複数のバイオグラフィがいかに地域コミュニティのなかでつながっていくのだろうか。

分析にあたっては、ドイツの成人教育研究者ピーター・アルハイトによる「バイオグラフィシティ (biographicity)」や「生きていない生 (unlived life)」といった概念を理論的基盤とする。彼は、人生において選択されなかったり実現されなかったりした可能性や選択肢を「生きていない生」としてとらえ、その意識化がバイオグラフィシティ（人生を主体的に再構成する能力）形成に資すると論じてきている (Alheit, 1994, 2018)。

こうした理論的基盤に基づき、本研究は次の点から聞き書きの実践知を検討する。第一に、聞き書きについて、「生きている生」も「生きていない生」も含めて人生を協働的に再構成することによって、語り手の存在論的主体性を深く理解する学習として位置づける。

第二に、聞き書きを、一人の語りが他の語りに接続され、コミュニティの物語が立体的に形成される創発的な接続性という視点からとらえる。聞き書きは、「共に生きる」ことを学ぶ成人教育実践として位置づけられる。

経験をめぐる成人学習論の批判的検討

八木 美華（東北大学大学院）

本研究は、成人学習論における経験をめぐる議論に着目し、経験が学習資源として機能しない側面がこれまでどのように検討されてきたのかを整理することで、その理論的課題を明らかにすることを目的とする。そのため、本報告では、成人学習論において経験概念を中心的に論じてきた理論を対象として文献レビューを行い、各理論における経験の位置づけと学習との関係を比較・検討する。

成人学習論では、人生経験は重要な学習資源として位置づけられてきた。しかし実践においては、豊かな経験を有していても、それが新たな学びや自己変容へ結びつきにくい場面が少なくない。このような現実を、成人学習論ではこれまでどのように捉え、説明してきたのだろうか。

この問いを検討するため、既存の成人学習論における経験をめぐる議論を整理すると、大きく二つの方向から捉えることができる。第一は、経験が学習や変容へと結びつく過程を説明する議論である。デューイは、経験の連続性と交互作用の原理から、経験の教育的意義とその質を論じた。また、ノールズは成人の経験を学習の重要な資源として位置づけ、コルブは具体的経験・省察的観察・抽象的概念化・能動的実験から成る経験学習モデルを理論化した。さらにメジローは、経験に基づく意味パースペクティブが批判的省察を通して変容する過程を示した。

第二は、経験が学習へ結びつかない側面を説明する議論である。先述のデューイやノールズも経験の両義性には言及しているが、ジャーヴィスは経験から必ずしも学習が生じるわけではないことを示し、非学習を含む多様な学習過程を理論化した。また、イ

レリスは、防御や抵抗によって学習が阻害される過程を論じ、経験が学習へ結びつかないメカニズムを明らかにした。

これら二つの方向からの議論を比較・検討すると、成人学習論では、経験が学習へ結びつく過程だけでなく、学習へ結びつかない過程についても理論化が進められてきたことが確認できる。また、理論的立場や分析対象は異なるものの、いずれの理論も経験を学習過程の出発点として位置づけ、その後の学習や変容、あるいは非学習の過程を説明している。一方で、経験がどのような条件のもとで学習の出発点となり、学習資源として機能するのかについては、中心的な検討対象とはされていないことがうかがわれる。

以上の比較・検討を踏まえ、本報告では、経験が学習資源として機能する条件についての理論的検討を、成人学習論における今後の課題として提示する。

「学び合い」における経験の承認と意味形成：余暇研究の視点から

東京大学大学院 大磯 恵子

戦後の社会教育学では、民衆の学びや文化活動を通じた主体形成や共同性の創出が重要なテーマとして論じられてきた。しかし、余暇活動や趣味を通じた学びは、社会教育学のなかで十分に理論化されてきたとは言い難く、その教育・学習としての意味を捉え直す必要性が指摘されている（歌川, 2025）。近年では、趣味を私的な活動にとどめず、社会教育を通じて公共的に再編成する可能性も論じられている（杉山・執行, 2025）。一方、市民主体の学びは、公民館やサークルに加え、民間の学習コミュニティや地域を越えたネットワークへと広がり、多様な実践として展開している。しかし、そうした実践において、人びとがどのように互いの経験を承認し、意味を形成しながら公共性を実践しているのかについては、なお十分な理論的検討がなされているとは言い難い。

本研究は、この課題を検討する視点として余暇研究を導入する。余暇を単なる自由時間や消費活動としてではなく、人びとが他者との関係のなかで意味をつくり、自らのあり方を組み替える実践として捉える。市民主体の学びでは、参加者は生活や仕事、趣味などを通じて培った経験を持ち寄り、教える／教わる役割を往還しながら学び合う。そこで生じる楽しさは、単なる娯楽ではなく、自らの経験が受け止められ、他者との関係のなかで新たな意味やつながりが生まれる過程に伴う情動的経験として理解される。

こうした観点に立ち、本研究は、社会教育学における民衆の学びと文化活動の系譜を踏まえつつ、現代の市民主体の学びにおいて公共性が

いかに実践され、経験され、持続しているのかを、余暇研究との対話を通して理論的に検討する。本発表では、そのための分析枠組みとして、「経験の承認」「意味形成」「教える／教わる役割の往還」「楽しさ」の相互関係を提示する。とりわけ、楽しさが参加の継続と相互的な関係形成を支え、個々人の経験に閉じない共有された意味を生み出す過程に注目する。さらに、今後実施する市民主体の学習コミュニティを対象とした質的調査の構想を示し、現代社会における学び合いの社会教育的意義を展望する。

参考文献

- ・ 北田耕也（1986）『大衆文化を超えて — 民衆文化の創造と社会教育』国土社.
- ・ 佐藤一子（1998）『生涯学習と社会参加 — おとなが学ぶことの意味』東京大学出版会.
- ・ 新藤浩伸（2019）「地域文化をめぐる社会教育研究の成果と課題」日本社会教育学会年報編集委員会編『地域づくりと社会教育的価値の創造』東洋館出版社.
- ・ 歌川光一（2025）「社会教育学における『余暇活動の教育・学習としての意味』という間隙とその可能性」『社会教育学研究』61(2), 27-40.
- ・ 杉山昂平・執行治平（2025）「趣味に対する社会教育は可能か — 趣味の公共的再編成に関する検討」『社会教育学研究』61(2), 41-50.

内発的な地域づくりにおける高校コーディネーターの役割

～ソーシャル・イノベーションの視点から～

同志社大学大学院総合政策科学研究科

博士課程 丸山智子

【背景と目的】

「社会に開かれた教育課程」の実現を目指し、近年全国に増加している高校のコーディネーター（以下、CN）は学校や地域に新たなつながりをもたらす存在であり、社会教育の重要な担い手である。特に、地方では急速な人口減少により担い手不足や学校の統廃合が進む中で、地域の誇りを育てるためにも、学校と地域とのつながりが重要である。ソーシャル・イノベーションの観点から佐野（2020）は鶴見和子の内発的発展論を元に「創造的人口減少を可能にするまちづくり生態系」として「内発的地域イノベーション・エコシステム」を提唱している。

CNは業務を通じて地域内外のネットワークを有しており、一部ではコンソーシアム構築にも取り組んでいることから、それらのつながりがエコシステムの基礎になり、CNがその中核プレイヤーあるいは中間支援の役割を担うのではないかと考える。また、村上（2024）も内発的発展論における「キー・パースン」概念を整理し、担い手の主体形成研究は十分ではなく、アクション・リサーチの必要性を説いている。

そこで、本研究では、自身もCNを実践しながら、他のCNにもヒヤリングを行うことで、連携CNが社会教育を通じて、内発的地域イノベーション・エコシステムにどう貢献しうるかを明らかにする。

【研究手法】

長野県では令和5年度から「学校と地域をつなぐ連携コーディネーター配置事業」（地域学校協働活動推進員と位置づけ）を開始。現在県内で46校、36名のCNが委嘱されている（非常勤）。今回は、連携CN歴1年目～3年目の方3名に半構造化インタビューを行った。

【結果】

今回インタビューを行ったCNは民間企業や行政職員など様々なバックグラウンドを持っているが、共通点は、生徒の成長はもちろん、地域課題解決や若者がこのまちで未来を作れると思える地域にしたい、地域内外の企業も巻き込んでエコシステムを作っていきたい考えるなど、学校教育を超えた地域づくりに対する長期的な視座、ビジョンを持っているCNもいるとわかった。これは社会教育士に求められる視点にも近い。

また、CNのネットワークは生徒の探究テーマや相談に応じて、芽づる式に広がっていることも明らかになった。学校としての探究学習がいつスタートしたか等によって、ネットワークの広がり・厚みは異なるが、エコシステムの土台になるようなネットワーク、コンソーシアムに発展していく可能性があると考えられる。

一方で、ビジョンを実際に実現していく上では、学校に関わる時間量や学校側の協力体制、そしてCN自身持続可能なキャリアにできるか等が課題であると浮かび上がった。

一参考文献一

佐野淳也（2020）「小規模自治体における内発的地域イノベーション・エコシステム -創造的人口減少を可能にするまちづくり生態系-」同志社大学大学院総合政策科学研究科博士学位論文

村上竜雄（2024）「内発的発展論における「キー・パースン(key-person)」概念の再検討―地域づくり主体としての学びに着目した考察―」社会教育学研究、60(1), 41-52

総合探究を契機とした社会参画意識の形成 —プロジェクト学習における地域社会との接続に着目して—

小見まいこ（筑波大学大学院）

1. 研究の目的

近年、子ども・若者が地域や社会の形成に主体的に関わる力を育むことが重要な教育課題となっている。高等学校における「総合的な探究の時間」（以下、総合探究）では、実社会や地域と関わりながら探究することを通して、社会に主体的に関わる態度の育成が求められている。

先行研究では、地域活動等の社会的活動が若者の市民性や社会参画意識の形成に寄与すること、またプロジェクト学習や地域の大人との協働が社会参画意識や学習意欲に影響することが示されてきた（Youniss & Yates, 1997；倉岡, 2020；Owen, 2024）。しかし、社会的活動への参加が、どのような経験や意味づけを通して社会参画意識の形成へと結びつくのかについては、なお検討の余地がある。特に、プロジェクト学習において、学校外の人との関わりや実践が、社会参画意識にどのように作用するのかは十分に明らかにされていない。そこで本研究は、総合探究を契機としたプロジェクト学習において、社会参画意識がどのような経験を通して形成されるのかを明らかにすることを目的とする。

2. 研究方法

中山間地域に位置する A 中等教育学校の 5 年生を対象とし、プロジェクト学習を通して社会参画意識の高まりを自認し、学校外の人や場と関わり、実践を経験した生徒 3 名に半構造化インタビューを行った。分析は質的記述的研究の立場から行い、社会参画意識の変化に関わる語りを抽出し、意味内容ごとにコード化し、カテゴリーを生成した。

3. 結果

分析の結果、社会参画意識の形成に関わる経験と意味づけとして、①身近な関心や違和感の社会

的意味づけ、②学校外の人・場・実践との接続、③実践上の葛藤と活動の再構成、④承認・成果実感による役割意識の形成、⑤社会との関係を含む将来展望への接続、の 5 カテゴリーが見出された。

生徒たちは、地域の食、子どもの居場所、自己表現など生活経験に根ざした関心を出発点としていた。これらの関心は、地域の大人、農家、社会福祉協議会、大学生メンター等との出会いや対話を通して社会的文脈へ接続され、実践上の葛藤や他者からの承認を経て、「自分にも地域や社会に関与できる」という役割意識へと結びついていた。

4. 考察

本研究の結果から、社会参画意識は、社会的活動への参加そのものによって直線的に形成されるのではなく、生徒が身近な関心や違和感を、学校外の人・場・実践との接続を通して社会的に意味づけ直す過程において形成されることが示された。特に、地域の大人や実践者との対話、実践の場、失敗や葛藤を受け止める関係性、他者からの承認は、生徒が自らを地域や社会に関与しうる主体として捉え直すうえで重要であった。

5. 参考文献

- ・Owen, D. (2024) Fostering civic engagement through project-based learning. Paper prepared for presentation at the Workshop on Empirical Studies of Civic Engagement and Civic Education, American Political Science Association, February 8–9, 2024.
- ・倉岡正高 (2020) 「中高生と地域の大人による課外活動が社会参画意識と学習意欲にもたらす効果-地域との協働を基盤にした総合的な探究の時間の取り組みに向けた可能性-」 神奈川大学心理・教育研究論集 47号 pp.41-54.
- ・Youniss, J., & Yates, M. (1997) Community Service and Social Responsibility in Youth. Chicago: University of Chicago Press.

社会教育研究における地域づくりの担い手論の再考

東北大学大学院 井上広夢

1. はじめに

地域づくりの担い手は、人口減少や産業構造の変化など、容易には解決できない課題に向き合う、又は社会変動の中で課題自体が転換するなかで、実践の方向性や目的、さらには実践自体の妥当性を問い直さざるを得ない。そのような迷いや葛藤のなかで、担い手は「まごつく」（渡邊、2023）。そして、「自分は何をしようとしているのか」という目的そのものが宙づりになる。

しかし、まごつく中においても、多くの担い手は自身の活動を継続させ、地域に向き合い続ける。では、目的や実践の正しさを確定できないなかで、担い手がいかに実践を引き受け直し、地域への関与を持続させるのか。本研究の問いはここにある。

2. 先行研究の整理

地域づくりに関わる社会教育研究の多くは、優れた実践を取り上げ、そこでの実践の内実を捉えることに焦点を当ててきた（高橋、2019）。担い手形成に関わる研究においても、その多くは担い手に至るまでの範囲に焦点を当てる（若原、2007；村上、2024）。これらの研究は、個人がいかに地域づくりの担い手になるのかを明らかにしてきた一方で、担い手である個人が、その後もどのように担い手であり続けるのかについては、十分に論じてこなかった。

また、個人に焦点を当てたもので言えば、困難や葛藤を抱える個人の生における学びや、課題や職務に向き合う過程での力量形成が主眼となっていた（松本、2016；

2019）。そこでの困難や葛藤は、主として回顧を通じて、変容やアイデンティティ形成をもたらした契機として扱われている。しかし、本研究が着目する、困難や葛藤が解消されないままに続けられる実践には、十分な焦点が当てられてこなかった。

3. 本研究の事例

社会課題が複雑化し、その解決が容易ではないことが前提とされる今日、そうしたまごつきに向き合い続けること自体が一つの重要な価値であると思われる。社会教育学が問わざるを得ないのは、その中でいかにその地域に向き合いつづけるのかという主体性の意味である。

そこで、本研究は、宮城県気仙沼市で15年以上にわたり地域に携わる NPO の代表理事 A 氏を取り上げる。A 氏は、震災以降気仙沼市において復興支援、まちづくり事業、探究学習支援事業など事業内容やそのミッションを組み替え、そこでまごつきながらも今日まで来た。しかし、地域に携わり続けるということ自体は手放さなかった。

本研究は、そうした地域に向き合い続ける担い手の姿を A 氏自身のライフストーリーと当 NPO への 2026 年 5 月から現在に至るまでの参与観察を用いて描写する。

そして、まごつきに直面する担い手がいかに実践を引き受け直し、地域への関与を持続させるのかを明らかにする。これにより本研究は、社会教育学における担い手像の拡張に寄与することを目指す。

「社会人の学び直し」を社会教育としてどのように捉えるか

村尾政樹（小樽商科大学）

1. はじめに

本報告では、高等教育機関で推進される「社会人の学び直し（リカレント教育）」について、社会教育の視点から検討することを目的とする。具体的には、大学が提供する専門知と、地域社会における生活知・住民学習がどのように接続しうるのか、両者を往還する新たな学習モデルとして「地域リカレント教育」という概念枠組みを試論的に提示する。

2. 背景・問題意識

本報告の中心的な問いは、政策的に推進されるリカレント教育を、地域に根ざした社会教育の営みとしてどのように再定義できるのか、また大学と地域社会の協働を通じてどのような学習循環を構想できるのかにある。

近年、社会人の学び直しは出相（2023）らが指摘するように政策的に強く推進されている。しかし、その政策的意味合いの多くは経済政策や人材育成の枠組みに位置づけられ、社会教育・生涯学習の観点からの検討は実践現場で十分になされていない。

一方、リカレント教育に関する事業企画やプログラム設計の際に参照される地域実践の中には住民主体の学習も取り上げられ、今後リカレント教育と社会教育的な営みが交差する可能性も秘められている。特に、北海道は広域分散型の地域構造と人口減少という課題を抱えており、地域資源に限られる中で多様な地域課題に直面している。また、第一次産業を中心とする地域では、労働と生活の結び付きが比較的強くあり、こうした状況は、リカレント教育を社会教育の視点から再定義する必要性を示しているとも言える。

3. 事例の概要

小樽商科大学リカレント教育推進室は、社会変化への対応に必要なスキルの獲得や社会人の

多様な学習ニーズに応えるため、学内に分散しているリカレント教育事業を一元的に企画・実施する体制の構築を目的として2025年3月に設置された。推進室は全学的教育研究支援組織であるグローバル戦略推進センター内に設置されており、リカレント教育の推進を通じて大学の知を地域社会へ還元するとともに、地域や企業との連携を促進する中核的組織として位置づけられている。

これまでの取り組みは、主として①学内連携、②企画運営、③伴走支援、④調査研究等の4つに分類できる。推進室の取り組みを事例として取り上げ、大学におけるリカレント教育が地域社会の中で、どのような社会教育的機能を果たせるのか検討する。

4. 考察

「リカレント教育」という言葉からは個人のキャリア形成やスキルアップを中心とした教育を想起されることが多く、周囲から企業ニーズのみの対応や大学経営上の戦略として理解される傾向もみられる。

一方、小樽商科大学リカレント教育推進室の実践では、地域課題や社会的ニーズに対応する形で多様なリカレント教育プログラムが展開されている。各実践は、自治体、企業、NPO、地域住民など多様な主体との連携・協働を通じて学習機会を形成する特徴を有している。

そこで、このような学習実践を「地域リカレント教育」として試論的に位置づけたい。地域リカレント教育とは、地域課題を起点として、大学が有する専門知と地域住民の生活知・実践知を接続しながら、多様な主体が協働して学びと実践を循環させる教育のあり方である。

以上のように、本報告では、社会人の学び直しを個人の職業能力に限定せず、地域課題の共有と大学との協働を含む社会教育的実践として捉え直す視座を提示する。

からだ・性についての学びの場の構築

ー他者との学びに着目してー

川上優貴（東洋大学大学院）

1. 問題意識

からだ・性をめぐる課題は、人権や社会的公正に関わる重要な課題である。これに対し、包括的性教育をはじめとする性教育実践・研究は、からだ・性をめぐる教育実践・研究を蓄積してきたが、その多くは主として子ども・若者を対象としてきた。一方、性教育とは直接に関わりのないおとなが、からだ・性の課題にどのように向き合い、学んでいるのかについては十分に検討されてきていない。からだ・性に関わる課題は、多様な人生経験や人間関係、社会制度、規範のなかで生起し、あらかじめ望ましい答えが与えられているものではない。そのため、おとなのからだ・性の学びを考えるうえでは、人々が経験を持ち寄り、他者と共に学ぶことを通して、その背景にある社会構造や制度をも問い直す学びのあり方を捉える必要がある。こうした学びを考えるうえで、社会教育研究は、学習者自身の経験に根ざし、他者とともに学ぶことの重要性を指摘してきた。しかし、からだ・性のように「私的」で語られにくい経験をいかに共有し、他者との学びへとつないでいくことが可能となるのかについては、必ずしも焦点化されてこなかった。

そこで本発表では、からだ・性に関する活動を行ってきた実践者である宇野澄江の活動に着目し、からだ・性に関する他者との学びの場がいかに構築・運営されていたのかを検討する。

2. 研究方法と概要

本発表では、宇野澄江への半構造化インタビューおよび関連資料を分析対象とする。宇野は、大阪に「女のクリニック」を設立することを目指して1984年に発足した「女のクリニック準備会」のメンバーの一人である。大学時代に関わった医療被害者運動や、アメリカの女の健

康運動に関する資料との出会い、アメリカの「女のクリニック」への訪問などを経験し、その後も大阪を拠点として相談活動や学習会、出版活動などを展開してきた。当初、宇野は「女のクリニック」の設立を目指していたが、女の健康運動や日本での相談活動を通して、その構想は医療機関の設立にとどまらず、女性が自らの「からだ」を知り、自立していくことを支える場へと展開していった。また、相談活動においては、医療情報の提供だけでなく、個々の身体の悩みの背後には女性を取り巻く社会構造があることを認識し、女性のからだ・性を取り巻く社会のあり方を問い直す視点を重視していた。本発表では、こうした宇野の相談活動、学習会、出版活動に着目し、からだ・性に関する学びの場がいかに構築・運営されていたのかを中心に報告する。

分析では、相談活動を契機として個々人の困難がいかに学習課題として位置づけられていったのか、それをもとに学習会がいかに組織されていたのかに着目する。さらに、学習会において参加者の経験を通して専門知がどのように問い返され、さらに調査・出版活動において、専門知と参加者の経験がどのような関係のもとで再構成されていったのかを検討する。あわせて、こうした一連の実践を組織し、個人の経験を他者との学びへとつないでいった宇野の役割について考察する。以上の分析を通して、からだ・性に関する他者との学びの場がいかに構築・展開されていたのかを明らかにする。

3. 参考文献

宇野澄江（1992）『『女のクリニック』をめざしてーウィメンズセンター大阪の活動ー』『女性学年報』13, pp.156-161

第6室

午前〈学習方法・学習主体〉

午後〈若者と市民性（学習主体）〉

学習内容編成における住民参加と生涯学習政策

東北大学大学院 牛来 学

1. 研究発表の概要

1980年代半ば以降、国は「社会教育」から「生涯学習」への政策転換を進め、生涯学習を教育政策の中心理念として位置づけた。この政策転換を受け、生涯学習を総合行政の柱として位置づけ、「生涯学習によるまちづくり」を推進する自治体も多く見受けられた。しかし、平成の大合併による自治体の広域化や文部科学省の組織再編などを背景に、生涯学習政策は全国的に次第に停滞していった。

本来、生涯学習は個人の教養や余暇活動に留まるものではなく、地域課題を共有し、市民が主体的に地域づくりへ参加するための基盤として位置づけられるべきものである。少子高齢化や人口減少、地域社会の希薄化が進む今日では、行政主導のみでは地域運営に限界があり、市民の「自治的・主体的力量形成」が更に重要となっている。しかし、生涯学習まちづくりの実践では学習機会の提供そのものが目的化し、「何を学ぶのか」「どのように学習内容を編成するのか」という視点が十分に検討されてこなかった。その結果、社会教育が本来めざしてきた「ひとづくり・つながりづくり・地域づくり」との結びつきが弱まるという課題も生じている。

本研究では、1987年に生涯学習モデル市町村の指定を受け、1993年に「生涯学習都市宣言」を行った福島県南相馬市（旧原町市）を事例として取り上げる。同市は、生涯学習をまちづくりの理念として総合行政に位置づけ、市民参加・協働を重視した施策を展開してきた自治体である。本研究では、とりわけ住民参加による学習内容編成に着目し、生涯学習政策の展開を通して、市民の自治的・主体的力量形成がどのように実践されてきたのかを明らかにする。

分析に当たっては、行政資料や関係者への聞き取りなどをもとに、生涯学習政策の形成過程とその実践を検証する。また、旧来の社会教育が担っていた住民主体の学習活動が、生涯学習政策へどのように継承・変容したのかを考察する。

さらに、南相馬市が平成の市町村合併を経て、東日本大震災・原子力災害後の復興過程において展開された「新しいコミュニティ政策」がいかなる質のもので、それと生涯学習政策・社会教育行政との関係性を検証し、地域自治を支える社会教育行政の役割を明示するとともに、今後の課題や動向を概観する。

2. 発表内容

- (1) 研究の背景と目的
- (2) 生涯学習政策と社会教育
- (3) 学習内容編成における住民参加と市民の「自治的・主体的力量形成」
- (4) 南相馬市の生涯学習政策と地域自治を支える社会教育行政の役割

南相馬市の生涯学習政策の展開における主要なトピックを示しながら、本発表において中心的に論じる。

- (5) まとめと考察

○金亨善（中央大学）

○宝金実央（高知大学）

背景・研究目的

現代日本では、社会構造の転換や都市化の進行に伴い、地域社会を支えてきた共同体的なつながりが弱まり、家庭や地域が担ってきた教育的役割を学校や行政に依存する傾向が強まっている。こうした状況は「地域の教育力」の低下として指摘されてきた。これに対し文部科学省は、学校、家庭、行政、社会教育施設、NPO、地域団体など多様な主体の連携を通じて学習活動を活性化し、地域課題の解決につなげることを提言している。ここでいう「地域の教育力」の向上とは、住民が学校教育を補助することにとどまらず、自発的・主体的に学習活動に関わり、その成果を地域づくりに生かす仕組みを形成することである。

しかし、行政が学習機会を提供し、住民が受講者となる従来型の生涯学習事業では、住民が企画や運営を自らの課題として引き受ける機会は十分ではなかった。したがって、地域の教育力を高めるためには、学習機会の拡充だけでなく、住民が学習活動を「自分たちの活動」と捉え、その形成と運営に関与する当事者性が、どのように生まれるのかを明らかにする必要がある。

そこで本研究では、高知県室戸市で展開されている地域ベースの生涯学習活動「サマーセミナー」を事例として取り上げ、地域住民が「サマーセミナー」への参加を通して、学習活動の企画・運営に対する当事者性をどのように形成していくのかを、「実行委員会への関わり方の変容」という観点から明らかにすることを目的とする。同活動は、大学関係者、市役所職員、市民、高校生などが実行委員会を構成し、「誰もがセンセイ、誰もがサイト」を理念として協働で企画・運営するものである。市民は、自らの興味や趣味、生活経験、仕事、地域活動などをテーマに「センセイ」として語り、参加者は「サイト」として話を聞くだけでなく、自らの経験や考えを持ち寄って対話する。そこには、一方向的な知識伝達ではなく、互いの経験を認め合いながら学ぶ相互的な学習環境が形成されている。

活動当初は大学関係者や市役所職員が運営を主導していたが、継続する中で、市民も授業企画、センセイへの働きかけ、広報、会場準備、当日運営などを担うようになった。すなわち、市民が提供された学習活動への参加者から、地域に必要な学習の場を自らつくり支える主体へと変化する過程がみられる。本研究は、この実践における実行委員会への関わり方の変容に着目し、地域住民の学習活動や地域づくりに対する当事者性の形成過程を明らかにする。さらに、実行委員や参加者との関わりを通じて、住民間の人的つながりがどのように形成・変容したのかを検討する。

研究方法

本研究では、報告者らが「サマーセミナー」実行委員会の運営過程に参加し、学習活動づくりに関わってきた。その過程で、各メンバーの参加の様子を参与観察した。さらに、「サマーセミナー」の終了後、実行委員会メンバーを対象として、インタビューを実施した。インタビューでは、「サマーセミナー」への参加を通し

て、学習活動に対する意識はどのように変わったのか」という問いを中心とする半構造化面接を行った。

具体的には、①活動に参加した契機と当初の認識、②実行委員会において担った役割とその変化、③学習活動を企画・運営することに対する意識、④室戸市の地域づくりに対する認識、⑤参加者や実行委員との人的つながりの変化、⑥今後の活動への関与意向、という観点から語りを収集する。インタビューで得られたデータについては、住民の関わり方が「参加者」「協力者」「企画・運営者」へと変化する過程に着目して質的に分析する。また、既存の人間関係の強化に加え、世代、職業、所属を越えた新たなつながりが形成され、それが継続的な相談や協働の関係へと発展しているかについても検討する。

考察と研究の意義

これまでの実践過程からは、実行委員会への継続的な参加と役割の経験を通して、市民の間に、学習活動を行政や大学から提供されるものとして受動的に捉えるのではなく、自ら企画し、運営し、地域の中で継続させる活動として引き受ける意識が生まれつつあることが示唆される。すなわち、「サマーセミナー」は、市民が学習の受け手から、地域における学習環境の形成者へと移行する契機になっていると考えられる。

本研究では、この変化を、生涯学習活動の運営に対する地域住民の「当事者性」の形成として捉える。本研究でいう当事者性とは、特定の課題について単に意見を持つことなく、地域の学習活動を自らに関わる課題として認識し、他者との対話や役割分担を通して、その企画・運営に継続的に関与しようとする意識と行為を意味する。

少子高齢化や人口減少が進む地域においては、行政だけが地域課題への対応を担い続けることには限界がある。「サマーセミナー」における市民、行政、大学、高校生等の協働は、地域住民がそれぞれの経験や関心を生かしながら、地域に必要な学習機会と人々のつながりを自ら形成する可能性を示している。本研究の意義は、地域づくりの基盤を制度や組織の整備だけに求めるのではなく、地域住民が教育・学習活動に対する当事者性を獲得していく具体的な過程に求め、その変容を実践的に明らかにする点にある。こうした検討は、学校や行政への一元的な依存関係が住民の当事者性の涵養によって変化し得る可能性を示すとともに、少子高齢化に起因する共通の地域課題に対応するための「地域の教育力」の向上に関する議論にも寄与するものである。

学習支援者の力量形成におけるフレーム・リフレクション

—多文化共生とジェンダーの視点から—

杉山晋平（明治大学）、何 家其（明治大学大学院）、楊 迪（明治大学大学院）、平川景子（明治大学）

学習支援者の力量形成と省察をめぐる問い 杉山 晋平

近年の社会教育政策では、社会教育人材の養成と活躍促進が重要な検討課題として位置づけられ、実習・実践経験を重視した養成課程・講習等にとどまらず、現職研修や実践者同士のネットワーク構築など、学習支援者の長期的・継続的な力量形成を支える仕組みが検討されてきた。さらに直近では、学習支援者の力量形成を支える「省察」の重要性も示され始めている（中教審生涯学習分科会「地域コミュニティの基盤を支える今後の社会教育の在り方について 審議経過報告案」）。しかし、その議論の中心は制度設計に置かれており、学習支援者が自らの実践を問い直し、意味づけ、その新たな展開を創出していく省察的学習の実際、特に学習支援者の長期的な力量形成を支える省察とはいかなる内容と展開過程をもち、それがどのように専門性の形成へと結びついていくのかを検討する必要がある。本報告では、多文化共生とジェンダーにかかわる学習支援者の事例を手がかりに、これらの問いについて検討する。

外国にルーツをもつ子どもたちへの学習支援の実践 楊 迪

本報告では、外国にルーツを持つ子どもへの学習支援に携わる支援者の力量形成をあとづけることを目的とする。近年、日本では外国にルーツを持つ子どもの増加に伴い、日本語学習支援や教科学習支援、居場所づくりなど、多様な学習支援が展開されている。一方で、外国にルーツを持つ子どもへの学習支援では、支援者はそれぞれの経験や価値観をもちながら実践にあたっている。そして、実践を通して自らの認識を問い直し、支援のあり方を見直していく営みが、日常的に行われている。子どもたちは、使用言語、来日時期、家庭環境、在留状況、学校経験、学習歴、将来の進路など、それぞれ異なる背景を有している。また、表面的には日本語能力や学力の問題として現れている困難の背後に、学校での孤立、文化的な葛藤、家族との関係、経済的問題、進路に関する情報不足など、複数の課題が存在している場合もある。そのため、支援者は、複雑に絡み合った問題を読み解き、子どもの生活背景を理解し、子どもや保護者との関係を形成しながら、自らの支援のあり方を継続的に問い直していくことが求められる。

そのような学習支援を可能にするために、支援者が子どもや保護者、地域社会とどのような関係をつくり、教育観や学習観を変容させていくのかをあとづける。とくに、支援現場では言語や文化の違いだけでなく、支援者が子どもや保護者との関係をどのように変化させているかに注目する。

本報告は、子ども、保護者、他の支援者、学校、地域との関係のなかで、自らも学び、変容していく実践者として位置づけ直すものである。

張桂梅のライフ・ヒストリーにみる教育実践者のフレーム・リフレクション 何 家其

本報告では、中国農村部において実践者・張桂梅を対象とし、その教育実践者としての形成過程についてライフ・ヒストリーの視点から考察する。ライフ・ヒストリーとは、個人の人生経験を時間的な流れの中で捉え、その経験と社会的背景との相互作用を通して、価値観や実践がどのように形成・変容してきたのかを明らかにする研究方法である。主人公の歩みを人生全体の文脈の中で総合的に理解することができることから、本研究では、張桂梅の教育実践の展開をあとづけ、ライフ・ヒストリーの全体像を明らかにしたい。

張桂梅は1957年に中国黒竜江省牡丹江市で生まれ、幼少期に母親が亡くなった。その後、1974年に姉とともに雲南省へ移住し、林業局（地方政府の林業行政機関）での勤務を経て教員となった。結婚後には夫との死別という大きな人生の転機を経験し、その後、雲南省華坪県民族中学校へ赴任した。華坪県では、貧困やジェンダー格差によって多くの女子生徒が進学を断念する現実と直面するとともに、華坪県児童福利院（日本の児童養護施設に相当）の院長として、孤児や生活困難を抱える子どもたちへの支援にも携わった。また、長年にわたり少数民族地域で教育活動を行う中で、多民族地域特有の教育課題や教育機会の不平等を目の当たりにし、女子への教育の重要性を強く認識するようになった。こうした人生経験を積み重ねた結果、2008年には中国初の公立無料女子高等学校である華坪女子高等学校を設立し、現在まで女子をめぐる教育の実践を続けている。

本研究では、張桂梅の自伝、インタビュー、新聞・雑誌記事などを主な資料として、幼少期から現在までのライフ・ヒストリーを時系列に整理する。その上で、家庭環境や人生の転機、教員としての経験、児童福祉院での活動、女子高等学校設立までの過程など、人生全体を相互に関連づけながら分析を行う。本研究を通して、張桂梅が人生経験や地域社会との関わりの中で教育実践をどのように形成・発展させてきたのかを明らかにするとともに、教育実践者の形成過程を理解するための一つの事例として位置づける。また、その分析を通して、学習支援者研究および教育実践者の力量形成に関する研究に新たな示唆を得ることを目的とする。

学習支援者の力量形成—成人学習論における省察と実践の視点から— 平川景子

こんにちは「社会教育人材」が求められているが、それは「学習支援者」と同じ意味だろうか。具体的にどのような役割や問題意識が学習を支える力になるのか。「コーディネート能力」「プレゼンテーション能力」「ファシリテーター能力」といわれる「能力」は、具体的な実践の動態や人間関係を離れて、抽象化しうるのだろうか。

本共同研究で、外国にルーツを持つ子どもたちを支援する人たちの活動範囲は、生活そのものというべき広がり意識して行われている。また、中国における女子児童の就学の困難を変革しようとした張桂梅のあゆみは、彼女の人生そのものに匹敵する長い時間軸を持っている。すなわち学びを支援する力とは、長い時間をかけてコミュニティにおける人間関係を紡いでいくこと、文化・言語・ジェンダーの無理解や対立を変革する意思を持ち続け行動することに向かう力ではないだろうか。本報告では、「学習支援者の力量形成」を理解するために成人学習論の議論を中心に考察したい。

大学生の流入による社会教育実践家の学びの再編

廣川祐司(北九州市立大学)

1. 研究の背景

1980年代以降、大学は「社会に開かれた高等教育機関」という方針が提起され、リカレント型の大学開放が模索されるようになってきた。「学校化された学び」の特徴は、「学びを組織する時間の直線的な一方向性と均質性」にあり、「大量の知識や技能を効率的に伝達する教科単位のカリキュラムと一斉授業に具体化され、一元的な評価による学力競争を実現している」とされている¹。しかし、成人教育における学習者にとって大学の公開講座等は、日常生活における肉薄する社会教育実践の切実さに比べて、授業が量的、質的に「学習」とよびうる内実を形成しえていないとの指摘もある²。

したがって、本研究においては、これまでの大学公開講座のような「大学に来て、大学の授業を受ける」という「地域社会への開き方」ではなく、大学が地域に出て「知のアウトリーチ」を構築することで、「社会に開かれた高等教育機関」としての目指すべき方向性を模索する必要もあるだろう。また学び方も、単なる「学校化された学び」の提供を大人たちへ開放するという形ではなく、大学の有する知を活用し、学校外の地縁的共同体の中での実践的に文化や知識・技術の習得を提唱するレイブらの「正統的周辺参加」の理論による「学び方」を採用した。

2. 具体的取り組み

本取り組みにおいては、「多様な他者との集団的な学び合い」によって生じる、学習者の内発的動機付けの高まりと、共に学び合うことによる仲間意識や連帯感などの人格的結びつきが生じるように設計している。具体的には、本学の地域創生学群の初年次教育として、正課の必修授業で、北九州市内 16 館の市民センター(各小学校区に設置されているコミュニティセンター・所管:北九州市生涯学習課)に 1 回 3 時間以上、週 2 回出向き、地域の方々と共に地域の日常の中で学び、地域課題の解決を目指すというものである。全 122 名の大学生が、1 チーム 8 人ずつに分かれて、各自割り振られた市民センターで年間を通じて活動する。4 月に入学してすぐにチームを決め、地域で学ばせて頂くマインドセットの形成や基礎情報をレクチャーする。5 月～9 月はチームとして毎週 2 回、市民センターの活動に参加し、市民センター館長や自治会の方々と共に活動させて頂く。まさに地縁的共同体で行われる正統的周辺参加を大学で授業化したものであるといえる。10 月～1 月末までは、市民センターでの継続的な活動は続けつつ、地域から得た学びや地域情報を、地元の FM ラジオ局で市民に向けて広く発信する。本発表の主旨は、この取り組みによる大学生の成長ではなく、その大学生を受け入れて頂いている地域側の大人たちの「学び」についてである。

3. 受入れ地域側の「学び」や変化

16 館の受入市民センターでの活動内容は、各館の地域性や特性によって異なる。しかし、大学生の受入れによる地域の大人に生じた「変化」について、共通点があった。共通して生じた変化は、「教える立場になることによる活動の経緯や目的意識の明確化」「外部者対応への慣れ(否定感の緩和)」「大学生が緩衝材になることによって生じた新たな学びのコミュニティの創造」それに「学ぶ意欲の向上」などが挙げられる。また、「市民センターの館長」の中には、社会教育士の有資格者も多く、地域での学びに不慣れな外部の大学生と地域住民との間に立ち、苦慮しながら新たな学びの場を創造している。

¹ 堀尾輝久・須藤敏亜昭他(1996)『学校の学び・人間の学び』柏書房,p.176

² 同上,p203

民主主義の危機と若者の政治参加 —ヨーロッパのシティズンシップ教育と社会運動に着目して—

秦 範子（都留文科大学・非常勤）

ランシエール（2008）は、「民主主義を代表制による統治形態と同一視して当然だとみなす発想は、選挙制度に由来するものであるが、歴史的にはごく最近のものである」（p.74）と述べている。グレーバー（2020）は、代表制は「民主主義の本質ではない」（p.10）と断言し、「開かれた、そして相対的に平等な公共的議論のプロセスを通して自分たちの課題に対処するコミュニティのやり方が民主主義」（p.12）だと主張する。

こうした見方は、デューイの教育思想とも重なる。デューイは、議会政治に関する問題や、投票、選挙制度、多数決といった問題についてはほとんど触れておらず、コモン、コミュニティ、コミュニケーションにおいて、相互に異なる人びとや集団が、より多くの、より多様な関心を分かちあい、経験を共有することで、他者とともに生きる民主的な社会を形成することを追求している（上野 2022, p.100-101）。

民主主義を公共的議論への参加や共同生活のあり方として捉えるならば、政治参加の意味はより広がる。教育現場や地域社会における公共的議論の中で若者が主体的に関わる経験もまた政治参加として位置づけることができる。

本研究の目的は、教育現場や地域社会における若者の政治参加のあり方を通して、民主主義の再構築の可能性を検討することである。

1. 民主主義とシティズンシップ教育

学校の役割が「シティズンシップの形成」にあるとデューイが考えていたのに対し、ビースタ（2014）は、英国にみられるようにナショナル・カリキュラムに取り入れたシティズンシップ教育には批判的である。ビースタは、英国をはじめ西側諸国が新自由主義政策へと転換を進めた1980年代以降、シティズンシップ教育が戦後の包摂的なシティズンシップの構想から離れ

て個人主義的なアプローチを採用する方向へと移行したと指摘する。そして、学校と社会全般における若者の日常生活から生起する状況的学習を出発点とするシティズンシップ教育のアプローチを支持する議論を展開する。

デューイやビースタによれば、民主主義は単なる政治の一形態ではなく、人々が相互に経験を共有しながら共同生活を形成する過程そのものである。したがって、民主主義の実践は日常生活のさまざまな場面において展開される。この観点に立てば、若者の政治参加もまた学校や地域社会における経験の中で形成される。特に、シティズンシップ教育は民主主義を学ぶ場として重要な役割を担う。しかし、シティズンシップ教育を教科として制度化するだけでは十分ではなく、若者が日常生活の中で公共的議論に参加する機会を確保することが重要となる。

2. 生活形式の民主主義と公共的議論

本報告で取り上げるヨーロッパのシティズンシップ教育と社会運動の事例は、若者の政治参加が日常生活の公共性の中で形成されることを示している。デンマークのフォルケホイスコーレの共同生活における対話やミニパリズムを推し進めたスペイン・バルセロナの社会運動は、若者が公共的議論に参加する場を提供している。

若者の政治参加を投票行動に限定すると、政治参加の実態を十分に捉えることはできない。むしろ、教育現場や地域社会における公共的議論への参加を含めて考える必要がある。民主主義は生活形式として実践されるものであり、その中で若者の主体性が育まれる。それゆえ、日本においても公共的議論の場を拡充する必要がある。シティズンシップ教育と社会的実践を結びつけることで、若者が民主主義を生活の中で経験する機会を創出することが求められる。

ACEsのある若者の Agency 回復に寄与するユースワークの実践的方策に関する スコーピングレビュー

長岡 若葉（大阪公立大学大学院）

1. 問題の所在と研究目的

小児期逆境体験（Adverse Childhood Experiences：以下 ACE）とは、児童虐待や家族の機能不全等の小児期における逆境的な出来事の総称であり、心身に長期的な悪影響を及ぼすことが知られる¹⁾。その不利軽減には、社会構造の変容が不可欠である一方、個人の Agency が構造的要因から独立して有益な資源となる可能性も指摘されている²⁾。しかし、これまで ACE 研究において ACE と Agency の直接的な関係性は十分に検討されてこなかった。他方、ユースワーク（以下、YW）は若者の Agency を育む³⁾とされるためには ACE 経験者の不利軽減に寄与しうるが、両分野を接続した研究は見当たらない。

よって、本研究では ACE 研究と YW 研究における Agency 概念の特徴と相違点を整理し、両分野を接続する視点を提示することを目的とした。

2. 研究方法

本研究では、ACE 分野と YW 分野における Agency の研究動向を比較するためスコーピングレビューを行った。データベースは Scopus、EBSCOhost、PubMed、ERIC を用い、ACE 分野では ACE と Agency、YW 分野では YW、児童虐待、Agency に関するキーワードを検索した。なお、YW 分野において ACE を直接的に扱った文献は抽出されなかったため、ACE に含まれる経験をした若者を抽出するために児童虐待に関する用語を使用した。2026 年 1 月 14 日時点で、ACE 分野 563 編、YW 分野 32 編が抽出され、用語の用法、調査対象者の属性、研究方法等に基づくスクリーニングを経て、最終的に ACE 分野 5 編、YW 分野 5 編を分析対象とした。除外要因としては Agency を機関、薬剤等として扱う用法違いが目立ち（ACE 分野 158 編、YW 分野 65 編）、ACE 分野では標題・抄録内で Agency の記載のない文献も 361 編あった。

なお、本研究は公表済みの学術論文のみを対象としており、個人情報等は使用していない。

3. 結果と考察

（1）ACE 等の経験が Agency にもたらす影響
ACE 分野では、Agency の低下との関連が 4 編で示され 1 編では高低双方との関連が指摘された。一方で、YW 分野では、ACE に類似する経験が Agency の低下と関連することは前提として扱われ、これを実証的に示した文献はなかった。YW の介入はすべての文献で Agency の高さに関連していたが、うち 3 編では Agency の操作的定義が明示されておらず、その判断基準は不明瞭であった。

（2）Agency の捉えられ方

両分野で扱われる Agency の性質には差があり、ACE 分野では主として個人の心理的資源として捉えてきたのに対し、YW 分野では社会との関係性の中で形成・発揮されるものとして捉えていた。ただし、後者は社会から若者への一方的影響に偏り、構造的制約下での Agency の発揮や双方向性への言及は限定的であった。

今後は、Agency を主観・客観および周囲の影響も含め評価するなど、この概念的差異を架橋することが、ACE 経験のある若者への YW 実践を理論化する上で重要な課題である。

【参考文献】

- 1) Felitti, V. J., Anda, R. F., Nordenberg, D., et.al. (1998). Relationship of childhood abuse and household dysfunction to many of the leading causes of death in adults: The Adverse Childhood Experiences (ACE) Study. *American Journal of Preventive Medicine*, 14(4), 245–258.
- 2) 石田浩・石田賢示（2024）『格差社会のセカンドチャンスを探して—東大社研パネル調査にみる人生挽回の可能性—』勁草書房。
- 3) Research Centre for Children and Families, Faculty of Arts and Social Sciences. (2022). *Evidence review: Youth work – agency and empowerment*. Full Report: NSW Government.

【謝辞】

本研究は、JST 次世代研究者挑戦的研究プログラム JPMJSP2139 の支援を受けたものである。

青年期の移行における婚姻規範をめぐる葛藤と認識の変化 ——都市に移住した若年女性を対象とする調査に向けて——

劉柳（北海道大学大学院）

近年、結婚の時期やあり方は多様化しているが、「いずれは結婚すべきである」「一定の年齢までに結婚すべきである」という婚姻規範は、家族や周囲のまなざしなどを通じて、依然として女性の生活経験の中に現れている。「結婚適齢期」とされる年代の女性にとって、結婚は自らの生き方を考えるうえで避けて通れない問題ともなっている。

報告者は修士論文（劉，2022）で、農村出身の若年女性労働者がこのような婚姻規範に直面する際、抵抗・交渉・受容を絡み合わせながら自らの生き方を模索していることを明らかにしたが、それがどのような生活経験を通じて形成されるのか、その過程で何を学んでいるのかという問いは残された。

そこで、本発表では、こうした残された課題を踏まえ、「大人への移行」に関する研究と社会教育学における女性の学習研究を手がかりに、青年期の移行過程で生じる婚姻規範との葛藤と認識の変化を捉えるための分析視点を提示する。

まず、婚姻規範をめぐる葛藤が生じる社会的文脈を、成人期移行の変容から捉える。成人期移行をめぐる研究では、就業、離家、結婚、出産などの移行が一定の順序に進む標準的な過程ではなくなり、その時期や経路が長期化・多様化・不確実化していることが指摘されてきた（乾，2010；Furlong&Cartmel，2009）。そのなかで、結婚は成人になるための必須の段階としての位置を弱めている。しかし、成人期移行の多様化は、婚姻規範の消失を意味しない。女性は依然として、結婚・出産・家族形成と結びつけて「一人前」であるかを評価されやすい（多賀，2005）。すなわち、結婚の選択可能性が広がる一方で、一定の年齢までの結婚を求める期待も残されており、その両者のずれが女性の葛藤を生み出していると考えられる。ただし、これらの研究は、移行経路の構造的変化を明らかにしてきた一方、女性が婚姻規範との葛藤をどのように経験し、それを通じて自らの状況に対する認識がどのように変化するかについては、十分に検討されてこなかった。

この点を考えるうえで、社会教育学における女性問題学習研究は重要な示唆を与える。女性問題学習研究では、家族からの結婚期待や「結婚適齢期」の圧力、妻・母役割への予期など、女性の生活設計に関わる問題が取り上げられてきた（虎谷・辻，1961；西村・酒井，1985）。しかし、性別役割分業が日常生活のなかで当然視されてきたため、生活上の悩みや矛盾は個人の問題として受け止められやすく、それを社会的背景との関係から捉え直すには意識的な学習が必要とされる（神田，1980）。こうした捉え直しは、例えば、農村女性が自己教育活動を通じて生活と労働上の問題に向き合い、自己認識を形成していく過程（千葉，1995）や、生活経験を記録し他者と読み合う実践を通じて、個人的な悩みを共同で考える問題へと捉え直していく過程（村田，2012）などとして示されてきた。これらの研究から、女性が生活上の悩みや矛盾の社会的背景を認識し、自らの生活や生き方を捉え直す過程を「学習」として捉える視点が得られる。本発表ではこの視点を踏まえ、女性が婚姻規範との葛藤をどのような問題として認識し、その認識をもとに自らの生活経験や将来の生き方をどのように捉え直していくのかを、広義の「学習」過程として位置づける。

ただし、先行研究が対象としてきた学習は、主に青年団や公民館活動、自己教育活動など、組織性と共同性をもつ場に支えられていた。こうした場を必ずしも前提にできない今日、女性が婚姻規範との葛藤をいかに問題として認識し、生活や将来を理解し直すのか、また、その過程がどのような経験や関係に支えられているのかを検討する必要がある。

本発表では、この二つの視点を関連づけ、婚姻規範をめぐる葛藤と認識の変化を捉えるための分析視点として提示する。

社会教育における若者の地域参画について

金子晴信（岡山大学大学院）

1. 研究の背景と課題

2000年代以降の日本における若者を対象とした社会教育の研究は、不登校やひきこもり、社会的孤立など、特定の生活課題や困難を抱える層への「支援」に関する議論が多くを占めてきた。しかし、社会教育における若者研究は、青年学級や青年団活動をはじめとする「若者集団の自主的な学習・活動を通じた個人の成長と地域形成」を巡る実践的研究の蓄積の上に成り立っている。困難層への支援の重要性を前提としつつも、特定の課題性に限定されない多様な若者全体を対象とし、彼らが地域社会の構成員として参画していくプロセスの解明や、そのための社会教育的アプローチを再構築することは、現代の社会教育学における課題であると考ええる。

2. 岡山市における実践の現状と分断構造

こうした課題に対し、岡山市では特定の支援対象に限らない若者の地域活動推進が顕著に見られる。岡山市教育委員会が策定した「岡山市立公民館基本方針」（2021年）では、「新たな公民館の役割」として「若者と地域をつなぐ」ことが明記された。現在、市内に存在する37公民館のうち24館において、中学生・高校生・大学生らを「地域の若者」と位置づけ、地域活動の担い手として育成・参画を促す事業が展開されている。

一方で、岡山市では学校と地域の連携・協働体制の構築も精力的に進められており、市内の全小中学校において学校運営協議会の設置率100%を達成している。さらに、各校区には地域学校協働本部が整備されつつあり、多様な地域学校協働活動が推進されている。

しかし、2026年に岡山市教育委員会が公表した「岡山市立公民館基本方針」の中間評価によると、公民館で実施されている若者の地域参画に関する事業と、各校区の地域学校協働活動が実質的に連携している事例はほとんど存在しないことが判明した。現場の実態として、公民館における若者の地域参画に関する事業の多くは、公民館が主催の「単独主催事業」にとどまっており、地域住民や学校、地域学校協働本部との日常的な連携や協働構造が構築できていないという課題が浮き彫りとなっている。

3. 本研究の目的と仮説・展望

そこで本研究では、岡山市内における実践事例の分析および他自治体における先駆的な連携事例との比較考察を通じ、若者の地域参画に関する事業と地域学校協働活動との「連携」を阻む構造的要因を明らかにするとともに、両者が統合的に機能するための体制のあり方を検討することを目的とする。

本研究の仮説として、公民館による「若者の地域参画」と「地域学校協働活動」が有機的に連携することにより、従来の主催事業の枠組みを超えた、より地域社会に根ざした持続可能な若者の参画構造が構築できると考える。そしてこの両者の連携は、若者側にとっては単なるボランティアや地域貢献にとどまらず、個人の要望と社会からの要請を統合させ、主体性やアイデンティティを涵養する契機となる。本発表では、これらの実態分析を踏まえ、若者が実践的市民的資質を育むための公民館職員や地域学校協働活動推進員等による「伴走」の役割と、それを支える包括的な地域基盤の構造モデルを提示したい。

第7室

午前 〈子ども・若者の学習論
(学習方法)〉

午後 〈ケアと共同性 (学習主体・
学習方法)

学校外の学びを経験した若者の進路形成と社会教育的支援 —オルタナティブスクール卒業生の記述資料を手がかりに—

宋 美蘭（弘前大学）

1. 問題の所在

近年、日本では不登校児童生徒数が過去最多を更新し、韓国でも「学校外青少年」が社会的課題となるなど、学校外の学びへの関心が高まっている。これに伴い、オルタナティブスクール（AS）に関する研究も蓄積され、教育理念、共同体形成、主体形成、教育実践、制度的位置づけなど、多様な成果が示されてきた。しかし、それらの研究の多くは在学中の教育実践を対象としており、ASで形成された学びや価値観が、卒業後の社会生活のなかでどのように継承され、自己形成や社会参加へと展開していくのかについては十分に検討されていない。また、若者の進路形成も、進学・就職という結果によって評価される傾向が強い。本研究では、このような移行観を問い直し、「非線形的移行（non-linear transition）」を、学校から社会への多様な経路ではなく、学校で培われた価値を社会の現実の中で問い直し、他者との関係を再構築しながら、自己と社会との関係を形成し続ける社会教育的な学習過程として定義する。そのうえで、AS卒業後の移行を支える社会教育的条件について考察する。

2. 先行研究と本研究の位置づけ

AS研究では、学校共同体への参加を通じた主体形成（尹，2020）や、AS卒業生の社会移行と価値形成（宋，2021）が明らかにされてきた。また、社会教育学では若者支援に参加や居場所を通じた学びとして捉える研究（生田，2017；小山田，2018）、若者移行研究では学校から社会への移行を多様化・複雑化する過程として捉える研究（Wyn & Dwyer, 1999）が蓄積されている。

しかし、ASで形成された価値が卒業後の移行過程でどのような葛藤を生み、その葛藤を抱えながら自己と社会との関係を再構築していくのか、さらに、その過程を支える社会教育的条件については十分に検討されていない。そこで本研究では、韓国・ガンジー高校の民族誌的記述を社会教育学の視点から再読し、「二重拘束」の経験を「非線形的移行」という社会教育的な学習過程として捉え直すことを試みる。

3. 研究方法・分析視点

本研究では、尹炳勲（2020）による韓国・ガンディ高校の民族誌研究を分析対象とし、生徒・教師の語り、共同生活、自治活動、卒業後移行に関する記述を質的二次資料として再分析する。分析では、第一に、共同生活や自治活動への参加を通して形成される価値観や主体性を整理する。第二に、それらの価値観が卒業後の社会生活において、どのような葛藤や「非線形的移行」を生み出すのかを中心的に分析する。第三に、その分析結果を踏まえ、若者が卒業後も学び続けながら自己と社会との関係を形成していくための社会教育的条件について考察する。

4. 考察

分析から、ASで形成された共同体的な学びは、卒業後も若者の価値観や自己理解の基盤として機能する一方、その価値観は学校外社会との間で葛藤を生み出していることが読み取れた。この葛藤は単なる適応困難ではなく、自己と社会との関係を問い直し、再構築していく学習過程として理解できる。また、この非線形的移行を支えるためには、進路決定を目的とした支援ではなく、卒業後も学び続けることのできる社会教育的な場と関係性を保障することが重要であることが示唆された。

*本文中引用・参考文献は（（尹，2020；宋，2021；生田，2017；小山田，2018、Wyn & Dwyer, 1999）である。

*謝辞：JSPS 科研費（26K00456）基盤研究（B）「日韓台比較による地域共創型オルタナティブスクール包括支援モデルの構築」の研究成果の一部である。

地域に開くフリースクールの実践 —子ども・保護者・スタッフの協働による場の生成—

宇陀 直紀（大阪公立大学大学院）

1. はじめに

フリースクールは「自由と自治」という理念を掲げ、ミーティングなどを通じて子どもが日常の運営に関わる実践を制度化してきた。しかし、こうした自治の実践は、しばしば子ども個人の自己決定として論じられ、子ども・保護者・スタッフといった多様な主体の参加と協働として、また実践が地域に開かれていく過程としては、必ずしも十分に検討されてこなかった。本報告は、和歌山県のフリースクールⅠを対象に、新たな活動の場が生成した過程に着目し、多様な主体の協働を通じて自治の実践がいかに立ち現れ、場が地域に開かれていくのかを検討する。

2. 本研究の視点

フィールドワークによるフリースクール研究（朝倉 1995、森田 2008）は、その日常的実践を丁寧に記述してきたが、ミーティングを通じた意思決定の生成過程や、保護者・スタッフを含む協働のプロセスは、必ずしも分析の対象とされてこなかった。森田（2021）は、フリースクールの実践を、あるべき市民像への適応ではなく、日常の葛藤を通じて市民のあり方を模索する「生きられたシティズンシップ教育」として捉えた。本研究はこの視座を引き継ぎつつ、多様な主体の対話と調整の中から新たな活動の場が生成する過程に着目し、フリースクールの自治を「協働による場の生成」として捉え直す。

3. 分析の概要

方法としては、2024 年 9 月よりフィールドワークを行っている。フィールドノート、ミーティング議事録・日誌の分析による。

フリースクールⅠでは、「にぎやかに過ごしたい」子どもと「静かに過ごしたい」子どもとのあいだで、場の使い方をめぐる対立が生じ、ミーティングではペナルティ制度が議論されて「イエローカード」のルールが設けられた。その過程では「停学」も案として挙げたが、フリースクールに通うことには保護者が働く時間を確

保するという意味もあり、この選択は退けられていった。

この対立は、既存の空間で誰かが我慢するのではなく、新たな場を設けることでそれぞれのニーズを両立させ、三者が合意に至る方向へと展開した。「静かに過ごしたい」という子どものニーズと、「まちのがっこうとして地域に開きたい」というスタッフの志向とが対話を通じて合流し、離れの空間を改修した新たな活動の場が構想されたのである。改修はクラウドファンディングを通じて進められ、地域の人々が中心的な担い手として関わった。場をつくる営みそれ自体が地域を招き入れ、当初は誰も明確に意図していなかった「地域に開かれた場」が立ち現れた。

結論

新たな活動の場の生成は、自治という理念があらかじめ与えられるのではなく、子ども・保護者・スタッフ、さらには地域の人々の協働と調整の中から、地域に開かれた場として立ち現れる実践であることを示している。自治を子ども個人の自己決定に還元せず、多様な主体の協働による場の生成として捉え直すことは、フリースクールにおける「自治」、ひいては社会教育における自治の実践を再検討する手がかりとなるだろう。

参考文献

- 朝倉景樹（1995）『登校拒否のエスノグラフィ』彩流社
- 森田次朗（2008）「現代日本社会におけるフリースクール像再考——京都市フリースクール A の日常的実践から」社会学研究会『ソシオロジ』53 巻 2 号, pp.125-141.
- 森田次朗（2021）『フリースクールの諸実践から「生きられたシティズンシップ教育」を構想する——居場所・アスピレーション・民主主義』中京大学大学院社会学論集 20 号, pp.39-62.

1. 研究背景と目的

持続可能な社会づくりに向けて、ユースの社会参加をいかに促すかということが重要な論点となっている。大学等のフォーマル教育(以下、FE)と、ボランティアや地域活動、NPO 等におけるノンフォーマル教育(以下、NFE)の連携に関する研究や実践はこれまでも進められてきたが、評価や単位取得を目的とした参加に留まっている事例も見られ、学習者の当事者性（社会問題・テーマとの関係性）がどのように再構成されていくかということは十分に検討されていない。機会の有無やその量だけでなく、学習者と社会問題との関係が変容する教育・学習のあり方が問われている。

本研究では、当事者性を固定的な属性ではなく、多様で重なりながら変容する関係性として捉え、これを分析枠組みとして複数の現場から生まれる学びの様態を明らかにする。その分析を通して、ユースの当事者性の変容を促す FE と NFE の関係を検討することを目的とする。

2. 他者への応答を生む経験の質

FE と NFE の関係は、異なる型の教育間の連携というだけでなく、学びを深める機能を高めるものと捉えられる。経験の連続性と、学習者と環境の相互作用を重視したデューイや、他者との交感 (correspondence) を可能にする時空間の必要性について論じたインゴルドなどを踏まえると、予測不可能な他者との対話のなかで関係性を変容させていくような経験が求められているといえる。

したがって、ユースの社会参加を促すためには、FE と NFE を往復する機会を保障すること以上に現場で学習者がどのような経験をし、それがどのように連続して意味づけられ、社会問題との関係を捉え直していくのかを明らかにする必要がある。

3. 隙間に生じる実践共同体を生成する中間組織

以上の問題意識のもと、本研究では、FE と NFE を媒介する中間組織に着目し、アクションリサーチ（以下、AR）を実施した。AR の母体は、神戸大学に拠点を置き、FE と連携しながらも独立する

ESD 推進のためのユース主体の組織である。主に、2023～2025 年に実施されたプログラムでの参与観察、インタビュー、活動記録を分析した。立場の近いユースが主体となる組織を介することで、学生が評価を過度に意識することなく、ゆらぎや活動への違和感について語ることができていた。

さらに、中間組織を媒介として、授業や地域活動の外側で学習者同士が経験を共有しながら意味づけを深めていく「隙間に生じる（非公式の）実践共同体(interstitial communities of practice)」(Lave & Wenger)が生成されていた。この共同体は、教育者・実践者が設計するリフレクションとは異なり、日常的な対話や共同活動を通して自発的に形成されるものであり、学習者はその過程で FE・NFE 双方で得た知識や経験を相対化し、社会問題との関係を問い直していた。

このような特徴をもつ非公式の実践共同体では、公式の実践共同体で見落とされがちな学習者個々の葛藤などが現れやすい。個人の悩みなどを含む当事者性を分析枠組みとすることで、経験の意味づけを通して、学習者と社会問題との関係性が再構成されていく過程を記述することができた。

4. 重層的な学びを生み出す FE と NFE の関係

学習者が FE と NFE を往還する過程では、中間組織を媒介として生成された非公式の実践共同体において経験が継続的に意味づけられ、当事者性が再構成されていた。その結果、単一の教育場面では生じえない重層的な学びが生まれていたことが示された。本研究は、このような重層的な学びを生み出すことが、FE と NFE の関係構築において重要であることを示唆するものである。

【参考文献】

- Dewey, J. (1938) *Experience and Education*. New York: Macmillan.
Ingold, T. (2025) *Old Ways, New People: Anthropology and/as Education*. New York: Routledge.
Lave, J., & Wenger, E. (1991) *Situated learning: Legitimate peripheral participation*. Cambridge University Press.
後藤聡美 (2025) 当事者性の邂逅から共生へー多文化社会におけるノンフォーマル教育実践の展開, 春風社

1 研究の背景

これまで社会教育学の立場から行われてきた居場所の研究は、居場所と呼びうる空間が人々によって達成されるものであるという視座を基本として進められてきた。本発表も、これらの研究に連なるものであり、居場所を作りあげる方法を、まさにそれが立ち現れる現場の相互行為の観察から明らかにすることを目指すものである。

2 注目する現象

居場所スタッフにとって、利用者との会話を蓄積することは、関係構築のうえで重要である。その一方、居場所を再訪するかどうかや、訪れた先で再びスタッフと言葉を交わすかどうかは、原則、利用者の自由にゆだねられている。そのためスタッフは「今・ここ」での会話を、一回限りのものではなく、「次」の機会へつなげることに注意を払っている。

そのような志向が見える実践として「再会の取り付け」発話がある。発表では、エスノメソドロジー／会話分析の観点から、この発話の出現位置と組み立てに関する分析を行う。

3 分析結果

(1) 会話を終わらせる手続きとしての「再会の取り付け」発話

「再会の取り付け」発話は、会話の終結部付近でくりかえし出現する。この発話は、単に未来の予定に言及するだけでなく、進行中の会話を終わりへと向かわせるためにスタッフが用いることのできる手続きとなっている。

(2) 「弱い約束」による、来訪の自由と関係継続の調停

スタッフは発話を通じて、将来における自身と利用者との共同的活動に言及する。他方で、発話の組立て上の特徴を見る限り、活動への従事は「真剣に」約束されてはいない。それゆえ、この発話は、来訪／居方の自由さという居場所の理念に配慮しつつ、利用者が次回訪れたとき正当に接触するための足がかりを、会話の内部に埋め込む営みと言える。

4 結論

この発話は、来訪／居方の自由さという理念を反映しているだけではない。スタッフが、この理念を「今・ここ」の相互行為によって関連のあるものとして扱うことにより、理念を現実へと肉付けるための方法である。

「子どもの居場所」づくりの実践を介した子どもと支援者の変容 —沖縄の居場所における人々の相互作用に着目して—

千野 たみ（筑波大学 大学院）

1. 問題の所在と研究目的

地域のつながりの希薄化や共働き・ひとり親世帯の増加、貧困や虐待等、子どもを取り巻く複雑な課題を背景に、学校外での「子どもの居場所」（以下、居場所）づくりが推進されている。特に子どもの貧困率が21.8%（2024年度）という高い数値を示す沖縄県では「沖縄こどもの貧困緊急対策事業」のもと、こども食堂や学習支援教室をはじめとした居場所の整備や、支援員の配置等の一連の事業に22億円（2026年度）という多額の予算が計上されている。

社会教育学の領域では、これまでに日本社会教育学会のプロジェクト研究「子ども・若者支援専門職の必要性和資質に関する研究」において、第一（家庭）や第二（学校）の領域に加え、第三（地域）の領域における支援の重要性が議論された。さらに、阿比留久美（2019）や萩原建次郎（2018）らをはじめとして居場所の教育学的意義が研究されてきた。

行政等の資料において、これらの居場所はしばしば「サードプレイス」と称される。本来、R. オルデンバーグ（1989）が提唱したサードプレイスとは、家庭や仕事と独立し、政治や管理とは一定の距離を保った、社交のためのインフォーマルな「中立的な場」である。しかし、日本の居場所は、行政や支援者が設定した空間での活動を指し、古典的な定義とは構造的な乖離がある。また、松本雄一

（2022）が指摘するように、サードプレイスに関わる国内外の先行研究の多くは古典的な概念の当てはめにとどまっており、安心感等の「基本モジュール」を超えた、成果や場の構造によって概念を発展的・具体的に捉え直す視角が求められている。

居場所もまた、拡張されたサードプレイス概念の一形態であり、それがどのような教育学的意義を持つ場であるかを位

置付けることは喫緊の課題である。

そこで本研究は、沖縄県Y市から運営を受託するNPOによる居場所でのインタビュー調査を通じて、子どもと支援者の相互作用に着目して両者の変容の実態を明らかにすることを目的とする。

2. 研究方法

「居場所Z」を対象に、支援者5名、子ども6名へのインタビュー調査を実施した。加えて、Zの実践を正確に捉え、インタビュー調査を補完するべく参与観察を行った。

3. 分析結果

調査の結果、子どもたちは「管理・支援される対象」から、自己・他者理解を通じて将来を展望する「主体」へと変容していた。また、支援者も「支援する大人」という役割にとどまらず、自らの支援観を再構築する変容を遂げていた。これらの変容は、支援者による「中立的な場」づくりの志向と、支援者と子どもとの日常的な相互作用を通じた、関係性の再構築によって実現している。

これらの考察を通して、居場所とは、支援者である大人の介在によって立ち上がる人為的な場であり、子どもの主観のみによって規定される場ではないと考える。つまり、子どもと支援者は、非対称な関係性を起点としながらも、両者が相互作用を通じてその関係性を相対化し、再構築し続けている。

以上より、居場所とは、空間そのもののみならず、子どもと支援者の相互作用を通じて変容が生み出される場として捉えるべきだろう。本研究は、この変容の動態に居場所の教育学的意義を見出そうとするものである。

【付記】本研究はJST次世代研究者挑戦的研究プログラムJPMJSP2124の支援を受けた。また、調査の実施に際して、筑波大学人間系研究倫理委員会の承認を得ている（承認番号：筑2024-211A）。

学校用務員の実践にみる「見えないケア」とインフォーマルな学び —学校の給食調理員から用務員へと転じた A 氏のライフストーリーから—

佐々木 敦（宮城県塩竈市立第二中学校）

1. 問題の所在：学校組織における「見えないケア」の不可視性

学校用務員の仕事は、施設に「異常なし」という状態を維持することであり、その成果は何も起きなかったこととしてしか記録されない構造的逆説を抱えている。近年の学校スタッフの非正規化や多職種化が進む中で、こうした専門性を可視化・評価する仕組みは十分に整っておらず、教員を支援する側の職員が何をどのように担っているのかという内実は十分に言語化されてこなかった。本報告はトロント（2024）が提唱する、他者がより善く生きるための基盤を整える「見えないケア」という概念を軸に、学校組織の周辺に置かれた労働がいかに担われ、意味づけられているかを検討するものである。

2. 報告の対象と方法：受動的な配置転換から始まる学びのプロセス

本報告では、学校の給食調理員として 20 年以上勤務した後、病気を契機として受動的に用務員へと配置転換された A 氏のライフストーリーを分析対象とする。2026 年に実施した計 2 回の半構造化インタビューに基づき、ナラティブ分析を用いて、環境変化が当人の解釈と実践を通じて主体的なエージェンシーへと転換されていくプロセスを記述する。具体的には、調理員時代の「安全第一」という孤立した達成から、用務員への転換後に同僚との雑談を通じてニーズを汲み取り、主体的に関係性を構築していくインフォーマルな学びの過程に光を当てる。

3. 考察の視点：時間的余白と関係の中で発揮される専門性の構築

分析の焦点は、用務員という一人職（藤原、2007）が内包する時間的余白（待てる時間）がいかにエージェンシーの回復に寄与したかという点にある。A 氏が自らを「中途半端なプロ」

と定義し、教員と対等な立場で交渉するボイス（松本、2019）を獲得していく過程は、単なる職能の習得ではない。それは教員の「見る」機能と用務員の「直す」機能が互いの欠落を補い合う、双方向の関係の中でのみ発揮される専門性の構築プロセスとして捉えられる。組織の周辺に位置することが、むしろ学校全体を俯瞰し、ケアを組織化する条件となっている点を理論的に考察する。

4. 結びに代えて：両義性を抱え続けるウェルビーイングの位相

本報告の結論は、A 氏の歩みを単なる成功物語に回収するものではない。A 氏が語った「最も愛して最も憎んだ職場」という言葉には、獲得された誇りと並存する消耗や葛藤が刻まれている。社会教育としての学びに到達点があるとすれば、それは葛藤の解消ではなく、自らの欠落を認め、他者への依存を受け容れながら生きていく強さの獲得にあると言えるだろう。見えない場所に置かれた労働の価値を、制度の外側から当事者自身の語彙に即して再発見することの必要性を提起し、本報告の結びとする。

5. 引用文献

トロント、J.C.(岡野八代監訳、相馬直子・池田直子・富岡薫・對馬果莉訳)(2024)『ケアリング・デモクラシー—市場、平等、正義—』勁草書房。

藤原文雄(2007)『教職員理解が学校経営力を高める—学校で働く人たちのチームワークをどう活かすか—』学事出版。

松本大(2019)「ある NPO 実践者の『生』と学び—障害と NPO をめぐる権力関係に抗して生きること—」福島裕敏・松本大・森本洋介編著『教育のあり方を問い直す—学校教育と社会教育—』東信堂、108-135。

保育園における保護者の〈共育で〉経験の変容過程

早稲田大学大学院

城田 美好

I. 研究の目的と問題意識

本研究は、保育園における保育者と保護者の日常的なかかわりに着目し、保護者にとって「子どもを共に育てる」という実践がどのように経験され、その経験が時間の経過とともにどのように変化していくのかを明らかにすることを目的とする。

1990年代以降、市場化の進展や子育ての個人化を背景として、日本における保育園の社会的役割や、子どもを保育施設に預けることの意味は大きく変化してきた。保育は家庭外の子育てを支える社会的基盤として位置づけられる一方で、保護者にとって保育園に子どもを預けることは、子育て支援サービスを利用する行為として捉えられる傾向が強まっている。こうした変化を受け、これまでの研究では、保護者が自らを「支援の受け手」あるいは「保育サービスの利用者」として位置づけ、保育者との関係を形成する傾向が指摘されてきた¹。

また、子育て支援政策の拡充や保育所保育指針の改訂を背景として、保育者と保護者の関係も、「支援者―被支援者」あるいは「サービス提供者―利用者」という枠組みから理解されることが少なくなかった²。

しかし、このような社会的、制度的文脈のもとで、保護者が保育園において、保育者と子どもを「共に育てる」という共同的な子育てをどのように経験し、その経験を通していかなる意味を見出しているのかについては、十分に明らかにされていない。この点を明らかにすることは、保育者と保護者に

よる共同的な子育てのあり方を捉え直すとともに、今日の子育ての社会化を考えるうえでも重要な課題である³。

II. 研究方法

本研究では、〈共育で〉を理念として掲げる保育園を対象とし、第一子を初めて保育園に預けた保護者2名を研究対象とした。分析資料には、保育者と保護者との間で1年間にわたり日常的に交わされた連絡帳の記述を用いた。これらの記述について、時間的推移に沿って保護者の〈共育で〉の経験の変容を捉えるため、再帰的主題分析を用いて分析を行った。

III. 結果

分析の結果、入園当初、保護者は保育者との関係を「支援する側―支援される側」という固定的な役割関係として捉えていた。しかし、日常的なかかわりを重ねるなかで、その関係は子どもの姿や成長を共に意味づける相互的な関係へと変容していった。また、二事例の横断分析から、〈共育で〉は単一の経験ではなく、複数の経験が時間の経過とともに重なり合いながら生成されることが示された。さらに、新たな経験は先行する経験の上に積み重ねられ、〈共育で〉は重層的に形成されることが明らかとなった。以上より、本研究は、保育者と保護者の関係を固定的な支援関係として捉える従来の見方を見直し、両者が子どもの姿を共に意味づけながら育ち合う〈共育で〉のプロセスを実証的に示した点に意義がある。

¹ ミシェル・ヴァンデンプロック・北野幸子 (2021) 「園と保護者との連携における互惠性を考える―ベルギーのフランダースにおける家庭との連携事例を中心に―」 チャイルドサイエンス、22、pp.9-14。

² 相戸晴子 (2009) 「子育て支援施策拡充下における親の学び支

援に関する研究―福岡市の校区公民館の実態調査を通して―」九州大学大学院教育学コース院生論文集第9号、pp.1-2。

³ 斎藤みほ (2019) 「『子育ての社会化』を『私事』と『公事』を超えて捉え直す 共同保育所における子育ての共同化の試みを事例として」『子育て研究』9、pp.42-55。

母親であることをめぐる拡張的な学習プロセス
—公民館における自主グループ活動から公開講座まで—

中尾友香（中央大学大学院）

研究の目的

本発表は、東京都の国立市公民館における女性講座から展開した自主グループの取り組みに着目し、参加者による母親としての個人的経験や葛藤を出発点とした公開講座を企画・実施していくプロセスを分析する。分析にあたっては、エンゲストロームの拡張的学習論を用い、どのように参加女性たちが読書会やグループの場で母親としての個人的な経験から非当事者を巻き込んだ公開講座へと活動を「拡張」し「ノット（結び目）」を形成したかを明らかにする。

研究の内容

エンゲストロームによれば、拡張的学習とは「いまだここにはないもの」を創発する活動であり、「矛盾」の解決を目指すことで学習が拡張するという（Engeström, 1987=2020）。多様性・複雑性・不確実性のある現代社会では、行為者や活動システムは弱く結びつきながら協働し、対象の活動が収束するとほどけるような「ノット（結び目）」をつくる、「ノットワーキング」によって、いまだここにはないものを創発する重要性が述べられている（山住・エンゲストローム編, 2008）。

本発表では、こうした「拡張」や「ノット」の概念を用いて、本実践を母親が語りえる場を創出した実践として描くことでその意義を示す。

具体的には、国立市公民館における研究対象の自主グループでは、参加女性たちが自身の得意分野や興味関心を出発点としながら今後の活動内容について話し合った。その中で、参加女性の中から『母親になって後悔してる、といえたら一語りはじめた日本の女性たち—』（新潮社）を題材に

した読書会が企画された。参加女性たちは、作品の描写と自身の母親経験を重ね合わせたりしながら対話を深めた。その過程で、学習支援者からの働きかけもあり、現代社会で母親であるという状況を捉えるために公開講座を企画・実施した。このことは、女性たちがケアの責任主体であることと労働主体であることとの間に生じた葛藤を起点としながら、公開講座の実施という新たな学習への拡張的移行が行われたとみることができる。

さらに開催当日は、性別や子育て経験の有無を超えた多様な参加者が集った。母親であるという状況を、当事者である母親のみならず、多様な人々の間で多角的に問い直す学習の場がつけられた。このことは、自主グループ活動及び公開講座の実施により、初期は母親間で、さらに公開講座では非当事者も含みながら、「母親」という概念を結び目にした一時的な協働関係である「ノット」が形成されたといえる。母親である自分と、自身の人生との間に矛盾を抱えやすい社会構造のなかで、そうした矛盾を語りえる場を実社会の中に創出した。自主グループの参加女性たちが起点となって、いまだここにはない新たな学習の場と結び目を創出した実践と捉えることができる。

【引用文献】

- Engeström, Y. (1987) Learning by Expanding: An Activity-Theoretical Approach to Developmental Research. (=2020, 山住勝広訳『拡張による学習 完訳増補版：発達研究への活動理論からのアプローチ』新曜社.)
- 山住勝広・エンゲストローム, ユーリア編 (2008)『ノットワーキング：結び合う人間活動の創造へ』新曜社.

カナダにおける成人女性の共同学習—フェミニスト・クリスチャンの活動に着目して

矢内琴江（早稲田大学）

本発表では、カナダ・ケベック州における成人女性の共同学習として、フェミニスト・クリスチャンのグループである L'autre Parole（オートル・パロール。日本語に訳すと「もう一つの言葉」。以下 AP と略す）の活動を取り上げる。特に、このグループが 1970、80 年代に取り組んだ女性の身体・性をめぐる議論の深化と共同体の形成を相互関係的に捉える。それにより、カトリック教会が支配的な社会における女性キリスト者による性差別を問う共同学習の内実を明らかにする。

AP は 1976 年にカナダ・ケベック州でフェミニスト・クリスチャンの成人女性たちにより結成されたグループである。教会におけるあらゆる性差別を問い、フェミニズムの観点から、キリスト教の伝統、実践、言説を創出すると同時に、正義と平等の実現のために広く人々と連帯することを活動の目的としている。AP は、結成の翌年に、共同探究テーマとして「女性の身体と教会」を取り上げることとし、同テーマで年次大会を開催した。さらに 1980 年代になると、中絶、ポルノグラフィ、性暴力の問題に挑んだ。

AP 結成当時のケベック社会では、17 世紀のフランス人入植以来ケベック社会の精神的支柱であった教会の地位が揺らいでいた。1960 年代のケベック社会の急速な近代化を促した「静かな革命」は、社会制度の脱宗教化・民主化を加速させるとともに、文化的・精

神的変革も伴い、人びとは教会から離れていったのである。とりわけ、女性たちは、教皇パウロ 6 世の回勅『フマナ・ヴィテ』（「人間の生命」）によって発せられた「あらゆる夫婦間の営みは生命の伝達に通じなければならない」というメッセージに反発し信仰を捨てた（ラクルシエール、2014=2023, p.86）。他方で、1960 年代末から活発化したフェミニズム運動では、女性の身体・性をめぐる抑圧を告発し始めていた。中絶問題はメディアでも盛んに取り上げられ、フェミニストたちは女性の自己決定権を要求する一方で、教会関係者や保守的な女性団体などは反対の立場を取っていた。そのほかにも、レイプ、女性の健康の問題などが議論され、女性たちによって支援の拠点も設立された。したがって、AP が、その結成当初に探究テーマを「女性の身体」に決定したのは、こうした社会情勢を反映したものであった。

AP は学習を直接的な目的とした集まりではない。しかし、意識化のアプローチをとり、小グループで、メンバーの女性たちの経験を聴き合い・語り合うことを軸に活動していることから共同学習のグループとしての側面を持つ。本発表では、AP が発行する同名の雑誌から、主に 1970、80 年代に発行された記事に着目し、AP の共同学習のグループとしての形成・発展過程と、AP における「女性と身体」をめぐる議論の深化を相互関係的に跡づける。

第8室

午前 〈場の形成（学習主体、施設・
団体・運動）

午後 〈文化・芸術活動（学習方法・
学習過程、学習の組織化、実践分析）〉

学生のスポーツ施設利用の現状と公共施設の課題

笹瀬 雅史（山形大学）

1. 課題と方法

戦後、「社会教育法」や「スポーツ振興法」に基づき、学校施設や公共スポーツ施設の整備が進められてきた。しかし、近年は人口減少や少子高齢化、地方財政の悪化を背景として施設の老朽化や統廃合が話題となり、新たな課題が生じている。一方で、「スタジアム・アリーナ改革」に代表されるように、スポーツ施設は「まちづくり」の拠点としても期待されている。こうした状況を踏まえて、施設の利用者の側からのアプローチが必要であると考ええる。利用者のニーズと声を聴くことである。そこで本研究では、大学生117名を対象としたアンケート調査を通じて、スポーツ施設利用の実態と公共施設の課題をあきらかにすることを目的とした。調査は2025年2月に実施し117名の回答を得た。さらに2026年7月に実施した別調査の結果を加えて報告する。

2. 結果と考察

学生がこれまで利用した経験のある施設は、小学校・中学校・高等学校などの「学校施設」が最も多く、次いで市町村や都道府県の「公共施設」、「民間施設」の順であった。特に体育館やプールは利用経験が高く、体育授業や部活動を通じた利用機会の多さが影響していると考えられる。また、「月1回以上」スポーツ施設を利用している学生は55.6%であり、約半数が日常的に施設を活用していた。利用施設は学校施設が中心であり、活動内容は部活動やサークル活動、トレーニングなど多様であった。公共施設や民間施設では、ジムやトレーニングなど個人利用が目立った。

施設利用において重要視される条件としては、「距離や交通の便が良いこと」と「料金が適切であること」が80%を超え重要視されていた。続いて、「用具が整っていること」、「施設が利用目的に適していること」、「混雑なく利用できること」があげられた。指導者の有無や交流の機会は比較的低かった。

都道府県レベルの施設については63.2%が利用経験を持ち、その多くは県大会や総体などの競技会であった。また、73.5%の学生がプロスポーツを観戦した経験を有しており、野球、サッカー、バスケットボール、バレーボールなどの観戦が行われていた。スポーツ施設には「するスポーツ」の場だけでなく、「観るスポーツ」の場としての役割も期待されていることが示された。

自由記述による220件の意見を分析した結果、スポーツ施設の長所としては、「誰でも利用できる開放性」、「スポーツ用具や設備が整っていること」、「比較的安価に利用できること」が評価されていた。

一方で、多くの課題が指摘された。第一に、料金や立地に関する課題である。利用料金が高いこと、自宅から遠く交通の便が悪いことへの不満が多くみられた。第二に、利用制限や予約手続きに関する課題である。団体優先の利用、地域外利用者への制限、予約の取りにくさや手続きの煩雑さがあげられた。第三に、施設設備の問題である。老朽化した建物や設備、衛生環境の悪さ、冷暖房設備の不足が指摘された。第四に、維持管理上の問題として、施設数の減少、管理者不足、利用者マナーの悪さなどがあげられた。さらに、地域間格差や公共施設と民間施設との格差も課題として認識されていた。

これらの課題について、施設利用の機会を提供する行政の視点から考察すると次の説明となる。施設立地の問題は広大な用地確保や法的制約によるものであり、運営面では公平性と経済性の両立が求められることが背景にある。また、老朽化した施設の更新やバリアフリー化には多額の費用を要し、限られた財源の中で優先順位をつけながら整備を進めざるを得ない現状がある。公共施設は採算性よりも住民福祉を重視し、地域住民が低料金で利用できる環境を維持している点に特徴がある。

3. まとめ

大学生のスポーツ活動は依然として学校施設への依存度が高く、地域の公共施設の利用は十分に広がっているとはいえないことがあきらかとなった。利用者はアクセスの良さと料金の安さを強く求めている一方で、老朽化や管理運営上の課題を指摘している。また、スポーツを「する」施設を身近に求める一方で、「観る」施設への要求も高いこともわかった。人口減少や財政制約が進む中で、地域住民が身近な場所で継続的にスポーツを楽しめる環境をどのように維持・再編していくか、そして併せて「観る」スポーツへのニーズも考慮していくのかは今後の課題である。

公民館・小学校・大学の連携による子どもの居場所づくりと教員養成
—愛媛県松山市久米公民館「わくわくチャレンジサタデー」の実践より—

高橋平徳(愛媛大学 次世代人材育成拠点 地域未来教育部門兼教職総合センター)

1. 報告の目的

「わくわくチャレンジサタデー」(以下「わくチャレ」)は、子どもの居場所づくりと教員養成を目的に、2005 年より愛媛県松山市久米公民館、松山市立久米小学校、愛媛大学が連携して実施している事業である。年度はじめの募集に応じて参加した久米小学校の 5、6 年生 30 名ほどを擬似的な学級として、年間 7 回程度土曜日の午前中に、大学生約 20 名が主体となって実施している。本報告では、活動の実際とその成果について述べる。なお、本研究は、愛媛大学教育・学生支援機構研究倫理委員会の承認を得て実施している(受付番号 23-004)。

2. 活動の概要

「わくチャレ」の 1 日の活動の流れは表の通りである。9 時からの開始に合わせ活動準備を行う。始まりの会、わくわくゲームを経て、授業を実施する。そして全体遊び、子どものふりかえりである感想シートの記入と終わりの会と活動が続いていく。それぞれの活動には主担当者を設定し、主担当ではない学生は、主担当者をサポートしたり、班に入って子どもをサポートしたり子どもと同様の目線で活動を行ったりする。毎回事業の最後には、授業や活動のリフレクションを行う協議会を実施している。司会も学生が持ち回りでつとめ、今回主担当となった学生が、授業や活動の意図や自己評価を述べることから始まり、学生相互のピア・レビューや、指導助言の教員や久米小学校教員、久米公民館や地域の方々からのフィードバックも受け、気づきや学びを重ねていく。

毎回の活動の流れ

- ・ 8:15 学生到着(活動準備)
- ・ 9:00~9:10 始まりの会(健康観察)
- ・ 9:10~9:30 わくわくゲーム(人間関係づくり)
- ・ 9:40~10:25 授業
- ・ 10:35~11:10 全体遊び(体育館での活動)
- ・ 11:20~11:30 感想シートの記入
- ・ 11:30~11:40 終わりの会(感想の発表と共有)
- ・ ~12:00 児童帰宅・見送り
- ・ ~12:40 協議会(リフレクション)

司会も学生が持ち回りでつとめ、今回主担当となった学生が、授業や活動の意図や自己評価を述べることから始まり、学生相互のピア・レビューや、指導助言の教員や久米小学校教員、久米公民館や地域の方々からのフィードバックも受け、気づきや学びを重ねていく。

「わくチャレ」では、学生メンバー自らが、事前から授業や活動を計画・準備し、公民館、小学校、保護者、教職支援ルームに相談・連絡して、当日の運営を行っている。教職支援ルーム支援員や教員は、相談を受け助言は行いが介入せず、学生自らが計画・準備・連絡・運営を行うため、学生企画型の地域連携実習(本学と地域各組織が連携し提供する体験型学習)と位置付けている。

3. 活動の成果と考察、今後に向けて

「わくチャレ」の成果と考察、またそこから導き出される今後に向けての指針については、子どもたちの感想シートや保護者からのコメント、協議会での発言逐語録、学生へのインタビュー、卒業生へのインタビュー等をもとに検討している。子どもたちの感想シートや保護者からのコメントからは、「友達や大学生と活動することが楽しい」「次の活動が楽しみである」といった記述が多くみられ、地域における継続的な居場所の一つとして機能していることがうかがえた。また、学生へのインタビューや協議会での発言からは、授業づくりや児童理解、学級経営、子どもへの声かけ、地域や保護者との連携などに関する学びが確認された。特に、学生メンバーが協力しながら企画・準備・運営を担い、その後のリフレクションを重ねることを通して、理論と実践を往還しながら教員としての資質・能力を高めていることが示唆された。今後は、子どもの居場所づくりとしての効果と、教員養成としての効果の双方について、継続的なデータ収集と分析を進めるとともに、公民館・学校・大学の連携による地域教育実践のモデルとしての可能性についても検討していきたい。

地域密着型の子育てNPOにおける活動と労働 —名古屋市における指定管理者制度・委託事業の展開のなかで—

船橋 理仁（名古屋大学大学院）

1. 発表の目的

本発表は子育てに関わる活動を行う地域密着型のNPO法人を対象として、活動と労働の関係に着目し、指定管理者制度や委託事業の拡大下での変容を地域的特質との関わりから明らかにする。全国的な整理・検討を行った上で、名古屋市で活動を展開するNPOを事例とした分析を行う。

2. 研究の背景

1998年に特定非営利活動促進法が成立し、日本でNPOが法人格をもつことができるようになった。NPOは、住民が主体となって社会課題の解決をめざすボランティア組織が法人格をもつことで、「新たな公共」を担う中核的な存在となることへの期待がもたれていた。しかし2000年前後は規制緩和による公共部門の市場開放が進められた時期でもあり、NPOの活動を支えた「新たな公共」論は、新たな社会課題に対する対応を可能とする枠組みをつくることでセーフティネットを拡大することよりも、むしろ従来行政が担ってきた役割を縮小し、その機能を代替することにつながっていった側面が大きかったともいえる。

2003年には指定管理者制度が導入され、その担い手にはNPO法人も含まれていた。指定管理者として施設管理を担うNPOで働くことは、志をもちながら公共部門に携わる働き方となりうる。しかし他方で行政からの施設管理・運営に関わる要求と利用者である住民が抱えるニーズとの間で生じる葛藤の渦中に立ち、その調整役としての労働を迫られるものでもあるといえる。

この問題は、社会教育学領域でも早くから指摘されている一方、労働者としてのNPO法人で働くことに焦点を当てた議論は、制度の導入・定着

を経てNPO法人が公共サービスを日常的に担う時代となってからは十分に成熟しているとは言い難い。

3. NPOにおける活動と労働

文献の整理による全国的な動きを踏まえながら、子育てに関わる活動を行う地域密着型NPO法人が、行政からの指定管理業務や委託事業が拡大する中で、それらの事業を団体のミッションと結びつけてきたのか、実証的な検討を行う。

事例として、名古屋市やその周辺を活動の拠点とする団体を取り上げる。名古屋市では、2000年代以降に児童館、地域子育て支援拠点事業、子どもの学習・生活支援事業などの指定管理者や受託者として子育てに関わる活動を行うNPO法人が複数存在する。これらの法人の多くは、子育て自主サークルなどの任意団体を源流とし、都市圏特有のリージョナル・スケールでの生活課題に向き合うとともに、各拠点やコミュニティが直面するローカル・スケールの地域課題に根ざし、子どもの権利保障を地域づくりと関わらせて活動を広げてきた。一方近年では、団体の中心世代の交代や、企業等の参入による委託事業や指定管理者選定の競争が激化するなどにより、団体経営が変容している。また団体が指定管理者となることによって、それまでの中心とは異なる新たな世代や属性の人々が団体と関わるなどの変化も生じている。

本発表では暫定的ではあるが、こうした活動・労働の変容が、団体のミッションや地域との関係にどのような影響を及ぼしたのかを検討し、それらをいかなる地域的な特質として理解できるのか考察する。

障害者団体「わらじの会」の運動における集団的主体の形成過程

ー埼玉県武里団地とその周辺の「場所」をめぐる政治ー

名古屋大学大学院・日本学術振興会特別研究員 DC 長岡甫

要旨

社会教育研究では、「地域づくり」と住民の主体形成の関連の解明およびその理論化が、主要な研究テーマの一つとなってきた。特に、高度経済成長期の開発や生産手段の近代化の矛盾としての地域課題に対し、住民主体の学習による解決に向かう運動と、学習を通じた政治的主体の形成過程が注目され、そこに社会教育と「地域づくり」の関係を見出している。しかし、これまで「地域づくり」実践の主体としては、共通の地域課題を把握し、社会教育に接続可能な同質性を有する地域住民が想定されてきた。結果として、長らく社会教育の対象として想定されてこなかった障害者に代表される、地域の周縁に位置づく存在や地域から隔離された存在の生活の中での実践・抵抗は、社会教育と「地域づくり」の関連という物語に位置づいてこなかった。

本研究では、この課題に向き合う端緒として、「障害」の問題と「地域づくり」の関係性、具体的には、埼玉県の障害者団体「わらじの会」の運動に着目する。「わらじの会」は、埼玉県東部地域の当事者を含む「障害」の問題に取り組む人びとによって結成され、今日まで障害者の地域での生活の場を創り出す運動に取り組んできた。ここに、障害者運動と「地域づくり」の関連を見出すことが出来る。障害者が地域の周縁的存在とされていた時代において、地域の生活者としての集団的な主体が運動体としていかに形成されたのかを明らかにすることが、本研究の課題である。

その過程を読み解くうえで、D・マッシーの「場所」概念を用いる。マッシーは、空間とはさまざまな相互関係の産物で、様々な人や事物が存在する異種混濁的なものであり、常に作られ続けている過程である一方で、「場所」はそうした空間のなかにある様々な人と事物が背景にもつ物語が、特定の権力・幾何学において交差し、節合することで、特定の特性を持つものとして現れているものであると捉える(D・マッシー 2014)。空間が固定された特定の集団で構成されるのではなく、あらゆる存在の折衝によって作られ続ける動的なものの捉えることで、変容過程に周縁的存在の実践・抵抗を組み込み、その意味を見出すことが可能になると考える。「わらじの会」は、前身となる団体が埼玉県春日

部市の武里団地を拠点に活動しており、「わらじの会」結成後も団地やその周辺が活動拠点となってきた。したがって、武里団地およびその周辺の変容に着目する。

公団団地は、高度経済成長期に都市近郊のそれまで農地として利用されてきた広大な土地に建設され、都市への人口の移動・労働力化を支える居住空間としての機能を果たした。入居以前の地縁的なコミュニティを離れ、団地内外の近隣住民との交流がないという側面が指摘されつつも、一方で自治会を中心として、行政や公団に対して自らの生活にかかわる様々な問題の解決を迫り、新たな生活を力強く築いてきた側面も有する。これは、武里団地においても同様であり、武里団地およびその周辺は、高度経済成長期の団地住民を中心とした新住民の力強い動きだけでなく、旧住民、さらには地域の周縁に位置する障害者の存在など、異種混濁性が際だった「場所」として形成されたとともに、その交わりの中で障害者運動が生まれ、障害者の生活の場が創られ変容してきた空間であると捉えることができる。その多様なアクターの政治の交わりを読み解いていくことで、周縁化された障害者の存在を位置づけた「地域づくり」の物語が明らかになるのではないだろうか。

以上を踏まえ、本研究では武里団地建設が着工される1963年前後から、「わらじの会」の日常的な活動拠点が出来来る1980年代前半までの、武里団地とその周辺について着目する。そして、団地の建設に伴って生まれた団地自治会の運動や、団地で活動した「わらじの会」の前身となる「埼玉県東部地区に総合養護学校をつくる会」の運動、さらには団地周辺での「障害」の問題に向き合う人びとの運動の交錯を読み解きながら、「わらじの会」が発足し障害者の地域での生活者としての集団的な主体が形成される過程を明らかにすることを目的とする。

参考文献

ドリーン・マッシー, 森正人・伊澤高志訳 (2014)『空間のために』月曜社.

付記

本研究は JSPS 科学研究費補助金(特別研究員奨励費) 25KJ1401 の助成を受けたものである。

1. 研究背景及び目的

2014年、日本は障害者権利条約に批准し、同条約第24条において、障害者を包容する教育制度及び生涯学習機会の保障が定められた。また、文部科学省は2016年、障害者施策を学校教育から生涯学習へ拡充し、生きがいや地域とのつながりを支える「生涯学習の場」の整備の重要性を示した。しかし、生涯学習に取り組んでいない障害者は79%を占め（文部科学省 2025）、余暇活動も屋内型に偏り、地域活動や外出等の社会的・対人的活動は限られている（厚生労働省 2021）。

障害者の学校卒業後の学びを支える実践として、障害者青年学級やオープンカレッジ等が展開されてきた。今枝・菅野（2010）は、これらを中心に実践の目的や実施主体が検討されてきたことを示している。杉本・兼松（2008）は、オープンカレッジを、知的障害者の教育権と生涯にわたる発達を保障し、仲間と主体的に学ぶ場と位置づけた。また、障害者施設の余暇・文化活動も、社会参加や自立の手段に限定せず、生涯学習実践として捉える必要がある（今枝・菅野 2010）。

一方、こうした実践の居場所としての意味も指摘されている。寄林・高橋（2012）は、障害者青年学級が友人関係を広げ、深める生涯にわたる居場所として機能することを明らかにした。井口（2017）は、国立市公民館「コーヒーハウス」が、若者が気軽に集まり、他者との出会いや交流を通して学ぶ「たまり場」として形成され、他者との関係のなかで存在を認められ、主体を形成することに居場所としての意味があると指摘している。

また、居場所は、単なる物理的空間ではなく、心理的側面が含まれ、安心感、自己肯定感や被受容感を伴う心理的状态と、他者とのつながりや社会的な位置を含む概念である（石本 2009；杉本・庄司 2006）。

そして、居場所の形成過程を考察するうえで、津田（2023）の「場のちから」の概念が示唆的である。津田は、インフォーマル教育実践を、教育者の意図によって一方的に成立するものではなく、人々が経験をもとに場を意味づけるなかで成立するものと捉え、人々の経験、行為、相互関係、活動内容、物理的空間等が総体としてもつ力を「場のちから」として提示している。

本研究では、この考え方を参考に、地域活動支援センターαを事例として、同センターが障害のある成人にとってどのような居場所であり、なぜ継続して参加するのか、また、本人の経験、学習・余暇活動、職員・講師との関係及び利用者同士の関係が相互に結びつくなかで、居場所がいかに形成されるのかを明らかにする。

2. 研究方法

20XX年9月から11月に、センターαで参与観察とインフォーマル・インタビューを行った。研究協力者は利用者19名、職員・講師8名であり、利用者の語り、活動への参加及び人々の相互作用を分析した。

3. 研究結果

利用者はセンターαを「楽しい場所」「安心できる場所」「行きたい場所」と語り、仲間との交流、職員への相談、学び及び役割を得られる居場所として捉えていた。

職員・講師は、利用者の選択やペースを尊重し、活動に参加しない意思も認めていた。また、過度に介入せず、必要な場合のみ支援することで、利用者が準備や片付け等の役割を担えるようにしていた。

利用者間の関係形成では、午前の講座と午後の自由な遊びが異なる役割を果たしていた。講座では共同活動を通して協力関係が形成され、午後の遊びでは会話や笑いを共有しながら、より親密な仲間関係が育まれていた。

4. 考察

センターαでは、学習・余暇活動が人々の関わりを生み、その関係性が安心感、役割及び仲間関係を伴う居場所を形成していた。さらに、形成された居場所が、利用者の継続的な活動参加を支えていた。

したがって、障害のある成人の生涯学習参加を促進するためには、活動を提供するだけでなく、活動を通して安心して他者と関わり、役割を担い、承認される関係性を形成することが重要である。センターαの実践は、活動が関係性を生み、関係性が居場所を形成し、居場所が継続参加を支えるという循環を示している。

ドラムサークルへの参加・関与の生成過程とその背景

— 参与観察と語りの質的分析から —

伊東 美奈子（東京大学大学院）

1. 研究の背景・目的

近年、人と人とのつながりが希薄化し、世代を超えて社会的孤立が深刻化している。その一方で、情報通信技術の急速な発達と SNS の普及などによって社会のデジタル化が進み、容易に他者と接触できる環境も整備され、つながりの希薄化と過剰が同時に進行する二重性もうかがえる。また、同質性が重視される傾向や、排外主義的主張が共感を呼び、国内外の様々な層における分断はやむことがない。そしてコロナ禍は、日々の生活空間や様式、人との関わり方に大きな価値変化をもたらした。社会心理学者の浦光博（2024）が社会的孤立・孤独の1次予防としての“多様でゆるやかな社会的ネットワークの構築”の重要性を論じていることを踏まえ、「集まる」「人と共に在る」ことの意味が問われている現在において、誰もが望まぬ孤立や孤独に陥らない予防的仕組みや環境構築に向けた、真の意味での「誰も」が関わるのが可能な接点・きっかけとしての新たな場や基盤が必要ではないだろうか。

そこで本研究では、年齢、性別、国籍、障害の有無、音楽経験などにかかわらず、誰でも一人の参加者として関与可能なドラムサークルの場に焦点を当てる。これは参加者が輪になって音やリズムを通して即興的に作り上げる打楽器・パーカッションのアンサンブルで、学校や医療・福祉施設、企業、地域など様々な場所で行われている。多様な人々が交差する「ちいさな社会」とも言えるこの場合は案内役のファシリテーターの進行のもと、参加者が音やリズムを通じた「対話」を創っていく。楽譜や練習も不要、評価や成果も求めず、叩いて音を出すことで誰でも演奏ができる場である。

ファシリテーターや教育者の視点に基づく研究が多く見られる中で、本研究では参加者およびファシリテーターの語りに着目し、個人がどのような生活的契機や人との関係を通じて活動に参加したり関わったりするようになったのか、参加・関与の生成過程や背景を明らかにすることを通して、誰もが参加しやすい社会教育実践のあり方について示唆を得ることを目的とする。

2. 研究対象・方法

ドラムサークルを実践する2つのフィールド①

市民団体 DCBK（千葉県柏市）、②としまドラムサークル（東京都豊島区）における活動を一定期間、参与観察し、参加者・ファシリテーターに半構造化インタビューまたは質問紙での調査を実施した。対象とした実践は、ファシリテーター養成講座を修了した住民ファシリテーターによって行われ、①では聴覚障害者とその家族を対象とした実践 A と、参加対象を限定しない実践 B、②では高齢者を対象とした通いの場での実践 C の3つの実践を取り上げる。調査協力者は、①参加者12名・ファシリテーター5名、②参加者4名・ファシリテーター1名である。インタビューの逐語録、質問紙調査の回答を主たるデータとし、参与観察によるフィールドノーツは補助的データとして用いた。逐語録および質問紙調査の回答の分析は、SCAT を用いて行った。

3. 結果と考察

参加者の語りからは、自己内の欲求を満たすことに加え、他者との交流への期待も参加動機となっていた。また、参加者のほぼ全員が初参加であり、平等な出発点が確保された「開かれた場」としての特性が、こうした参加動機の形成を支えていることが示唆された。ファシリテーターにおいては、活動の基盤に、それぞれの社会的・職業的・身体的経験や音楽への関心が存在していた。また、講座への参加を通して驚きや手応えを経験する中で、自己への新たな気づきや活動することの意義を見だし、現在の活動へとつながっていたことが示された。参加者・ファシリテーターともに複数の語りからは、自身の存在の在り方が問い直される転機（本研究では転居や定年退職、疾病経験や配偶者との死別など）において、ドラムサークルの場を、音楽を奏でる活動空間としてだけではなく、そうした場に身を置き、場を手がかりとして自己の役割や新たなつながりを求める機会としても捉え、主体性が立ち上がる様子が示された。本研究で得られた知見を踏まえ、今後は活動における経験の意味づけや場の生成過程について検討を進める。

【参考文献】

浦光博（2024）「社会的孤立・孤独の軽減と予防：一次予防研究の展開に向けて」『医療と社会』第34巻、第1号、59-69.

創作折り紙における成人教育の可能性

～会報『折り紙通信』(1957-1989)を主軸として～

松浦英子(無所属)

1. 課題・研究目的・方法

吉澤章(1911-2004)は創作折り紙を芸術の領域へ導き、歿後の今なお世界で称賛され、Origami を国際的な言葉にした一人として知られている。2016 年には『Akira Yoshizawa Japan's Greatest Origami Master』というタイトルの大型ハードカバー本が英語で出版され、イタリア語、フランス語、ドイツ語の3ヶ国語に翻訳されたことから見ても、その評価をうかがい知ることができる。

その一方、吉澤の芸術としての折り紙の普及活動に関する学術的な研究は、国際的に見てもわずかである。米国最大の折り紙団体 OrigamiUSA では、Laura S Rozenberg が会報や Web マガジンで、1950～60 年代における吉澤の創作活動に触れた論文をいくつか発表しているが、同期に吉澤と活動を共にした Gershon Legman (1917-1999)の研究を主体とした吉澤像であり、吉澤の視点からの研究はまだ無い。同じく米国の折り紙研究家 Robert J. Lang も、折りに触れて吉澤の活動を評価しているが、それらの核心に至る背景の研究はなされていない。国内での研究者は、現在のところ筆者と、木下芳夫(国際折り紙研究会所属)のみであり、英語で発表された論文はそのうち筆者の1本だけである。

吉澤の生前から、その作品の芸術性や活動を評価し一次資料に残してきたのは圧倒的に英語圏であり、それが参照され、日本は遅れをとっているのが現状である。科学的研究分野としても世界的に着目されている Origami であるが、語源となった日本語圏における文化としての折り紙の発展の研究は、非常に脆弱と言わざるを得ない。

本研究では、吉澤章が主宰した「国際折り紙研究会(以下研究会)」の会報『折り紙通信』(国際折り紙研究会, 1957-1989 年刊)を主軸として、①国際折り紙研究会と吉澤の活動の変遷を整理し検討する。その上で、②吉澤の「自由創作による折り紙」がどのような

ものであったかを考察する。1954 年設立の同会は、吉澤の活動思想の変遷と共に、度々活動形態を変えていった。吉澤が同会に何を求めて運営をしていたのか、同会は、活動を通して主宰者である吉澤に何を求めたのか。現代折り紙の黎明期から現代へつながる折り紙の成人団体として果たした役割に着目したい。

2. 活動の変遷

吉澤は、研究会は 1954 年発足時、折り紙の芸術や教育的価値を追求する研究機関を目指していた。そして 1957 年には姉妹団体として「おりがみ友の会(以下友の会)」を発足、『折り紙通信』(22 号まで『OT 通信』)は、当初友の会の会報であった。当時習い事の主流であった家元制へは批判の立場にいと吉澤は明記しており、何事も話し合っ決めていきたいと述べていた。しかしやがて一人で背負いすぎていることに限界を感じ、友の会を研究会に合併させる形で一つにする。研究会には、吉澤の折り紙芸術を学びたい者達が集まり、京都支部もできることとなる。吉澤からその創作思想と方法を厳格に学ぶ運営スタイルは、欧米圏から見た「Origami Class」とは趣を異にするもので度々疑問視されたようである。しかし、吉澤の紙の特性を最大限に活かした折り紙の技術や表現方法を学びたい人は後を絶たず、日本国内だけでなく海外からも受講者が多く訪れた。

3. まとめ

国際折り紙研究会は、現在も月例会を行い、過去の作品や折り方が公開されなかった作品の、その折り方を探りながら、吉澤の折り紙とその思想について意見交換をして学んでいる。研究会の会員たちは、吉澤の手法を自分の手でトレースすることによって、その思想や作品に心から触れている。David D. Jones は、芸術活動への関わり方に鑑賞・創作・参加の三つを挙げた。友の会の活動は、鑑賞・参加に値する活動を行っていると考えられる。

「社会教育」を实践する芸術家たち

鈴木理仁（仙台白百合女子大学）

1. 問題と目的

本報告は、芸術家による社会教育実践、および社会教育実践を担う芸術家について、これまでの社会教育研究の蓄積を整理し、社会教育研究における「芸術家」論の展開に寄与する体系的な視座と論点を確認することを目的とする。

芸術家が多様な活動の中で、社会教育領域と密接に関与し、人々の学習活動を支えてきたことは、多様な論考から明らかである。また、社会教育学研究においては、特に彼らの行うワークショップを通した学習に焦点が当てられてきた。近年のこうした社会教育研究の貢献からすれば、芸術家が果たす役割が、ワークショップにおける固有の「学習支援」として捉え得ることを示唆している。

一方、広くワークショップや参加型の活動に焦点を当てた研究では、学習支援者を対象とした支援・介入の方法論（荏宿ら、2012）が焦点化されている。この視点を通せば、芸術家による各種実践も、そのほかの学習支援の文脈と同一の方法論的理解に統合することが可能なように思われる。しかしながら、鈴木（2024）で指摘するように、芸術家を学習支援者としてまなざすとき、彼らの目的を学習に求め、彼らに学習の舞台装置としての役割を期待する視点には疑問が残る。

確かに、ワークショップは参加者の学習を、対話的な形式で促すという意味で、すぐれて社会教育的な実践である。しかし、それを企画する芸術家の初発の開催目的が「社会教育のため」である、とは言い難い。多くの場合、別の意図を志向して開催されたワークショップが、結果的に「社会教育」的な営みを果たすものである。すなわち、既存の研究においては、「芸術家」の存在が、暗黙

のうちに学習支援者としての枠組みに統合されてしまっていたのではないだろうか。

以上から、特にワークショップを生業とする芸術家たちは、なぜ結果的に社会教育的な関心を有するに至り、どのように現在のスタイルとしての学習支援の専門性を身につけていったのか、ということが、中心的関心をなす必要性が理解できよう。それは加えて、彼らの生涯にわたる自己形成に根本的な焦点が当てられなければならない、ということでもある。なぜならば、彼らの現在に至る学習支援のあり方が生み出されていく時、必然的に芸術活動そのものや芸術家としての自己のあり方自体にも変容が加えられるためである。

2. 方法

社会教育学実践に関する芸術家の、以上のような自己形成の個別具体的なありようは、報告者による一連の実証的研究（鈴木、2024；鈴木、2026）によってすでに取り組みされている。しかし、そこからより踏み込んで社会教育学における「芸術家」論を全面的に展開するためには、同領域において芸術家による学習支援を、固有の論点として位置付けるために必要な全体的視点がいささか不足しているように思われる。

そこで本報告では、芸術活動を通した社会教育実践および学習支援活動について、これまでの社会教育学研究の動向を整理し、芸術家に求められてきた学習支援者としての役割について体系的に論じる。加えて、欧米の成人教育研究における、芸術活動を通した学習実践についても整理することで、社会教育実践における芸術家の役割について可視化し、その理論的視座の形成を目指す。

〈母親〉となった人びとが子どもをあずけて自己表現にとりくむコミュニティの実践分析研究：ケアする人をケアするフェミニスト・ペダゴジーはどのように始まるのか

齋藤梨津子（早稲田大学大学院文学研究科博士課程）

I. 問題意識

現代日本では子どもを産み育てる困難を「自己責任化」する風潮が支配的である¹。「ケアしなくてよくなる」ためのサービス購入でもリスク測定を伴う子育て支援でもないところで、自分自身の目で世界をまなざし、名づけ²、他者と分かち合うコミュニティはいかに立ち上がるのか。公民館などの社会教育施設を対象に分析した研究はあるが³、既存施設を拠点としない実態としての社会教育実践の分析は進んでいない。本発表は筆者が現代美術のアーティスト坂本夏海と共同運営し、2023年に半年間にわたって6人の参加者と取り組んだアートプロジェクトの実践を対象に、〈母親〉という社会的立場が共通する運営者と共に参加者が子どもをあずけて自己表現に取り組むコミュニティの実践分析を行う。

II. 分析の視座と研究方法

自分の意志だけではどうにもならない依存関係の中にある点で自己決定・自己選択ができる「自立した個人」という人間像に当てはまらない〈母親〉となった人びとを配慮（ケア）し、内面化したケア蔑視の価値観を共同で問い直す、「ケアする人をケアするフェミニスト・ペダゴジー」という視座から実践を分析する。外部からの短期的関与・介入としてのアクションリサーチではなく研究者も〈母親〉当事者であり、省察的实践者として学びながら「活動日より」等の記録から実践の構造を捉える⁴。

III. 実践の展開と分析

プロジェクトは、「母」という言葉から連想されるイメージを問い直し、家庭や個人の問題として閉じられていた母親業ではない、新しいケアのあり方を見出すことをテーマとした。筆者らはまず、〈母親〉となった人びとと自己表現に取り組むために、日常から隔離されたシアターを会場に選び、外出の交渉を後押しする謝金を用意

し、子どもから手が離せなくても参加できるよう、託児とオンラインでの活動という環境を整備した。参加者との対面ワークショップとオンラインの活動では、ケアに使うドメスティックな物質であると同時に自分を表現する画布にもなる「布」を手掛かりに、自身の軸や輪郭を色彩や身体感覚で捉え、アンビバレントな感情を想起させるケアの記憶をパフォーマンスで表現していく実践が展開した。唯一の正解を目指さない「壮大なあそび」としてのアートという枠組みで活動することで、個々人の感じる快不快や経験の差異を保ったまま、好奇心や解放感を伴って母親業の負の側面にも向き合った。生活の中での気づきを書き留めるスケッチブック、実践をふりかえるオンライン座談会、ふりかえりをまとめて共有する「活動日より」という省察の手立てにより参加者は自分の中にあつた声を、自分たちの言葉やイメージで表現する経験を重ねた。参加者の声は同じく〈母親〉当事者である運営者らにも、インスピレーションや励ましをもたらした。

IV. 結論と課題

性差別の学びは「互いの関係を育てながら学び合っていくことを抜きに知識をつめこんで成り立つ学習ではない」⁵と言われる。プロジェクトは、参加者が内面化した性差別を克服するための情報と方法を一方的に与えるのではなく、彼女らがもともと持っていた声で表現する「舞台」を設えた。既存施設に依存しないコミュニティは、①〈母親〉たちが集うことのできる環境、②「壮大なあそび」としてのアートという目的、③ふりかえりの時間と手だて、④それらを通して育まれる、ママ友や職場の同僚とは異なる「仲間」という要素からなる構造を持つことが実践分析から明らかになった。他方、託児に関するふりかえりや子どもや保育者を含む関係性の組み直しには十分に取組めず、課題が残った。

¹ 元橋利恵(2021)『母性の抑圧と抵抗:ケアの倫理を通して考える戦略的母性主義』晃洋書房。

² グリーン・マキシン(2025)『想像力をときはなつ—アートと教育が社会を変える』上野正道、桐田敬介、近藤真子、園部友里恵訳。勁草書房。

³ 村田晶子(2021)『「おとなの女」の自己教育思想

—国立市公民館女性問題学習・保育室活動を中心に』社会評論社。ほか

⁴ 柳沢昌一(2011)「実践と省察の組織化としての教育実践研究」『教育学研究』78(4), 423-438.

⁵ 伊藤雅子(1993)『女性問題学習の視点—国立市立公民館の実践から』未来社。

レッジョ・エミリア教育における創造性の自由を創る「関わりのシステム」

蔡 越先（北海道大学大学院）

はじめに

本発表では、レッジョ・エミリア教育において、「関わりのシステム」を基盤に、「子どもたちの100の言葉」を媒介に、子どもたちが創造性の自由を獲得することが可能となることを論証する。

一、先行研究

ヴィゴツキーの創造性論によれば、創造性は「具象化に向かう想像力の志向」（ヴィゴツキー1930=2002：69）であり、本質的に集団性を有している。子どもは、①現実を認識するため、②自己を表現し伝えるために創造性を発揮する。子どもの創造性は、①想像が具体的・直観的、②感情的、③混合的・融合的、④対話的・主観的である。本発表では、集団的・社会的発達により、子どもたちが自律的に新しい言語様式と思考形態を創出することを示し、思春期前の年齢段階にある子どもたちでも心理的機能の制限を突破し、創造性の自由を獲得するが可能であることを論証する。

二、レッジョ・エミリア教育における「関わりのシステム」

関わりのシステムは、共通の目的に向けて、顕在化された問題を「認知的、感情的、表現的な領域」（マラグッツィ1998=2001：101）に結びついて解決するための社会的互惠的交換と対話により形成されたコミュニケーション・ネットワークとその拡大である。子ども、教師、親が主役である「三者間のコミュニケーションと相互作用」（リナルディ1998=2001：176）を基盤に、多層的な「市民の共同体」が構成さ

れ、その結び目に学校が位置づけられる。

三、「関わりのシステム」と創造性の自由

「関わりのシステム」におけるコミュニケーションは、子どもたちの100の言葉を媒介にする。子どもたちは、100の言葉を通して日常的経験を記録し、身の回りの世界に対する認識・理解を表現するだけでなく、認識・理解したものを子ども同士や大人との話し合いや論議の材料を提供し、新しい観察・思考・表現が導かれ、認識・理解を共同で再構成する。このように、100の言葉は、連続性・連帯性・協働性を促し、自律的に新しい意味づけをするための道具となる。

対話的・感情的・互惠的な次元でコミュニケーションを行い新しい意味を生み出す過程をきっかけに、他人の存在、他人との関係性、そしてお互いの考えの差異に気づかされ、交渉を通して衝突を和らげることの喜びを覚える。不均衡な状況を変え、葛藤を乗り越え、新しい環境を作り、共同体の形成とその拡大に貢献することこそ、創造性を発揮することにはほかならない。そこで「自分自身の知性、情熱、そして創造力を使う場と自由」（フィリッピーニ1998=2001：207）が見られる。この場合の創造性を「集団的創造性」と見なすことができるが、その議論は今後の課題としたい。

参考文献：ヴィゴツキー『子どもの想像力と創造』（広瀬信雄訳）新読書社1930=2002

C. エドワーズ他編『子どもたちの100の言葉—レッジョ・エミリアの幼児教育』（佐藤学他訳）世織書房1998=2001

第9室

午前 なし

午後 〈社会教育施設〉

東日本大震災・長野県北部地震を契機とした地域博物館の創造
：災害伝承を越えて

久保内加菜（鎌倉女子大学）

メトロポリタン美術館における専門職採用と職員の組織化

瀧端真理子（追手門学院大学）

日本の学芸員は職種としての専門分化が極めて緩やかで、国際的に見れば特殊な状況にある。また、公立直営館の場合、事務部門は行政系職員が着任して人事異動の対象となるため、博物館経営の専門家が育ちにくい環境にある。

本発表者は博物館関連求人情報の調査によって、米国大型館でどのような職種分化と求人が行われているのかを検討した。アメリカ博物館同盟のサイトには 2026 年 3 月 28 日現在、102 件の求人情報が掲載されており、この中からメトロポリタン美術館の求人(4 件)を調査対象とした。同館公式サイトには他の 5 件の求人も掲載されており、計 9 件の求人情報を整理した。年俸額が高い順に並べると、人事・労務担当責任者、登録部長(Head Registrar)、シニア・カテゴリー・マネージャー兼調達関連責任者、ネイティブ・アメリカン美術担当キュレーター、財務アナリスト、清掃サービスのフロアマネージャー、任期付き繊維保存担当補佐 (Conservator)、リサーチ・アソシエイト(サイ・トゥオンブリー担当)、研究員 (科学研究部門、デジタル部門各 1) で、人事・労務担当責任者の職務・責任の概要が「3 つの労働組合との団体交渉協定の交渉および管理を支援し、あらゆる労使問題について指導と助言を行う」となっている点が注目される。

2026 年 1 月 16 日、同館の職員は、全米労働関係委員会による組合結成の投票で全米自動車労働組合傘下の 2110 支部への加入を 76% の賛成多数で可決した。今回、結成を目指しているのは技術・事務・専門職による美術館労働組合である。同館にはすでに映写技師らの組合と、約 700 人の警備員の組合が存在している。同館では、長年勤務している従業員のグループが COVID-19 のパンデミック期に雇用の安定と賃金停滞の懸念を共有して以来、組合結成の取り組みが行われてきた。このグループはメトロポリタン美術館の 50 部門にわたる職員で構成され、キュレーター、保存担当者、ライブラリアン、営業スペシャリスト、来館者体験コーディネーター、デジタル・IT スタッフ等が含まれる。COVID-19 により同館は 2020 年 3 月に閉館を余儀なくされ、同 4 月に 80 人以上が解雇され、同 8 月には 79 名の解雇と 181 名のレイオフが行われ、93 名は自主退職、3 月に約 2,000 名いた従業員が約 1,600 人まで減少した。パンデミック期以降、ニューヨークではミュージアム労働者の組織化が進んでおり、2026 年 1 月 16 日時点で 2110 支部は、ブルックリン美術館、グッゲンハイム美術館、ニューミュージアム、ユダヤ美術館、ホイットニー美術館、ニューヨーク近代美術館を含む 12 以上のミュージアムとその他文化機関の労働者を代表している。

英米では雇用主は職務の内容を「職務記述書 (job description)」に明示して労働者を募集する。日本の博物館職員の専門分化が進まないのは、博物館固有の問題ではなく、社会全体の選抜制度のあり方に規定されていると言えよう。雇用の流動性が高まれば専門分化が進む可能性はあるが、失業した際のセーフティネットをいかに実装するかの課題を伴う。日本の大型館で専門分化が進まないのは、職員数が圧倒的に少ないことも原因であろう。

公共図書館における英語多読支援の展開プロセス —東海地方での広がりを中心に—

小川 和子（筑波大学大学院）

1. 研究の目的と背景

本研究は、愛知県の公共図書館において英語多読に適した図書の導入が始まり、同様の実践が東海地方の他県にも広がったプロセスを解明することを目的とする。

地域住民の生涯学習支援の一つとして、英語多読資料のコレクションを構築し、地域住民の英語の読書を支援する公共図書館がみられるようになった。ただし全国的にみれば、英語多読支援は図書館サービスとして一般的ではなく、図書館員に広く周知されているとはいえない。そのなかで東海地方での導入館の数は、2000年代半ばからの約20年で50館に届こうとしており、この地方独自の傾向がみられる。

東海地方において英語多読用図書の導入館が増加した最大の要因は、豊田工業高等専門学校（以下、豊田高専）の電気・電子システム科教授であった西澤一が、公共図書館に導入を直接働きかけたことにある。東海地方での英語多読支援の展開に関しては、西澤自身が論文や書籍、講演等を通して実践事例を紹介しており、図書館関連の専門誌にも取り上げられている。一方で、数学と電子工学の教員である西澤が英語多読図書の導入を図書館に働きかけた契機と動機、実際にどのような働きかけをして図書館側が西澤の提案を受け入れたかの具体的な内容については、明らかにされてこなかった。本研究では、これらの点にも着目し、新しい社会教育実践が始まり展開したプロセスとして捉え、経緯を跡づけて分析・考察した。

2. 研究の方法

研究方法は文献研究と、この社会教育実践のキーパーソンである西澤に対するインタビュー調査の分析による事例研究である。実践分析にあたっ

ては、成人教育学の理論・モデルを援用し、〈学びあうコミュニティ〉の視点を取り入れた。

3. 高専の多読授業と公共図書館の多読支援

豊田高専の電気・電子システム工学科では2002年に英語多読授業を開始しており、西澤はその成果に手応えを感じていた。公共図書館に英語多読図書の導入を働きかけたきっかけは、寮生活を送る学生からの「夏休み中に読む本がない。地域の図書館で多読図書を借りることはできないのか？」という要望に応えるためであった。西澤は愛知県下の図書館に直接面談を求めたほか、多くの図書館に電子メールで多読を紹介した。

西澤の提案を受入れた図書館が地域住民の英語の読書の支援として新しいサービスを実践したことで、この実践に影響を受けた周辺の図書館でも同様の試みが展開した。西澤による選書の助言、住民向け英語多読講座、利用者同士の交流会の開催に関しても館長間、図書館員同士の情報交換によって知られるようになり、岐阜県、静岡県、三重県の図書館でも導入する図書館が出現した。

4. 結論と考察

ベストセラーになった英米の図書を所蔵する公共図書館は多いが、一般市民で大人向けの英語図書を読める人は多くないため、利用は限られる。図書館が多読用図書を導入し、やさしい絵本から始める多読によって英語を英語のままで読める利用者が増えれば、従来から所蔵されていた英語図書の利用も増え活用されるという西澤の説明は、専門職である図書館員にとっても説得力があった。「英語の文字の読み書きはできる」が「本は読めない」地域住民の「英語の本を読みたい」という潜在的な学習ニーズを掘り起こし、学習機会を提供する生涯学習支援として実践が広がった。

公共図書館におけるイベント実践を通じた実践共同体形成の可能性

—図書館職員・大学教員の主体性変容を通して—

北九州市立大学 地域共生教育センター 特任教員 矢ヶ井那津

文部科学省の平成30年中央審議会では「持続可能な社会づくりを進めるためには、行政のみならず企業や大学、団体、個人など、様々な主体がそれぞれの立場から主体的に取り組む必要がある」と指摘している。多様な主体の協働を学習の観点から捉える概念として、Lave & Weng が提唱した「実践共同体」がある。実践共同体とは、「あるテーマに関する関心や問題、熱意などを共有し、その分野の知識や技能を、持続的な相互交流を通じて深めていく人々の集団である」とされている。そこで本研究は、公共図書館におけるイベントの企画・運営に携わった図書館司書・職員と大学教員の協働に着目し、各主体の役割認識や関わり方がどのように変容したのかを明らかにすることを目的とする。また、その主体性の変容が、相互に学び合いながら活動を継続する実践共同体の形成にどのように関係するのかを検討する。研究対象は、2025年9月23日に北九州市立中央図書館で実施されたイベント「自分本棚をつくろう」である。本イベントでは、不要となった段ボールを本棚に作り替え、参加者が好きな本を入れて装飾し、館内に展示した。本図書館では、学習に熱心な利用者がみられる一方、「図書館は静かに本を読む場所」という認識が強く、利用形態が個人の読書や学習にとどまる傾向があった。そのため、学びを通じて他者とつながり、共に学ぶ場としての機能をどのように広げるかが課題となっていた。こうした状況を受け、北九州市立図書館協議会が2024年に示した「これからの図書館のあり方について」の答申では、「人が学び、やすらぎ、つながる図書館」および「市民や地域と協働する図書館」が基本的な方向性として掲げられている。本イベントは、これらの方向性を踏まえ、本図書館と筆者の所属する大学の研究グループとの共催により企画された。調査は、イベントの企画・運営に関わった図書館司書・職員および大学教員を対象として、半構造化されたグループインタビューを実施した。グループインタビュー法は、複数の参加者の相互作用、すなわちグループダイナミクスを活用し、個々の経験や認識を引き出す研究方法である。分析では、インタビューで得られた語りを、カテゴリ分けし、実践共同体の視点から考察する。

【参考文献】

- レイヴ, J.・ウェンガー, E. (著), 佐伯胖 (訳) (1993) 「状況に埋め込まれた学習—正統的周辺参加—」 産業図書.
- ウェンガー, E.・マクダーモット, R. A.・スナイダー, W. M. (著), 櫻井祐子 (訳), 野村恭彦 (監修), 野中郁次郎 (解説) (2002) 「コミュニティ・オブ・プラクティス—ナレッジ社会の新たな知識形態の実践—」 翔泳社.

高齢者や認知症者に配慮した図書館づくりへの試み —ノルウェー・オスロの事例を中心に—

鈴木 尚子（徳島大学）

1. 本発表の背景と目的

高齢化が進行する国内外の各地において、「認知症にやさしい地域づくり」に向けた取り組みがみられる中、教育的な側面からそれを支援する動きとして、「認知症にやさしい図書館づくり」が注目され、その実践が試みられている。ここでいう「認知症にやさしい (dementia-friendly)」という表現にはさまざまな解釈があるが、実態としては認知症者のみでなく、高齢者や図書館利用に困難のある多くの利用者にとって有益な取り組みとなっていることが少なくない。国際的には、2007年に国際図書館連盟 (International Federation of Library Associations and Institutions/ IFLA) によって、また国内では2017年に「超高齢社会と図書館研究会」によって、本テーマに関するガイドラインが発行されているが、2026年にはIFLAでその刷新に向けたワーキンググループが始動する等、新たな動きがみられている。

発表者は、2015年頃より、国内外における「認知症にやさしい図書館づくり」に着目し、調査研究を行うとともに、自身も複数の国内公共図書館における同種取り組みに関わってきた。本発表では、以上を背景として、民主主義社会の基盤として図書館が位置づけられ、情報産業革命が続く21世紀に通用する新たな公共図書館のあり方が議論されているノルウェーに着目する。具体的には、2018年以降、「高齢者や認知症者に配慮した図書館」への改革に取り組んだ、同国の首都オスロにある公共図書館 (Deichman Oppsal) を取り上げ、現地調査により、その内容を考察することを目的とする。

2. 調査研究の方法

調査研究の方法として、資料分析調査に加え、2025年11月に上記図書館を訪問し、参与観察調査を実施するとともに、改革時から今日までの取り組みに携わってきた職員3名に対し、2018年から実施されてきた改革の内容やその効果等に関するインタビュー調査を実施した。また、近年別の観点から改革が行われたオスロのその他公共図書館についても調査を実施し、全体像の把握に努めた。

3. 調査研究のまとめ

オスロ市は、他のノルウェー地域と比べ、単身世帯が多く、80歳以上の住民が2040年には2018年の2倍近くに上ることが予測されている。本事業が実施された地区は同市内でも高齢者の割合が高く、孤独や孤立が問題視されており、その解決に向けた人びとの交流の場として図書館のあり方が従前から議論されてきたことから、同地区の公共図書館が改革の対象として選定された。また、高齢者をめぐる諸課題の解決には教育と福祉の横断的な協力関係が不可欠であるとの認識から、図書館関係者と介護関係者が協働して事業に取り組む必要性が提起された。こうした中、オスロ市高齢者保健労働局が主導する高齢者にやさしいまちづくりの一環として、同地区の図書館関係者及び介護関係者が、上記図書館を「高齢者や認知症者に配慮した図書館」に改革するよう委託を受け、2018年から2019年にかけて、環境要素に関する評価と見直しを中心とした事業に着手した。同事業の過程では、利用者の意見が重視され、例えば多様な物理的空間（内外の入口、受付、トイレ、各部屋）における環境要素（色と対照、視覚と照明、聴覚と騒音）に関する問題点や改善に向けた課題等について、高齢者や認知症者から意見聴取が行われた。事業の結果、同図書館はハード・ソフト両面から整備し直され、高齢者や認知症者をはじめとして、誰にとっても利用しやすい図書館として機能するようになった。

ポスターセッション

芸術活動における「文化の翻訳」に関する予備的考察 ：教育・福祉・矯正施設との連携・協働の実践から

○中山博晶（大阪公立大学）、○吉野さつき（愛知大学）、
○宮本聡（九州大学）、長津結一郎（東京藝術大学）

本研究の関心

近年、アーティストが教育、福祉、矯正などの多領域の現場と連携・協働する実践が広がりを見せている。普段芸術活動の拠点となる文化ホールや劇場だけでなく、学校や公民館、福祉施設、矯正施設などでワークショップを行い、日常的に芸術活動に関わる機会の少ない参加者とともに創作や表現に取り組んでいる。

しかし、そうした多領域との連携・協働において、それぞれの制度的・文化的差異を背景とした摩擦や困難も生じている。一般的に芸術活動が「何をやっているのか」理解されにくいことに加えて、教育や福祉、矯正分野から寄せられる期待との間に「ズレ」があり、連携・協働にあたってのコミュニケーションに課題を抱えている。社会教育の領域でも、ワークショップやアートプロジェクトにおける他者理解やエンパワメントに対して研究的な関心が向けられているものの、現場においてそうした芸術活動への理解が十分に深まっているわけではない。

そこで本報告では、アーティストと多領域の現場との連携・協働におけるコーディネートの場合に焦点を当てて、「文化の翻訳」という概念を手掛かりに考察を行う。ここで述べる「文化の翻訳」とは、言語的な意味の伝達だけでなく、異なる専門性の間のコミュニケーションを調整し、創造する動態を捉えるものである。

社会教育研究における「文化の翻訳」

これまでの社会教育研究においてコーディネート場面を対象とした研究は少ないものの、地域資源や異なる専門職をつなぐ役割の重要性は指摘されている（日本社会教育学会編 2009 ほか）。また添田（2016）は、翻訳論の知見を応用した社会教育実践の分析のあり方について論じている。この研究はコーディネートについて論じたものではないものの、実践の「翻訳」について、その意味の等価的伝達だけでなく、新しく実践の意味を創りだす上昇運動という側面を指摘するなど示唆的である。

本報告では、こうした先行研究の知見を整理しつつ、学校、福祉施設、矯正施設といった各実践事例の分析から、「文化の翻訳」についての考察を試みる。

参考文献

- 添田祥史（2016）「社会教育研究における実践の理論化とフィールドワーク：「解釈」から「翻訳」へ」日本社会教育学会編『社会教育研究における方法論』東洋館出版社、100-111 頁。
- 日本社会教育学会編（2009）『学びあうコミュニティを培う：社会教育が提案する新しい専門職像』東洋館出版社。

本研究は、JSPS 科研費 JP25K03412 の助成を受けたものである。

公立図書館における高齢者の生涯学習活動と支援

―八王子千人塾を事例として―

○久保田治助（早稲田大学）○額田岳（八王子市生涯学習スポーツ部図書館課）○上海雄一郎（八王子市生涯学習スポーツ部図書館課）○若槻健一（八王子千人塾 塾生の会）○橋本直紀（八王子千人塾 塾生の会）○李薇（早稲田大学大学院）

1. はじめに

本研究の目的は、公立図書館を拠点とする高齢者の学習グループの活動が、高齢者の学習の継続と社会参加をどのように支えているのかを明らかにすることである。東京都八王子市図書館の「千人塾」を事例に、行政による支援の実施状況、塾生の学習実践と学習動機の実態を通じて、地域図書館が果たす高齢者の生涯学習支援の役割を考察する。

2. 八王子市図書館での「千人塾」の概要と、行政側での目的、意義、実施状況

千人塾は、市内在住の 60 歳以上を対象に、興味や疑問を図書館資料やインターネット、現地取材等で調べ、まとめる方法を学ぶ取り組みである。受講後、希望者は「千人塾塾生の会」に入会し、月 1 回の定例会で発表や分科会での共同研究を行う。行政側は、定年退職後に社会との繋がりが希薄になりやすい高齢者に、研究成果を発表する場・新たな知識を得る場・仲間と繋がる場を提供し、地域に密着した生涯学習支援と健康なセカンドライフの充実を目指している。年 1 回の「千人塾講座」の開催に加え、成果を作品集『いちよう街道』として発行し、市内図書館や国立国会図書館等への配付、電子書籍サービスでの公開を通じて、学習成果を市民に開かれた形で蓄積している。

3. 千人塾での塾生の研究テーマ・内容

事例①：若槻健一『四季が消える―五季への転換を探る―』は、暦の基礎理論である陰陽五行説の「五季」の考え方をもとに、四季の有り様を写す「二十四節気」と最近の気象状況の分析を中心に、四季の変容を考察した。事例②：橋本直紀『大沢村が南大沢村になったとき―明治 12 年の村名改称―』は、居住地である八王子市南大沢に、いつから頭に「南」が付くようになったのかを問う。神奈川県立公文書館での調査を中心に行い、県布達文書の存在を確認し、大沢村が南大沢村となった時期が明らかとなった。

4. 千人塾の塾生の学習動機

塾生を対象としたアンケート調査の結果から、その学習活動は、新しい知識を得たいという知的関心や生きがいの希求を入塾動機としながら、調査・執筆・交流を繰り返すなかで継続される特徴を有することが示唆された。

5. おわりに

以上を通じて、公立図書館を拠点とする高齢者の学習活動が、行政の支援と塾生の自主的な実践の相互作用のなかで、学びの継続と社会参加を生み出していることを示す。

参考文献：堀薫夫「高齢者への図書館サービス論から高齢者の図書館利用論・読書論へ」『図書館界』第 59 巻第 2 号、2007 年、pp.67-71

地域博物館実践の展開と未完の理論－２つのモデルの軌跡から

栗山 究（法政大学・非常勤）

博物館研究者・伊藤寿朗（1947～1991）が1986年に「現代博物館の課題と展望」として提示した「地域博物館論」の実践的原基は、伊藤が理論形成の前提となるモデルとして把握した金子功（1918～2009）の博物館実践に求められる。金子実践は、私立豊橋向山天文台・大池児童館を経て、最終的に私立御園高原自然学習村へと展開した。また、伊藤自身が地域博物館のモデルとして位置づけたように、その持続的展開を社会教育行政に根ざした社会教育施設として具体化した事例として、1976年に開館した平塚市博物館の地域博物館実践がある。とりわけ同館三人目の学芸員であった浜口哲一（1947～2010）は、伊藤が理論形成過程で注目した重要な実践者の一人である。

戦後直後の1945年から、一人の民間社会教育者による地域文化活動として開始された金子実践と、高度経済成長期を経て、社会教育専門職である学芸員の公務労働として展開された浜口実践との間には、時代的・社会的条件の相違が存在する。しかし、その本質はいずれも地域社会に根ざした社会教育実践にあり、伊藤の地域博物館論は、両実践を接続する理論的媒介として理解することができる。さらに、伊藤が理論化のモデルとした両実践は、それぞれ伊藤の死後も2000年代に至るまで展開を続けた。しかし、それらの展開を踏まえた理論的可能性の検討も十分になされてこなかった。金子・

伊藤・浜口の三者の相互関係と意義は、今日の社会教育研究・博物館研究において総体的に検討されているとはいえない。

本ポスターでは、伊藤・金子・浜口の著作と実践記録をもとに、伊藤の学習・研究活動の展開と、金子・浜口の実践を構成する博物館事業（組織的な学習・学芸活動）の形態と内容、各実践における事業の相互展開の軌跡を、理論形成と実践展開の相互規定関係を通時的に捉える年表として可視化する。この作業を通じて伊藤の地域博物館論を歴史的・理論的に再定位し、その今日的可能性を探ることを目的とする。本検討から見出される「地域博物館」という博物館実践の分析枠組みの特質として、それが地域や固定化された住民像を所与のものとして前提とするのではなく、人びとの学習・学芸活動を通じて地域社会を形成・変容していく社会教育実践として理解し得ることを示す。

その際、これらの歴史的展開を辿ることと、今日の理論的・政策的実践との連続（積極的な継承）と断絶（未解決の課題）の諸相に着目しながら、地域博物館論になお残される実践構造に内在する理論的課題を検討する足がかりを示す。

以上から、現代博物館実践の一つの基盤を構成する地域博物館論を、いまだ理論的可能性が十分に引き出されていない「未完の理論」として捉え直し、来場者との対話を通じて検討を深めたい。

ライフキャリア教育としての対話型職場体験の効果構造

ー益田版・職場体験における仕事理解・地域認識・将来展望の変容ー

○林 知里（東京大学大学院・院生） 桐 雅幸（元・益田市教育委員会ひとづくり推進課）

1. はじめに

中学校段階の職場体験は、キャリア教育における主要な体験的学習として位置づけられ、進路成熟やキャリア意識、自己有用感、進路決定自己効力感等の向上に一定の効果が報告されてきた

（山田, 2011；原田ほか, 2021）。一方で、キャリア教育の射程は、導入初期に重視された「勤労観・職業観の育成」から、社会的・職業的自立に向けた基盤となる能力や態度の育成へと広がり、近年では、社会との関係の中で「どのように生きるか」を構想する教育として捉える視点が重要になっている。この動向を踏まえると、職場体験も、職業理解や進路選択の支援にとどまらず、働く大人との関わりを通じて、自分と社会との接点を見いだす学習経験として再検討する必要がある。そこで本研究では、職業理解・進路選択を中心とした職場体験を超えて、生き方や社会との関わりを考えるライフキャリア教育として職場体験を捉え直す。具体的には、島根県益田市の「益田版・職場体験」を対象に、ライフキャリア教育としての効果構造を検討する。

2. 調査の対象と方法

「益田版・職場体験」は、益田市教育委員会が主催し、益田商工会議所や産業支援センター等と連携して、市内全9中学校で実施されている。

「はたらく“ひと”を通して、“生き方”を学ぶ」ことを重視し、仕事そのものを体験するだけでなく、地域で働く大人の思いや価値観に触れる対話を重視している点に特徴がある。例えば、事業所が作成する求人票に仕事の内容だけでなく、働く人のやりがいやこだわりを記載し、生徒はそれを踏まえて事前面接に臨む。また、職場体験当日も、作業や見学に加えて、働く大人との対話・観察・協働の機会が設けられている。調査では、令和7年度の参加生徒を対象に、職場体験の事前・事後 Web アンケートを実施し、選択式回答の集計分析および自由記述回答のテキスト分析を行った。加えて、一部の生徒に半構造化インタビューを実施し、SCAT を用いて仕事理解、地域認識、将来展望の変容過程を質的に検討した。

3. 分析結果と議論

分析の結果、地域で働く大人との対話を通して、大人の生き方や価値観への理解が深まり、それを媒介として、仕事理解・自己理解・地域認識・将来展望が相互に更新されていく再帰的なプロセスが確認された。自由記述では、「優しい・親しみやすい」「地域のために働いている」「仕事を楽しんでいる」といった記述が多く見られ、仕事理解に先立って大人理解が形成されていることが示唆された。SCAT 分析からも、働く大人を「気軽に話せる」「丁寧に教えてくれる」「地域を考えて働いている」存在として捉え直す語りが抽出された。また、大人の仕事への向き合い方に触れることで、仕事は生活の手段にとどまらず、社会とのつながり、地域への貢献、自己実現にも関わるものとして捉え直されていた。さらに、「益田には仕事が少ない」という先入観が更新され、地域にも多様な働き方や生き方が存在するという認識も生まれていた。一方で、地域への肯定的認識は単純な定住意向に直結せず、「一度外に出て多様な価値観を知りたい」「戻るなら地域を変えたい」といった循環的・条件依存的な将来展望として語られていた。

以上から、益田版・職場体験には、大人理解を媒介として、仕事理解・地域認識・将来展望が相互に更新されるという、ライフキャリア教育としての効果構造が見出された。この変容は、職場を訪問すること自体によって自動的に生じるのではなく、地域で働く大人の思いや価値観に触れる対話が組み込まれているからこそ生起するものであり、対話型職場体験としての本実践の固有性を示している。

[参考文献]

- 山田智之（2011）「職場体験による中学生の進路成熟及び自律的高校進学動機の変容と影響要因」『キャリア教育研究』30(1), 1-14
原田恵理子・田邊昭雄・古武幸恵（2021）「キャリアプランニング能力の育成に向けた職場体験活動の予備的研究」『教育実践学研究』24, 83-93.

就職氷河期世代の「自分史」に関する質的研究—就職活動の実像を中心として—

川原健太郎(作新学院大学)

【本報告の目的】

本報告の目的は、就職氷河期世代の就職活動の実像を、当事者の「自分史」から描出することである。

【研究概要】

本研究は就職氷河期世代を対象にした質的調査による実証研究である。具体的には、就職氷河期世代にインタビュー調査を実施し、当事者の就職活動を含めた「自分史」の語りから、当時の就職活動の実像を描こうとするものである。

対象とする就職氷河期は、厚生労働省の定義による世代区切りを参照し、年代はおおよそ1971年(昭和46)生から1982年(昭和57)生を対象とする。厚生労働省は就職氷河期世代の支援に関するポータルサイトにおいて、就職氷河期世代を以下のように定義している。

ハローワークの中高年層（ミドルシニア）（旧：就職氷河期世代）「バブル経済崩壊後の雇用環境が厳しい時期、平成5年（1993年）～平成16年（2004年）頃に就職活動を行っていた方々を就職氷河期世代と言います」（就職氷河期世代の方々への支援のご案内）前掲、2026年2月19日閲覧）。

厳しいとされる就職氷河期であるが、その実像はいかようであったかを解き明かすことを本研究では企図している。特に当事者がいかように取られていたのか、その状況は人々にどのような影響を与えていたのかに着目したい。

【目的設定の理由】

本報告において、就職氷河期世代の就職活動の実像を、当事者の「自分史」から描出することを目的に設定した理由は、就職氷河期の実像を、数値的なデータだけで読み取りきれない、当事者の思いなどの語りからとらえたいと考えたためである。

【研究方法】

研究方法は、就職氷河期世代を対象にしたインタビューによる調査及びインタビューの生育地など周辺地域の実地調査を中心とする。これに併せて文献調査を実施し、当事者に関わる史料や関連研究やデータなどの資料を用い補強する。

【研究対象】

研究対象のα氏は1976年山口県生まれの就職氷河期世代の人物である。α氏は高校中退を経て東京の大学に進学、就職氷河期における就職活動を経験し大手企業に就職、その後起業をする経歴をたどっている。

インタビュー調査では、就職活動を中心として、α氏の「自分史」全体を対象とする。人生全体の中で就職活動は当人にどのような影響をおよぼしたのかなどの関わりを意識し研究を行う。

【本報告の研究関心】

本報告の研究関心には、就職氷河期世代は果たして「不幸せ」なのか、への問いがある。厳しい就職活動を抱える側面を持ちつつも、それだけでは示しきれない就職氷河期世代の実像を解き明かしたい。

【研究の意義】

本研究の意義は、就職氷河期の就職活動を質的調査により実証的に明らかにすることにある。特に、当事者自身がどのようにとらえていたかの語りやその後の影響など、詳細を明らかにしようとする意義は少なくないと考えられる。

本研究は、作新学院大学 令和8年度教育研究開発改善経費研究の助成を受けた研究である。

美術館の教育プログラムにおける長期性の検討
—講座継続型・参加者継続型・場継続型の比較から—
弭 書榛（東京大学大学院教育学研究科 修士課程2年）

近年、美術館では、一回限りの鑑賞活動や造形ワークショップにとどまらず、複数回にわたる活動や一定期間の継続参加を組み込んだ教育プログラムも実施されている。しかし、事業が長く続くことと、参加者の学びがその後も続くことは同じではない。美術館を社会教育施設として捉えるならば、その長期性は実施年数や回数だけでなく、何が継続を支え、そこで生じた経験が次の学習や参加へどのようなにつながるかという点から検討する必要がある。

本発表の目的は、美術館の教育プログラムにおける長期性を、①講座継続型、②参加者継続型、③場継続型の比較から明らかにすることである。全国47都道府県の438館・施設について公式ウェブサイト等の公開情報を調査し、3,054件の教育普及関連事例を整理した。その結果、継続には、事業の反復、同じ参加者の継続、場や参加経路の維持、担当者との関係、活動記録の蓄積など、複数の形が確認された。そこで、講座のカリキュラムと学習過程が継続を主に支えるものを「講座継続型」、同じ参加者とその関係が継続を支えるものを「参加者継続型」、参加者が変わっても場と参加経路が維持されるものを「場継続型」とした。三類型は相互に排他的な分類ではなく、各事例の長期性を主に何が支えているかを示す理念型である。代表例として、世田谷美術館「美術大学」、横浜美術館「ユースプログラム」、水戸芸術館「高校生ウィーク」を取り上げ、担当者へのインタビューと公開資料をもとに比較した。

世田谷美術館「美術大学」では、大学のように一年間継続して美術を学ぶ場が設けられていた。参加者は、講義や実技、鑑賞、制作を通して多角的に美術を学び、参加者同士や美術館との関係を形成していた。修了後には、自主活動や同期会、ボランティア参加などへ展開し、講座での学習が新たな活動や役割につながっていた。

横浜美術館「ユースプログラム」では、体系的な美術知識の習得よりも、同じ参加者が継続して美術を体験することが重視されていた。参加者は半年間、前回までの経験を次の活動へ持ち込み、制作、鑑賞、対話を通して自らの見方を深めた。最終的には、学びの成果として小学生に美術館を案内する役割を担い、学ぶ側から伝える側へと移行していた。

水戸芸術館「高校生ウィーク」では、33年間にわたり毎年事業を実施してきた。参加者は、約1か月の活動期間中いつでも参加でき、話す、制作する、展示を見る、何もせずに過ごすなど、自ら関わり方を選ぶことができる。ここでは、継続的な出席を求めず、利用者に寄り添い、必要なときに再び戻ることのできる場を開き続けていることが、長期性を支えていた。

以上の比較から、三つの事例では、長期性を主に支える要素が異なることが示された。美術館教育の長期性は、事業が長く続くこと自体ではなく、事業内容、参加者、場の継続を通して、ある経験が次の学習や参加へ接続されることにある。したがって、その評価においては、実施期間や参加回数だけでなく、修了後の活動、経験の積み重ね、再参加への入口がどのように形成されているかを見る必要がある。この視点は、美術館を、単発の体験イベントを提供するだけでなく、継続的な学習を支える社会教育施設として捉えるものである。

自発的参加に基づく保護者コミュニティの形成と課題

—PTA を持たない学校の事例から—

田中里実（北海道情報大学）・金銀珠（北海道情報大学）

1. 問題の所在

PTA は、学校と家庭を結び保護者が活動に参加する制度的枠組みとして機能してきた。その一方で全員加入を前提とすることで「強制的包摂」や集団内での周辺化を生じさせる（森村 2018）。また地域と保護者の協働は、協力とともに葛藤を生じさせ、その調整を通して認識が変容する過程を伴う（吉田・吉澤 2024）。しかし、PTA を持たない学校で保護者が関係をどう形成し、参加するか否かをどう選ぶのか、制度的な役割や窓口がないことが自発的参加に何をもたらすのかは、十分に検討されていない。

本研究は、設立時に意図的に PTA を設けなかった小学校（以下、A 小学校）を事例として、自発的参加に基づく保護者コミュニティの形成過程を明らかにし、制度的媒介を持たないことによる課題を検討する。

2. 方法

発表者は A 小学校の保護者の一人であり、本研究は当事者研究の立場をとる。データは、保護者および学校の設立に関わった地域住民を対象とする半構造化インタビュー（発表時点で 6 名を予定し、本稿では先行して分析した 3 名を報告する）、保護者活動に関する資料、および発表者の参与観察記録である。語りを、日常的接触、活動への呼びかけ、参加可能性を左右する場の設計、参加しない選択の観点から整理した。

3. 結果

(1) 場の条件によって開閉される局所的なつながり

A 小学校は広域から児童が通学し、送迎形態が複数に分かれている。接点が一様に少ないわけではなく、日常的には、学校に送迎する保護者間、スクールバス利用児童の同じバス停の保護者間では交流があったが、送迎形態の異なる家庭や遠方の家庭の間には接点が生じにくかった。保護者活動への参加の可否は時間設計にも左右され、平日昼間に固定された活動にはその時間帯に都合をつけられない保護者が入りにくく、「時間が合う人で」行う非固定型の活動には同じ保護者も関与していた。

(2) 制度的役割の不在による呼びかけ・責任・対立の個人化

PTA 等の役割がないため、保護者活動の呼びかけは「組織として」ではなく保護者個人から発せられていた。立場の異なる 3 名の語りに共通して、押しつけと受け取られることを避け、活動を控えたり他者に呼びかけずに行ったりする抑制がみられた。問い合わせや調整も公式の窓口ではなく、日常的な会話量の多い特定個人へ集中していた。また、活動や団体の位置づけが共有されていないため、同じ活動が公式のものか個人のものか保護者によって異なって受け取られ、認識の齟齬が摩擦を生むこともあった。

(3) 「入らない自由」と「入りやすさ」の緊張

A 小学校では、教育方針に納得して通わせながらコミュニティには入らないという選択を明示する語りもみられた。PTA を持たないことは、全員加入を前提とする枠組みから保護者を解放し、「入らない自由」を保障していた。しかし、保護者活動については公式の周知の仕組みがないため、案内が届かない家庭が生じるなど、参加を望む保護者にとっての入口が個人的な関係に依存していた。

4. 考察と結論

以上より、A 小学校では日常的接触を基盤とする局所的なコミュニティが形成されていた。ただし制度的媒介の不在は、参加を義務から解放する一方、呼びかけの正統性・責任・活動の位置づけ・参加の入口を個人へ分散させ、実質的な選択可能性を活動の設計に依存させていた。PTA は参加の入口を集約する一方で、全員加入を前提とし「入らない自由」を制限するが、A 小学校ではその自由が保障される代わりに、入口が個人的な関係に依存している状況がみられた。したがって、そうした関係や場の条件から外れる家庭が、参加しないことを選んでいるのか、参加を望みながら入口を得られずにいるのかが見えにくい。制度化された入口を用いず学校外で関与を続ける保護者もみられ、こうした多様な参加と非参加の在り方の解明を今後の課題とする。

主要文献

森村繁晴（2018）「PTA における包摂と排除—『強制的包摂』と『集団内周辺化』に着目して—」『関係性の教育学』17（1）、61-72.

吉田琢哉・吉澤寛之（2024）「コミュニティ・スクールの活動に従事する地域住民、保護者、教師の地域連携活動に対する認識の変容」『応用心理学研究』50（2）、141-150.

被災地の実践知をつなぐ地域定着型災害対策学習モデルの実践
：実践者と研究者の協働

○吉田和樹（岩手保健医療大学）、本田文徳（いわき市総合政策部）
前口憲幸（中日新聞社）、小林智之（関西学院大学）、大葉隆（福島県立医科大学）
岩谷舟真（関西学院大学）、尾無徹（岩手県立大学）、増谷順子（武蔵野大学）
菊池真弓（佐久大学）、黒田美香（獨協医科大学）、近藤日名子（町田市立小山中学校）
黒川信（東京都立大学）、飯塚哲子（東京都立大学）

在日モンゴルコミュニティにおける言語・文化活動の継承
—「太陽のゲル—多文化子育てコミュニティスペース」を事例として—

ハスゲレル（東京都立大学）

ゲレルサイハン・アリユナー（太陽のゲル代表）

本研究は、在日モンゴルコミュニティにおける言語・文化継承の実践に着目し、「太陽のゲル—多文化子育てコミュニティスペース」を事例として、その役割と意義を明らかにすることを目的とする。日本では在留外国人の増加とともに在日モンゴル人も増加しており、2012 年末の 4,837 人から 2025 年末には 21,359 人へと約 4.4 倍に増加した。特に 20～30 代の子育て世代が多く、子どもの母語・文化継承や子育て支援は重要な課題となっている。

「太陽のゲル」は 2025 年 10 月に設立され、日本で育つモンゴル人の子どもたちが母語や文化に触れ、自らのルーツに誇りを持って成長できる居場所づくりを目指している。また、新たに来日した家族の孤立防止や、保護者同士の交流・相互支援を促進するコミュニティとしての役割も担っている。

本研究では、代表者への半構造化インタビューを実施し、設立の理念、地域住民にも開かれたコミュニティを目指した背景、活動の成果と課題について聞き取りを行った。さらに、継続的に参加しているモンゴル人保護者 2 名へのインタビューを通して、参加の経緯や活動の意義について検討した。

「太陽のゲル」では、モンゴル語教室、日本語教室、英語教室、学習支援に加え、歌や踊り、馬頭琴などの文化活動、季節行事やモンゴル料理交流会などを実施している。また、地域住民にも参加を呼びかけ、団地の祭りへの参加など地域との交流を積極的に進めている。

調査の結果、代表者は、保護者の文化継承への意識の差、仕事や育児との両立による参加の難しさ、居住地域が広範囲に分散していることによるコミュニティ形成の困難さを課題として挙げた。また、財政基盤や運営人材の不足も継続的な活動に向けた重要な課題であり、地域や行政の連携強化の必要性が示された。

一方、参加者からは、保育園に入園できない子どもの居場所となり、保護者が安心して就労できるようになったことや、学校生活に関する相談を通して必要な支援機関につながる事ができたことが語られた。また、子どものモンゴル語を使用する機会が増え、会話力や文化への関心が高まったとの評価も得られた。

以上から、「太陽のゲル」は、母語・文化継承と子育て支援を結び付ける実践として機能するとともに、地域社会との交流を通じて多文化共生を促進する拠点となる可能性を有していることが明らかとなった。一方で、活動の継続には、運営体制や財政基盤の強化に加え、地域社会との協働をさらに発展させ、持続可能なコミュニティづくりを進めていくことが重要である。

生成 AI との対話は「わかったつもり」をどのように揺さぶるのか —説明深度の錯覚からみた成人学習の再検討—

○金 銀珠・田中 里実（北海道情報大学）

1. 問題の所在と目的

成人学習では、学習者自身の経験が重要な学習資源とされる (Knowles, 1980)。生成 AI との対話も、学習者が経験や理解を言語化しながら学ぶ過程となりうる。ただし、その言語化が必ずしも理解の浅さへの気づきにつながるとは限らない。Rozenblit and Keil (2002) は、十分に理解していると感じる事柄でも説明を求められると理解の浅さに直面する現象を、説明深度の錯覚 (Illusion of Explanatory Depth: 以下 IED) として示した。さらに Fisher et al. (2015) は、検索直後には外部から得た情報を自己の知識と混同し、知識を過大評価すると報告している。生成 AI は、学習者に言語化を求める一方で、学習者の説明の不足を補完しながら応答するため、IED を可視化する可能性と覆い隠す可能性の双方をもつ。本研究では、成人学習の特徴を備えた場面として大学生の生成 AI との対話を対象とし、この分岐をもたらす条件を探索的に明らかにする。

2. 研究方法

本研究では、情報系大学生 10 名を対象とし、「自分がよく使う IT サービスやアプリを、デジタルに不慣れな親世代に伝えるように説明する文章を、生成 AI と対話しながら作成する」課題を実施した (30～45 分, 2026 年 8 月)。使用した生成 AI は ChatGPT (GPT-5.5 Instant) であり、メモリおよびカスタム指示は無効とした。書き手と読者の知識差を大きく設定し、IED が可視化されやすい条件とした。データは事前メモ、対話履歴、完成した説明文、ふりかえりシート、事後インタビューである。完成した説明文は、専門用語への説明の付加、操作手順の具体化、語彙・文体の調整を読者調整の指標として分析した。ふりかえりシートの記述は、事前に定めた基準により第一著者が四類型に分類したうえで、第二の分析者が独立に判定した。

3. 研究結果

課題で指定した読者条件 (「デジタルに不慣れな親世代」) は、全 10 名の対話で一度も言語化されなかった。読み手に言及した学習者は 1 名のみで、「老若男女に分かるように」という一般的な指示にとどまった。AI は一般的な読者を想定した説明を生成したが、学習者はこれに言及しなかった。AI が読者調整を提案することはなかったが、不足項目の列挙や補うべき内容の提案、出来ばえの評価は示された。完成した説明文において読者調整の指標が認められたのは 2 名であり、いずれも学習者自身が読み手に関する指示を与えていた事例であった。

ふりかえりの記述は、AI の補完と自己の記述との差分への反応に基づき、①省察なし (2 名)、②自己の説明技能への帰属 (3 名)、③AI の能力への帰属 (1 名)、④自己の前提の問い直し (4 名) の四類型に分類された (第二の分析者による判定は全 10 件で一致、 $\kappa = 1.00$)。④の 4 名では、いずれも AI が事前メモにない内容を提示し、学習者がそれを自己の記述と照合したことが契機となっていた。事後インタビューでは、最低限の説明でよいと考えており、魅力を伝えるという発想はなかったが、AI の提示によって初めて気づいたと述べた学習者がいた。

ある学習者は AI に不足点の指摘のみを求めたが、AI はふりかえりシートに記載する文章まで生成した。この学習者を含む 2 名では、最終成果物が説明文ではなく、説明方針やふりかえりの記述となった。つまり、課題が求めた成果物是对話の中で置き換わっていたが、その逸脱は学習者にも AI にも認識されなかった。

4. 考察と結論

生成 AI との対話は、IED を一律に可視化するわけではない。IED を覆い隠す条件は、学習者と AI の間で補完すべき文脈が共有されないことである。本研究は、この性質を「補完文脈の非共有」と呼ぶ。一方、IED を可視化する契機は、AI が提示した内容と学習者の事前メモとの差分にあった。ただし、その差分を AI の能力に帰属させた場合には、自己の前提は問い直されない。すなわち、IED の可視化には、AI との対照が成立することに加え、その差分を自己の理解に帰属させることが必要である。

また、生成 AI は、求められていない作業まで遂行し、不足する情報を補完しながら応答する。結果でみられた成果物の置換はその典型である。そのため、学習者と AI の間では、何を AI に委ね、何を学習者自身が判断すべきかという決定の範囲が必ずしも共有されない。本研究では、この可能性を「決定範囲の非共有」と捉える。この非共有は、学習者が自身の理解の限界を検証する機会そのものを失わせる点で、IED を覆い隠す機序として働く。自己決定学習論 (Knowles, 1975) は、決定すべき事柄を所与としたうえでの決定の様態を論じてきた。生成 AI との協働が問うのは、それ以前にある決定の範囲そのものである。

ただし、本研究が確認したのは対話上の非明示であり、学習者の認知的過程を直接示すものではない。事後インタビューでは、補完を受け入れた理由が理解の不足ではなく言語化の困難にあったと述べた学習者もあり、機序は一樣ではない。また、対象は 10 名による探索的研究であるため、今後は対象者数や課題を拡大し、本研究で得られた知見の一般性を検証する必要がある。アンドラゴジーが成人の学習を自らの経験を資源とする自己主導的な営みとみなすとき (Knowles, 1980)、学ぶ範囲を外部から一義的に与えられない大学生の課題遂行も、自己主導的な判断を求められる点で同じ条件を分かちもつ。したがって、生成 AI 時代の学習支援では、AI の操作方法を習得するだけでなく、AI が提示した内容と自己の理解との差分を吟味し、何を AI に委ね、何を自ら判断すべきかを学習者自身が意識できるよう支援することが重要である。

【参考文献】

Fisher, M., Goddu, M. K., & Keil, F. C. (2015). Searching for explanations: How the Internet inflates estimates of internal knowledge. *Journal of Experimental Psychology: General*, 144(3), 674-687. Knowles, M. S. (1975). *Self-directed learning: A guide for learners and teachers*. Association Press. Knowles, M. S. (1980). *The modern practice of adult education: From pedagogy to andragogy* (Rev. ed.). Cambridge Adult Education. Rozenblit, L., & Keil, F. C. (2002). The misunderstood limits of folk science: An illusion of explanatory depth. *Cognitive Science*, 26(5), 521-562.

「アイヌの知」の形成に関する萌芽的研究
——春の植物採集と食の利用に着目して——

久野 亜希子（東京都立大学大学院）

伝統的なアイヌ社会における植物採集は、衣食住の素材集めとして文化の根幹を担い、自然観や季節の変化とともに日常生活のなかで形成される膨大な知の体系のもとで蓄積されてきた。しかし、自然環境の変化と伝承者の減少によって、山に自ら入り、植物を採集して、衣食住で利用するまでの過程に必要な身体的かつ実践的な知識の継承が難しくなっている。アイヌ民族の教育に関わる実践や活動は、アイヌ文化復興運動とともに学校外の社会教育の場で発展し、アイヌ民族教育制度の確立に向けた議論もなされてきた（日本社会教育学会編 2014）。しかし、その実践や活動は、アイヌ語教室やアイヌ文化保存会などの実践に焦点が当てられやすく、教室や活動外におけるインフォーマルな場におけるアイヌ文化継承の営みは、あまり着目されてこなかった。

そこで、本研究は、植物採集の営みとその利用の一例である食文化に焦点をあてて、「アイヌの知」が生涯を通じていかに形成されているのかを明らかにすることを目的とする。アイヌ文化伝承者の育成において基盤となりうる「アイヌの知」の体系を解明する一視点として、植物の採集方法から食を通じたその利用に着目し、日常的な実践あるいは教育実践として応用することを目指した萌芽的研究である。

報告者は、アイヌの植物に精通している三神直美氏（一社ウレシパ・モシリ代表）とともにアイヌの植物に関する記録をまとめる共同作業をおこなってきた。本報告は、三神氏からの了承を得た上で、フィールドワークにおける記録とインタビュー調査をもとに分析する。分析データとして、2026年4月23日から6月30日にかけて実施した春の植物の採集フィールドワークにおけるフィールドノートと、2026年6月27日に実施したインタビュー調査の文字起こしデータを使用する。また、調査期間中、三神氏の自宅に滞在したなかで書き留めたフィールドノートも分析の対象とすることで、準備、採集、処理、料理等の過程で実践されている柔軟な知の体系を生活から描き出すことができる。なお、本研究は、東京都立大学倫理審査委員会の承認（H8 - 045）を得た上で、実施している。

分析視点として、＜ローカルな知＞の概念（日本社会教育学会編 2008）を用いる。植物やその採集方法、利用に関する知識に加えて、それらが、三神氏の生い立ちや日常生活、これまでの活動などを通じて、いかに植物採集に関わる「アイヌの知」が形成されてきたのかを明らかにする。植物に関する「知」が形成され、再構築される過程については、当日のポスター発表にて具体的な考察を報告する。

＜主な参考文献＞

日本社会教育学会編（2008）『＜ローカルな知＞の可能性』東洋館出版社。

日本社会教育学会編（2014）『アイヌ民族・先住民族教育の現在』東洋館出版社。

希望創発による新たな公共性の形成

—地域実践から社会実装へ—

大島俊一郎（高知大学）、宝金実央（高知大学）、渡辺茂（高知大学）

【背景・目的】人口減少、地域課題の複雑化、価値観が多様化するなか行政や専門家のみが公共課題を担う枠組みには限界がある。社会教育には、世代や所属を越えて公共を共創する役割が求められる。希望創発研究会は、市民、学生、大学関係者、社会人が、対話と思索、調査、地域実践と発表を往還する学習実践である。本研究は、資質・能力と学習過程を評価分析し、「新たな公共性」の生成と波及過程を明らかにすることを目的とした。

【方法】2021～2025 年度の 5 コホートを対象とした。自己評価シートは延べ 108 参加者年、12 項目前後データは 106、年度末リフレクションは 98、量的・質的照合例は 93 参加者年であった。12 資質・能力を 5 件法で測定し、項目別平均差、20,000 回ブートストラップ 95%信頼区間、Wilcoxon 符号付順位検定、Benjamini-Hochberg 法による多重比較補正を用いた。尺度構造が安定しなかったため項目別に分析した。リフレクションは 9 テーマで枠組み分析し、属性差、否定事例を検討し、ジョイント・ディスプレイで統合した。

【結果】参加者数で重み付けた 12 項目の平均変化は+0.276 点で、全年度で全項目平均が正方向であった。変化は社会問題の構造理解（+0.55）、俯瞰的視点（+0.43）、自己理解・信念に基づく行動（+0.41）、ポジティブ思考（+0.39）、アカデミック・スキル（+0.33）の順に大きく、5 項目は全年度で正方向を示した。補正後、2021 年度のアカデミック・スキル（+0.84、 $q<.001$ ）と 2022 年度の対話・交渉（+0.95、 $q=.014$ ）が明瞭であった。社会人では構造理解・自己理解・研究、学生では俯瞰・学術技能・対話の変動が大きかった。質的分析からは、前提の揺さぶり、関係形成、問いの形成・更新、現場検証、議論の収束、発表・評価を経て、学びを仕事・学業・地域へ移す段階的な過程が確認された。時間負担、参加度の差異、議論収束の困難もあり、レスポンス・シフトが示唆された。

【考察】希望創発研究会は、能力を一律に高める教育ではなく、他者との対話と地域実践を通して、自らの前提を相対化し、社会課題を構造的に捉え直し、問いを更新する学習過程を形成していた。構造理解や俯瞰的視点の量的変化と、前提の揺さぶり、問いの形成、現場検証との対応から、本実践の成果は技能獲得にとどまらず、社会の見方と自己の位置づけを再構成する認識的変容にあることが示された。また、固定的な役割や組織境界を越え、経験知と専門知を持ち寄って公共課題を共有していたことから、多様な主体が対話と実践を通して公共を生成し続ける関係性を「新たな公共性」と捉えることができる。さらに、成果が仕事、学業、研究、地域活動へ転移したことから、本実践は認識変容、問いの共同形成、現場検証、社会実装へ至る循環的過程を示した。本研究の新規性は、5 年度にわたる複数コホートの量的変化と学習過程を統合的に分析し、異質な他者との共創的学習が個人の成長を越え、公共的關係の生成と社会的波及に至る過程を実証的に示した点にある。ただし、対照群を設定していないため、因果効果ではなく参画に伴う変化と解釈する必要がある。今後は、客観指標と追跡調査により、「新たな公共性」の定着・拡張過程を縦断的に検証する必要がある。キーワード：新たな公共性, 社会教育, 希望創発, 社会実装

優生思想は「終わった」のか？ ―旧優生保護法廃止運動と生殖医療の現在―

橋田 慈子（千葉大学）

1. 問題の所在と研究目的

今年は、旧優生保護法が母体保護法へ改正されて30年の節目に当たる。優生保護法の下では、「不良な子孫の出生を防止する」という目的のもと、障害のある人々に対する不妊手術が行われ、時には法的根拠のない子宮摘出手術も実施された。この法制度は、障害者のリプロダクティブ・フリーダム（性と生殖の自由）を侵害しただけでなく、「障害や経済的困難のある人は子どもを産むべきではない」という優生思想を社会に浸透させ、女性たちの自己認識にも影響を与えたと指摘されている。

こうした法制度に対して、1990年代前後から障害女性たちを中心とした問題提起が行われてきた。その当時、障害女性たちは、誰と、どのような問題意識を共有しながら、優生保護法の廃止に向けた運動を展開してきたのだろうか。

本発表では、1980年代後半から1990年代半ばまでの優生保護法をめぐる女性たちの学び合いに着目し、障害女性、健常女性、不妊女性が、優生保護法に対する問題意識をいかに分かち合い、法改正に向けて連帯してきたのかを明らかにする。具体的には、①障害女性団体であるDPI女性障害者ネットワーク（以下、女性ネット）、②健常女性を中心とする'82優生保護法改悪阻止連絡会（以下、阻止連）、③不妊女性の団体であるフィンレージの会を分析対象とする。

2. 優生保護法下における女性たちの学び合いと共闘

戦後日本では、刑法・堕胎罪、優生保護法、母子保健法の下で、障害のない女性には「健康な子どもを産むこと」が期待される一方、障害女性には出産が制限されるなど、女性たちの身体は異なる形で国家の管理下に置かれてきた。阻止連は、このような法制度が女性たちのことを分断する構造を、「魔のトライアングル」として捉えていた。

1984年の第11回「女と健康国際会議」への参加を契機に、阻止連は「リプロダクティブ・フリーダム」という理念に出会う。これは、国家による女性の身体の管理に抗して、性と生殖に関する自己決定権を保障する考え方である。その後、阻止連と女性ネットは、合同での合宿や学習会を重ね、「産むことを強いられる健常女性」と「産むことを否定される障害女性」の間の異なる経験を共有する中で、両者を分断してきた優生思想・優生保護法への共通の問題意識を形成していった。

こうした学び合いは、1994年の国際人口・開発会議（カイロ）や1995年の世界女性会議（北京）へと継承され、障害女性や不妊女性を含む、多様な女性たちが対話を重ねながら、リプロダクティブ・フリーダムの保障を求める運動へと発展した。その運動の成果が、1996年の優生保護法の廃止と母体保護法への改正につながっていった。

3. 法改正後の課題 ―優生思想は「終わった」のか―

一方で、法改正に対する女性たちの評価は一様ではなかった。障害女性が求めてきた優生条項の廃止は実現したものの、リプロダクティブ・フリーダムの全面的保障は課題として残されたためである。

さらに本発表では、2000年代以降に普及した着床前遺伝学的検査（PGT）や非侵襲的出生前遺伝学的検査（NIPT）など、「新優生学」といわれる、新しい状況についても取り上げる。優生保護法の廃止後も、個々人の選択・決定を介して、「命の選別」をめぐる問題は続いている。こうした状況下における当事者たちの実践や問題提起を手がかりに、優生思想の現代的な課題について考察する。

社会教育研究の展開—1970-80年代レビュー

○吉田弥生（北海道大学）、辻智子（同）、
伊藤愛沙子（北海道大学大学院）、井上みのり（同）、大石千秋（同）、久保舜一郎（同）、
佐藤奈々恵（同）、田中あかり（同）、田中佑斗（同）、竹内優斗（同）、
趙ハントン（同）、劉柳（同）

1. 問題意識と発表の目的

社会教育研究は、1990年前後を一つの起点としてその対象範囲を拡張させ続けており、社会に広がる人間の人間化への営み全てを包摂しえるかのようにも見える。一方その拡張は、社会教育(研究)とは何かという問をより切実かつ複雑なものにするが、他方でその問への共同的な応答の場が持たれず、「個人化」している状況にある。さらに昨今では、豊かな社会教育研究の蓄積への立ち返りをほとんど経ていないと思われる「社会教育研究」も多く見受けられ、研究史を振り返ることの意義を再確認することは研究方法上も喫緊の課題である。

このような問題意識から、当大学院社会教育・青年期教育論研究室では、社会教育研究の総体のうちに通底する「本質」観を、現代の視点から共同で構築していく営みの端緒として戦後社会教育研究の再考に取りこんでいる。

その活動の中間報告である本発表は、この取り組みをより多くの会員に周知することで、批判による新たな視点の獲得や研究の環の広がりを目的としている。

2. 活動の経過

本活動は、到達目標や詳細に構造化された計画を持たない、いわば探索的なスタイルで行われており、メンバーの関心の流れに応じて方向性を決定してきた。初めに、これまでの学会による社会教育研究の自画像を把握するとともにメンバーの関心を共有

する目的で、『現代社会教育の理論』（日本社会教育学会編, 2004年）を取り扱った。その活動を通して見えてきたのは、生活構造や民衆意識の抜本的な転換というフロンティアに正面から挑むことで、現代にまで連なる社会教育研究の枠組を形成していった1970年代～1980年代の社会教育論の重要性である。そこで本年度の活動目標を1970-80年代レビューに設定し、三つのテーマ別グループで動向の整理を行った。

3. 1970-80年代レビューの三つの視角

本発表では、以下の問を軸に各グループの現時点での成果を報告する。

①「文化・教育と地域」グループ

藤岡貞彦『社会教育実践と民衆意識』（1977年）は、住民の主体形成や民衆の日常意識論の成熟を示すものとして、社会教育研究において非常に著名である。本著を、地域の「解体」に抗する、社会教育の新たな〈地域〉理解の発明、という視点から読み直す。

②「アイデンティティ論・学習論」グループ

民衆の労働・生活意識の変容や生涯教育論の発展は〈個人〉の形成過程への関心を高めた。行政論・権利論中心（と理解された）社会教育研究が、学習過程に着目する議論を通して変容していくプロセスを確認する。

③「権利と社会教育」グループ

「権利としての社会教育」の成熟ののちに、生活構造の変容など社会状況の変化に応じて、社会教育研究が展開された過程を確認する。

ユースワーカーとは何か？（定義と養成のあり方への提案） ～立命館大学×京都市ユースサービス協会の共同研究から～

発表者:水野篤夫（ユースワーカー協議会）

1. なぜユースワーカーを定義し概念を整理することが必要なのか

- ユースワークへの関心は広がっているが、担い手としてのユースワーカーについて、基盤となる価値観の共有が不十分なまま、幅広く用いられている。
- 子ども・若者に関わる育成者・指導者との協働の可能性
従来から子どもや若者の育成や支援に関わる人たちも数多く活動している。そうした多様な担い手と共通に大事にすることを確認し合い、協働していくことが期待できる。
- 養成のあり方についてより明確にしていくこと
ユースワーカーの概念を示すことで、養成のあり方も明確にしていけることができる。また、それにより、全国各地でユースワーカー養成を共通の基盤に基づいて実施していくことができる。

2. ユースワーカーの定義案とその本質的な性格の記述

ユースワーカーの定義について研究会で議論したが、「ユースワーカーとはユースワークの価値実現の担い手」である、という以上の定義は不要ではないか、との提案があり、ユースワーカーの定義案として次のようなものとした。その上でより重要なのは、ワーカーの本質的な性格を規定することであり、以下の6つの観点からそれを記述した。

■ユースワーカーの定義（案）

「若者が権利主体として自己選択と決定が保障される、自由な活動の場を若者とともに形成していくために、若者及び関わる大人やコミュニティ、社会システムに働きかける実践者。」

■ユースワーカーの本質と基本的・普遍的な形態（概念）

中核的な役割・行動原則・基盤とする知・実践の範囲と手法・必要とする能力と養成からユースワーカーの本質と形態を位置づけるべく議論した。

- (1) 中核的な役割は何か？
*ユースワーカーにとっての中核的な役割とはどのように説明されるか？
- (2) 行動原則
*役割を遂行する上で依拠すべき「原則」は何か
- (3) 基盤とする知
*アカデミックベースをどこに置くのか（教育？福祉？それ以外？）
- (4) 実践の範囲と対象
*ワーカーの活動する範囲と、働きかけるべき「対象」とは？
- (5) 実践の手法とポイント
*ワーカーが発揮する手法はどのようなものか
- (6) 必要とする能力と養成の基本的な考え方
*上記で記述した役割や原則、関わる対象、実践手法は、どのような能力によって実現されるか
*このような能力はどのような過程で養成されるのか

公共ホールの整備過程における学習活動——川崎市における 3 つの事例から

堀本暁洋（愛知教育大学）

1. はじめに

本発表では、公共ホールの整備過程において、地域住民によって行われた活動の分析を通して、学びの実態や地域文化との関わりについて明らかにし、学習の施設としての公共ホールの意義について考察を行う。

公共ホールが整備されるまでの過程では、地域住民や地域の文化団体によって設置を求める活動が行われたほか、1980 年代以降になると設置者となる自治体が住民参加の制度を導入し、その過程に住民が関わる事例が多くみられるようになっていく。近年、公共ホールをはじめとした施設の計画段階において、地域住民への着目はさらに増している。

2. 地域住民らによる学習活動

発表者はこのうち、神奈川県川崎市において 1960 年代から 1980 年代にかけて整備・計画された 3 施設（産業文化会館、幸市民館、「ホールつき児童文化会館」）について、資料調査のほか、地域の文化団体・住民への聞き取り調査を行った。川崎市内で音楽や演劇の鑑賞を楽しむ地域住民や母親たち、またみずからを「勤労青年」ととらえる人々が中心となって関わり、文化活動の場として利用する施設の不足、利用条件の課題から地域の文化環境を捉え、要望の活動へとつなげていった。要望活動においては、請願などを通じた行政、市民への働きかけのほか、自らのグループ内での調査を伴う学習活動、地域で文化活動を行う組織が新たに立ち上がるなど、学習を伴って地域の

文化環境に変化がもたらされていた。また、設置者となる自治体行政との関係づくりも次第に行われるようになった。要望内容が施設の設計に反映されたり、施設や児童文化について川崎市と協働で学習や議論を深める機会が設けられたりするなど、近年の住民参加に結びつくようなプロセスで、施設が構想されていった。

3. 考察

こうした取り組みの中で、地域住民にとって公共ホール、およびその整備過程は、

(1) 学習や調査のテーマとなり、企画・実践へとつなげられたこと (2) 鑑賞団体が新たに設立されるなど、開館後の利用者としての立場から構想されていたこと (3) みずからや地域にとっての文化とは何かを問う契機となり、その拠点として位置づいていた。

勤労青年にとっては一日の仕事を終えて「冷たく管理された」職場から解放され、気軽に集まり音楽や演劇を楽しむ場所として、母親たちにとっては子どもたちと豊かな創造活動ができる場所として、「温かさに満たされた」ホールが構想されていた。いずれの事例でも、構想した施設の内容には空間的な条件に加えて開館後の民主的な運営、市民と共に活動の場をつくっていく社会教育職員の存在が言及されており、公共ホールが調査や学習を伴いながら、川崎市全体のまちづくりにも目を向けながら「自分たちの文化をつくっていく」活動をもたらしてきたと考えられる。

探究的学習における学生の学びと教員のかかわり —高専における地域をフィールドとした学習活動の経験から—

○辻智子（北海道大学）、○佐藤奈々恵（北海道大学大学院、苫小牧高専教員）

1. 発表の目的

報告者（佐藤）は、2021年度より勤務校において、地域をフィールドとした探究的学習型の卒業研究を指導してきた。本発表では、2021～24年度の実践を振り返り、活動を通して見られた学生の学びについて報告する。また、実践を重ねる中で明確になった問題意識と、そこから設定した研究課題を整理し、現在進めている調査と今後の研究について報告する。

2. 実践の概要

(1) 2021～22年度の実践

外国人技能実習生への防災支援が十分でない地域の現状に着目し、市内企業に勤務するベトナム人技能実習生を対象に防災教育を行った。学生は技能実習生との交流を通して、彼らの生活実態を把握し、行政機関の協力を得ながら、実態に即した防災教室を考案・実施した。

(2) 2023～24年度の実践

技能実習生との交流から、彼らが地域社会から孤立している状況を知ったことを契機に、多文化共生に向けた活動を行った。学生は、技能実習生、地域住民、企業、行政などと協働し、言語や文化の違いを越えて交流を図る市民参加型イベントを企画・実施し、広報活動を通して地域への発信を行った。

3. 実践を通して見られた学生の学び

活動を通して、学生は多様な他者と出会い、対話し、協働する経験を重ねた。その過程で、学生の自己・他者・社会に対する認識に変化が見られた。ある学生は、技能実習生との直接的な交流を通して彼らの孤独や困難を知り、それまで「自分には関係ない」と思っていた問題を「他人事」とは思えなくなったと語る。またある学生は、企業や行政機関の大人たちが真正面から自分たちと向き合い、自分たちの思いや活動の意義を理解し、協力してくれたことに感動したと語り、地域や社会のために自分たちは何ができるのかを真剣に考えながら活動に取り組む姿勢を見せるようになった。こうした他者との関わりの中で、学生は承認や達成感、葛藤や失敗を経験しながら、他者や社会との関係の中に自己を位置づけ、自分たちの存在や活動が持つ意味を捉え直していったと考えられる。卒業生の語りからは、これらの経験が進路選択や職業生活を考える上でも重要な意味を持ち続けていることが確認されている。

4. 実践を通して形成された研究課題

(1) 実践から生じた問題意識

一方、実践を重ねる中で、こうした学生の学びをど

のように捉えるかという課題に直面した。報告者（佐藤）は、社会人基礎力の枠組みなどを用いて学生の変化を把握しようと試みたが、実践の中で見られた認識や行動の変容には、既存の能力枠組みでは捉えきれない豊かさがあった。また、多様な他者との関係の中で生じる学びを、数値化された指標によって測定することにも違和感を抱くようになった。こうした経験から、活動を通じた学生の学びをいかに理解し、探究的学習の教育的成果として捉えるかという問題意識を持つようになった。

同時に、活動における教員のかかわりも重要な課題として浮かび上がった。活動テーマに関する教員の専門的知識・技能は重要な役割を果たす一方、教員の知識や判断が先行し、意思決定が教員に偏ること、学生の主体的な学びが制約される場面もあった。この経験から、専門分野の知識・技能を教授する専門性と、地域をフィールドとした探究的学習において学生の学びを支える専門性とは、重なりをもちつつも同一ではないと考えるようになった。また、学生の学びを支える専門性が、教員に必ずしも自覚されず、意識的に学ぶべきものとしても位置づけられていないのではないかという問題意識を持った。

(2) 設定した研究課題

以上を踏まえ、以下の二点を研究課題とした。

1. 地域をフィールドとし、多様な他者と関わる学習経験が学生にどのような学びをもたらすのか。また、その生成過程・条件は何か。
2. その学習過程において、教員のどのような「かかわり」が学生の主体的な学びを支えるのか。

これらの研究課題については、参加の必須性、固定された集団、活動期間、評価、教員と学生との非対称な関係など、学校教育に内在する制度的・構造的制約を踏まえ、社会教育研究の蓄積を参照しつつ検討する。

5. 現在の調査と今後の研究

現在、勤務校で実施されている探究的学習型の卒業研究を対象に、学生9名と指導教員3名、学外協力者への調査を進めている。調査は、活動に伴走する形で実施し、参与観察を通して活動場面における学生の行動や発言、その変化を記録するとともに、学生・教員・学外協力者へのインタビュー調査を実施する。今後は、本調査で得られるデータを相互に関連づけて分析し、学生に生じる学びとその過程・条件をとらえるとともに、教員や学外協力者がその学びにどのように関与しているのかを検討することで、設定した研究課題についての考察を深める。

アカデミーにおける社会教育実践研究者への抑圧・排除問題と対抗戦略

—「労働運動教育研究実践センター構想」研究運動と労働運動の接合と展望—

○出川真也（学会員、NPO 法人里の自然文化共育研究所）

○岡山 茂（早稲田大学名誉教授・日仏教育学会会長・大学評価学会顧問）

○志賀千秋（労働組合東京ユニオン書記長）

○柏木 宏（大阪市立大学名誉教授・米国の草の根社会運動の情報サイト GAIN 編集委員会代表）

1. 「正義とは力ずくの統治ではなく、だれもが共有しうる真実に基づく統治であらねばならない」

本企画は、地域の暮らしや仕事づくりに真摯に向き合ってきた一人の社会教育実践研究者が、その足元であるはずの学術団体から男女問題の捏造などの不当な手段によって除名され、ガバナンスの闇のなかで大学からも不当解雇へと追い込まれたという、近代アカデミアの自殺行為ともいえる抑圧を起点としている。

「帝國的社會」はいまも続いている。学問の自由と自治を享受してきた大学や学会も、その理事会在ひとたび「闇の委員会」と化すならば、真理と真実を探究する自律した精神を圧殺するものとなる。現代のアカデミズムにおいては、現場に根ざした「実践家」の市場は制限され、沈黙の文化を強いる同調圧力が渦巻いている。

しかし私たちは沈黙しない。

シェークスピアやマラルメのような文学の知性は、邪悪な権力者から民衆を解放するハムレットやエロディアードのようなヒーロー・ヒロインを創造し、彼ら彼女らと触れ合うことのできるオルタナティブな空間「劇場／書物」を仮構（ファビュレーション）した。パウロ・フレイレの「解放の教育学」は、抑圧された者が自らの現場の構造を言語化し、変革の主体へとエンパワーメントされる「意識化」のプロセスを明らかにした。大学や学会がそうした機能を果たしえないのであれば、私たちは現場の主権者とともに、「労働運動教育研究実践センター」を立ち上げるまでである。

2. 「労働運動教育研究実践センター構想」とは

ハムレットはよこしまな王の支配からデンマークを解放し、民衆を戦争から救った。エロディア

ードはエロデ王の悪政を批判して捕らえられたヨハネの「首」と結婚して救世主を懐胎し、鏡のなかから私たちを見まもる聖母となった。『ハムレット』や『エロディアードの婚礼』は「寓話」（ファブル）であるが、「労働運動教育研究実践センター」は「仮構」（ファビュレーション）である。社会教育学・生涯学習論を基盤に据え、労働組合をたんなる対抗組織ではなく「学習を通じた主権者の結社（アソシエーション）」として再構築する。その基本機能は次のとおりである。

- ①【解放の研究】大学・学会内に潜む恣意的な階層構造や搾取の実態を可視化する。
- ②【対話の教育】抑圧的關係を脱し、労働者・学生・地域住民が対等に学び合う場を創出する。
- ③【連帯の実践】地域現場の知の労働者たちの権利防衛を境界なき連帯によって結びつける。

3. 本大会に集う会員諸賢に問う

守るべきは、組織保全と引き換えに真実を埋め殺す「もたれ合い自治」か、それともいかなる抑圧に対しても開かれた「真理と人間の尊厳」か。

私たちは今、知の果実を食うだけの臣民であることを辞め、自律した精神として、この帝國的抑圧の転倒へ向けた最初の一步を連帯の内に踏み出さねばならない。私たちは対話を放棄しない。真の自由とそのための知は、連帯のなかにもみ宿ると確信するからである。

だが、それはどのようにして実現可能か？

私たちはどのように立ち向かえばよいのか？

本企画では、学問の自由と労働者・生活者の学びを蝕む社会教育アカデミズムの闇を乗り越える対抗戦略と連帯の仕組みづくりについて、具体的な提案を行っていく。

新自由主義にあらがうユースワーク実践の葛藤

○両角達平（日本福祉大学）、○山本晃史（一般社団法人 with youth）

○櫻井龍太郎（NPO 法人こおりやま子ども若者ネットワーク）、
阿比留久美（早稲田大学）、片岡一樹（特定非営利活動法人ブレインヒューマニティー）
小川祐喜子（立正大学）、津富宏（立教大学）、田中亨（園田学園大学）

倫理研修

言論の自由とヘイトスピーチ

－差別の法的規制をめぐる動向と社会教育学会における方向－

森 実

[1]はじめに

2023 年度のいわゆる特定事案をめぐってさまざまな議論が重ねられてきた。今回の倫理研修では、差別の法的規制をめぐる動向を踏まえつつ、本学会のとるべき方向を探ることである。

[2]人種差別撤廃条約の定めた国際基準

第二次世界大戦でナチや日本軍による差別の宣伝・扇動による虐殺を踏まえ、国連は 1995 年に人種差別撤廃条約を採択した。同条約は、差別の宣伝・扇動を禁じた点に特徴がある。同条約第 4 条には「人種的優越又は憎悪に基づく思想のあらゆる流布、人種差別の扇動（は）…法律で処罰すべき犯罪であることを宣言する」よう各国に求めている。

2026 年 4 月 1 日現在、同条約は 182 カ国によって批准されている。国際基準といってもよいであろう。日本は、かなり遅れて世界で 145 番目に 1995 年になって同条約に参加（批准）した。しかも、日本は条約の第 4 条(a)(b)を留保して批准しており、それは現在も変わっていない。差別を法的に規制しないと宣言した国の一つなのである。

[3]「思想の自由市場」論と戦後の国際基準

これまでの本学会の倫理研修で重視されてきたのは、「市場の自由市場」論と呼ばれる考え方である。人種差別撤廃条約などですでに克服された考え方である。国際的には「思想の自由市場」論では差別問題が解消しないことが共通認識となっている。

しかも、新自由主義が勢力を増し、世界を席卷している現代にあって「自由市場」がそもそも存在しうるのか、現代社会で「自由市場」に期待を託すのが懸命なことなのかを整理する

必要があろう。

[4]日本における差別規制の動向

日本国内では、21 世紀になってヘイトスピーチが広がっているもとで、第 4 条留保の解除を求める声が高まっているが、いまなお留保されたままである。

そのようななかで重要な動きがいくつかある。ひとつは、条例を作ってヘイトスピーチに対抗しようとする自治体が各地に登場していることである。ヘイトスピーチに刑事罰を加える条例を制定した自治体から、ヘイト手段が去り、別な自治体へと移ってヘイトスピーチを展開しているという報告がある。

いまひとつは、ヘイトスピーチがどのような悪影響を被害者に及ぼし、社会に問題を広げているかを実証的に明らかにし、それによって裁判を闘って勝訴している例が出ていることである。インタビューを通して、ヘイトスピーチの被害がナイフで刺されたことに比肩しうるような実害を持っていることが明らかにされている。

[5]社会教育学会のとるべき方向

そのような状況を踏まえて、本学会で出来ること、あるいはすべきことを提案しておきたい。

まず、国際的な水準を確認し、それを学会員に共有するような活動を進めることである。

いまひとつは、学会としてこの問題に関するイベントを開催することである。

さらには、以上で確認された国際水準をふまえて、学会内での議論を広げることである。

本学会としてどのような研究を行い、実践を後押しするのかが問われている。具体的な取り組みを展開することが求められている。

報告・発表要旨

第3日目 9月7日(月)

DX時代の地域の記録と記憶の継承に向けた取り組みの変化

摂南大学現代社会学部：松本 恭幸

市民による地域の記録と記憶を将来に向けて継承する取り組みは、かつては郷土史研究会や地域文化研究会等が主な担い手だった。

戦後、全国各地で誕生した地域の市民による郷土史研究会は、社会教育・生涯学習と密に繋がった活動を行ってきた。地域の市民が郷土史を研究し、地域の社会教育施設（図書館、博物館、公民館、公文書館）や教育機関とも連携して、その研究成果をまとめた媒体を発行したり、市民講座を開講したりする活動を通して、地域の絆やシビックプライドを醸成する活動をしてきた。

だが近年、多くの郷土史研究では後継者難による高齢化によって、活動が停滞したり、解散したりするところも増えている。また郷土史研究会と同様、地域の市民が地域文化を研究するために立ち上げた研究会でも、同様の課題を抱えている。

今回の報告では、最初にそうした郷土史研究会、地域文化研究会等の現状と課題、そして現在行われている取り組みについて、京都府舞鶴市の舞鶴郷土史研究会、大阪府池田市の池田郷土史学会、兵庫県神戸市の西神ニュータウン研究会、岩手県遠野市の遠野文化友の会等の調査をもとに紹介する。

一方でDX時代を迎えて、新たにITを活用した地域の記録と記憶を伝える取り組みが、今日、各地に広まりつつある。

古文書の解読等、初心者にとってある意味で敷居の高い郷土史研究会、地域文化研究会等の活動が停滞する中、ウィキペディアエディッタソン、地域アーカイブ構築、ポッドキャスト等による若い世代が参加しやすい新たな地域の記録と記憶の継承に向けた取り組みが各地に生まれ、これはDX時代の社会教育・生涯学習にとって大きな役割を担う可能性を秘めている。

ウィキペディアエディッタソン（ウィキペディアタウン）やオープンストリートマップは、地域の市民によるLocalWiki、オープンストリートマップを構築する取り組みで、各地で開催されるイベントには、高校生から高齢者まで多くの人々が参加している。地域アーカイブ（コミュニティアーカイブ）構築に向けた取り組みは、地域の写真、映像を集めて、それをアーカイブ化するもので、またポッドキャストによる地域の人々の記憶のアーカイブは、Spotifyの普及によるポッドキャストの静かなブームと、地域の市民の様々な記憶をポッドキャストの番組として残す取り組みとして、こちらも比較的若い世代を中心に各地に広まっている。

今回の報告では、京都府京丹後市のedit Tango、宮城県石巻市の石巻アーカイブ、大阪府大阪市の記憶のBOXプロジェクト、富山県上市町のカミイチのラジオ「カミラジ！」等の調査をもとに紹介する。

そしてDX時代の地域の記録と記憶を伝える新たな市民の取り組みの抱える課題と社会教育活動に向けた掘り、上記の調査結果を踏まえた考察を行う。

偽・誤情報に対する検証行動起動のための教育的介入

立教大学大学院 社会デザイン研究科
客員教授 宮本聖二

概要

インターネット、特に利用者の多いソーシャルメディア上の偽・誤情報が拡散して、社会にさまざまな実害をもたらしている。その悪影響に対応、対処できるようになる、情報リテラシーの獲得は教育的課題である。

筆者は、偽・誤情報のファクトチェックと情報リテラシーの普及の活動に、「日本ファクトチェックセンター」の副編集長として取り組んできた。

その中で、ファクトチェックのスキルを組み込むことでリテラシーの学びがより効果的になるのではないかという仮説を立てて、2025年から大学生を対象にした情報リテラシーに関する学習を実施した上で、効果測定してきた。

この研究は、成城大学文芸学部の山内香奈准教授との共同によるもので、今回は途中経過ではあるが、どのような学びなのか、その効果測定や教育的効果について報告する。

研究の進め方

実際に拡散して、悪影響を及ぼした偽・誤情報を、災害、人権、政治、陰謀論などのジャンルで用意して、大学の授業でGoogleフォームで学生に提示する。学生は、Googleフォームで、2問の問いに記述式で回答してもらう。

1. あなたが、この情報を目にしたとしたら、どう考え、どう行動するかをできるだけ具体的に書いてください。
2. そのように考え、行動した理由をできるだけ具体的に書いてください。

学生の記述を収集して、複数の研究者で回答を分類した。偽・誤情報を見た上で、どう行動したかを以下の5つに分類する。

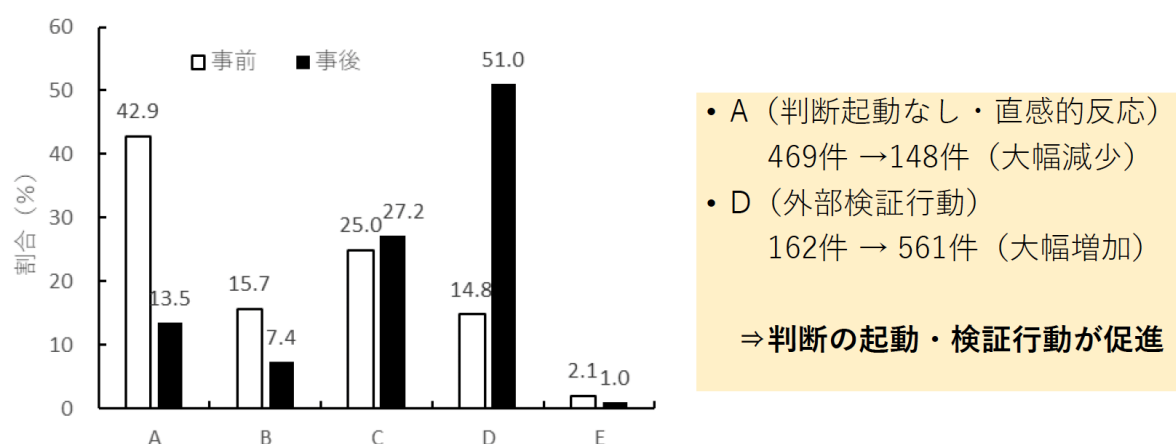
- A. その情報を受容し、直感的に反応、行動する
- B. コメント欄を見るなど当該情報の周囲にとどまる
- C. その情報の印象や自己の知識のみでその情報を判断する
- D. その情報から離れて外部の情報源で検証する
- E. 誤情報を訂正して、それを他者と共有する

問題への回答の直後に、偽・誤情報の問題とファクトチェック手法(テキスト、画像、動画)を解説する動画3本を学生たちに視聴させる。

この動画では、偽・誤情報の特徴(感情を刺激するような内容や、画像)から偽情報がどのような悪影響を社会にもたらすのかを解説し、その対策としてのファクトチェックを紹介し、情報の怪しさに気づき、その上で外部の信頼性の高い情報源にあたって確認することを紹介する。

この動画の視聴後、最初に提示したものと同レベルの偽・誤情報を学生に見てもらって、再度同じ質問に答えてもらう。

昨年度実施した、221人の学生の回答を分析したところ、動画視聴後は、上記分類のDやEなどの外部情報源での検証行動が、視聴前よりも有意に上昇することがわかった。



さらに、およそ2ヶ月後動画を見せることなく、最初の授業で提示したものと同レベルの偽・誤情報を見せて、同じ質問を実施した。

その結果、最初の調査時よりもDとEの外部への検証行動をとるとした学生は、有意に減少したが動画視聴前と比較すると有意な効果があった。

今後は、この学びによって獲得して偽・誤情報を前にしたときに検証行動を起動させることができる力をどのように減衰させずに、維持強化するのか、次の教育提起介入のあり方を考えたい。

なお、2026年秋以降に中学生を対象にした同様の学びを実施すべく、中学校の教員たちと協議をしている(大阪市都島区)。

日本社会教育学会 73 回研究大会 プロジェクト研究
DX 時代の社会教育・生涯学習の課題：「デジタル時代と社会教育」

SNS 時代の公共的な言論空間と社会教育

尾高 泉

(教育とメディアのコモンズ・ラボ代表、日本 NIE 学会常任理事、元日本新聞博物館館長)

今回当方が取り上げる「公共的な言論空間と社会教育」という視点は、「デジタル時代」を、個人が自由に情報を送受信する「SNS 時代」と言い換えて論じた方がよいかもしれない。

当方からの問題提起は、(1) この SNS 時代に、公共的な言論空間が希薄になる状況と、社会教育が前提にする民主主義の行方を「メディアリテラシー」の視点で考察することである。まず、(2) メディアリテラシーの第一歩として、自分に情報が説く流通構造(情報の生態系)を理解し、情報との付き合い方を自覚することと、新聞や放送などのマスメディア(報道機関)の担うジャーナリズムの役割を理解したい。その上で、(3) 学校教育での取り組みの現状もふまえて、社会教育、学校教育とマスメディアが協働して、多様な人々が主体性をもち、DX による社会変革ツールを活用しながら、社会課題に包摂的に取り組んでいける社会を志向したい。

本学会 6 月集会のプロジェクト研究報告 I で「本プロジェクト企画の背景」として示された「リテラシーの多元性」の趣旨に照らすと、その中の「メディアリテラシー」(ジャーナリズム)と、共通の言論空間の場づくりは表裏の関係にある(日本青年館発行『社会教育』9 月号拙稿参照)。

当方は、全国の報道機関が加盟する日本新聞協会で、NIE(Newspaper in Education)と呼ばれる新聞活用教育や新聞の価値訴求をしてきた。館長を務めた日本新聞博物館では連日、子どもたちの校外学習を受け入れ、地元・横浜の学校図書館や公共図書館と連携しながら教育事業を推進、メディアリテラシーを考える展示もある。この社会教育施設の運営経験から、学校教育と社会教育(生涯学習)との協働の可能性を検討するために、(2) の課題の共有は不可欠だと考える。

「ニュース」は、報道機関が取材、確認・分析、評価、編集(成)をして社会の多くの人に知ってほしいと届ける「ジャーナリズム」のことだ。民主主義、すなわち、自治や公共性、コミュニティー、共通の言論空間の維持に関わるものである。

(1) 公共的な言論空間と社会教育

価値観の多様化、急速に進む人口減少などの社会課題に対して、人々がつながり対話し学びあう社会教育の場では、個々人の持つ「情報」は確かなのか、皆に共有されているのか。新聞などジャーナリズムと教育は、「良き市民を育てる」という同じ目的を共有する。米国の哲学者ジョン・デューイは『民主主義と教育』で、「教育は社会的過程」だとして、「ある集団の関心事がどの程度までその全成員に共有されているか、他の集団とどのくらい十分に、また自由に相互作用しているか」を重視した。

(2) SNS 時代の情報の生態系とマスメディアの役割の理解

現代の情報環境は、SNS による人々の民主的なつながりの良さ以上に、ポピュリズム、偽・誤情

報や誹謗中傷を招きやすい問題を抱える。私たちは、メディアリテラシーを殆ど学んでいない。

「全てのメディアメッセージは、誰かが構成したもの」だが、現代は、マスメディアの報道を疑うことだけでなく、自分に情報が届く情報流通構造を知り、情報の根拠や関連情報を確認し、また、発信者としての自覚を持つこともリテラシーである。

マスメディアが取材・編成したニュースは、自ら報道するほか、ネットニュース企業に配信し、それを私たち個人が、SNS のプラットフォーム（PF）で自由に送受信する。さらには生成 AI がネット情報を学習し、出典元を明らかにしないまま問いに答える。一方で、マスメディアの取材先の政治家や著名人らが、自分の SNS で自由に発信し、私たちに届くまでにチェックはない。マスメディア側もネットで、動画や音声、インフォグラフィックスの形態でも伝え始めている。

情報技術が編集アルゴリズムや広告収益を駆動して、ニュースや広告の方から私たちを探して届けにくる時代。フィルターバブル、エコーチェンバーの中で、いつでも、好きな気分や長さで情報を得ることができ、文字より動画が主流になった。私たちの個人情報と広告収益が PF に集中し、刺激の強い投稿が表示回数を稼ぎ利益を得るアテンションエコノミー（関心経済）が加速、その中に偽・誤情報が入り拡散、情報汚染が広がっている。真実が蔑ろになり、共通の言論空間がなくなっていくと、社会の分断が進み、選挙にも影響を与えている。この情報流通構造を知るとともに、権力の監視や人権の尊重、災害報道、調査・提言報道、歴史の記録など、ジャーナリズムの役割を知ることが、私たちの命や豊かな生活を守ることに直結している。

（３）学校だけでなく、家庭や地域とつながる学習活動とメディアリテラシー

学校教育には、教科書など共通の学習材があり、2030 年度からの次期学習指導要領では「情報活用能力」が新たな学習基盤として重視される。学校図書館、学校司書の活用、デジタル・シティズンシップ教育（DCE）視点も望まれる（日本図書館研究会『図書館界』Vol. 78No. 2 拙稿参照）。

NIE の領域でも、大阪での人権とジャーナリズムを土台に「学び続ける主権者」を目指す「子ども新聞社」活動、京都市市民活動総合センターと循環型地域共生社会を理念に活動する NPO「inote +P」や「knocks! horikawa みんなの図書館」の協働、愛知の多文化共生社会での「新聞寺子屋プログラム」、全国各地にひろがる「まわしよみ新聞」ワークショップなど、学校だけでなく家庭や地域とつながる学習活動が、注目され始めている。

（４）社会教育、学校教育、マスメディアの協働による共通の言論空間づくり

ユルゲン・ハーバーマスは『公共性の構造転換』の中で、17 世紀の「コーヒー・ハウス」や読書会など、人々が対等に議論した場を「公共圏」と呼んだ。明治期の日本でも「新聞縦覧所」が各地につくられた。公共的な場づくりとマスメディアの発達は一体として進んできた。

マスメディア、社会教育などに共通するのは、「みなが同じ情報を共有できるケアの場所」という側面である。分断社会にはこの場所を意識的に作らなければならない。メディアリテラシーは、自身に降りかかる災厄をはねのける刀としてではなく、意見の異なるあなたも私も、ともにこの社会を作っていく、という多様性に対する共通理解の中で身につけていくべき包摂的なものである。異質な他者に対する想像力を持ち、その立場を正しく理解するための確かな情報を持つことができるか。対面でもデジタルでも、共通の言論空間での社会教育の実践が期待されている。